

厚生労働省 令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

子どもの学習・生活支援事業の
支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業
報告書

令和3（2021）年3月
株式会社 日本能率協会総合研究所

目 次

はじめに.....	1
第1章 事業概要.....	3
第1節 事業の概要.....	3
第2章 アンケート調査.....	8
第1節 調査概要.....	8
第2節 調査結果概要.....	10
第3章 ヒアリング調査.....	45
第1節 調査概要.....	45
第2節 事例集.....	48
No.1 福島県いわき市.....	49
No.2 千葉県松戸市.....	56
No.3 千葉県八千代市.....	62
No.4 東京都足立区.....	68
No.5 山梨県中央市.....	76
No.6 石川県金沢市.....	81
No.7 兵庫県加古川市.....	88
No.8 佐賀県佐賀市.....	94
No.9 沖縄県名護市.....	102
No.10 栃木県.....	108
No.11 埼玉県.....	114
No.12 神奈川県.....	122
第4章 子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める効果的な連携に向けて.....	129
第1節 分類別の連携先との連携について.....	129
第2節 支援の段階別における連携について.....	145
(1) 支援の準備段階における連携先.....	145
(2) 支援の実施段階における連携先.....	146
(3) 支援終了後の段階における連携先.....	147
第3節 連携体制を構築するにあたっての留意点等について.....	149
(1) 連携体制の構築に向けて.....	149
(2) 個人情報の取り扱い.....	150
(3) 日本語を母語としない子ども・養育者（親等）への支援.....	152
(4) 新型コロナウイルス感染症への対応.....	153
おわりにー子どもの学習・生活支援事業の今後に向けてー.....	159
参考資料.....	161
1. アンケート調査票.....	161
2. アンケート調査単純集計結果（第2章未掲載部分）.....	175

はじめに

子どもの学習・生活支援事業を行うにあたり福祉事務所設置自治体は、支援を要する者（子ども、養育者、以下、利用者と略す）の学習課題・生活支援課題を解決・緩和するには、いろいろな関係機関・団体等関連領域と連携し、支援活動を行うこととなります。

利用者の学習課題・生活支援課題は、教育、福祉、保健・医療、労働など多岐にわたっており、また、それは、問題・課題の質、内容によっては、身体的・心理的・社会的・経済的などと多様な側面をもっています。さらには、利用者個々の世帯のおかれている状況やこれまでの生活との違いや問題・課題の発生の違いにより、どれ一つとして同じ内容のものはないという個別性・具体性を有しています。

そのため、福祉事務所設置自治体は、利用者の生活問題・課題を多面的・総合的・一体的にとらえていかなければならないのと同時に、それぞれの課題に対応するためにいろいろな関係機関等・関連専門職などと連携し支援活動を進めていくこととなります。

本調査研究は、福祉事務所設置自治体と関連領域の連携状況と課題について調査を通して明らかにすること、そして今後どのような連携の在り方がよいかについて検討することにあります。

そこで本調査研究においては、福祉事務所設置自治体と関連領域がどのような連携状況にあるか、またそこでの課題は何か、さらには、支援効果を上げるためにどのような取組が必要であるかを明らかにするため、アンケート調査とヒアリング調査を実施しています。

また、ここで規定する「連携」とは、目的や方針を共有し、同じ方向に向かって互いの専門性や活動などを活かし支援活動を行うことを指しています。

それは、次の三つの範囲が考えられます。一つには、福祉各法との連携です。これは、福祉事務所設置自治体における福祉内外の所管組織・団体との連携があります。二つには、福祉各法を超えて、関連領域（教育、保健・医療、労働など）との連携があります。三つには、地域との連携があります。これは、地域の社会資源である民生・児童委員、親族・近隣やNPOや企業などとの連携です。

またこれら領域は、供給主体の観点からみれば公的部門（行政）だけでなく、非営利公的部門（社会福祉法人、NPO等）や非営利非公的部門（ボランティア、住民組織等）、さらには営利部門（企業）の広く各供給主体の特質を活かし、生活困窮者世帯の学習・生活支援に向けて連携を図っていくこととなります。

子どもの学習支援・生活支援は、関係機関・団体や関連専門職などとの連携を行うことにより、子どもの学習支援、子どもの生活習慣・育成環境の改善、子どもの

進路選択など教育・就労などに関し相談や情報提供など効果的な支援を行なうことができます。本調査研究がその一助となれば幸いです。

最後に本調査研究の実施において、忙しい業務の合間を縫ってアンケート調査、ヒアリング調査に回答して下さった方々に対して、この場を借りて心より御礼申し上げます。また委員会において事業者、行政、学識経験者のそれぞれの立場から忌憚のない意見や資料を提供して下さった委員の皆さま、オブザーバーとして貴重な助言をして下さった厚生労働省の皆さま、事務局を担って下さった日本能率協会総合研究所の皆さまに深く感謝と御礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する検討委員会
委員長 岡部 卓

第1章 事業概要

第1節 事業の概要

1. 調査・研究事業の目的

平成 30（2018）年の生活困窮者自立支援法改正の附帯決議において、教育関係者等との緊密な連携、食事や教材の提供等、支援の効果を高めるための方策の検討等について指摘されています。

そこで本事業は、次の4点を実施しました。

- ① 子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高めるために実施している教育機関やフードバンク等の支援団体、民間企業や心理カウンセラー等の専門家といった関係機関との自治体における連携状況を把握・整理しました。
- ② 連携手法や連携の実施に向けた課題を明らかにしました。
- ③ 委員会での議論を踏まえ、効果的に関係機関と連携している事例を収集しました。
- ④ ①～③の結果を踏まえ、子どもの学習・生活支援事業の効果をより高める連携先や連携手法について整理・分析を行いました。

本事業により、子どもの学習・生活支援事業の支援の効果をより高めるための連携先や連携手法の普及啓発を図り、事業未実施自治体に対する事業開始、事業実施自治体等に対する支援内容の充実の促進に資することを目的とします。

本事業では「子どもの学習・生活支援事業」の連携状況を段階別に把握するため、「支援の段階」を以下のとおり定義し、報告書中に用いています。

- 支援の準備段階**：利用者の発見や事業の周知、ボランティアの募集等、支援の実施に向けた準備の段階のこと
- 支援の実施段階**：子どもや養育者（親等）に対して、学習支援・生活支援を実施している段階のこと
- 支援終了後の段階**：高校や大学等への進学、就職等により、子どもの学習・生活支援事業による支援が終了した子どもや養育者（親等）、世帯への対応の段階のこと

2. 実施概要

(1) 委員会の設置

自治体における子どもの学習・生活支援事業実施にあたって、支援の効果を高めるために実施している関係機関等との連携の実態の把握や連携手法、及び事業報告書設計等について検討するため、「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置しました。

■委員一覧（敬称略）

氏名	所属先・役職等
◎岡部 卓	明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科 専任教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
小林 理	東海大学 健康学部健康マネジメント学科 准教授
白鳥 勲	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事
渡辺 由美子	特定非営利活動法人 キッズドア 理事長
米山 けい子	認定特定非営利活動法人 フードバンク山梨 理事長
法師人 昇	栃木県保健福祉部保健福祉課 課長補佐
本木 健司	松戸市福祉長寿部生活支援一課 課長

◎：委員長

■オブザーバー

氏名	所属先・役職等
濱島 章	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐
中村 まどか	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 居住支援係長

■事務局

氏名	所属先・役職等
田中 元	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 主任研究員
河西 志乃	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員
笠原 総人	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員

■委員会概要

第1回	<p>日時：令和2（2020）年10月15日（木） 10：00～12：00</p> <p>場所：AP 東京八重洲 10階 Y2 会議室</p> <p>議事：1. 本事業の全体概要 2. アンケート調査内容の検討 3. ヒアリング調査について （連携事例に関する意見交換）</p>
第2回	<p>日時：令和2（2020）年12月24日（木） 10：00～12：00</p> <p>場所：AP 東京八重洲 10階 Y2 会議室</p> <p>議事：1. アンケート調査結果について 2. ヒアリング調査対象について</p>
第3回	<p>日時：令和3（2021）年2月8日（月） 10：00～12：00</p> <p>場所：AP 東京八重洲 10階 Y2 会議室</p> <p>議事：1. 本事業成果物について 2. 子どもの学習・生活支援事業における連携について</p>

※いずれの委員会も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、委員会会場での会議とオンライン会議を組み合わせ実施。

(2) 調査の実施

① アンケート調査

自治体における生活習慣・環境改善に関する支援の現状や課題を把握するため、福祉事務所設置自治体へのアンケート調査（悉皆調査）を実施しました。

調査対象：福祉事務所設置自治体 905

（市：792、町村：45、特別区：23、都道府県：45）

調査方法：厚生労働省より電子メールにて都道府県・指定都市・中核市に送付、
ならびに都道府県経由で市区町村に依頼

各自治体は Excel 電子調査票で回答、電子メールで事務局に提出

調査期間：令和2（2020）年10月28日（水）～11月18日（水）

調査項目：1. 事業の実施状況について
2. 子どもの学習・生活支援事業における
関係機関等との連携状況について

※詳細は第2章に記述

② ヒアリング調査

アンケート調査を基に、先進的な取組を実施している12自治体に対してヒアリング調査（標本調査）を実施しました。

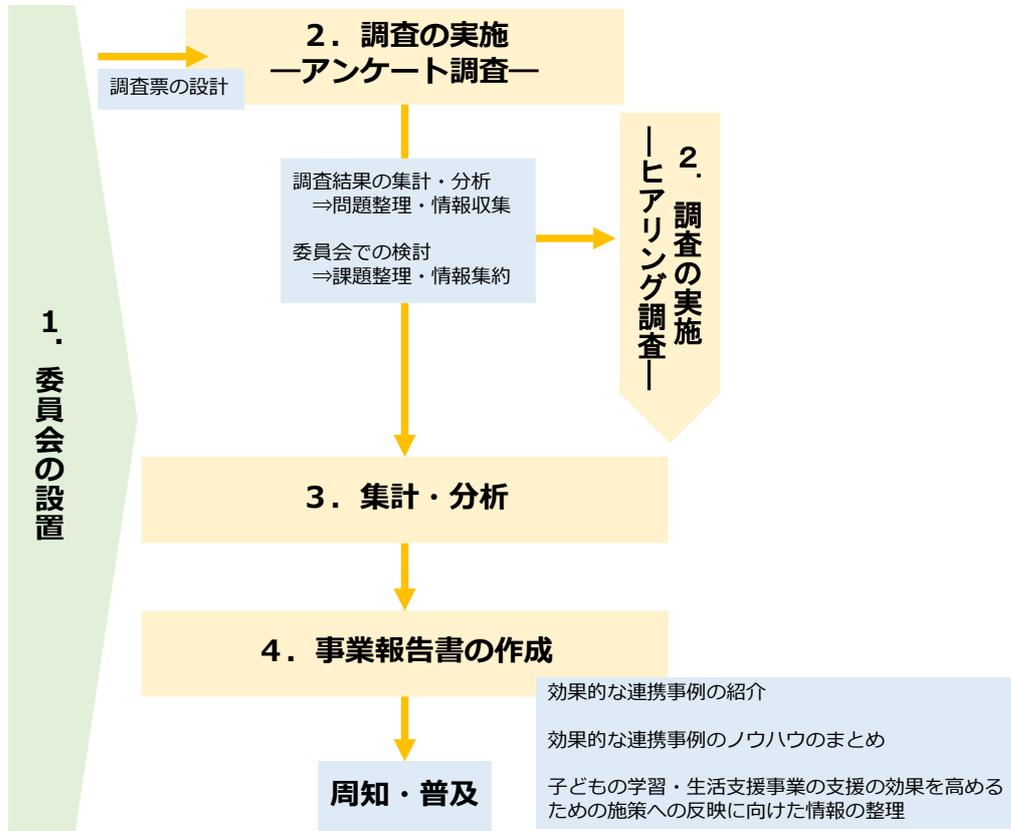
No.	地域	自治体名
1	北海道・東北	福島県いわき市
2	関東	千葉県松戸市
3	関東	千葉県八千代市
4	関東	東京都足立区
5	中部	山梨県中央市
6	中部	石川県金沢市
7	近畿	兵庫県加古川市
8	九州	佐賀県佐賀市
9	九州	沖縄県名護市
10	関東	栃木県
11	関東	埼玉県
12	関東	神奈川県

(3) 成果物の作成

アンケート調査結果並びにヒアリング調査結果を取りまとめた「事業報告書」を作成しました。

3. 実施フロー

本事業は以下のとおり実施しました。



4. 実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおりです。

事業内容	主な業務	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週	1週;2週;3週;4週
(1) 委員会の設置・運営	委員会設置・開催 (3回)		委員委嘱	①		②		③	
(2) 自治体へのアンケート調査【実態調査】	①調査票の検討		調査票案作成	検討	修正				
	②実査・分析				実査 (3週間)	集計・分析	検討		
(3) ヒアリング調査【事例収集】	①既存資料整理、文献調査		文献調査・実態調査から効果的な事例を抽出・内容の確認						
	②ヒアリング調査の実施						ヒアリング調査の実施		
(4) 成果物の作成						事業報告書案作成	検討	成果物最終化	提出
(5) 厚生労働省への報告		随時実施							

第2章 アンケート調査

第1節 調査概要

(1) 調査目的

自治体における子どもの生活習慣・環境改善の支援の効果を高めるために実施している関係機関等との連携状況等を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査設計

【調査対象】福祉事務所設置自治体 905 か所

(市：792、町村：45、特別区：23、都道府県：45)

【調査方法】厚生労働省より電子メールにて都道府県・指定都市・中核市に送付、
ならびに都道府県経由で市区町村に依頼

各自治体は Excel 電子調査票で回答、電子メールで事務局に提出

【調査期間】令和2（2020）年10月28日（水）～11月18日（水）

(3) 回収結果

【配布数】905 件

【有効回収数】637 件

【有効回収率】70.3%

【回答者属性】「市」556 件、「町」23 件、「村」0 件、
「特別区」21 件、「都道府県」37 件

(4) 報告書内の留意事項

- ・ 図・表中のn、回答者数とは、基数となる実数のことです。
- ・ 回答はn、回答者数を100%として百分率で算出しています。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがあります。
- ・ 図・表中の「-」は回答者が皆無のものです。
- ・ 複数回答ができる質問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・ 図・表において、回答の選択肢表記を簡略化している場合があります。

(5) 調査項目

1. 事業の実施状況について

- 問1 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況
- 問2 運営形態
- 問3 実施方法
- 問4 取組内容

2. 「子どもの学習・生活支援事業」における関係機関等との連携状況について

- 問5 連携先
- 問6 連携先の取組内容
- 問7 連携先との連携による支援効果の変化
- 問8 連携の効果測定の有無
- 問9 最も効果が出ている連携による取組
- 問10 現在の連携先との連携にあたっての課題
- 問11 今後連携が必要と考えている関係部署・機関
- 問12 新型コロナウイルス感染症等の影響で実施できていない取組
- 問13 事業についてご意見

<事業未実施自治体のみ>

- 問14 今後の実施予定
- 問15 事業についての意見

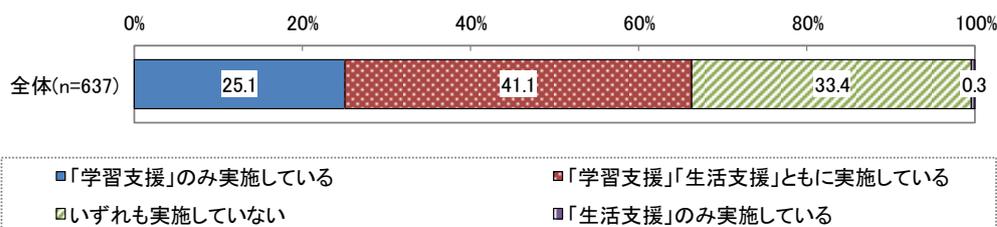
第2節 調査結果概要

2-1. 事業の実施状況について

(1) 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

- ✓ 「「学習支援」のみ実施している」(25.1%)、「「学習支援」「生活支援」ともに実施している」(41.1%)、「いずれも実施していない」(33.4%)、「「生活支援」のみ実施している」(0.3%)となっています。

問1. 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況 (n=637)

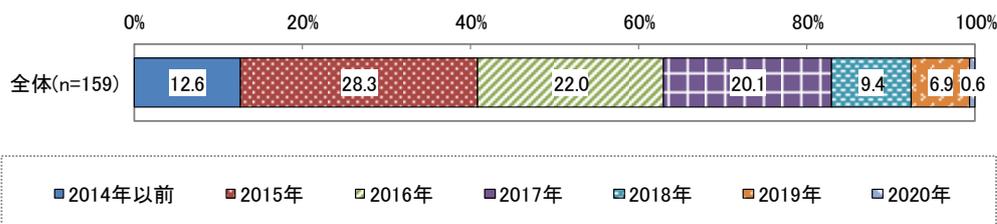


<2-1. (2) ~2-2. (7) ②は「子どもの学習・生活支援事業」を実施している自治体が対象>

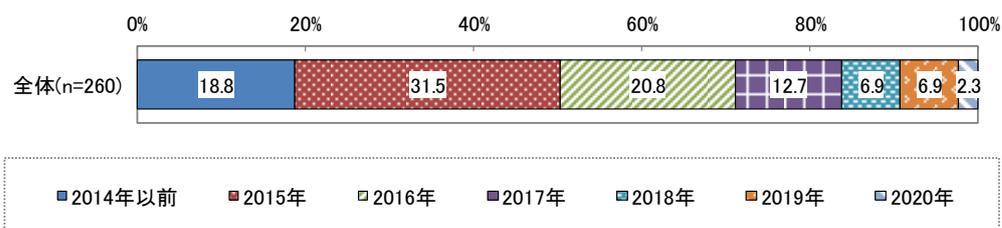
(2) 「子どもの学習・生活支援事業」の開始年度

- ✓ 学習支援のみ実施している自治体の開始年度は、「2014年以前」(12.6%)、「2015年」(28.3%)、「2016年」(22.0%)、「2017年」(20.1%)、「2018年」(9.4%)、「2019年」(6.9%)、「2020年」(0.6%)となっています。
- ✓ 「学習支援」「生活支援」ともに実施している自治体の学習支援の開始年度は、「2014年以前」(18.8%)、「2015年」(31.5%)、「2016年」(20.8%)、「2017年」(12.7%)、「2018年」(6.9%)、「2019年」(6.9%)、「2020年」(2.3%)となっています。
- ✓ 「学習支援」「生活支援」ともに実施している自治体の生活支援の開始年度は、「2014年以前」(14.2%)、「2015年」(22.3%)、「2016年」(16.5%)、「2017年」(10.8%)、「2018年」(7.3%)、「2019年」(24.6%)、「2020年」(4.2%)となっています。
- ✓ 以上のように、2020年に事業を開始した自治体が見られ、「子どもの学習・生活支援事業」を実施する自治体数が徐々に増加していることが推察されます。

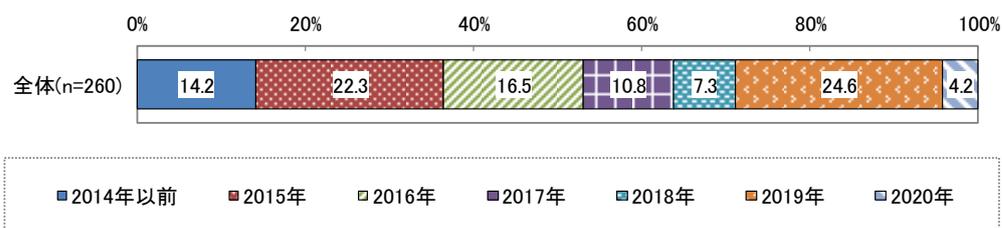
問1- 1. 【「学習支援」のみ実施している】開始年度 (n=159)



問1- 2. 【「学習支援」「生活支援」ともに実施している】学習支援:開始年度 (n=260)



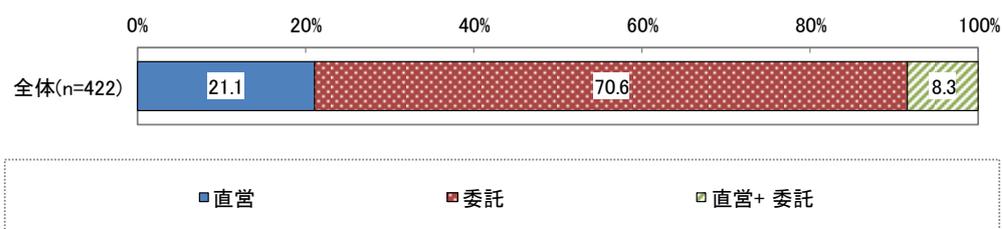
問1- 2. 【「学習支援」「生活支援」ともに実施している】生活支援:開始年度 (n=260)



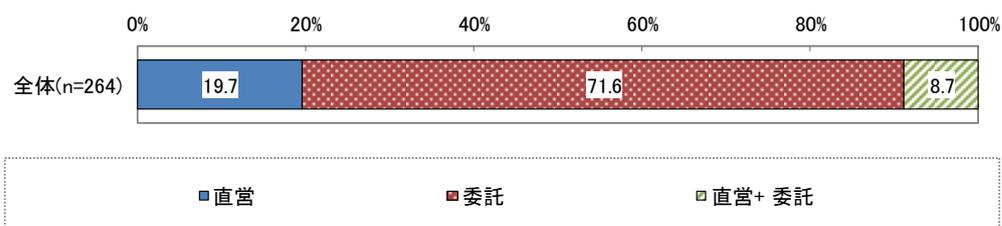
(3) 「子どもの学習・生活支援事業」の運営形態

- ✓ 「学習支援」の取組の運営形態は、「直営」(21.1%)、「委託」(70.6%)、「直営+委託」(8.3%)となっています。
- ✓ 「生活支援」の取組の運営形態は、「直営」(19.7%)、「委託」(71.6%)、「直営+委託」(8.7%)となっています。

問2①. 「子どもの学習・生活支援事業」の学習支援の取組の運営形態 (n=422)



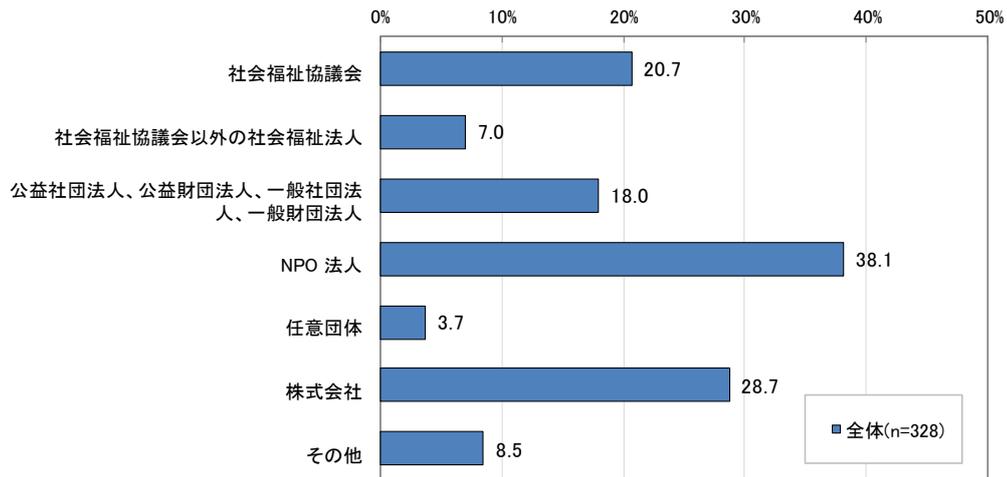
問2②. 「子どもの学習・生活支援事業」の生活支援の取組の運営形態 (n=264)



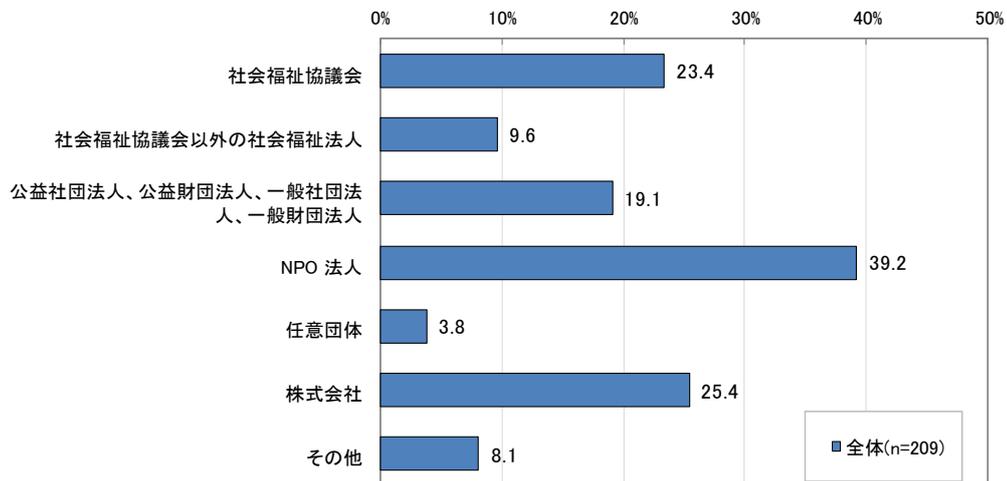
(3) ① <問2で「2. 委託」「3. 直営+委託」を選択した自治体>
「子どもの学習・生活支援事業」の委託先（複数選択）

- ✓ 「学習支援」の取組の委託先は、「NPO法人」が38.1%と最も高く、次いで「株式会社」が28.7%、そして「社会福祉協議会」が20.7%と続いています。
- ✓ 「生活支援」の取組の委託先は、「NPO法人」が39.2%と最も高く、次いで「株式会社」が25.4%、そして「社会福祉協議会」が23.4%と続いています。

問2-1②. <問2で「2. 委託」「3. 直営+委託」を選択した自治体>「子どもの学習・生活支援事業」の学習支援の取組の委託先（複数選択）(n=328)



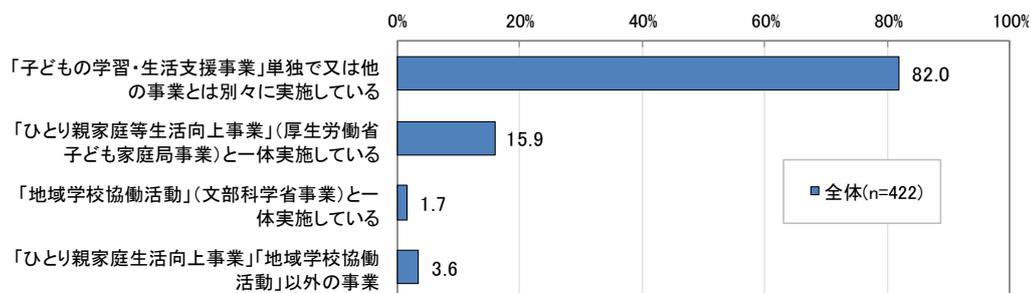
問2-1②. <問2で「2. 委託」「3. 直営+委託」を選択した自治体>「子どもの学習・生活支援事業」の生活支援の取組の委託先（複数選択）(n=209)



(4) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法（複数選択）

✓ 「「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が82.0%と最も高く、次いで「「ひとり親家庭等生活向上事業」（厚生労働省子ども家庭局事業）と一体実施している」が15.9%、そして「「ひとり親家庭生活向上事業」「地域学校協働活動」以外の事業」が3.6%と続いています。

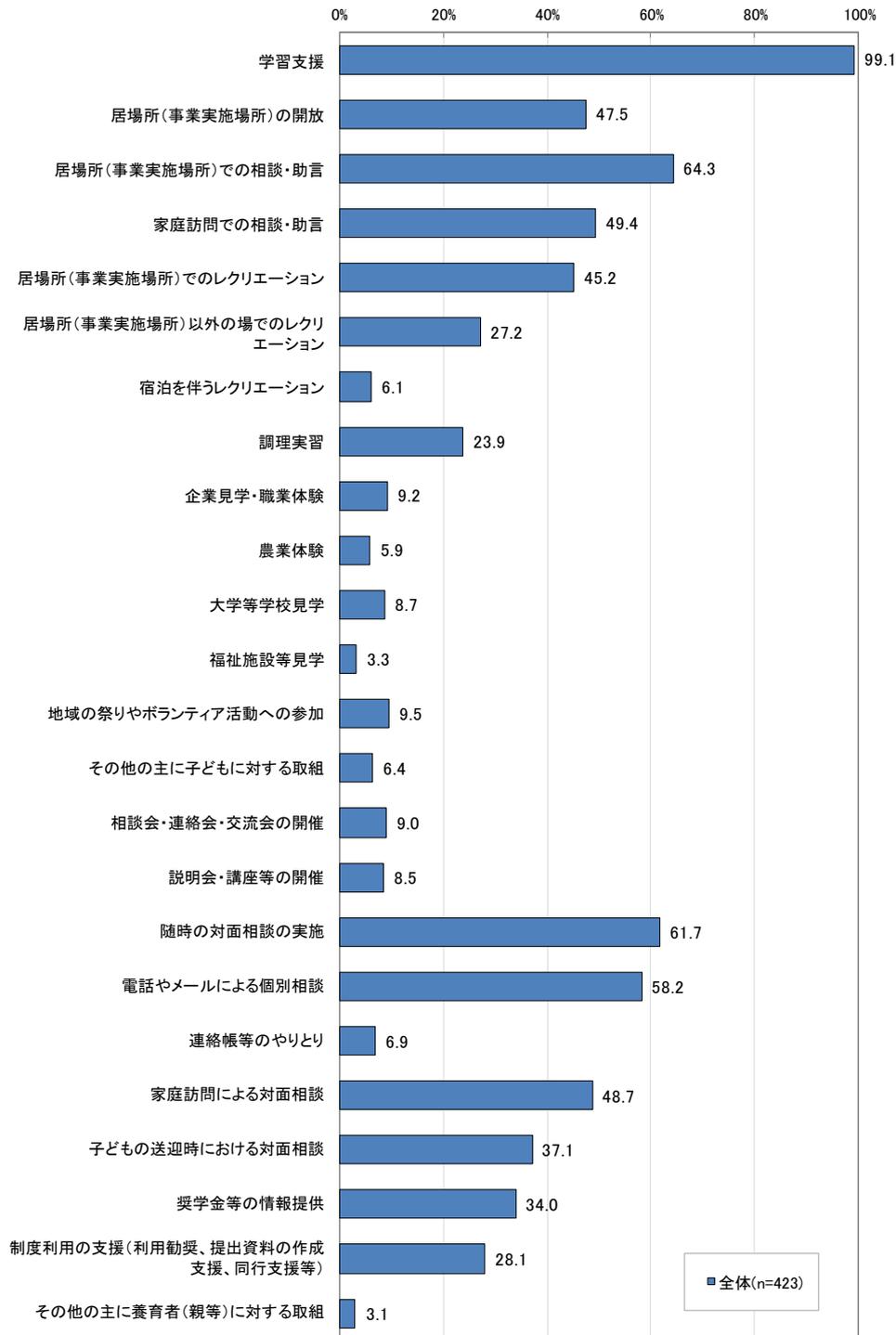
問3. 「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法（複数選択）(n=422)



(5) 「子どもの学習・生活支援事業」の取組内容（複数選択）

✓ 「学習支援」が99.1%と最も高く、次いで「居場所（事業実施場所）での相談・助言」が64.3%、そして「随時の対面相談の実施」が61.7%と続いています。

問4. 「子どもの学習・生活支援事業」の取組内容（複数選択）(n=423)

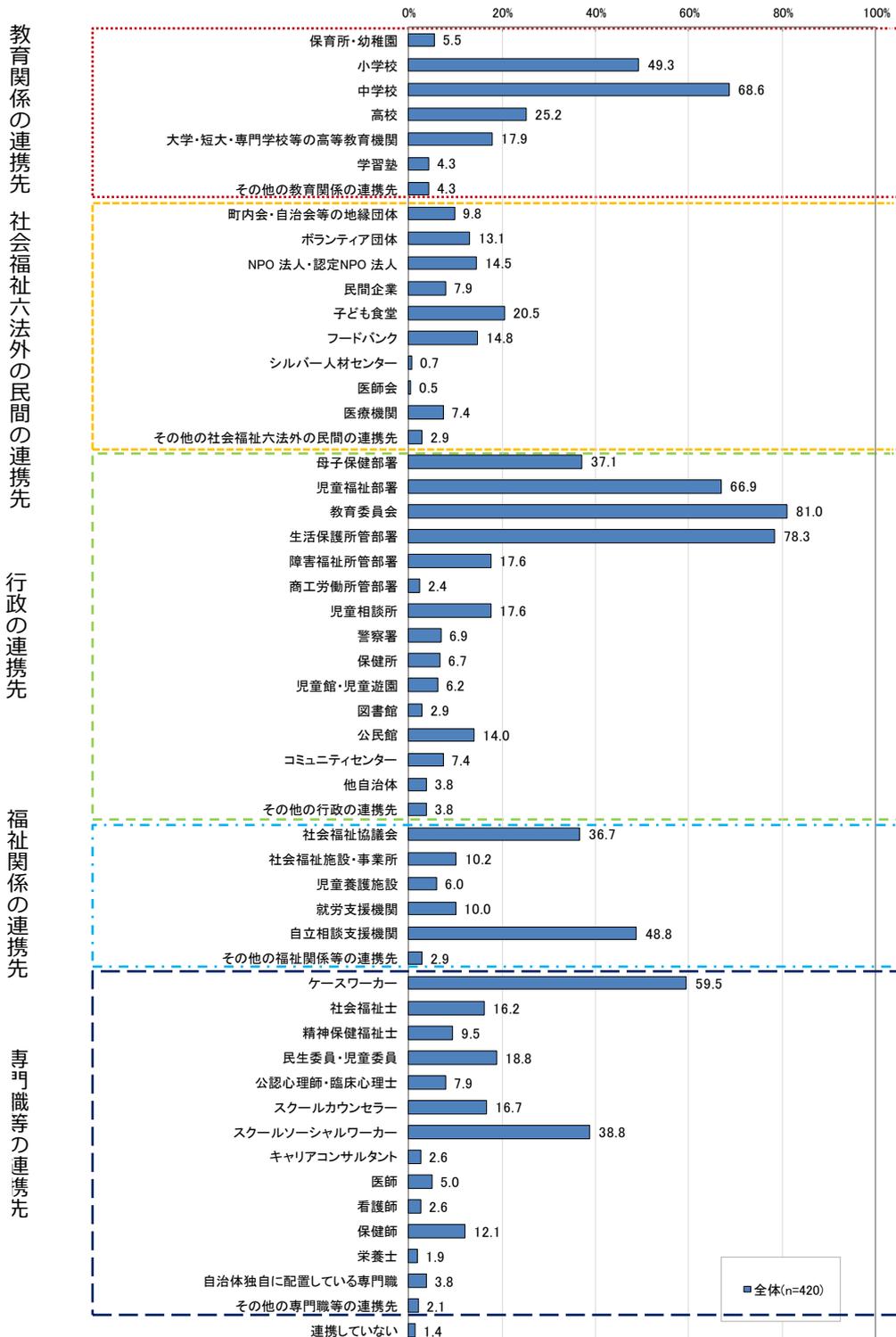


2-2. 子どもの学習・生活支援事業における関係機関等との連携状況等について

(1) 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）

- ✓ 「教育委員会」が81.0%と最も高く、次いで「生活保護所管部署」が78.3%、そして「中学校」が68.6%と続いています。
- ✓ 社会福祉六法外の民間の連携先や公認心理師・臨床心理士やスクールカウンセラーを連携先として挙げる自治体は20%程度未満となっています。

問5. 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）_全段階（複数選択）(n=420)

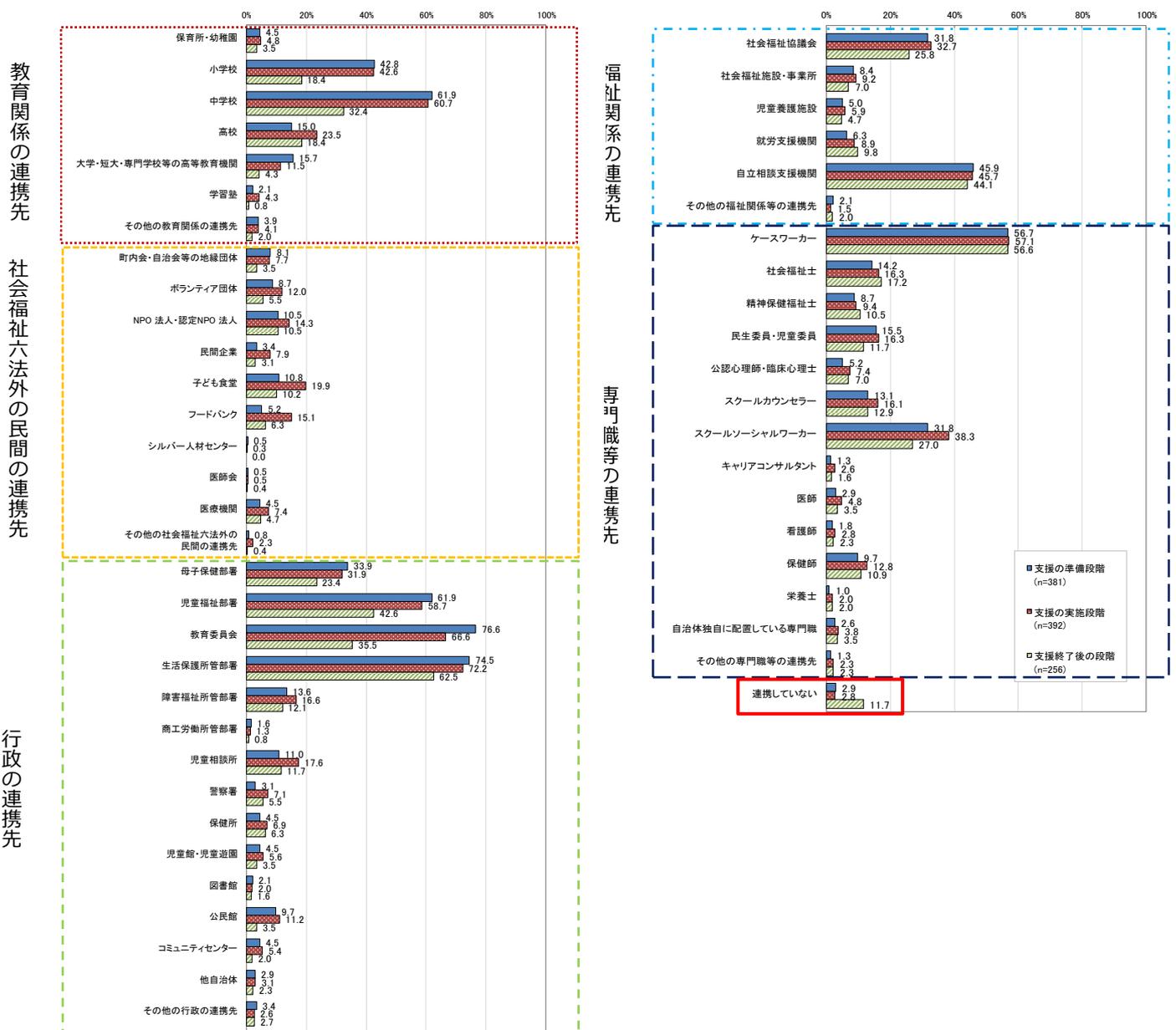


(1) ① 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）（支援の段階別）（複数選択）

- ✓ 支援の準備段階は、「教育委員会」が76.6%と最も高く、次いで「生活保護所管部署」が74.5%、そして「中学校」「児童福祉部署」が61.9%と続いています。支援の実施段階は、「生活保護所管部署」が72.2%と最も高く、次いで「教育委員会」が66.6%、そして「中学校」が60.7%と続いています。支援終了後の段階は、「生活保護所管部署」が62.5%で最も高く、次いで「ケースワーカー」が56.6%、そして「自立相談支援機関」が44.1%と続いています。
- ✓ 「連携していない」と回答した自治体は、支援の準備段階と支援の実施段階は3%未満ですが、支援終了後の段階は10%を超えています。

問5. 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）

問5. 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）



(1) ① I 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）_「教育関係の連携先」（複数選択）

- ✓ 支援の準備段階は、「中学校」が86.4%と最も高く、次いで「小学校」が59.7%、そして「大学・短大・専門学校等の高等教育機関」が22.0%と続いています。
- ✓ 支援の実施段階は、「中学校」が86.2%と最も高く、次いで「小学校」が60.5%、そして「高校」が33.3%と続いています。
- ✓ 支援終了後の段階は、「中学校」が83.0%と最も高く、次いで「小学校」「高校」が47.0%、そして「大学・短大・専門学校等の高等教育機関」が11.0%と続いています。

	調査数	保育所・幼稚園	小学校	中学校
支援の準備段階	273 (100.0%)	17 (6.2%)	163 (59.7%)	236 (86.4%)
支援の実施段階	276 (100.0%)	19 (6.9%)	167 (60.5%)	238 (86.2%)
支援終了後の段階	100 (100.0%)	9 (9.0%)	47 (47.0%)	83 (83.0%)

	調査数	高校	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	学習塾	その他の教育関係の連携先
支援の準備段階	273 (100.0%)	57 (20.9%)	60 (22.0%)	8 (2.9%)	15 (5.5%)
支援の実施段階	276 (100.0%)	92 (33.3%)	45 (16.3%)	17 (6.2%)	16 (5.8%)
支援終了後の段階	100 (100.0%)	47 (47.0%)	11 (11.0%)	2 (2.0%)	5 (5.0%)

※その他の教育関係の連携先：教員 OB、適応指導教室、特別支援学校等

(1) ① II 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）_「社会福祉六法外の民間の連携先」（複数選択）

- ✓ 支援の準備段階は、「子ども食堂」が43.2%と最も高く、次いで「NPO法人・認定NPO法人」が42.1%、そして「ボランティア団体」が34.7%、「町内会・自治会等の地縁団体」が32.6%と続いています。
- ✓ 支援の実施段階は、「子ども食堂」が51.0%と最も高く、次いで「フードバンク」が38.6%、そして「NPO法人・認定NPO法人」が36.6%と続いています。
- ✓ 支援終了後の段階は、「NPO法人・認定NPO法人」が56.3%と最も高く、次いで「子ども食堂」が54.2%、そして「フードバンク」が33.3%と続いています。

	調査数	町内会・自治会等の地縁団体	ボランティア団体	NPO法人・認定NPO法人	民間企業	子ども食堂
支援の準備段階	95 (100.0%)	31 (32.6%)	33 (34.7%)	40 (42.1%)	13 (13.7%)	41 (43.2%)
支援の実施段階	153 (100.0%)	30 (19.6%)	47 (30.7%)	56 (36.6%)	31 (20.3%)	78 (51.0%)
支援終了後の段階	48 (100.0%)	9 (18.8%)	14 (29.2%)	27 (56.3%)	8 (16.7%)	26 (54.2%)

	調査数	フードバンク	シルバー人材センター	医師会	医療機関	その他の社会福祉六法外の民間の連携先
支援の準備段階	95 (100.0%)	20 (21.1%)	2 (2.1%)	2 (2.1%)	17 (17.9%)	3 (3.2%)
支援の実施段階	153 (100.0%)	59 (38.6%)	1 (0.7%)	2 (1.3%)	29 (19.0%)	9 (5.9%)
支援終了後の段階	48 (100.0%)	16 (33.3%)	- (0.0%)	1 (2.1%)	12 (25.0%)	1 (2.1%)

※その他の社会福祉六法外の民間の連携先：母子寡婦福祉連合会、ボランティア協会等

(1) ①Ⅲ 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）_「行政の連携先」（複数選択）

- ✓ 支援の準備段階は、「教育委員会」が82.0%と最も高く、次いで「生活保護所管部署」が79.8%、そして「児童福祉部署」が66.3%と続いています。
- ✓ 支援の実施段階は、「生活保護所管部署」が80.6%と最も高く、次いで「教育委員会」が74.4%、そして「児童福祉部署」が65.5%と続いています。
- ✓ 支援終了後の段階は、「生活保護所管部署」が86.0%と最も高く、次いで「児童福祉部署」が58.8%、そして「教育委員会」が48.9%と続いています。

	調査数	母子保健部署	児童福祉部署	教育委員会	生活保護所管部署	障害福祉所管部署	商工労働所管部署	児童相談所
支援の準備段階	356 (100.0%)	129 (36.2%)	236 (66.3%)	292 (82.0%)	284 (79.8%)	52 (14.6%)	6 (1.7%)	42 (11.8%)
支援の実施段階	351 (100.0%)	125 (35.6%)	230 (65.5%)	261 (74.4%)	283 (80.6%)	65 (18.5%)	5 (1.4%)	69 (19.7%)
支援終了後の段階	186 (100.0%)	60 (32.3%)	109 (58.8%)	91 (48.9%)	160 (86.0%)	31 (16.7%)	2 (1.1%)	30 (16.1%)

	調査数	警察署	保健所	児童館・児童遊園	図書館	公民館	コミュニティセンター	他自治体	その他の行政の連携先
支援の準備段階	356 (100.0%)	12 (3.4%)	17 (4.8%)	17 (4.8%)	8 (2.2%)	37 (10.4%)	17 (4.8%)	11 (3.1%)	13 (3.7%)
支援の実施段階	351 (100.0%)	28 (8.0%)	27 (7.7%)	22 (6.3%)	8 (2.3%)	44 (12.5%)	21 (6.0%)	12 (3.4%)	10 (2.8%)
支援終了後の段階	186 (100.0%)	14 (7.5%)	16 (8.6%)	9 (4.8%)	4 (2.2%)	9 (4.8%)	5 (2.7%)	6 (3.2%)	7 (3.8%)

※その他の行政の連携先：多文化共生所管部署、広報部署、危機管理部署等

(1) ①Ⅳ 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）_「福祉関係等の連携先」（複数選択）

- ✓ 支援の準備段階は、「自立相談支援機関」が80.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が55.8%、そして「社会福祉施設・事業所」が14.7%と続いています。
- ✓ 支援の実施段階は、「自立相談支援機関」が79.2%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が56.6%、そして「社会福祉施設・事業所」が15.9%と続いています。
- ✓ 支援終了後の段階は、「自立相談支援機関」が86.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が50.8%、そして「就労支援機関」が19.2%と続いています。

	調査数	社会福祉協議会	社会福祉施設・事業所	児童養護施設	就労支援機関	自立相談支援機関	その他の福祉関係等の連携先
支援の準備段階	217 (100.0%)	121 (55.8%)	32 (14.7%)	19 (8.8%)	24 (11.1%)	175 (80.6%)	8 (3.7%)
支援の実施段階	226 (100.0%)	128 (56.6%)	36 (15.9%)	23 (10.2%)	35 (15.5%)	179 (79.2%)	6 (2.7%)
支援終了後の段階	130 (100.0%)	66 (50.8%)	18 (13.8%)	12 (9.2%)	25 (19.2%)	113 (86.9%)	5 (3.8%)

※その他の福祉関係等の連携先：ひきこもり居場所、母子生活支援施設等

(1) ①V 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）_「専門職等の連携先」（複数選択）

- ✓ 支援の準備段階は、「ケースワーカー」が88.2%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が49.4%、そして「民生委員・児童委員」が24.1%と続いています。
- ✓ 支援の実施段階は、「ケースワーカー」が83.0%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が55.6%、そして「社会福祉士」「民生委員・児童委員」が23.7%と続いています。
- ✓ 支援終了後の段階は、「ケースワーカー」が90.6%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が43.1%、そして「社会福祉士」が27.5%と続いています。

	調査数	ケースワーカー	社会福祉士	精神保健福祉士	民生委員・児童委員	公認心理師・臨床心理士	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
支援の準備段階	245 (100.0%)	216 (88.2%)	54 (22.0%)	33 (13.5%)	59 (24.1%)	20 (8.2%)	50 (20.4%)	121 (49.4%)
支援の実施段階	270 (100.0%)	224 (83.0%)	64 (23.7%)	37 (13.7%)	64 (23.7%)	29 (10.7%)	63 (23.3%)	150 (55.6%)
支援終了後の段階	160 (100.0%)	145 (90.6%)	44 (27.5%)	27 (16.9%)	30 (18.8%)	18 (11.3%)	33 (20.6%)	69 (43.1%)

	調査数	キャリアコンサルタント	医師	看護師	保健師	栄養士	自治体独自に配置している専門職	その他の専門職等の連携先
支援の準備段階	245 (100.0%)	5 (2.0%)	11 (4.5%)	7 (2.9%)	37 (15.1%)	4 (1.6%)	10 (4.1%)	5 (2.0%)
支援の実施段階	270 (100.0%)	10 (3.7%)	19 (7.0%)	11 (4.1%)	50 (18.5%)	8 (3.0%)	15 (5.6%)	9 (3.3%)
支援終了後の段階	160 (100.0%)	4 (2.5%)	9 (5.6%)	6 (3.8%)	28 (17.5%)	5 (3.1%)	9 (5.6%)	6 (3.8%)

※その他の専門職等の連携先：保育士、歯科医師・歯科衛生士等

(1) ①V-1 「子どもの学習・生活支援事業」の連携先（委託している場合は委託先を除く）
「専門職等の連携先」の所属先（複数選択）

- ✓ 「ケースワーカー」は生活保護所管部署が58.4%と最も高くなっています。
- ✓ 「社会福祉士」「精神保健福祉士」は自立相談支援機関が最も高く、それぞれ22.4%、14.3%となっています。
- ✓ 「民生委員・児童委員」は生活保護・障害福祉以外の福祉部署が52.2%と最も高くなっています。
- ✓ 「公認心理師・臨床心理士」「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」は教育委員会が最も高く、それぞれ31.8%、68.4%、85.6%となっています。
- ✓ 「キャリアコンサルタント」は就労支援機関が85.7%と最も高くなっています。
- ✓ 「医師」「看護師」も医療機関が最も高く、それぞれ100.0%、66.7%となっています。
- ✓ 「保健師」「栄養士」は健康づくり部署が最も高く、それぞれ38.1%、57.1%となっています。
- ✓ 「自治体独自に配置している専門職」は生活保護所管部署が54.5%と最も高くなっています。

	ケースワーカー	社会福祉士	精神保健福祉士	民生委員・児童委員	公認心理師・臨床心理士	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	キャリアコンサルタント	医師	看護師	保健師	栄養士	自治体独自に配置している専門職
調査数	202	58	35	23	22	57	132	7	10	6	42	7	11
保育所・幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小学校	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	17.5	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	22.8	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大学・短大・専門学校等の高等教育機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学習塾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の教育関係の連携先	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町内会・自治会等の地縁団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ボランティア団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
NPO法人・認定NPO法人	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
民間企業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子ども食堂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
フードバンク	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
シルバー人材センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医師会	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療機関	0.0	3.4	8.6	0.0	13.6	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0
その他の社会福祉六法外の民間の連携先	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
母子保健部署	0.5	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	9.1
児童福祉部署	0.5	6.9	8.6	0.0	4.5	1.8	1.5	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0
教育委員会	0.0	1.7	0.0	0.0	31.8	68.4	85.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2
生活保護所管部署	58.4	15.5	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	9.5	14.3	54.5
障害福祉所管部署	2.0	5.2	11.4	0.0	4.5	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	0.0
生活保護・障害福祉以外の福祉部署	26.7	15.5	11.4	52.2	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0
健康づくり部署	3.0	5.2	8.6	8.7	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.1	57.1	0.0
子育て支援部署	2.0	12.1	2.9	0.0	9.1	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
商工労働所管部署	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童相談所	1.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
警察署	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保健所	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.0	0.0	0.0
児童館・児童遊園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
図書館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コミュニティセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他自治体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の行政の連携先	12.4	8.6	8.6	21.7	4.5	1.8	3.8	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0
社会福祉協議会	0.5	10.3	11.4	17.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
社会福祉施設・事業所	0.5	5.2	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労支援機関	0.0	3.4	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自立相談支援機関	0.5	22.4	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の福祉関係等の連携先	0.5	6.9	8.6	0.0	18.2	1.8	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	9.1
その他	0.0	1.7	2.9	0.0	18.2	1.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1

(2) ① 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における連携先の取組内容（詳細は「参考資料」参照）

- ✓ 「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」の取組を行う連携先が多くなっています。
- ✓ 連携している自治体数は少ないですが、そのなかで「大学・短大・専門学校等の高等教育機関」や「ボランティア団体」「町内会・自治会等の地縁団体」と連携し、事業の担い手（支援員）の確保を行っている自治体もあります。
- ✓ 連携している自治体数は少ないですが、そのなかで「コミュニティセンター」「公民館」「図書館」といった庁舎外に拠点を持つ行政の連携先と連携し、事業実施場所の確保を行っている自治体があります。

		調査数	子どもの情報共有	養育者（親等）の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	事業の周知	事業の担い手（支援員）の確保	事業実施場所の確保	その他	
教育関係の連携先	保育所・幼稚園	16	93.8	81.3	75.0	50.0	-	-	-	
	小学校	159	68.6	54.1	44.7	80.5	5.0	11.9	1.3	
	中学校	231	65.8	50.6	38.5	84.8	4.3	7.4	0.9	
	高校	54	77.8	57.4	55.6	59.3	14.8	5.6	-	
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	56	14.3	7.1	7.1	28.6	91.1	10.7	1.8	
	学習塾	7	57.1	42.9	42.9	57.1	42.9	14.3	-	
	その他の教育関係の連携先	13	76.9	61.5	46.2	69.2	-	-	7.7	
社会福祉六法外の民間の連携先	町内会・自治会等の地縁団体	30	30.0	20.0	16.7	76.7	43.3	33.3	-	
	ボランティア団体	30	36.7	33.3	30.0	80.0	66.7	13.3	3.3	
	NPO法人・認定NPO法人	37	67.6	64.9	51.4	75.7	43.2	24.3	-	
	民間企業	12	41.7	25.0	33.3	58.3	41.7	50.0	-	
	子ども食堂	39	48.7	41.0	28.2	74.4	23.1	20.5	-	
	フードバンク	16	43.8	31.3	25.0	81.3	12.5	6.3	12.5	
	シルバー人材センター	2	-	-	-	50.0	-	50.0	-	
	医師会	1	-	-	-	100.0	-	-	-	
	医療機関	14	92.9	85.7	50.0	21.4	7.1	7.1	-	
	その他の社会福祉六法外の民間の連携先	1	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	
行政の連携先	母子保健部署	123	75.6	74.0	61.0	77.2	3.3	3.3	0.8	
	児童福祉部署	231	76.2	68.8	61.0	83.1	3.0	4.3	0.4	
	教育委員会	281	64.1	50.9	42.7	81.1	12.5	12.5	1.1	
	生活保護所管部署	280	80.0	73.6	67.5	89.6	6.4	11.1	0.7	
	障害福祉所管部署	47	85.1	83.0	76.6	66.0	6.4	2.1	-	
	商工労働所管部署	5	40.0	40.0	40.0	80.0	20.0	40.0	-	
	児童相談所	37	86.5	86.5	81.1	51.4	5.4	5.4	-	
	警察署	9	100.0	88.9	88.9	55.6	11.1	11.1	-	
	保健所	14	92.9	92.9	100.0	71.4	7.1	14.3	-	
	児童館・児童遊園	15	60.0	46.7	33.3	60.0	20.0	46.7	-	
	図書館	7	14.3	14.3	14.3	57.1	28.6	71.4	-	
	公民館	32	12.5	6.3	6.3	31.3	12.5	87.5	-	
	コミュニティセンター	14	7.1	7.1	7.1	35.7	21.4	92.9	-	
	他自治体	9	55.6	55.6	55.6	44.4	11.1	33.3	22.2	
	その他の行政の連携先	11	36.4	27.3	18.2	45.5	-	36.4	9.1	
	福祉関係等の連携先	社会福祉協議会	118	64.4	60.2	55.9	79.7	33.1	28.0	3.4
		社会福祉施設・事業所	30	63.3	46.7	46.7	60.0	26.7	50.0	-
児童養護施設		18	100.0	77.8	72.2	61.1	11.1	22.2	-	
就労支援機関		23	78.3	65.2	73.9	73.9	21.7	13.0	-	
自立相談支援機関		171	81.9	78.9	76.6	85.4	16.4	17.0	1.2	
その他の福祉関係等の連携先		8	87.5	62.5	37.5	87.5	12.5	12.5	-	
専門職等の連携先	ケースワーカー	210	90.0	83.8	79.0	90.0	3.8	4.8	0.5	
	社会福祉士	53	98.1	94.3	90.6	88.7	13.2	9.4	-	
	精神保健福祉士	32	90.6	90.6	87.5	78.1	12.5	6.3	-	
	民生委員・児童委員	56	60.7	53.6	55.4	78.6	21.4	3.6	-	
	公認心理師・臨床心理士	19	84.2	84.2	78.9	73.7	10.5	5.3	5.3	
	スクールカウンセラー	44	86.4	77.3	68.2	77.3	4.5	2.3	-	
	スクールソーシャルワーカー	112	88.4	75.9	68.8	82.1	3.6	0.9	0.9	
	キャリアコンサルタント	4	100.0	75.0	75.0	100.0	25.0	25.0	-	
	医師	10	100.0	90.0	80.0	50.0	10.0	10.0	-	
	看護師	5	100.0	100.0	100.0	60.0	20.0	20.0	-	
	保健師	30	90.0	86.7	90.0	63.3	10.0	10.0	-	
	栄養士	3	100.0	100.0	100.0	66.7	33.3	33.3	-	
	自治体独自に配置している専門職	7	85.7	85.7	85.7	71.4	14.3	28.6	-	
	その他の専門職等の連携先	4	100.0	75.0	50.0	100.0	-	-	-	

(2) ② 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における取組内容（詳細は「参考資料」参照）

- ✓ 主に子ども、養育者（親等）を対象とした「相談・助言」「情報共有」の取組を行う連携先が多くなっています。
- ✓ 連携している自治体数は少ないですが、そのなかで「社会福祉六法外の民間の連携先」では「レクリエーション」や「食材の提供」「食事の提供」「職場体験」等、様々な取組が行われていることが確認できます。
- ✓ 「子ども食堂」や「フードバンク」において、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」の取組を行っている自治体があり、団体本来の役割外の取組ですが、「子どもの学習・生活支援事業」にもたらしている影響が確認できます。
- ✓ 「日本語の教育（日本語を母語としない子ども・養育者（親等）等を対象）」において、「その他行政の連携先」の割合が高くなっているのは、「国際交流部署」や「多文化共生部署」を挙げている自治体が多く見られたことが理由として推察されます。

		主に子どもに対する取組												主に養育者（親等）に対する取組						主に支援対象者の支援の充実のための取組							
調査数		主に子どもに対する相談・助言	レクリエーション	食材の提供	食事の提供	調理実習	子ども食堂の利用	職場見学	職業体験	学校等の教育機関見学	地域活動への参加（祭りや清掃活動等）	その他の主に子どもに対する取組	説明会・講座等の開催	主に養育者（親等）に対する相談・助言	奨学金紹介等の情報提供	制度利用の支援（利用動向、提出資料の作成支援、同行支援等）	食材の配送	その他の主に養育者（親等）に対する取組	子どもの情報共有	養育者（親等）の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	日本語の教育（日本語を母語としない子ども・養育者（親等）等を対象）	支援対象者の母語での支援	その他の主に支援対象者の支援のための取組		
教育関係の連携先	保育所・幼稚園	18	77.8	11.1	-	5.6	-	16.7	-	-	5.6	5.6	-	5.6	83.3	5.6	33.3	11.1	-	88.9	88.9	66.7	27.8	-	-	-	
	小学校	153	83.7	7.8	2.6	2.6	2.0	6.5	1.3	0.7	3.3	2.6	3.3	3.9	66.7	17.0	21.6	3.3	2.0	88.2	68.6	58.2	22.2	7.8	0.7	0.7	
	中学校	222	86.9	6.3	2.7	2.3	2.7	4.5	3.2	3.6	7.7	2.7	2.7	6.3	71.6	30.2	21.6	1.8	0.9	87.8	68.0	55.9	23.0	7.7	1.4	0.5	
	高校	84	84.5	13.1	6.0	4.8	3.6	8.3	4.8	6.0	17.9	4.8	1.2	10.7	69.0	47.6	35.7	4.8	-	89.3	73.8	70.2	28.6	6.0	1.2	-	
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	37	67.6	32.4	2.7	2.7	2.7	8.1	2.7	5.4	18.9	10.8	18.9	10.8	29.7	24.3	16.2	5.4	-	29.7	18.9	13.5	18.9	5.4	2.7	5.4	
	学習塾	14	64.3	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	28.6	7.1	35.7	7.1	14.3	-	-	57.1	28.6	21.4	7.1	-	-	7.1	
社会福祉六法外の民間の連携先	その他の教育関係の連携先	14	78.6	21.4	-	-	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	-	71.4	28.6	14.3	-	-	85.7	71.4	50.0	14.3	7.1	7.1	-	-	
	町内会・自治会等の地縁団体	25	56.0	24.0	12.0	20.0	12.0	24.0	8.0	8.0	12.0	32.0	4.0	12.0	32.0	8.0	12.0	8.0	-	44.0	24.0	24.0	24.0	4.0	-	7.1	
	ボランティア団体	42	42.9	57.1	23.8	38.1	23.8	14.3	4.8	4.8	7.1	21.4	7.1	2.4	23.8	9.5	9.5	7.1	-	40.5	26.2	23.8	23.8	14.3	2.4	-	-
	NPO法人・認定NPO法人	50	76.0	44.0	14.0	30.0	14.0	18.0	6.0	6.0	10.0	8.0	4.0	12.0	68.0	12.0	12.0	10.0	-	68.0	56.0	50.0	24.0	8.0	-	-	-
	民間企業	28	32.1	35.7	21.4	21.4	14.3	7.1	42.9	46.4	3.6	3.6	10.7	14.3	25.0	7.1	7.1	7.1	-	28.6	17.9	17.9	14.3	-	-	-	-
	子ども食堂	77	29.9	13.0	27.3	54.5	11.7	66.2	3.9	2.6	2.6	5.2	-	2.6	24.7	5.2	6.5	9.1	1.3	35.1	20.8	16.9	16.9	1.3	-	-	-
	フードバンク	57	17.5	8.8	82.5	21.1	7.0	7.0	1.8	1.8	1.8	1.8	5.3	3.5	17.5	5.3	8.8	29.8	3.5	15.8	12.3	10.5	12.3	-	-	1.8	
	シルバー人材センター	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医師会	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療機関	23	78.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	8.7	82.6	4.3	8.7	4.3	4.3	87.0	56.5	39.1	17.4	-	-	-	-
	その他の社会福祉六法外の民間の連携先	8	-	25.0	37.5	25.0	12.5	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0	
行政の連携先	母子保健部署	116	86.2	6.0	2.6	2.6	2.6	4.3	1.7	1.7	1.7	1.7	5.2	78.4	18.1	28.4	0.9	-	88.8	79.3	71.6	26.7	3.4	1.7	-	-	
	児童福祉部署	217	82.9	3.7	1.8	1.4	2.3	3.2	1.4	1.4	2.8	0.9	0.5	4.6	75.1	18.0	26.3	1.8	-	88.0	73.3	65.9	26.3	1.8	0.9	0.5	
	教育委員会	237	80.6	3.0	0.8	0.8	1.7	2.5	1.3	1.3	3.4	1.3	1.3	4.2	65.8	20.3	19.8	0.8	-	84.0	63.3	56.5	23.2	3.8	2.1	0.8	
	生活保護所管部署	272	81.6	2.2	2.2	1.1	2.6	1.8	1.5	1.5	2.2	0.7	0.4	4.0	77.9	32.4	33.5	0.7	-	84.9	75.0	69.1	27.2	1.5	1.1	1.1	
	障害福祉所管部署	59	93.2	6.8	3.4	3.4	3.4	3.4	5.1	5.1	5.1	6.8	-	5.1	83.1	16.9	42.4	1.7	-	88.1	81.4	71.2	42.4	3.4	1.7	-	
	商工労働所管部署	4	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-	25.0	75.0	25.0	25.0	25.0	-	75.0	75.0	75.0	50.0	-	-	-	-
	児童相談所	62	90.3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	77.4	8.1	17.7	1.6	-	79.0	74.2	72.6	25.8	3.2	-	-	
	警察署	20	95.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	-	5.0	65.0	10.0	10.0	5.0	-	50.0	40.0	35.0	30.0	5.0	-	-	
	保健所	23	91.3	4.3	4.3	4.3	4.3	8.7	4.3	4.3	4.3	4.3	-	4.3	69.6	13.0	30.4	4.3	-	73.9	56.5	56.5	43.5	8.7	-	4.3	
	児童館・児童遊園	19	73.7	47.4	10.5	15.8	10.5	10.5	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	10.5	52.6	10.5	31.6	5.3	-	78.9	47.4	36.8	26.3	-	-	-	-
	図書館	4	25.0	50.0	25.0	25.0	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0	25.0	50.0	25.0	50.0	25.0	-	25.0	25.0	25.0	50.0	-	-	-	-
	公民館	27	33.3	18.5	3.7	3.7	3.7	7.4	3.7	3.7	3.7	11.1	29.6	7.4	25.9	3.7	11.1	3.7	-	18.5	11.1	11.1	22.2	3.7	-	18.5	
	コミュニティセンター	9	22.2	22.2	11.1	11.1	22.2	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	33.3	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	-	11.1	11.1	11.1	22.2	-	-	11.1	
	他自治体	11	72.7	27.3	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	9.1	18.2	63.6	18.2	27.3	9.1	-	45.5	45.5	36.4	36.4	-	-	9.1	
	その他の行政の連携先	8	50.0	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5	-	37.5	-	12.5	-	-	25.0	37.5	25.0	-	37.5	-	12.5	
	福祉関係等の連携先	社会福祉協議会	121	66.9	19.8	26.4	15.7	14.0	14.9	3.3	5.0	3.3	6.6	5.8	5.8	70.2	33.1	33.9	6.6	-	70.2	62.8	57.9	33.9	2.5	1.7	2.5
		社会福祉施設・事業所	32	68.8	28.1	15.6	21.9	15.6	12.5	12.5	6.3	9.4	9.4	3.1	62.5	15.6	28.1	6.3	-	68.8	53.1	50.0	31.3	3.1	-	6.3	
		児童養護施設	20	100.0	15.0	10.0	15.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	-	5.0	75.0	30.0	35.0	10.0	-	80.0	65.0	55.0	40.0	5.0	-	-
		就労支援機関	33	75.8	15.2	9.1	6.1	6.1	6.1	15.2	15.2	6.1	6.1	12.1	12.1	81.8	18.2	36.4	3.0	3.0	63.6	63.6	66.7	36.4	3.0	-	-
自立相談支援機関		172	80.8	12.2	16.9	7.0	5.8	9.3	5.8	5.2	3.5	2.9	1.2	4.7	87.8	39.0	40.7	9.3	1.2	83.7	78.5	75.0	41.3	1.2	2.3	1.2	
その他の福祉関係等の連携先		6	66.7	33.3	16.7	33.3	16.7	16.7	-	16.7	-	-	16.7	16.7	83.3	16.7	33.3	-	-	100.0	100.0	100.0	16.7	-	-	-	
専門職等の連携先	ケースワーカー	216	89.8	5.1	1.9	0.9	2.8	2.3	1.9	1.9	4.2	1.4	3.7	87.0	43.1	39.8	1.4	-	89.8	81.5	78.2	31.9	0.9	2.3	0.5		
	社会福祉士	61	95.1	11.5	8.2	6.6	6.6	13.1	4.9	6.6	9.8	6.6	8.2	85.2	34.4	36.1	6.6	-	91.8	86.9	83.6	36.1	1.6	4.9	-		
	精神保健福祉士	34	94.1	11.8	5.9	5.9	5.9	8.8	5.9	5.9	5.9	8.8	11.8	82.4	23.5	32.4	2.9	-	94.1	91.2	88.2	47.1	2.9	5.9	-		
	民生委員・児童委員	57	80.7	14.0	8.8	8.8	10.5	10.5	3.5	3.5	3.5	10.5	1.8	8.8	68.4	12.3	10.5	5.3	-	78.9	66.7	64.9	33.3	3.5	1.8	-	
	公認心理師・臨床心理士	24	95.8	16.7	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	-	8.3	91.7	20.8	29.2	4.2	-	87.5	79.2	75.0	33.3	4.2	-	4.2	
	スクールカウンセラー	61	96.7	6.6	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	4.9	3.3	-	3.3	85.2	24.6	19.7	1.6	-	93.4	82.0	70.5	27.9	1.6	-	-	
	スクールソーシャルワーカー	136	93.4	2.9	2.2	2.2	2.9	2.9	2.2	2.2	9.6	2.2	1.5	3.7	83.8	27.9	24.3	0.7	0.7	87.5	76.5	67.6	26.5	0.7	0.7	0.7	
	キャリアコンサルタント	9	77.8	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	33.3	33.3	11.1	11.1	11.1	33.3	100.0	11.1	33.3	11.1	-	77.8	66.7	77.8	33.3	11.1	-	-	
	医師	18	94.4	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	83.3	11.1	16.7	5.6	5.6	83.3	66.7	61.1	22.2	-	-	-	
	看護師	9	77.8	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	88.9	22.2	22.2	11.1	11.1	88.9	77.8	66.7	44.4	-	-	-	

(2) ③ 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容
(詳細は「参考資料」参照)

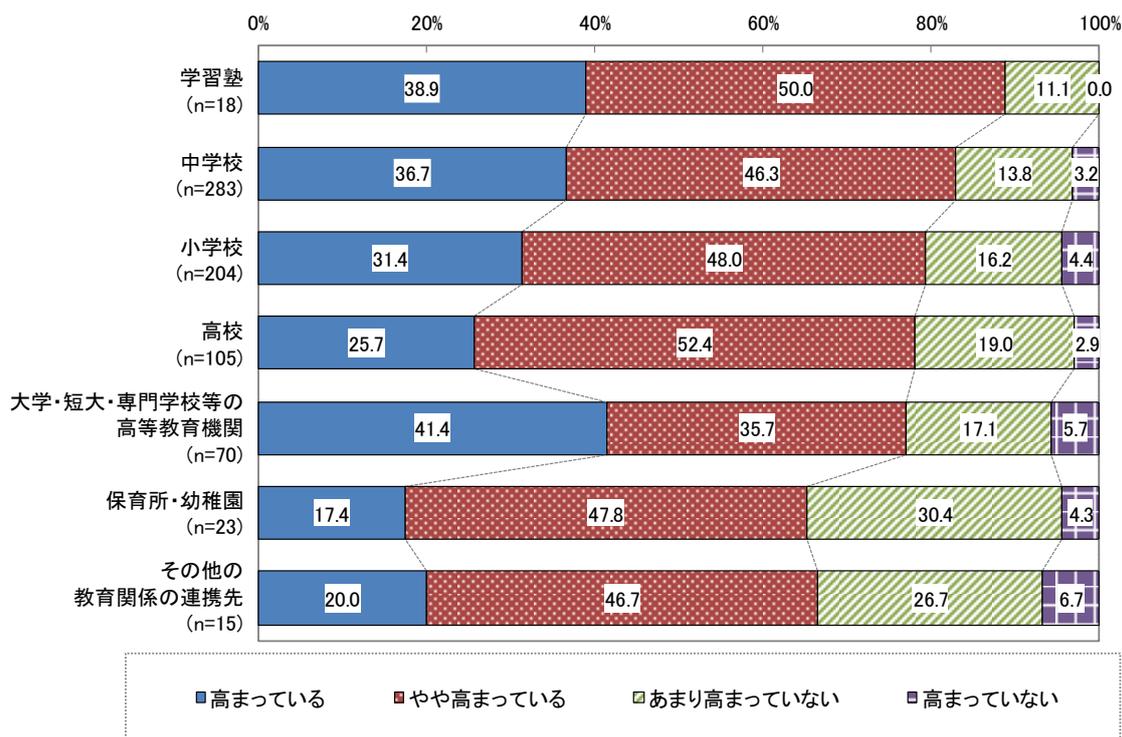
- ✓ 「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」の取組を行う連携先が多くなっています。
- ✓ 連携している自治体数は少ないですが、そのなかで「子ども食堂」や「フードバンク」においても「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」の取組を行っている自治体があります。団体本来の役割外の取組ですが、「子どもの学習・生活支援事業」にもたらしている影響が確認できます。
- ✓ 連携している自治体数は少ないですが、そのなかで「町内会・自治会等の地縁団体」や「ボランティア団体」、「NPO法人・認定NPO法人」と連携して、「継続的な見守り・支援の実施」を行っている自治体があります。

		調査数	子どもの情報共有	養育者（親等）の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	継続的な見守り・支援の実施	関係部署・関係機関への連絡	その他	
教育関係の連携先	保育所・幼稚園	8	100.0	75.0	62.5	62.5	62.5	-	-	
	小学校	42	90.5	71.4	59.5	33.3	52.4	4.8	2.4	
	中学校	77	90.9	62.3	50.6	28.6	44.2	5.2	1.3	
	高校	45	91.1	64.4	51.1	40.0	40.0	2.2	2.2	
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	9	88.9	55.6	55.6	22.2	33.3	-	11.1	
	学習塾	1	100.0	-	-	-	-	-	-	
	その他の教育関係の連携先	5	80.0	40.0	40.0	20.0	40.0	-	-	
社会福祉六法外の民間の連携先	町内会・自治会等の地縁団体	9	77.8	44.4	44.4	55.6	66.7	-	11.1	
	ボランティア団体	13	76.9	61.5	61.5	61.5	69.2	-	-	
	NPO法人・認定NPO法人	23	87.0	69.6	60.9	39.1	69.6	4.3	-	
	民間企業	7	71.4	57.1	42.9	28.6	57.1	-	-	
	子ども食堂	24	75.0	54.2	41.7	45.8	54.2	8.3	-	
	フードバンク	13	46.2	30.8	30.8	30.8	30.8	7.7	23.1	
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医師会	1	-	-	-	-	100.0	-	-	
	医療機関	9	77.8	77.8	55.6	22.2	55.6	-	-	
		その他の社会福祉六法外の民間の連携先	-	-	-	-	-	-	-	
行政の連携先	母子保健部署	57	89.5	80.7	75.4	42.1	59.6	8.8	-	
	児童福祉部署	104	90.4	77.9	71.2	44.2	61.5	9.6	-	
	教育委員会	82	86.6	68.3	62.2	32.9	47.6	6.1	2.4	
	生活保護所管部署	155	90.3	77.4	77.4	43.2	61.3	8.4	0.6	
	障害福祉所管部署	28	89.3	85.7	78.6	57.1	75.0	10.7	-	
	商工労働所管部署	2	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	-	-	
	児童相談所	26	88.5	80.8	76.9	42.3	76.9	3.8	-	
	警察署	9	100.0	66.7	66.7	55.6	55.6	-	-	
	保健所	13	84.6	84.6	92.3	61.5	69.2	-	-	
	児童館・児童遊園	7	71.4	42.9	28.6	42.9	57.1	14.3	-	
	図書館	2	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	-	-	
	公民館	6	50.0	33.3	33.3	50.0	50.0	-	-	
	コミュニティセンター	2	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	-	-	
	他自治体	4	75.0	75.0	75.0	100.0	75.0	-	-	
		その他の行政の連携先	3	100.0	66.7	66.7	-	-	-	-
	福祉関係等の連携先	社会福祉協議会	64	84.4	73.4	67.2	50.0	48.4	10.9	3.1
		社会福祉施設・事業所	15	93.3	73.3	73.3	46.7	60.0	6.7	-
児童養護施設		11	100.0	81.8	72.7	54.5	54.5	9.1	-	
就労支援機関		22	95.5	81.8	72.7	54.5	63.6	4.5	-	
自立相談支援機関		109	87.2	79.8	78.0	54.1	60.6	12.8	1.8	
		その他の福祉関係等の連携先	5	80.0	80.0	80.0	-	40.0	-	-
専門職等の連携先	ケースワーカー	138	92.8	82.6	81.2	51.4	69.6	10.9	-	
	社会福祉士	41	87.8	85.4	82.9	58.5	73.2	19.5	-	
	精神保健福祉士	24	91.7	87.5	87.5	62.5	75.0	8.3	-	
	民生委員・児童委員	27	74.1	63.0	55.6	51.9	74.1	14.8	-	
	公認心理師・臨床心理士	16	87.5	75.0	75.0	50.0	75.0	-	6.3	
	スクールカウンセラー	30	90.0	70.0	66.7	46.7	60.0	6.7	-	
	スクールソーシャルワーカー	55	92.7	76.4	70.9	49.1	63.6	7.3	-	
	キャリアコンサルタント	4	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	-	-	
	医師	8	87.5	75.0	62.5	62.5	75.0	-	-	
	看護師	5	100.0	100.0	100.0	80.0	100.0	-	-	
	保健師	21	85.7	85.7	85.7	52.4	81.0	4.8	-	
	栄養士	4	75.0	75.0	75.0	50.0	100.0	-	-	
	自治体独自に配置している専門職	7	85.7	85.7	85.7	71.4	85.7	14.3	-	
		その他の専門職等の連携先	4	100.0	100.0	50.0	50.0	75.0	-	-

(3) ① 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化_「教育関係の連携先」

- ✓ 効果が高まっている割合（「高まっている」と「やや高まっている」の合計値）をみると、「学習塾」が88.9%で最も高く、次いで「中学校」が83.0%、そして「小学校」が79.4%と続いています。
- ✓ 「大学・短大・専門学校等の高等教育機関」は、連携している自治体数は少ないですが、そのなかで「高まっている」の割合が41.4%で最も高くなっています。

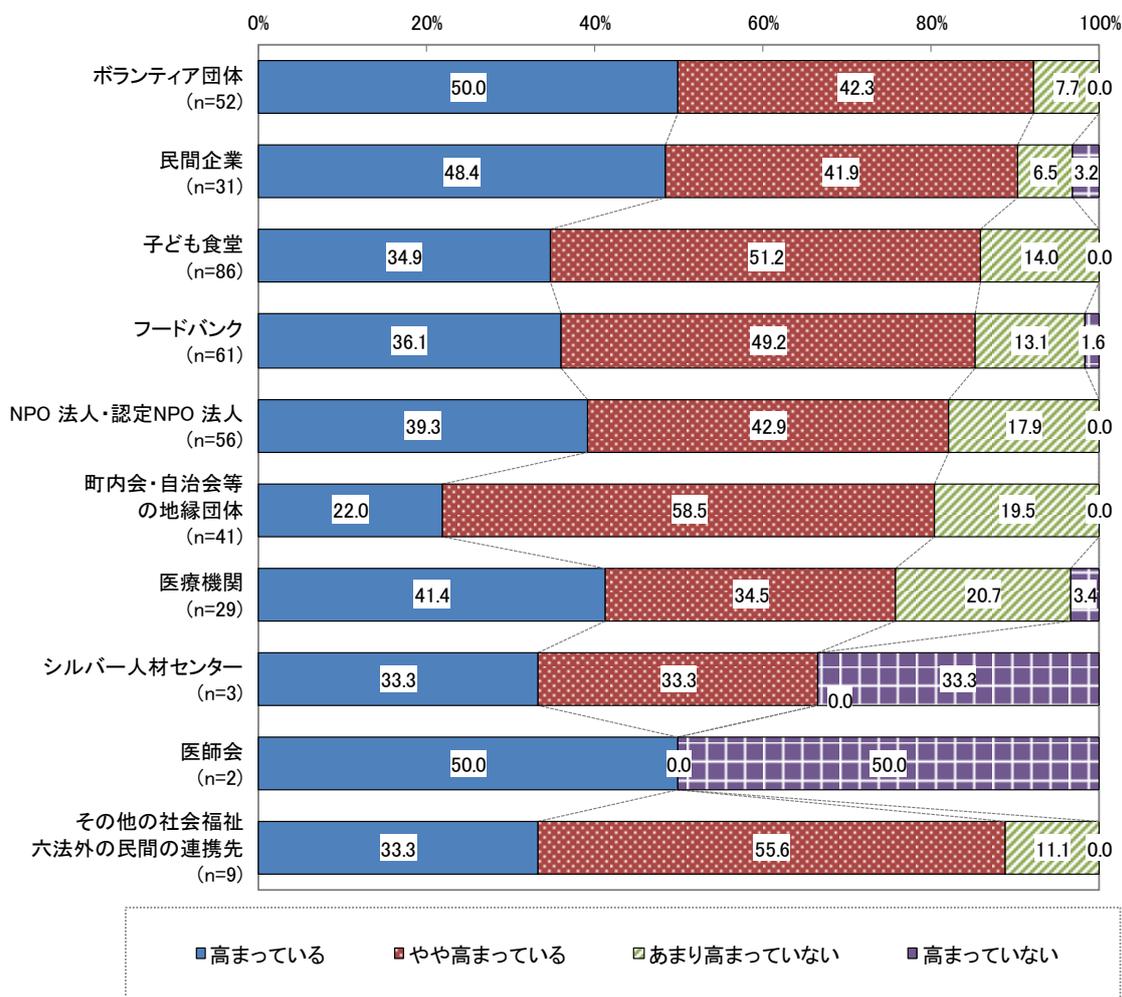
問7. 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化



(3) ② 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化_「社会福祉六法外の民間の連携先」

- ✓ 効果が高まっている割合（「高まっている」と「やや高まっている」の合計値）をみると、「ボランティア団体」が92.3%で最も高く、次いで「民間企業」が90.3%、そして「子ども食堂」が86.1%、「フードバンク」が85.3%、「NPO法人・認定NPO法人」が82.2%と続いています。
- ✓ いずれの連携先も、「教育関係の連携先」や「行政の連携先」よりも連携している自治体数は少ないですが、そのなかで連携している自治体は着実に支援効果の高まりを実感していることが推察されます。

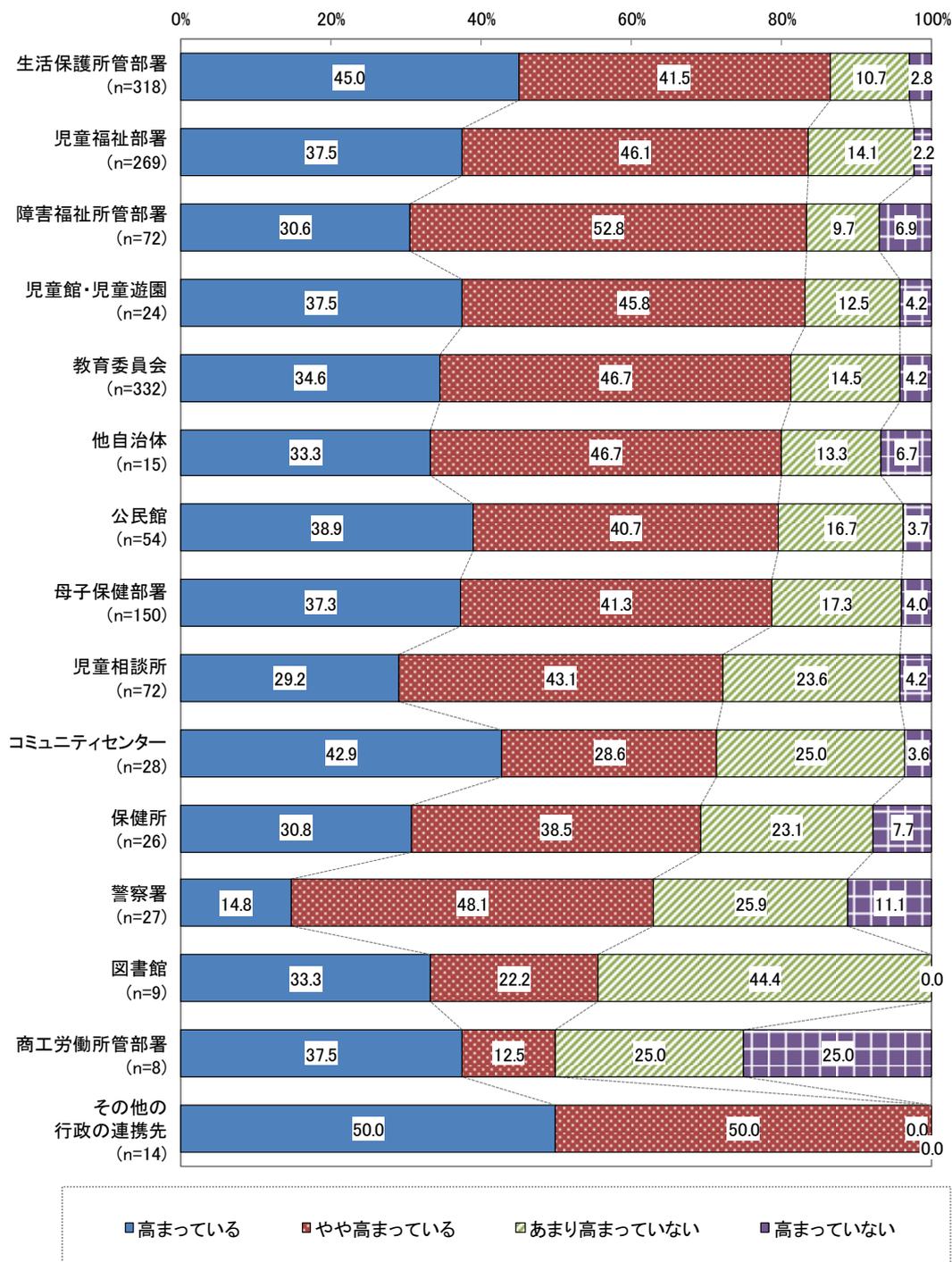
問7. 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化



(3) ③ 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化_「行政の連携先」

✓ 効果が高まっている割合（「高まっている」と「やや高まっている」の合計値）をみると、「生活保護所管部署」が86.5%で最も高く、次いで「児童福祉部署」が83.6%、そして「障害福祉所管部署」が83.4%、「児童館・児童遊園」が83.3%、「教育委員会」が81.3%と続いています。

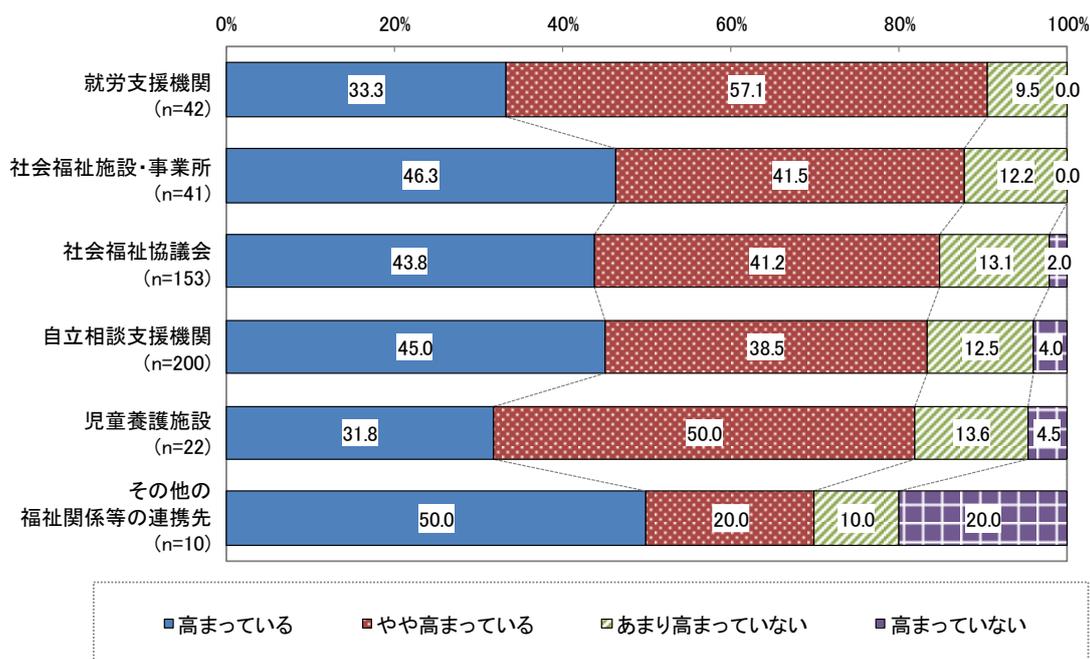
問7. 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化



(3) ④ 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化_「福祉関係等の連携先」

- ✓ 効果が高まっている割合（「高まっている」と「やや高まっている」の合計値）をみると、「就労支援機関」が90.4%で最も高く、次いで「社会福祉施設・事業所」が87.8%、そして「社会福祉協議会」が85.0%と続いています。
- ✓ 「社会福祉六法外の民間の連携先」同様、連携している自治体数は少ないですが、そのなかで連携している自治体は着実に支援効果の高まりを実感していることが推察されます。

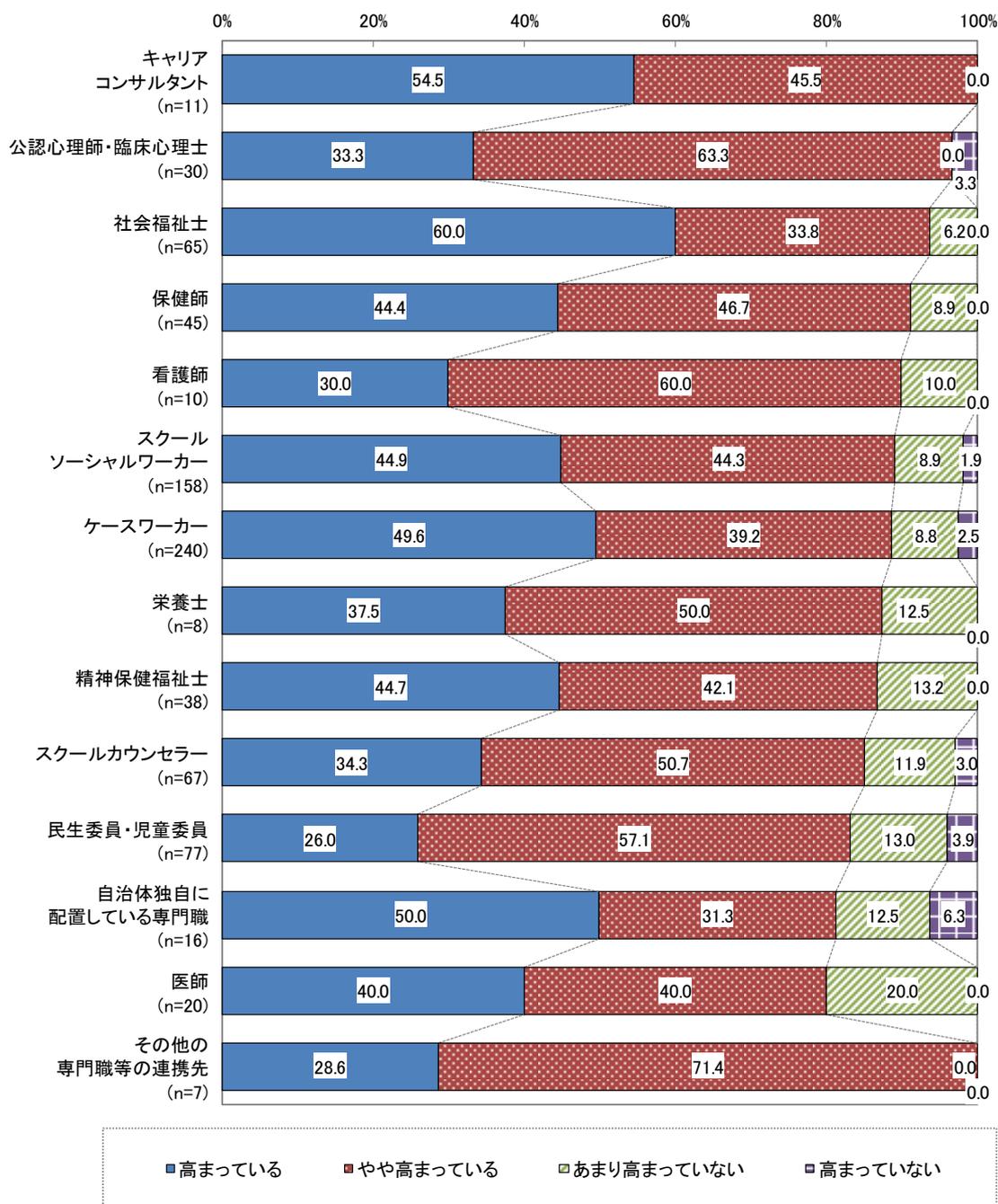
問7. 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化



(3) ⑤ 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化_「専門職等の連絡先」

✓ 効果が高まっている割合（「高まっている」と「やや高まっている」の合計値）をみると、「キャリアコンサルタント」が100.0%で最も高く、次いで「公認心理師・臨床心理士」が96.6%、そして「社会福祉士」が93.8%、「保健師」が91.1%、「看護師」が90.0%と続いています。

問7. 連携先との連携による「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の変化



(4) 「子どもの学習・生活支援事業」で、現在の連携先との連携にあたっての課題（自由記述）

✓ 「連携方法が確立していない」が42件で最も多く、次いで「情報共有の機会がない、難しい」が23件、そして「連携先への事業の周知・理解が難しい」が19件と続いています。

問 10. 「子どもの学習・生活支援事業」で、現在の連携先との連携にあたっての課題（n=258）

	項目	件数	具体的な内容
1	連携方法が確立していない	42	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との情報のやり取りや事業内容の理解等、教育機関との連携の必要性はあるものの、具体的な連携方法が確立できずにいる。 ・関係機関を訪れ、制度の利用勧奨を繰り返すだけでは、その後の連携にはほとんど繋がらない。 ・連携の仕方(具体的には情報共有の場の設定や時期)についてもう少し整理工夫し、連携先が負担にならずメリットとなる関係を作っていければと思う。 ・他機関が複数関わる場合に、どの支援者がどこまで行うのか、必要な支援を役割分担する際に、そのすみ分けが難しい。 ・連携先の職員が多忙で、本事業との連携に時間を割く余裕がないことが多い。
2	情報共有の機会がない、難しい	23	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを介した方法でしか学校側と情報のやりとりができず、直接、学校の担任教諭や養護教諭等へ連絡が取れない。課題として教育委員会事務局と共有しているものの、個別のケースになると情報の共有が難しいことが多い。 ・教育委員会 教育部 学校教育課との連携にあたり情報の共有化が難しい。 ・高校生の参加が増える中で高校との情報共有を今後も広げていく必要がある。
3	連携先への事業の周知・理解が難しい	19	<ul style="list-style-type: none"> ・周知が進まない理由として、本教室（事業）は学校時間外の放課後に行う事業であるとともに（学校の教育時間の範疇を超える）、個人情報（プライバシー）保護の観点から福祉関係部署と教育関係部署とで温度差（考え方の違い）があるためと考えられる。 ・本事業の実施の趣旨が連携先にどの程度伝わっているのか不明な部分があり、正しく理解を得るためにどのような周知をしていくかが課題となっている。 ・事業の認知度が低いため、連携がとりにくい。事業周知を徹底し、趣旨に賛同していただける団体を増やしていければと思っているが、周知方法が課題となっている。
4	個人情報の取り扱いが難しい	18	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象である生活困窮世帯、生活保護世帯等の個人情報を共有することが個人情報の保護の観点から難しい。 ・教育委員会側に連携を依頼しているが、「個人情報」等の理由で連携が難しい状況にある。 ・個人情報の適切な取り扱いと連携する相手方の適切な（選定の）見極め。
5	生活困窮世帯への周知、募集活動が難しい	17	<ul style="list-style-type: none"> ・問題がある児童生徒について平等に支援を行うという意識が強くあるため、生活困窮世帯向けだけの事業展開を行うことが困難である。事業実施の周知においては生活困窮世帯向けの事業であることがわからないよう配慮することが求められている。 ・生活保護世帯と異なり、生活困窮世帯はどの支援機関からのサポートも受けていないことが多い。そのため、生活困窮世帯の子どもたちに支援が必要となったとき、どの連携先と情報共有を図り連携していけばいいのわからなくなってしまう。 ・現在の申込者と利用者は、ひとり親家庭の子どもがほとんどとなっており、生活困窮世帯の子どもへの周知が課題となっている。
6	人材不足、確保、増員（ボランティア含む）、質の確保が難しい	15	<ul style="list-style-type: none"> ・教室で勉強を教える支援員を市の広報やハローワークで募集し雇用しているが、勤務時間が夜間ということもあり、技術や経験を持った人材がなかなか見つからず、支援員の確保が課題となっている。 ・支援について「役割分担」は大切と考えるが、実際に支援を組み立てて実施する担当職員が不足している。 ・ボランティア人材の確保。市内に大学がなく、移動に時間がかかる等の理由から、他市の同事業へ学生が流れてしまい、子どもと講師の1対1の対応が難しい。

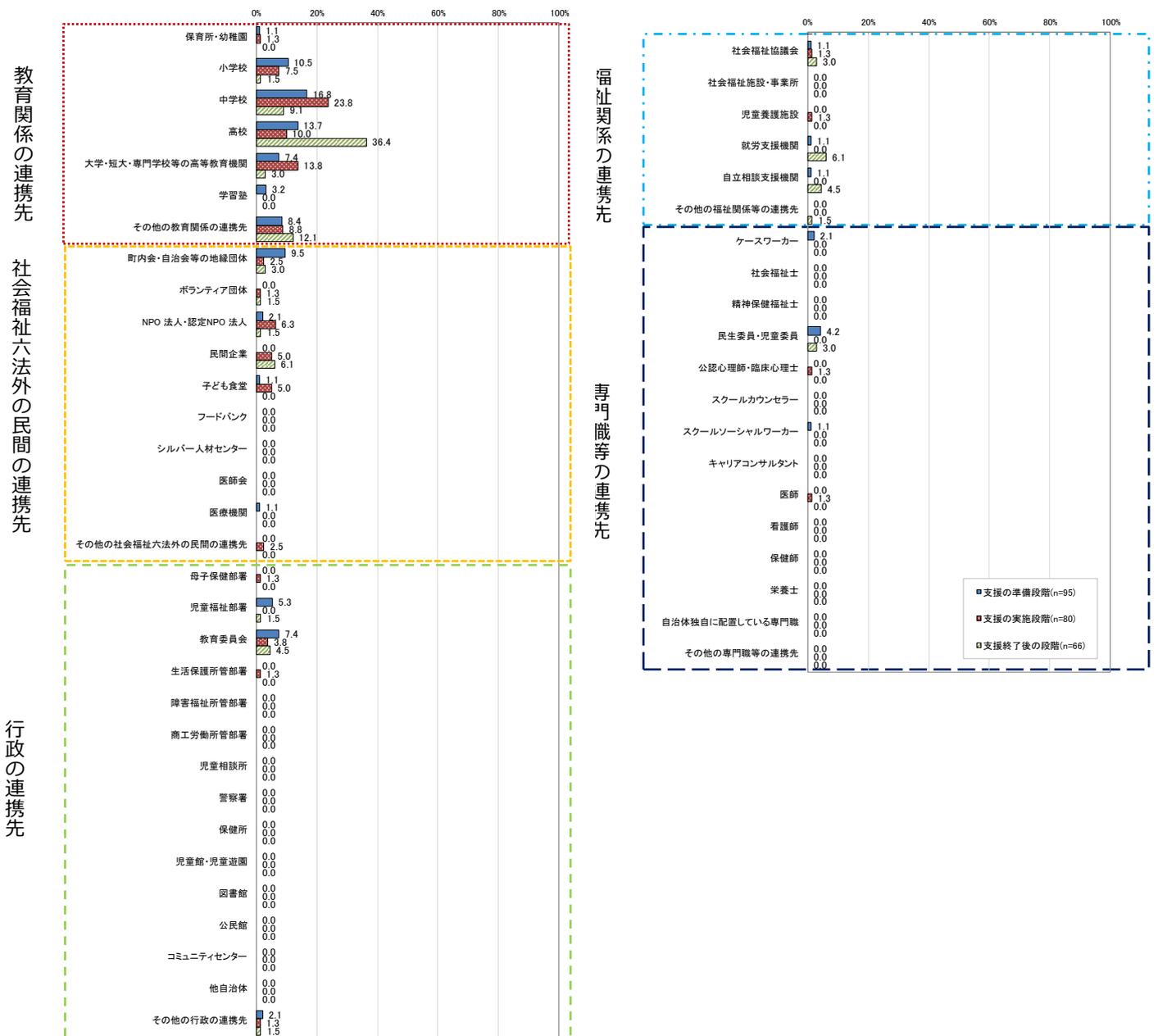
	項目	件数	具体的な内容
7	学校側の事業への認知度が低い、ばらつきがある	12	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校とより連携が取れば良いが、子どもの学習支援事業の周知が難しく、在籍する中学校の生徒が学習支援事業を利用していることを中学校の担任の先生が知らないことが多い。 ・各学校での当事業の認知度・理解度にばらつきがある。 ・中学校について、学校により連携に積極的なところとそうでないところがある。
8	利用者、参加者の減少、増えない	11	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業の参加者増のため、市立中学校全校及び社会福祉協議会、教育委員会、子育て部門に事業の周知等を行い、参加勧奨を行っているが、参加者があまり増えない状況にある。 ・準要保護・要保護の児童・生徒を対象としているため、広報に限られ年々利用者が減少傾向にある。 ・行政、福祉関係、専門職等を通して事業周知をしているが、利用者の確保になかなかつながらないことが課題となっている。
9	対象者へのアプローチが難しい	11	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の中で出る意見として、対象となりそうで、支援が必要と思われる児童を発見しても、なかなか学習支援に参加するまで持っていくことが大変だということがある。 ・対象世帯が限定されていることで、周知のためのチラシの配布ができない場合がある。 ・委託している事業実施者が直接アプローチをすることはプライバシーの関係上難しく、関係機関が連携しながらそれぞれ把握している世帯に周知を行っている状況である。連携がうまくできていけばいいが、どうしてもアプローチの一貫性のところに課題がある。
10	支援方針が共有されていない、方針があいまい	8	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容について、学習面と居場所づくり・生活支援面との両立が、支援員の中でも統一が難しく、バランスよく実施することについて基準があいまいである。 ・教育現場の考えと支援事業者の認識や判断が乖離している場面がある。 ・対象者の子供にとっては、単に学力の向上のみならず居場所づくりの意味でも効果があると考え。その点では、福祉部局と学校を含めた教育委員会や他の部局との認識の差がある。 ・居場所としての学習支援と教育現場としての学校の立場から、不登校の児童・生徒に対する支援方針が合いにくい。(学校に行かないといけなく、行かなくてもいいといった多様な考え方があり)
11	高校生以降にも支援を必要としても繋げない	6	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象とした事業であるため、多くの生徒は卒業後には進学をしている。しかし、高校生を対象とした事業や連携先がないため、とすれば進路保障を行うという主目的にもかかわらず、退学後にしかその情報をキャッチできないことがある。 ・小学4年生から高校卒業(20歳まで)の対応となっており、この年代以外を対象外となっている。また、高校を卒業してからの情報や利用しない市民の情報がない状態である。 ・高校生世代のうち、特に高校中退者、中卒者へのアウトリーチが困難であり、これらの者と関係のある機関がないことが課題である。
12	コロナ禍の問題	6	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、これまでの活動場所でソーシャルディスタンスを保つことが困難で、グループ分けして対応しているが、十分な時間を実施するために金銭面だけでなく人手も不足している。 ・市域が広く、学習支援事業の事業実施場所確保が難しいエリアがある。特に令和2年度はコロナ禍で会場となる公共施設の部屋の定員が大幅に減ってしまい、調整が困難であった。
13	活動場所の確保が難しい	5	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が増加した場合、現在の実施場所で賄いきれなくなるという課題もあり、継続的な支援を行うためにも事業の新たな実施場所の提供についても、連携して行う必要がある。 ・物理的に場所が点在しているので、細やかな連携や情報共有が少し難しく感じる部分がある。
14	担当者、ケースワーカーによる支援の偏り、差が生じている	5	<ul style="list-style-type: none"> ・連携先において、担当が分かれていると、担当者の熱量により支援に偏りが発生する。 ・子どもたちの今後のため、いかに重要かを十分に認識していない生活保護ケースワーカーが何人か見受けられ、日々の業務に忙殺される中で子どもの学習支援の周知が疎かになり利用者増加の阻害要因となっている。

	項目	件数	具体的な内容
15	多様、複雑化する問題への対応や連携が難しい	5	<ul style="list-style-type: none"> ・市内地区毎に抱える課題も一様ではない（例：ある地区では、外国ルーツの住民が多く、利用もそうした子が多いため、日本語の理解から始める必要がある等）ことや、学校(小・中)との連携（支援が必要な児童・生徒の紹介）を深めていくこと等が、今後の課題である。 ・近年、利用者及びその家族が抱える課題・問題が複雑化・多様化してきており、児童相談所や母子保健担当課、教育委員会等との連携・情報共有体制が重要になってきている。
16	新たな支援の必要性	4	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校支援の側面から考えると、訪問型の学習支援が必要と考えているが、それに対するマンパワー等の資源がなく、居場所を提供できても掘り起こしの部分で困難さを感じている。つなぐ作業はかなりの労力と信頼関係がないと困難であるため、訪問型の学習支援等専門機関が必要だと思う。 ・学習・生活支援は、生活困窮者支援の一つであることから、学習・生活支援事業のアセスメントや、実施過程において、対象家庭の課題を抽出し、学習・生活支援以外の必要な支援につなげる仕組みが必要。
17	活動場所への送迎、防犯の対応が難しい	2	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の教室は夜間帯での実施となっているため、防犯、送迎、実施場所の確保といった問題が浮き彫りとなり実施できていない状況である。 ・実施施設が遠い場合に実施時間が夜間であり危険であるなどの理由で来られない場合に、送迎等の移動手段の確保や訪問による学習支援等の対応をとることも難しい面がある。
18	事業のための経費負担が大きい、予算増額が難しい	2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護所管部局、母子保健部署、教育委員会と連携しており、事業周知時に募集案内の送付の協力を依頼しているが、対象世帯が多い場合事務量が多くなり負担がかかってしまう。 ・団体が実施している学習支援事業に参加する学習支援員に報償費を出しているが、学習支援員の増員や教室の増室に伴い、報償費が増額しているため財政的に予算を増額することが厳しい。
19	その他	20	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を担当する福祉事務所現業員の人材育成の仕組みがない中で被保護世帯を含む子どもへの支援を仕組化し外部委託したため、生活保護担当職員の子どもの関心が低下し、被保護世帯の子どもの高校進学率の向上にはつながっていない。 ・具体的な委託や実施を教育委員会が担っており、どのような課題や問題点があるか実状の把握がしにくい。 ・事業参加は申請方式であり、真に本事業の参加が望ましい子どもに参加いただいているか否かの判断がつかない。 ・母子保健部署が実施しているひとり親家庭等生活向上事業（学習支援事業）と対象者が重複しており、補助金に係る事務等を含め効率的に事業を実施することが難しい。
20	なし	27	

(5) 「子どもの学習・生活支援事業」において、今後連携が必要と考えている関係部署・機関

- ✓ 支援の準備段階は、「中学校」が16.8%と最も高く、次いで「高校」が13.7%、そして「小学校」が10.5%と続いています。
- ✓ 支援の実施段階は、「中学校」が23.8%と最も高く、次いで「大学・短大・専門学校等の高等教育機関」が13.8%、そして「高校」が10.0%と続いています。
- ✓ 支援終了後の段階は、「高校」が36.4%と最も高く、次いで「その他の教育関係の連携先」が12.1%、そして「中学校」が9.1%と続いています。
- ✓ 一方で、本設問の回答自治体数が少ないことから、「子どもの学習・生活支援事業」における連携による効果、有用性に対する理解が進んでおらず、連携の必要性が認識されていないことが推察されます。

問11. 今後連携が必要と考えている関係部署・機関 (n=95)



(6) ① 新型コロナウイルス感染症等の影響で、「子どもの学習・生活支援事業」で実施できていない取組等

✓ 「レクリエーション、イベント、地域行事」が48件で最も多く、次いで「学習支援」が38件、そして「飲食を伴う活動、食事の支援」が29件と続いています。

	項目	件数	具体的な内容
1	レクリエーション、イベント、地域行事	48	<ul style="list-style-type: none"> ・学習以外の季節的なイベント、体験学習等 ・交流合宿や大学見学等の特別企画 ・学習の動機付け支援について、密を回避した小規模なイベントや登山等野外活動は数回実施できたが、社会見学や大学祭の見学等の野外活動ができていない。 ・地域行事、ボランティア団体、福祉施設との連携
2	学習支援	38	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の回数が少なくなった。 ・当初予定していた規模、内容での学習。生徒に近い距離での学習指導。 ・中学生全学年に対して週に2回、教室での授業を実施していたが、今年度は定員数や実施回数を減らして行っている。 ・集合形式での学習支援を実施できていない学年がある。(代替として、郵送、通信等により学習支援を実施)
3	飲食を伴う活動、食事の支援	29	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂を通じた生活支援 ・調理実習、昼食の提供 ・学習支援後の「会食」の活動。 ・調理を伴う会食やレクリエーション等の機会
4	調理実習、料理教室	22	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習 ・料理教室 ・生活支援の一環で調理体験等があるが、感染拡大防止のため見送っている。
5	家庭訪問、個別面談	13	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な世帯への家庭訪問 ・大阪府新型コロナ警戒信号が黄色のため、ケースワーカーの家庭訪問が原則中止となっている状況。 ・家庭訪問による相談支援
6	課外授業、体験学習等	13	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業見学・職業体験」 ・学習以外の季節的なイベント、体験学習等 ・社会見学や大学祭の見学等の野外活動 ・キャリア支援について、当初は職場体験等を考えていたが、職場体験が難しい状況である。
7	事業全般	5	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、事業自体を実施していない。 ・地域によっては今年度の事業自体の実施が困難な状況。 ・4月、5月の緊急事態宣言下では、実施できていなかったが、現在では、感染予防対策をした上で、通常通り実施できている。
8	周知活動	4	<ul style="list-style-type: none"> ・事業周知の為に学校訪問や関係機関への訪問 ・子ども向けイベントと保護者向けの説明会
9	募集、利用促進のための活動	3	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の利用勧奨等 ・人数をこれまでのように増やすことができない
10	学校訪問	2	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校訪問 ・学校訪問
11	その他	14	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設での事業実施。 ・高齢者施設を活用した学習支援の場づくり。 ・大学生のボランティア参加。
12	なし	17	

(6) ② 新型コロナウイルス感染症等の影響で、「子どもの学習・生活支援事業」で実施できていない理由

✓ 「感染拡大防止、リスクを避けるため」が100件と最も多く、次いで「施設の利用制限、学校等施設立ち入り制限」が26件、そして「家庭訪問等訪問型支援の自粛、または拒否のため」が13件と続いています。

	項目	件数	具体的な内容
1	感染拡大防止、リスクを避けるため	100	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より人との接触機会を減らすよう努めているため。 ・開催場所が介護施設の一室を借りている教室があり入居者への感染を考えると中止せざるを得ない。 ・感染対策の徹底や心理的な警戒感から、人寄せ的なイベントは実施が難しい。 ・感染リスクを考え、現在は感染対策が十分にできるものに限って実施している。 ・コロナウイルスの感染防止の対策が十分に取れなかったため。 ・使用している区有施設は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、飲食禁止となっているため。 ・食材を直接手で扱い、ウイルス感染の影響をより濃く受けると考えているため。 ・コロナウイルス感染症拡大防止のため、調理や会食ができない。 ・野外とはいえ、大人数が密集・密接してしまうため。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、3密を防ぐことのできない事業については開催を見送った。 ・密を避けるために、今年度は実施を見送っている。 ・感染拡大防止のため、教室開催時間の短縮や、参加人員の制限・参加者の分散等を行っており、一人当たりの参加機会を減少せざるを得ない。
2	施設の利用制限、学校等施設立ち入り制限	26	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内への立ち入りの調整が困難であるため。 ・小学生の学習支援事業において、高齢者施設や大学キャンパスを会場としている教室については、外部からの立ち入りが禁止となっているため。 ・三密にならないような会場の確保が困難なため。
3	家庭訪問等訪問型支援の自粛、または拒否のため	13	<ul style="list-style-type: none"> ・本来なら学習チャレンジ受講者の家庭への月1度の家庭訪問をお願いしているが、自宅に高齢者がいる等の理由により、家庭への訪問を拒否されることがある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防のために、自宅を訪問しての学習支援は中止。 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策として、家庭への訪問や利用者の掘り起こしを控えている為。
4	講師やボランティアの人員の確保ができないため	11	<ul style="list-style-type: none"> ・休校に伴い大学も同じく課外授業等の自粛を強いられており、物理的に講師の確保ができなかった。 ・コロナ禍の影響で塾生や講師を集めることが出来ない。 ・6会場での実施になるので、消毒等の対策を行う人員が不足するため。
5	事業中止・延期、開催自粛、休校等の影響	9	<ul style="list-style-type: none"> ・地区交流事業の開催自粛によって参加できない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、講習はなし。また、イベントも感染防止のため中止している。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止・延期してきたため。
6	その他	11	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者及び保護者から感染に関する不安の声があるため、縮小して実施している。 ・開催中止をしていたが、ソーシャルディスタンス確保の上で、感染防止対策を行い、10月からマンツーマンの土曜教室を試行再開。今後の社会の情勢を鑑み、複数対応制の平日開催等の開催準備をしていく。 ・相手企業や職業体験先の受け入れ状況によるため。
7	なし	1	

(7) ① <事業実施自治体>「子どもの学習・生活支援事業」についてのご意見（自由記述）

102 自治体から回答がありました。なお、回答は原文のとおり記載することを基本としていますが、明らかな誤字脱字の修正と、回答自治体が特定されないように文意を変えない程度の調整をしています。

【紹介を望む事例について】

- ・他自治体で、子どもの学習・生活支援事業と「子ども食堂」を連携して行っている自治体があれば知りたい。
- ・本市では、当事業に力を入れており、現在中学生 60 名と高校生 58 名の登録があるが、新型コロナウイルス感染対策として、他の部屋を利用して生徒を分散させたり、参加できる日を指定し、1 日に来れる人数を限定したりと密にならないよう工夫して実施している。今後も柔軟な対応が求められる状況の中、他自治体の動向や現状を知る機会は少ないため、今回の調査結果が共有されたら、他自治体の支援状況を参考にし、今後の事業運営に活かしていきたいと思う。
- ・事業運営に際し、学習支援員の確保等課題があるため、他の自治体での事業運営について参考にさせていただきたいと思う。

他、計 6 件

【事業の周知・理解について】

- ・本市における事業の実施について、利用者の発見や事業の周知について課題を感じている。対象となりそうな児童を発見しても、家庭に問題を抱え保護者が子どもの教育について関心がないということが多く、保護者が積極的に通わせようとしなかったり、児童本人も必要性を感じなかったりして、何とか 1 度参加させても継続的に参加せず、なかなか学習の習慣が身につかないことがある。また、そういった児童が多いと、登録している児童は多くても実際参加するのは数名ということになり、参加者が少なすぎると事業を継続することが難しくなる。かといって積極的に広報活動をして、既に学習の習慣がついていて支援が必要でなかったり、民間の学習塾にも通えるくらいの経済力がある家庭の児童が参加を希望されたりして、そういった場合に参加を断るのか判断が難しいといったことが課題である。
- ・生活保護世帯の児童を対象にした訪問型の支援をしたいが、田舎の自治体であるため世間の目等が気になり、家庭の理解と協力が得ることが困難である。そのため、長期休業中に自治会公民館等を利用して、子どもの居場所づくりを兼ねた学習会を実施している。そこに対象とすべき世帯の児童ができるだけ参加するように、小学校や児童福祉担当者が児童や保護者に参加を促している。
- ・本事業は社会的意義の大きい事業であるとは考えている。しかし、生活困窮家庭の子どものみが集まる場所、という認識が拭えずに抵抗感が利用を控えさせている状況が見られる。しかし、対象を広げて多くの子どもが集まる場所にすると、その中でまたドロップしてしまう子どもがでてしまう。事業趣旨からすると生活困窮家庭の児童が対象の中心となるが、抵抗感や偏見等に配慮したバランスの中で広報を行い、時間に限りがある中で現在の学年

相当に比べて著しく学力が低い児童にも個別で対応する必要がある等、なかなか利用児童を増やすのが難しく、利用人数にのみ着目して費用対効果を問うのではなく、総合的に効果を測定する必要があると考える。

他、計 11 件

【関係機関等の連携について】

- ・本事業の利用促進についての市町村教育委員会及び小・中学校長向けへの通知や、事業意義や効果、取組事例について、小・中学校の教職員や市民向けに周知・PRできる冊子やリーフレットの配布、もしくはメディアを通じた幅広い報道・PRがあれば、本事業への認知・理解が高まるのではと考える。もちろん一番身近な地元の実施主体が同様の取組を行うことが第一と考えるが、子どもの貧困対策の主要な取組である「子どもの学習・生活支援」がもっと社会的に知られて、多くの教育機関や市民の協力を得やすい気運づくりも大切だと考える。
- ・教育委員会や学校との関係構築や連携を円滑に進めていくために、学習支援員は、小・中学校の教員として勤務した経歴がある教員免許保有者が望ましい。
- ・外国籍の子どもたちの参加も多く、言葉の壁があることから、勉強や進学に自信が持てず問題行動を起こす子ども等もいる。高校生になっても、学校を休んだり授業中抜け出すといったことをしており、中退防止の関わりが必要。日本語習得が不十分で、授業についていけない児童も多い、日本語習得への支援が必要であり、学習支援では支援できない状況。学習支援では、解決できない課題が多くあるが、解決に向けて支援する機関がなく、検討する場がない。本市で支援のネットワークや仕組みづくりが必要だと感じている。
- ・教育委員会や子ども・ひとり親関係部局においても、独自の学習支援施策を実施しており、参加者からすると、それぞれの施策による学習支援の違いがわかりにくい。国は連携実施を進めているが、事業受託者や開催場所が異なっているため、連携が困難な事例や、参加対象者が両事業で重複する等、縦割りの弊害が現れている。
- ・県は町村域を所管しており、事業実施にあたっては会場となる地元町村との連携が不可欠と考えているものの、町村では「県の事業のため町村は関係ない」という認識がされており、積極的な協力が得られにくい傾向にある。県として、関係機関への継続的な周知が必要であると考えている。

他、計 16 件

【委託先や人材の確保、育成について】

- ・学習支援教室を運営するための大学生ボランティアや教員OBの確保が今後課題である。また、現在実施中の中学3年生からの支援をもう少し早い段階から実施できるよう体制強化を行う予定である。
- ・実施主体の創意工夫によって様々な効果が期待できる地域のプラットフォームとなる事業だと考えている。福祉や教育の観点からは、子ども観や貧困観等インクルーシブな視点を持つ担い手となる人材をどのように育成していくかが課題でもあると考えている。
- ・訪問する職員にも専門的な技術を学べる講習会のようなものがあると良いと思う。
- ・現在、中学生と高校生を対象としている。高校生への支援について、難しい勉強や専門的

な勉強を教えられない状況であり、子どもたちの「勉強をがんばりたい」という思いに応えることが十分にできず、もどかしさを感じる。大学生ボランティアや社会人スタッフと一緒に学習支援を運営しているが、子どもの参加人数に対して、十分なボランティアの確保ができていない。難しい勉強を教えることができるスタッフ確保は現実難しい。

- ・本事業は当初、「学習塾」「居場所づくり」を主としていたが、その後「生活支援」が重要視される等、支援対象が子どもから世帯全体にシフトしてきている。既に事業委託により事業を開始している場合、委託契約もシフトが必要とされるが、受託先事業所はそのような変化を想定しておらず受け入れ体制、人員とも対応困難で委託困難な状況にある。

他、計 18 件

【支援対象者への事業の周知】

- ・子どもたちへの「貧困の連鎖」を断ち切るという、ターゲットを絞った施策は効率的かもしれないが、生活困窮世帯として特別扱いされることを嫌がる保護者等がいるため、支援を広げていくことが難しいと感じている。
- ・負の連鎖を断ち切るためにも、学習・生活支援事業の充実は重要であると考え。子どもの学習に関心が低い保護者が多い印象がある。より多くの参加のために、これらの保護者に対して、どのように働きかけが効果的であったかのように行っていくかが課題となる。
- ・生活保護世帯の児童を対象にした訪問型の支援をしたいが、田舎の自治体であるため世間の目等が気になり、家庭の理解と協力を得ることが困難である。そのため、長期休業中に自治会公民館等を利用して、子どもの居場所づくりを兼ねた学習会を実施している。そこに対象とすべき世帯の児童ができるだけ参加するように、小学校や児童福祉担当者が児童や保護者に参加を促している。将来的には「子ども食堂」等の取組とも連動させて、子どもの居場所、子どもの学習・生活支援事業として充実させていきたい。地域の環境が中山間地であるために通所の際の交通手段や安全確保等困難な課題があるために、長期休業中の昼間に実施しているが、この地域に適した手法により当事業の充実を目指したいと考えている。

他、計 12 件

【評価指標について】

- ・事業を通じ、学力の向上に加え、様々な人との繋がりを構築することにより将来的に困窮状態に陥らないようにすることを目的にしていることから、長期的な視点が必要である。そのため直ちに効果を得られるものではないため、長期的な事業評価とその理解が必要である。
- ・事業趣旨からすると生活困窮家庭の児童が対象の中心となるが、抵抗感や偏見等に配慮したバランスの中で広報を行い、時間に限りがある中で現在の学年相当に比べて著しく学力が低い児童にも個別で対応する必要があるなど、なかなか利用児童を増やすのが難しく、利用人数にのみ着目して費用対効果を問うのではなく、総合的に効果を測定する必要があると考える。

他、計 5 件

【支援対象者の枠組みについて】

- ・本取組は義務教育とそれ以外の学校（大学、専門学校等）に進学しても、20歳までの児童生徒を段差無しに継続して支援できる点で優れている。学習支援に於いても、20歳の出口を見通して小学校低学年から学習方法を含め学力の充実と向上を図る取組ができる。
- ・学力、学業への意識の差が激しく、環境の設定が難しい。学力第一の家庭と、居場所が必要な子どもがいる場合に両者択一の支援の難しさを感じている。（現状は学習支援色が強い）

他、計6件

【子どもの学習・生活支援事業の内容について】

- ・「子どもの学習支援事業」から「子どもの学習・生活支援事業」へ名称が変わり、いっそう、訪問型の支援が適した事業になった。本市は、本事業の開始当初から訪問型の支援に取り組んでおり、家庭訪問による学習支援は学校にできない部分を補うことができる事業との認識がある。

訪問によって家庭内の様子を把握できる一方、保護者に対し、日常生活や住環境の課題を指摘して改善を助言するには、対象児童生徒や保護者との信頼関係を構築しておかないといけない。

- ・子どもの学習・生活支援事業はできるだけ多くの地域の方々に関わってもらうことで、生活困窮という課題について、地域で取り組むきっかけになる。

子どもへの支援を通じて、親世帯の孤立や支援の必要性も浮かびあがってきており、地域ぐるみで取り組むための課題共有が進みつつある。

本市では、直営の子ども健全支援員の配置と生活困窮者自立支援を通じた地域づくりを目的とした学習支援事業（学習・生活支援の場を地域に広げていく事業）により、生活保護世帯や「断らない相談支援」である自立相談支援事業や任意事業の家計改善支援事業からつながった世帯への子どもに関する相談支援を子ども健全育成支援員が行い、適宜、関係機関や地域の居場所等に繋いでいくことで相談世帯の社会的孤立を解消する等の取組を続けている。

- ・日常生活が安定していない中での支援という大変さと保護者も含めて支援できる利点を感じている。本市に高校生への学習支援をする場所がないため必要性を感じる。

小中学不登校から高校も全くいかずひきこもりのような生活をする子どもが多いが、精神科にかかるほどの身体・精神の症状ではない（近隣児童精神科からは断られる程度）ため外部との関わりが希薄である。学習支援もだが中高校生以上～若年層が気負わずに集まれる場所が必要であると感じている。

- ・本市では、児童・生徒の数は年々減少しているが、不登校の子供は逆に増加している。

8050、9060問題に代表される引きこもりの問題では、中高年になった引きこもりの者への対応が課題となっている。

これらの問題への対応として、問題を抱えている児童・生徒への支援を強化することにより、結果的に将来の引きこもりの数を減らすことにつながると思われる。学習支援がその一端を担えれば、非常に意味のある事業であると思われる。

- ・今後も必要な事業である。事業を継続していくことで、対象児童及び対象生活保護世帯との信頼関係が醸成され、児童が通学している学校、子育て支援課のような家庭児童相談セ

ンターとも関係性を構築できる。複数の人間、機関が関わることにより、問題の早期発見、対応に繋がるため、事業を行う意義は大変大きいと感じている。

- ・生活習慣がなかなか身につけていない児童生徒が、定期的に曜日・時間帯を決めて通塾することで、生活習慣が改善している子が多くいることが成果としてあげられる。不登校で学校になかなか登校しにくい児童生徒でも、本事業には通塾することができている子いることから、そういった子どもたちへの学習場所・居場所として効果を得ていることも大きな成果の一つである。

他、計 14 件

【子どもの学習・生活支援事業の今後の取組について】

- ・準備段階では、家庭相談員やスクールソーシャルワーカーから対象家庭へ個別に事業利用の案内をしているが、「知らない人が自宅へ来ることに抵抗を感じる」「子どもが乗り気ではない」「訪問時間帯が幼少のきょうだいの生活リズムに合わない」等を理由に断られる。支援が必要と思われる家庭に不必要な警戒心を抱かせず、子どもの学習環境を整えるにはどうしたらよいか、月 1 回の定例報告会議（受託者・教育委員会（教育相談室指導主事・スクールソーシャルワーカー）・子ども支援課・福祉課生活保護担当）で模索中である。
- ・子どもも保護者も不安やいろいろな悩みを抱えている。1つ1つのことに寄り添い、自ら決定し自分の人生を歩んでいけるよう支援していきたいと思っている。情勢は日々変わるが、子ども達を中心に対応していきたいと考えている。
- ・各ケースにおいて効果を発揮するばかりでなく、対象者をとりまく自立相談支援機関、専門職、地域住民が様々な社会課題に創造的に取り組むきっかけとなるべく運用することが事業の意義と感じる。当市では未達成であるが、将来的な目標として引き続き機関内で共有したい。
- ・将来的には「子ども食堂」等の取組とも連動させて、子どもの居場所、子どもの学習・生活支援事業として充実させていきたい。地域の環境が中山間地であるために通所の際の交通手段や安全確保等困難な課題があるために、長期休業中の昼間に実施しているが、この地域に適した手法により当事業の充実を目指したいと考えている。
- ・身近な相談支援ができる子どもの学習・生活支援事業の相談支援員が家計相談に関するフォローをする必要があるので、家計相談のポイント、留意点、高校進学の場合、大学進学の場合等例が書いてある手引書や奨学金の返済シミュレーションのフォームがあると利用者への説明にわかりやすいのでほしい。金銭管理ができない方もいるので、FPによる支援または、支援員がFPによるコンサルテーションが受けられたらと思う。
小学生不登校向けの学習の遅れがある子に対して学び直しの場があるといい。

他、計 13 件

【新型コロナウイルス感染症による課題】

- ・教室の会場も新型コロナウイルス感染症の影響で利用できる場所が限られてしまっているため、利用できる場所が増えるとよいと思う。
- ・コロナ禍で、子どもの学習支援・生活支援のニーズがさらに高まっている。特に、家での居場所がない子どもに対して、安心できる居場所としての役割がさらに高まっているよう

に感じる。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況が予測できない中で、これまでの対面支援の難しさがある。会場の閉鎖及び利用人数制限等の影響は今後も考えなくてはならないことから、郵送等による添削支援やオンライン学習、学習アプリの使用等多様な支援体制を構築する必要がある。
- ・今回の新型コロナウイルス感染症の影響で学習支援事業を直営で行うのは限界に来ていると感じており、委託を含めて考えていく必要があると感じている。
- ・コロナウイルス感染症等の影響で、特に学習支援の個別指導が難しくなっている。家庭訪問による学習支援であればスティグマにもつながりにくく、またウイルス感染拡大防止、家庭状況の確認にも寄与することからその発展に期待している。
- ・子どもの学習・生活支援事業については、昨年度試行事業を実施し、本年度本格的な施行の予定であった。しかし、コロナの影響で、集合型による学習支援は実施できず、代わりに、タブレットを使用した学習支援へ本年度はシフトした。来年度については、コロナの状況を見ながら、事業の実施のあり方を検討し、事業を進めていきたい。
- ・コロナの影響のためリモート化が進んでいくことが想定される。そのなかでどのような活用が子ども達の学習習慣の定着や進路選択の相談に効果的か模索していく必要がある。また、リモート化していくなかで、「居場所」となっていた機能の低下も避けられないとも感じている。どのように補足していくかもリモート後の課題となると思う。
- ・新型コロナウイルスのため教室を運営できない時期もあった。オンラインも導入しているが、生活困窮の家庭にはパソコンやタブレット等の通信機器や通信環境がない家庭もあり、参加できない家庭もあった。
- ・新型コロナウイルス感染拡大予防に気を付けながら、集合形式で授業を行っているが、委託先からオンライン形式の授業を行うことができないかとの要望があった。
生活困窮者世帯を対象とし、すべての受講者がオンライン授業を受ける環境にあるかどうか、委託も3団体をお願いしており年度の途中で足並みを揃えて行うことが困難であったこと等からオンラインでの授業は見送った。生活困窮世帯の学習支援は、学習だけではない要素も多く含まれていること等を踏まえると、こういった形式で行うのが良いのが課題である。

他、計9件

【国への要望】

- ・関係機関との連携をスムーズに行えるようにする為、国・都道府県から各機関への事業周知や、協力依頼を行って欲しい。
- ・本事業は、生活困窮世帯の子ども達の学力及び意欲の向上、社会性の育成等のための支援を行うことにより貧困の連鎖の防止を目指す、非常に重要な事業であると考えている。学習・生活支援にまだつながっていない児童生徒や、支援につながったものの継続した関わりを維持することが難しい世帯等への支援も含め、今後、本事業の必要性、重要性はより一層高まると考えられることから、生活困窮世帯の子ども及び保護者への充実した支援を継続的に実施していくために、国庫補助の事業費上限の撤廃や補助率の引き上げ等の財政

支援の強化が行われることを希望する。

- ・進路選択支援や高校中退の防止が学習・生活支援事業に加わったなかで、中学・高校との連携が重要性を増していると思う。なかなか学校に外部の人間が入っていくことに心理的にもハードルを感じ、予算的にも人間的にもそこまで手が回らないのが実情。学習会の実施する時間外でもこのような連携業務を確実に実施するためには「学習支援員」のほかに、例えば「地域連携支援員」や「子供生活支援員」といった職種と役割を国として定め、実施時には必置するというような取り決めがあれば、予算や人員の問題も解決するのではないか。

他、計 17 件

(7) ② <事業未実施自治体>「子どもの学習・生活支援事業」についてのご意見（自由記述）

47 自治体から回答がありました。なお、回答は原文のとおり記載することを基本としていますが、明らかな誤字脱字の修正と、回答自治体が特定されないように文意を変えない程度の調整をしています。

【事業実施にあたっての課題について】

- ・ 地方の福祉事務所においては広い地域に少数の対象者が点在する中、低所得者世帯を合わせて子供の居場所や学習支援の場を設定しても交通手段が問題となり、親としてそうした場に通わせることが、いじめ等の対象となることを心配することも聞かれる。
- ・ 当該事業を実施することは、教育を受ける機会や社会参加の機会の確保を通じ、子どもだけではなく親も一緒に社会性の向上や協調性を身に付けることが出来るため、生活習慣や育成環境の改善により貧困の連鎖を防止するうえで効果的であると考えている。しかし、事業を実施するうえで、ニーズの把握をはじめ、集合型で実施する場合の交通手段や指導者の確保等様々な課題があるため、未だ実施に至っていない。
- ・ 主管部署については、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業主管部署なのか、子育て支援主管部署なのか、市役所庁内で決まっていない。

他、計 11 件

【財政について】

- ・ 将来的に実施したいと考えているが（時期未定）、現在よりも国庫補助率が高くなれば、財政担当を説得しやすい。
- ・ 単に生活困窮世帯の子どもを対象に学習や生活を支援する場を設けるだけでは、事業の効率（多くの子どもの積極的な参加）、効果（個別の支援体制の充実、地域全体で支援が必要な子どもを支える機運や体制の醸成）は高まりにくい。子どもの生活の拠点である学校や児童クラブ等関係団体と連携し、教育と福祉が一体となって取り組むことが大切と考える。そのためには、すべての子どもから、支援の必要性が高い層にアプローチできるような段階的な仕組みづくりが必要であり、（単純に参加児童数で按分するのではなく）その仕組みづくりに係る経費も補助対象としてほしい。

他、計 8 件

【支援対象者の枠組みについて】

- ・ 貧困の有無で区別する制度ではなく、学習や居場所、保護者の支援を含めて教育、子育ての支援事業を支える事業の枠組みの中で実施していくべきと考え、教育部署子育て支援、障害担当等と連携、検討していく予定。
- ・ 当市の教育局でも類似する事業（対象者を困窮世帯だけに限定しない学習支援）を実施しており、事業活用を促すため、生活困窮世帯である可能性の高い児童扶養手当受給世帯に利用勧奨を実施したものの、対象世帯からの参加は得られず、現実的にはニーズの掘り起こしが必要な状況にある。

他、計3件

【子どもの学習・生活支援事業の取組について】

- ・学習支援や居場所づくり等、相談や学び直しの機会の提供は重要であり、継続することで効果が期待できると思われる。そのため関係機関や関係部局との情報共有や連携が必要と思われる。事業を効果的に推進するためには、それぞれの役割を明確にして有効で効果的な支援体制が不可欠だと思う。
- ・子どもの学習支援・生活支援事業の中でも、生活支援、居場所支援について必要性を感じている。また、スクールソーシャルワーカーの配置や、子ども若者支援センターの設置等により子どもへの支援は実施しているものの、子どもへの支援にとどまり、親への支援に欠けている（支援場所、学校のみでしか支援が出来ず、実際の家庭環境が把握できず、親への支援に課題がある）。子どもへの支援のみでは、一時的な支援に過ぎないことから、家庭環境改善に向けた取組（親への支援）の重要性も感じている。

他、計5件

【他の事業を実施】

- ・本市では、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」に類似する取組として、地域学校協働本部推進事業費補助金を活用し、十分な教育環境に恵まれていない中学生を対象に、主体的な学習習慣の定着及び学力の向上を図るための学習支援事業を実施している。
- ・本市は本県が定めた「本県子どもの貧困緊急対策事業」のうちの1つである、「子どもの居場所運営事業（以下「子ども」と記載）を実施している。これは本事業と多くの共通点があり、利用者が重複していた状況がある。また「子ども」では軽食の提供ができることもあり、本事業より利用者が多いのが現状であった。本事業で追加された親への養育支援についても、対応出来る委託先の確保に苦慮しており、今年度から本事業は行っていない状況。
- ・平成27年から社会福祉協議会に委託して実施しているが、対象者にひとり親世帯が多いことから現在は生活困窮事業ではなくひとり親施策として実施。教員OBや学生ボランティアの協力も得て、当初月1回の実施から毎週実施となったが、現在はコロナの影響で実施を控えている状況である。実施内容は主に学習支援、子ども食堂や社協のイベントと共催で行うこともある。
- ・本市では、市内に学習支援団体があり、困窮世帯や保護世帯の児童に限定せず、地域の児童を対象に活動している。また、市ではそのような子どもの居場所づくり事業を行う団体に対し、補助金交付を行っている。
- ・学習支援については、生活困窮者自立支援法に基づく事業ではないものの、生活困窮世帯に限らず全希望者を対象とした事業を「教育委員会事業」として実施している。（対象は小学4年から中学3年。）しかし、「生活支援」については事業の対象となっておらず課題となっている。

他、計8件

【その他】

- ・現時点において事業実施に至っておらず、また、見込みがないままである。しかし、本町シルバー人材センターでの登録者のうち、元教員もいることから小学校生徒向け等学習支援事業の実施に向けて年度内に協議予定。具体的な実施時期は未定であるが、シルバー人材センターの運営費補助単価限度額の格付け C（会員 100 人以上、就業延人日数 417 人日以上）条件である就業延人日数維持の問題もあり、早急に実施方針を決定することとしている。
- ・子どもの学習・生活支援事業を行うにあたって、対象者を一定数確保したうえで、行政と教育関係、社会福祉六法関係団体以外等との連携を行うことが欠かせないとする。現状は、事業を行う規模の対象者はいないため、実施の検討をしていない段階である。
- ・本町の人口規模、資源力から、新たに当該事業の実施主体を立ち上げることは効果的ではないと考えられ、それよりも既に子どもたちの居場所づくりや相談窓口、学習支援等を行っている既存の事業実施主体との連携、充実を図ることの検討が優先と思われる。ただ当該事業の早期実施の重要性は認識しており、まずは早急に既存事業の実施主体、組織及び参加児童、生徒の様子、評価等の実態把握及び当該任意事業の重要性について共通認識を図るための関係者による連絡会等の開催について、現在検討中である。

他、計 14 件

第3章 ヒアリング調査

第1節 調査概要

(1) 調査目的

アンケート調査結果を中心に既存資料等の情報を集約し、自治体への普及を念頭に設定した選定基準に基づき、ヒアリング候補を選定しています。

選定した自治体担当者に対し、子どもの学習・生活支援事業における関係機関等との連携の実施状況や成果・課題、今後の展望について、「効果的な連携事例」として報告書に取りまとめることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査対象の選定

アンケート調査及び既存資料等の情報を基に、以下の点を考慮し、ヒアリング調査対象を選出しました。

- 地域資源を上手く連携先として活用している事例
- 他の自治体での普及可能性が高い事例
- 連携により効果が出ている事例
- 連携先と連携を実施して事業を実施している事例
 - ・教育関係の連携先と連携
 - ・民間の連携先と連携
 - ・専門職等との連携を実施（ケースワーカー・スクールソーシャルワーカー以外とも連携を実施）
 - ・支援終了後の段階で教育関係、民間の連携先と連携を実施
- 時代を捉えた先進的な事例
 - ・日本語を母語としない子ども・養育者（親等）への支援
 - ・with コロナ・after コロナを見据えた取組
 - ・効果指標を設定
 - ・自治体独自の専門職を配置

なお、選定にあたっては、人口規模や地域バランス、運営形態（直営・委託）、事業形態（集合型・訪問型）も考慮しました。

(3) 調査項目

項目	内容
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> • 事業名 • 開始時期 • 対象年齢 • 世帯要件 • 事業形態（集合型・訪問型） • 事業内容 • 実施場所 • 実施頻度 • 実施体制（直営・委託、委託の場合は選定方法） • 担い手（支援員）の人員配置 • 事業費 • 担当課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の背景 ：事業実施以前の状態（地域課題）と実施に至った検討経緯について • 事業内容 ：生活者（対象者）の実態把握方法 子どもの学習・生活支援事業の取組内容・特徴 • 担い手（支援員）の確保・養成方法について • 支援対象者への利用の呼びかけの進め方、工夫点について • コロナ禍での工夫、今後の with コロナの取組について
連携について	<ul style="list-style-type: none"> • 連携先と連携のポイントについて ：支援の段階ごとにおける、連携先・連携理由・連携内容・連携の工夫 • 連携の効果について • 民間連携先の選定方法や管理体制について
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 事業を実施する上での課題と対処方法 今後の展望について • これから取り組む自治体への一言

(4) 調査方法

訪問面接を基本とし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、オンラインや電話での聞き取りも併用して実施しました。

(5) 調査対象

No.	自治体名	ヒアリング日時	調査方法
1	福島県いわき市	2021年1月25日(月) 10:00~	オンライン
2	千葉県松戸市	2021年1月5日(火) 13:00~	訪問
3	千葉県八千代市	2021年1月26日(火) 13:30~	電話
4	東京都足立区	2021年1月27日(水) 13:30~	訪問
5	山梨県中央市	2021年1月22日(金) 10:00~	オンライン
6	石川県金沢市	2021年1月21日(木) 13:30~	訪問
7	兵庫県加古川市	2021年1月26日(火) 14:00~	オンライン
8	佐賀県佐賀市	2021年1月27日(水) 15:30~	オンライン
9	沖縄県名護市	2021年1月8日(金) 14:00~	訪問
10	栃木県	2021年1月13日(水) 10:00~	オンライン
11	埼玉県	2021年1月15日(金) 13:30~	オンライン
12	神奈川県	2021年1月21日(木) 13:00~	オンライン

第2節 事例集

ヒアリング調査結果をまとめた事例集を次ページ以降に掲載します。

No.1 福島県いわき市

訪問型・関係機関による丁寧な支援と、学校との密な連携で子どもの安心を支援

0. 連携概要

連携先	連携内容
中学校・高校	情報共有
フードバンク	食材の提供
関係部署	情報共有、個別支援
家庭相談員	情報共有、個別支援
地区保健福祉センター、生活・就労支援センター	情報共有、対象世帯への事業の利用案内、初回訪問同行、経過情報確認
児童相談所、警察署、自立相談支援機関、児童養護施設	情報共有、個別支援
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有、相談・助言

連携による効果

- 地区保健福祉センター、生活・就労支援センター
対象世帯への事業の利用案内、申請支援、情報共有、初回訪問時の同行等により、養育者（親等）も含めた本事業の支援を円滑にしている
- 中学校
個別の説明に出向くことで、事業に対する学校側の理解が深まると共に、家庭内での様子や課題を共有し支援方針を立てることで、支援の幅が広がり、本人や養育者（親等）と学校との関係性づくりにも寄与している
- フードバンク
食事面の課題がある家庭では、食材の提供による支援を実施。また、簡易な調理を一緒に行うことで、食習慣の改善を促す
- 関係各部署、各機関
関係機関との連携により支援対象となる子ども・世帯の発掘、支援中に把握された課題に対し重層的な世帯支援を検討することができる



1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	33.6万人（令和3（2021）年2月1日現在） 1232.26 km ² 12.64%（令和3（2021）年1月現在） 
開始時期	平成29（2017）年度（学習支援、生活支援）
対象者	生活保護受給世帯、生活・就労支援センターによる支援を受けている生活困窮者世帯
対象年齢	中学生、その養育者（親等）
運営形態	委託
実施形態	訪問型（一部来所型）
事業内容	訪問型による学習支援と生活支援
生活者（対象者）の 実態把握方法	家庭訪問による個別の学習支援、相談支援、助言、SNS等を活用した生活習慣の獲得にむけた支援、進学や就労、養育に関する相談、個別面談、その他支援機関との情報共有
実施場所	対象者宅（家庭）、一部公民館他
事業予算	24,292千円（令和2（2020）年度）
所管部署	保健福祉部保健福祉課

2. 事業の背景

平成27年度の生活困窮者自立支援法施行を受け、事業内容の検討を開始し、平成29年度より学習支援事業を実施している。生活保護受給世帯、生活困窮者世帯が対象であるが、ケースワーカーは生活保護受給世帯全体の自立支援を主に行っており、子どもをとりまく環境（生活リズム、摂食状況、学力レベル、進学の意思等）を詳細に把握し、個別に支援を行うことが難しい状況にある。

そうした背景に加え、市域が広域なことにより集合型での事業提供の場合、会場まで自力で通所できる者に参加者が限定されることや家庭における子どもを取り巻く環境（親子関係、生活習慣等）を適切に把握し養育者（親等）の養育相談や関係機関と連携した支援体制を構築するため、学習支援員による訪問型支援を基本とした事業設計を行った。

最終学歴により、就職先が限定される傾向にあることや生涯賃金に差が生じること等から、高校進学を事業の一つの指標・目標とし、義務教育から次のステップにつなぐことを目指して、中学生の受験対策に取り組んでいる。

3. 取組の内容・特徴

●訪問型による学習支援

週1回程度、対象世帯を訪問し、2時間程度の学習支援を実施している。高校等への進学を目指す学習支援に加え、学校からの配布物の確認、定期テスト等の学校行事の日程を共有し、家庭内での学習習慣の獲得を目指す。

また、学校生活での不安や悩み、将来の夢や希望等を聞き取りながら、登校や進学の動機づけを行い、家庭と学校の関係構築の支援も行う。

支援対象の子ども・世帯の状況により家庭での学習が難しい場合には、法人事務所や学校、公民館等を使用して来所型の学習支援を実施している。

支援員は教員OBのほか、臨床心理士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント、支援学校支援員等で25人前後の登録がある。原則は訪問型での支援で、対象世帯の状況や初回訪問時のアセスメントから担当者を選定し、子どもごとに担当制とし、1人の支援員が複数名担当している。

●生活支援

訪問時には、学習支援だけではなく、市内の他法人が実施するフードバンク事業を活用した一時的な食材の提供や簡易な調理と一緒に取り組むほか、スマートフォンやゲーム、SNSの利用状況を聞きながら生活習慣づくりや、環境改善に向けた助言も行っている。同じ学習支援員が定期的に世帯訪問するという関わりを継続することで本人や養育者（親等）との信頼関係を構築し、時間をかけて行動変容を促している。

また、障がいや自傷行為等、精神的な課題が疑われる場合には、医療機関や支援機関のつながりを確認し、必要に応じて連携を図っている。

●養育者（親等）に対する支援

養育者（親等）からの養育や教育の悩み等への相談支援、奨学金等の就学資金に関する相談支援、情報提供等を行っている。外国籍の養育者（親等）に対し、学校からの配布物の読み取り支援等も行っている。

●電話・メール・LINEによる連絡で、信頼関係を構築

養育者（親等）の同意を得て、メールやLINE（学習支援用）で子どもと定期的に連絡をとることで、親でもなく先生でもない、気軽に相談できる身近で信頼できる大人としての関係性を構築し、相談・助言等の支援を実施している。

養育者（親等）とも連絡を取り合う関係性が構築されており、支援日の出欠報告以外にも相談や連絡に随時対応している。コロナ以前よりこれらのツールにより相談支援を行っていたことにより、コロナ禍においてもLINEによる定期連絡は家庭内での生活状況の確認や相談支援に効果を発揮している。

●対象者に寄り添った支援と地域での連携を要件に加え、委託先を選定

公募型プロポーザルで事業者を募集し委託して実施しているが、その選定の際には、子どもや養

中学生の勉強をサポートします！

学習支援員がお子さんをサポートします。費用はかかりませんので、ぜひご利用ください！

◆対象◆
市内に住む中学1年生から中学3年生までの生徒とその保護者

◆内容◆
家庭を訪問し、ひとりひとりに合わせた学習支援を行います。わからない部分は基礎からやり直すこともできます。また、学校での悩みなど、勉強以外のいろいろな相談もお聞きできます。

- 基礎的な学力をつけるための勉強（週1回、1回2時間を目安として行います）
- 高校受験のための進路や生活の相談
- 保護者からの悩み相談
- 奨学金や就学資金に関する相談や情報提供

◆事業者◆
NPO法人明日飛子ども自立の里
（いわき事務所 いわき若者サポートステーション）
いわき市平字雨田34-3
TEL 0246-68-7915 FAX 0246-68-8200
Mail iwakisapo@asubi.jp

◆お問い合わせ◆
いわき市〇〇地区保健福祉センター
いわき市〇〇
いわき市役所 1階
TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

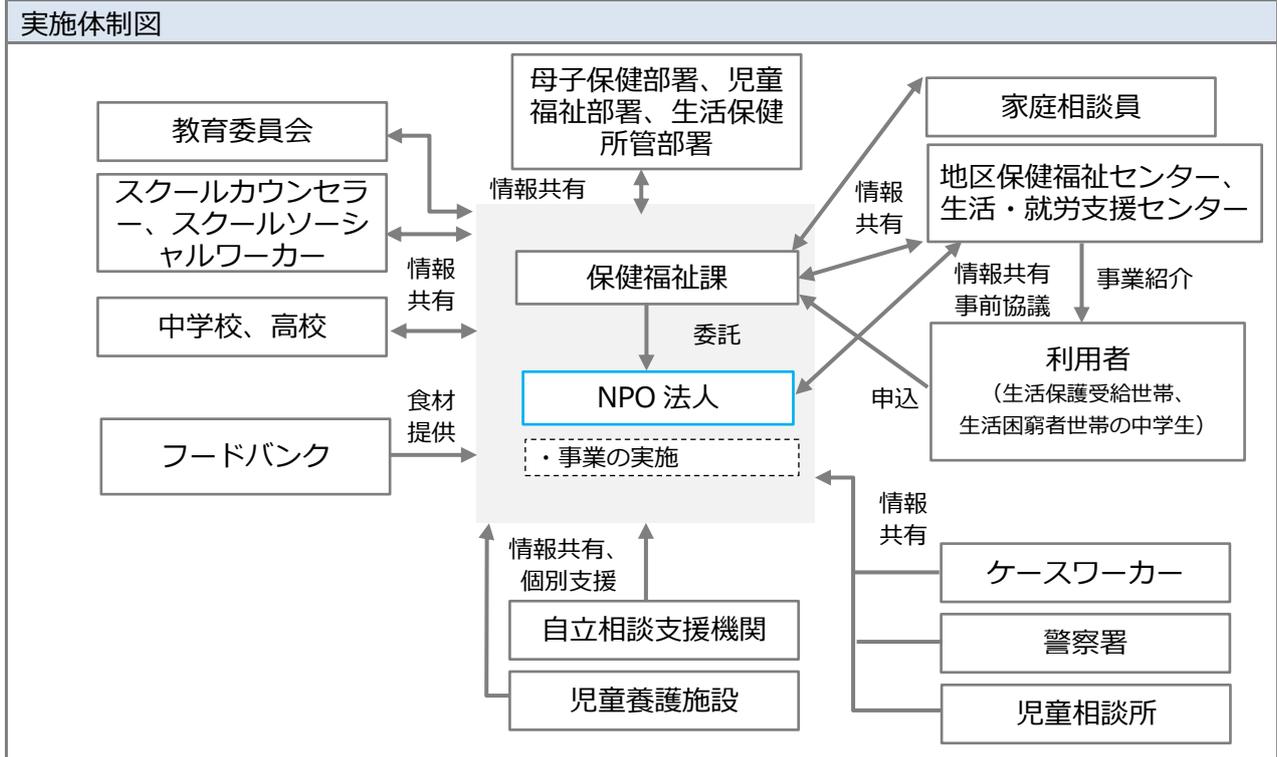
詳しい内容を聞きたい方や、利用をご希望の方は、〇地区保健福祉センターまでご連絡ください！

育者（親等）の置かれた状況や各々の状態像を的確に把握し学校をはじめ多様な機関と連携しながら丁寧に寄り添った支援を提供することと、地域や社会との関わりが必要と考えていることから、地域の関係機関と連携し、効果的な支援を行うことを要件としている。
 ※コロナ禍においては、訪問事業は一次中止となったが、プリントの郵送による添削指導や、LINEやZoomでの解説、電話での説明等を組み合わせて実施した。

実施頻度	週1回程度
利用実数（令和2（2020）年度）	対象者58人
提供回数	延べ1,500回（提供見込）

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	保健福祉課、NPO 法人
連携先	連携内容
中学校、高校	情報共有、事業実施場所の確保
フードバンク	食材の提供
母子保健部署、児童福祉部署、生活保健所管部署	情報共有、相談・助言、個別支援、
家庭相談員	情報共有、個別支援
教育委員会	情報共有
地区保健福祉センター、ケースワーカー、生活・就労支援センター	情報共有、対象世帯への事業の利用案内、初回訪問同行、経過情報確認、相談・助言、個別支援
児童相談所、警察署、児童養護施設	情報共有、個別支援
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有、相談・助言



5. 支援の段階における連携のポイント

●支援の準備段階

連携先	地区保健福祉センター、生活・就労支援センター	中学校
連携理由	事業紹介・事前協議・情報共有	情報共有
連携内容	対象世帯への案内、情報共有、訪問日程決定	支援対象者の成績、登校等の状況を、事前に情報共有
連携の工夫	初回訪問時は支援員と相談支援員またはケースワーカーが同行し、学習支援計画書を作成する	年度当初の地区小中学校校長連絡会で学校長に対し事業の説明をした後、個別に学校訪問を行う

●支援の実施段階

連携先	中学校	関係各部署（母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、教育委員会）、自立相談支援機関	家庭相談員
連携理由	情報共有、必要に応じた子ども・世帯の支援	情報共有	情報共有、必要に応じた子ども・世帯の支援
連携内容	家庭状況を学校側が理解できるよう、また家庭に子の学習状況を伝えるよう、必要な支援。不登校の子どもの登校支援・保健室登校等	対象世帯において解決が難しい課題がある場合、関係機関で情報を共有しながら支援策を検討し、支援を実施	家庭相談員が関わりを持つ中で得た情報と、学習支援での課題から、新たな課題の洗い出しが可能。支援対象者の発掘にもつながっている
連携の工夫	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携も実施している	子ども・世帯の状況に応じて、随時、個別に連携している	密に連携することで、事業の効果の向上に寄与している

連携先	地区保健福祉センター、生活・就労支援センター	ケースワーカー、家庭相談員、相談支援員	フードバンク
連携理由	情報共有	情報共有	食材の提供
連携内容	委託先が実施内容を報告共有。関連して支援が必要な点があれば、適時共有・協議	子ども・世帯に重層的に関わり、情報共有をしながら連携。支援が滞った際に、担当ケースワーカー等と状況を共有	支援を必要とする世帯に、支援員による持参、委託先からの配送で食材を提供
連携の工夫	子ども・世帯の状況に応じて、随時、個別に連携している	子ども・世帯の状況に応じて、随時、個別に連携している	委託先のネットワークにより実現している。自立支援を目的としていることから、緊急的な支援であることを対象者に理解してもらうよう説明している

●支援終了後の段階

連携先	中学校、高校	関係各部署（母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、教育委員会）	地区保健福祉センター、生活・就労支援センター等
連携理由	情報共有	情報共有	
連携内容	世帯に課題がある場合や必要な時に学校等から連絡があり、法人が受託する他事業（居場所づくり事業）等を活用し継続的な見守り、相談支援等を行っている	再建等が必要になったとき等の協議や情報共有	
連携の工夫	卒業や中退等により支援が終了した後も、安心できる場所があるということを示している		

6. 連携の効果

学校への事前訪問と事業説明等により、学習支援を進める中で有効な成績等の客観的データや登校状況や学校内での様子を共有でき、事業開始後には学習支援による定期的な訪問から家庭内での状況や課題の共有を進め、当該事業の意義を学校が認識することで、子どもに対する支援の幅も広がりが出てくる。

家庭相談員は、養育に課題を抱える世帯等を訪問して支援することから、潜在的なニーズを把握しており、学習支援との連携の有効性が高いと感じている。学習面、生活面等世帯全体の課題を洗い出し、支援方針の共有から、自立支援に向けた密な連携により効果を上げている。

ケースワーカー・地区保健福祉センターとの連携では、支援員の定期的な訪問により家庭内の課題や世帯の具体的な困りごとを把握できることで、個別支援を組み立てられるようになった例もある。

子どもが不登校やいじめに直面している、反抗期や気質的な特徴により親子のコミュニケーションが上手く図れない、身近に相談できる相手が見つけれられない等により孤立感を抱える場合等においても、支援員の存在が「安心して話せる人」となることは非常に効果大きい。

連携においては、機関とのつながりはもとより、子どものことを考える人がネットワークになっていると感じている。子どもの味方、応援団でいるという姿勢で、できることに取り組む連携体制が、子どもの安心を支援する体制となっている。

これまでの支援の実績から事業が周知されてきており、また関係機関の丁寧なかかわり方により、事業の有用性も認知されてきている。利用者の進学や、新しい大人と関わりを持つことで将来に向けて希望や自分なりの考えを持てるようになるなどの効果も見られている。

7. 今後の課題・展望

事業に参加する子どもの多くが小学校の比較的早い段階で学習のつまずきや不登校の傾向が見られ、さらに、家庭において学習の習慣が形成されていないこと、進学準備が十分とは言い難い状況にあり、支援開始から中学卒業までの短期間で、学習の取り戻しや生活習慣の改善を図ることが困難なため、希望する進路を選べないことがある。

学習支援を利用することにより、子どもの学力が早期に飛躍的に向上し希望する高校へ進学出来るものと過剰な期待を抱く養育者（親等）の認識が、子どもへのプレッシャーやストレスにつなが

ることも確認されている。

また、日常生活において何らかの課題を抱える養育者（親等）との関係構築に苦慮する場合があります、さらに養育者（親等）の考えが子どもにも影響を与えることで、結果的に子どもや養育者（親等）の生きづらさや孤立感、孤独感につながっているのではないかと捉えている。今後は、そのような家庭に対して、どのような関わり方が適切であるのか、何ができるのかを検討していきたい。

家庭内での養育環境が子どもに様々な影響を与えており、学習や生活習慣の取り戻しにはある程度の時間を要することから、より早い時期からの関わりが必要であると感じている。さらに、高校進学後の不登校や長期欠席等、なんらかの関わりが必要な状態になっても、情報の共有が進みにくいことから、関係機関と連携を図り、より多くの人や機関が子どもに寄り添い、関わっていくことが望まれる。

一方で、対象の拡大においては、財源の確保や実施体制の問題もあり、今後の検討課題となっている。

No.2 千葉県松戸市

子育て支援部署との共同事業化と教育委員会との連携

0. 連携概要

連携先	連携内容
委託先事業者	事業の周知・情報共有
自立相談支援機関	事業の周知・情報共有
教育委員会・教育研究所	委託先事業者との情報共有、学校との情報共有、スクールソーシャルワーカー等の専門職活用
庁内関係課	事業の周知、予算按分、子どもの緊急時対応

連携による効果

- 委託先事業者
異なる事業者が同時に複数箇所で事業を実施できている。情報・ノウハウの横展開が進む
- 自立相談支援機関
事業の周知、情報共有、申込受付
- 教育委員会・教育研究所
学校現場との連携が進む。特にスクールソーシャルワーカーを通じたケア、連携が機能している
- 庁内関係課
対象世帯に接点がある課が事業周知を担うことで活用率向上を目指す。また共通事業化することで、効果的な予算活用を具体化している

令和2年度

子どもの学習支援事業

COLORS (カラース)

内容 児童生徒一人ひとりの習熟度に合わせた学習支援を行います。また、学習支援会場を居場所として開放しています。さらに、悩みがある児童生徒に対しては心理カウンセラーによる相談を行います。

費用 無料

対象学年 市内在住の小学校5・6年生
中学生、高校生

世帯要件 ①児童扶養手当受給世帯
②生活保護受給世帯
③就学援助受給世帯
※上記以外でも収入状況等から支援が必要と認められる場合があります。(詳しくはご相談下さい)

基礎学力の定着と復習
に重点を置き、**学習支援**
を実施しています。

申込方法 **松戸市自立相談支援センター**で利用申込みを受け付けています。
(生活保護受給世帯は担当ケースワーカーへお申し出ください)

(必要書類) 下記のうちいずれか1つの写し(申請時点で最新のもの)

- ①児童扶養手当を受給している世帯 : 児童扶養手当証書
- ②生活保護を受給している世帯 : 生活保護受給証明書
- ③就学援助等を受給している世帯 : 就学援助等の決定通知書

※原則として来所による受付となります。
※申込み時すでに定員に達している場合、待機扱いとさせていただきますのでご了承下さい。

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	498,376人（令和3（2021）年1月末日現在） 61.38km ² 20.23%（令和3（2021）年1月現在）	
開始時期	平成26（2014）年度（学習支援、生活支援）	
対象者	生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助制度利用世帯	
対象年齢	小学5・6年生、中学生、高校生	
運営形態	委託	
実施形態	集合型	
事業内容	学習支援、居場所、心理カウンセリング	
生活者（対象者）の実態把握方法	申込書に生徒の状況についての記載欄があり、三者面談時（子ども・養育者（親等）・委託先事業者）に持参、共有してもらう	
実施場所	松戸、新松戸、常盤平、六実、小金原、東部の6か所で実施（高校生は松戸のみ）	
事業予算	86,496千円（令和2（2020）年度）	
所管部署	福祉長寿部生活支援一課、子ども部子育て支援課	

2. 事業の背景

平成26（2014）年度に、生活保護受給世帯の中学生を対象に、学習支援事業を1か所（新松戸会場）開設。そして毎年、優先度が高い地区を選んで会場を増設してきた。地区は、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助制度利用世帯が多いところが基準である。

学習支援からはじまったが、会場に通う子どもの生活環境を心配する声が支援員からあがり、会場により独自の取り組みが行われていた。月1回開催する連絡会議の中で会場間の取り組みの共有を行う中、生活習慣・環境改善に関する取り組みが全体に広がった。推移は以下のとおりである。

- ・平成26（2014）年度：新松戸会場を開設（生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援事業開始）
- ・平成27（2015）年度：松戸会場増設（生活困窮者自立支援法に基づく事業として児童扶養手当受給世帯と就学援助制度利用世帯を追加）
- ・平成28（2016）年度：常盤平会場増設（子育て支援課との共同事業／小学5・6年生クラスを追加）
- ・平成29（2017）年度：六実会場増設（松戸会場に高校生クラスを追加）
- ・平成30（2018）年度：小金原会場増設（各会場の定員数見直し）
- ・令和元（2019）年度：東部会場増設（各会場の定員数の見直し）

3. 取組の内容・特徴

●集合型での学習支援

学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を行う。小学生は定員 5 人に対して支援員 1 人、中学生は 7.5 人に対して 1 人が目安。会場によっては手厚く配置するところもある。

実施頻度	小学生：週 2 回（1 時間 30 分／回、定員 15 人） 中学生・高校生：週 2 回（2 時間 30 分／回、定員 23 人） ※高校生は松戸会場 1 か所のみ
利用実数 （6 会場総数） （令和元（2019）年度）	利用実人数（学習）：316 人 延べ人数（学習）：13,637 人 延べ人数（居場所）：2,785 人 延べ人数（相談）：143 人 ※新型コロナウイルス感染症の影響で 3 月は中止
その他	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所の概要は以下の通り（※会場による異なる） 事業の実施体制は、「監督責任者」「コーディネーター」「学習支援員」「居場所支援員」「心理カウンセラー」を配置 中学 3 年生に対しては、高校入試の模擬試験を年 2 回開催（委託料の中に受験費用を入れて予算化している） 三者面談を毎年 1 回 30 分程度実施。利用ルール等の説明、学習状況や生活状況等の聞き取り等 初回利用から 2 週間は体験利用。相互のマッチング確認期間

会場	松戸	新松戸	常盤平	六実	小金原	東部
委託先	株式会社 1	NPO 1	NPO 2	NPO 3	NPO 3	株式会社 2
会場形態	民間賃貸借	民間賃貸借	民間賃貸借、 空き家活用	民間賃貸借、 空き家活用	民間賃貸借・ 時間貸し	町会建物
傾向・特徴	塾に近い雰囲気	事業者独自の 居場所事業を 実施	部屋ごとに 5 人程度に分か れる	子ども食堂運 営者が参画	子ども食堂運 営者が参画	寺子屋風の雰 囲気

●居場所の提供

子どもが安心して通える場所を提供し、日常生活習慣や社会性を育むための相談支援等を行う。居場所専用の時間帯は原則として学習支援と同様の対象者とする。



実施頻度	概ね週 5 回、各回 3 時間程度（事業所ごとに設定／原則定員なし）
------	------------------------------------

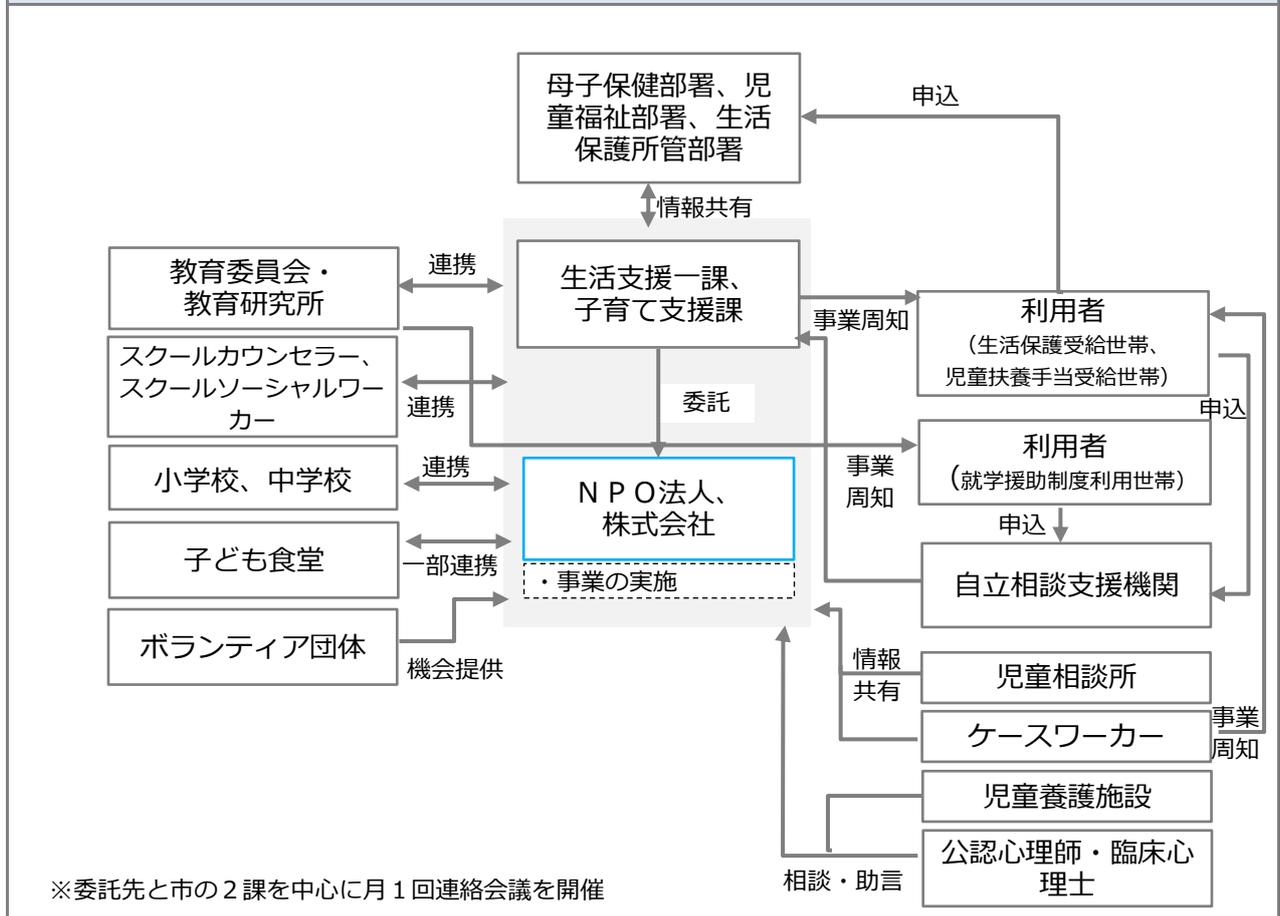
●心理カウンセリング

事業の利用者およびその養育者（親等）の抱える何らかの不安やストレスに対して、必要に応じて心理カウンセラーによる相談を行う。利用者の申出のほか、学習支援員等が利用者の様子から相談が必要だと判断した場合に相談を促す。子どもだけでなく養育者（親等）も利用可能である。

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉長寿部生活支援一課、子ども部子育て支援課、株式会社2件、NPO 法人3件（会場ごとに異なる）
連携先	連携内容
自立相談支援機関	情報共有、相談対応、申込対応関連
小学校、中学校	情報共有、事業の周知、相談・助言
教育研究所・教育委員会	情報共有、事業の周知、相談・助言
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有、事業の周知、相談・助言
子ども食堂	情報共有、食事の提供、相談・助言 （2会場は、子ども食堂実施者が運営にも参画し連携）
ボランティア団体	レクリエーション機会の提供
母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署	情報共有、事業の周知、相談・助言
児童相談所、児童養護施設	情報共有、相談・助言
ケースワーカー	情報共有、事業の周知
公認心理師・臨床心理士	相談・助言

実施体制図



5. 支援の段階における連携のポイント

● 支援の準備段階

連携先	生活支援一課、子育て支援課、教育委員会	自立相談支援機関
連携理由	支援対象者への個別通知 予算按分（教育委員会を除く）	申込時の対応
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者への個別通知 生活保護受給世帯＝生活支援一課 児童扶養手当受給世帯＝子育て支援課 就学援助制度利用世帯＝教育委員会の就学援助決定通知に同封 予算按分 共同事業として二課で計上した予算をあわせて活用 	自立相談支援機関→市の担当者→学習支援事業者（生活保護受給世帯は担当ケースワーカー経由）
連携の工夫	情報取り扱い面について：申込段階で利用する児童生徒の状況を書いてもらう欄を設けている。その申込書を、利用者が三者面談時に持参して委託先事業者に提供してもらい、委託先事業者も子どもや世帯実態を把握して取り組めるようになっている（個人情報の取り扱いについては申込時に同意書で確認し、本書類は直接提供の形で対応している）	

● 支援の実施段階

連携先	教育研究所	自立相談支援機関
連携理由	スクールソーシャルワーカーとの連携調整	事業の周知、情報共有
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託先を含め、子どもの学習支援事業連絡会議を毎月開催 議題例：「事業実施上のトラブル」「不登校や発達障害を抱える子の支援方法」「各会場の取り組みの共有」等 	

● 支援終了後の段階

連携先	自立相談支援機関
連携理由	情報共有
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託先で継続的に居場所支援を行っている場合もある。 委託先への情報共有の役割を担っている。
連携の工夫	—

6. 連携の効果

- ・市内で福祉部門（福祉長寿部生活支援一課）と子育て部門（子ども部子育て支援課）の共同事業とした点で、予算を按分して活用できている。また事業の広報を双方の部署から行うことができるため、対象世帯への周知面でも有効性がある。委託先に対しても生活・子育て支援を所管する部署と連携できる点で、安心感を与えている。
行政の連絡窓口は、児童相談所につながる子ども家庭相談課と連携をし、緊急時の対応ができるようにしている。庁内のネットワーク会議と、外部団体との連携会議で都度周知している。
- ・毎月開催する子どもの学習支援事業連絡会議は、各委託先の課題を共有、問題を抱える子どもの情報について対応策を検討する場として機能している。教育委員会が参加し、各学校のスクールソーシャルワーカーとの個別連携もしやすくなっている。他方、学校を欠席しつつ学習支援事業の教室に来る子の情報は、学校の教員が学習支援事業教室に来て面談するといったことも実現されている。
- ・各委託先も、スクールソーシャルワーカーと現場で連携が取れ、学校へも適時情報共有されている。地域のNPO法人もあるため、地域連携の強みが出されている。民生委員・児童委員等の連携も地域ごとに自然と起こっている。委託先のNPO法人には子ども食堂運営者が関わっていることもあるため、別活動でありながら連携しやすく、食堂に来ている子どもが学習支援教室に参加する例もある。ただし学習支援事業の実施場所等の情報がオープンにならないよう、情報管理には留意している。
- ・ボランティア団体の協力として、松戸市内でプログラミング教室を開講しているNPO法人に夏休みに教室開催をしてもらったり、ゴミ拾いボランティアに子ども達と参加する活動をした例がある。いずれも、地元のネットワークのつながりにより実現した。

7. 今後の課題・展望

今の事業をより充実したものにしていくため、ボランティア団体とのさらなる連携等が検討されている。また、対象世帯で学習支援に参加していない子どもへのアプローチとして、ケースワーカーから勧めるなどの改善が進められている。新型コロナウイルス感染症の中での支援のあり方も模索されているが、家にいられない子どもの対応等の懸念が残っている。

No.3 千葉県八千代市

子どもの「生活力」「社会性」の向上を目指した支援を展開

0. 連携概要

連携先	連携内容
生活支援課	事業に対する職員派遣
各関連部署	情報共有、相談・助言
子ども食堂	共催でイベントを企画
歯科衛生士、保健師、 栄養士	調理体験、歯磨き指導等の生活支援
多文化交流センター	外国籍であったり、日本語が話せない子どもへ事業の紹介

連携による効果

- 生活支援課
本事業に生活支援課の就学支援員を派遣。主に生活保護受給世帯を支援
- 各関連部署
子どもの関係部署で本事業の参加希望があった際は繋いでもらっている
- 子ども食堂
デイキャンプを共催で実施。本事業に参加している子どもが子ども食堂の利用に至る。
- 歯科衛生士、保健師、栄養士
調理体験、栄養士による栄養バランスの大切さに関する講義の開催、歯科衛生士・保健師(もぐぴかゼミ)による歯磨き指導により、生活力と社会性の向上に向けた支援が実施されている
- 多文化交流センター
日本語を母国語とせず、日本語を話すことが難しい子どもに対し、別の事業の紹介が可能となっている



1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	20.0万人（令和2（2020）年3月末現在） 51.39 km ² 11.01%（令和3（2021）1月現在）	
開始時期	平成21（2009）年度（生活保護担当課にて自立支援プログラムとして） 平成27（2015）年度（学習支援）、平成31（2019）年度（生活支援）	
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯	
対象年齢	小学校4年生～高校3年生	
運営形態	直営	
実施形態	集合型	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生（4～6年生）の基礎学力の向上 ・中学3年生の高校進学 ・高校生の留年・中退防止 ・居場所づくり 	
生活者（対象者）の 実態把握方法	学習支援後の養育者（親等）との帰宅確認の電話や子どもをとおして世帯の 状況を把握	
実施場所	市内公共施設	
事業予算	350万円（令和2（2020）年度）	
所管部署	健康福祉部健康福祉課福祉総合相談室	

2. 事業の背景

平成19（2007）年に大学から調査依頼を受けて児童扶養手当の受給世帯の状況を調査し、生活保護受給世帯や母子世帯が他世帯に比べて養育・学習・就労面等で課題が多いことや、孤立したりしている状況が把握された。その結果を受けて、平成21（2009）年度から学習支援と子どもの居場所づくり「若者ゼミナール」を開始。生活支援課が実施主体となり、生活保護受給世帯の中高生に限定した支援を実施していた。平成27（2015）年より、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業「どれみふぁ」を福祉総合相談室により開始し、生活保護受給世帯対象の「若者ゼミナール」と生活困窮者対象の「どれみふぁ」の2本立てで事業を実施していた。

別事業として実施されてきた中で、「ボランティアをそれぞれ募集する」「同じ教材を使用している」こと等から、平成30（2018）年4月に実施主体を福祉総合相談室とした。

3. 取組の内容・特徴

●運営体制

学習支援員 2 名（福祉総合相談室）、家庭・就学支援相談員 1 名（生活支援課）計 3 名で運営している。臨床心理士資格保有者、生活困窮者の相談経験がある者、教員 OB と専門性あるメンバーで構成されている。

●ボランティアの確保

大学生を中心とするボランティアが参加しており、令和 2（2020）年度（12 月現在）は 42 人の登録があった。ボランティアの確保に向けて、社会福祉協議会のボランティアセンターに事業の周知、近隣の大学で事業の説明等を行っている。教職課程のある大学では、教員を目指す学生が多く、ボランティアの参加につながっている。

また、ボランティアミーティングを開催し、運営やイベントの企画に関する意見交換等を行っている。

●集合型の学習支援・生活支援に加え、訪問による養育者（親等）への支援を実施

集合型で学習支援を実施しているが、家庭状況や子どもの様子の確認を行うため、必要に応じて訪問支援を実施している。また、進路や進学費用の相談等、養育者（親等）への支援も実施している。

●帰宅確認の電話を通じた養育者（親等）との関係づくり

学習支援後、帰宅確認の電話を養育者（親等）からもらう仕組みを導入しており、子どもの学習支援での状況の共有や、養育者（親等）の心配事への対応を行っている。安全面を考慮し、学習支援から子どもが帰宅する際には養育者（親等）が必ず家にいるよう依頼するとともに、帰宅確認の電話を必須とし、養育者（親等）との定期的な連絡をとることによる関係性づくりにつながっている。

●生活支援

調理実習（デイキャンプ）、栄養士による栄養のバランスの大切さに関する講義（もぐぴかゼミ）、歯科衛生士・保健師による歯磨き指導等を行っており、生活力と社会性の向上を重視したイベントを行っている。歯科検診の結果が思わしくない子どもや、食生活の偏りがある子ども等を見てきたことから、学習面だけではなく、生活面での支援が必要であるとの考えから、こうした取組の実施に至った。実施にあたっては予算面が課題となったが、食材の提供を社会福祉協議会へ依頼したり、地域の農家等からの提供を受けたりするなどの工夫により取り組んできている。

●外国籍の子ども、日本語を話せない子どもに対する支援

外国籍であったり、日本語を話せない子どもに対し、多文化交流センターを紹介し、支援事業の案内を受けている。

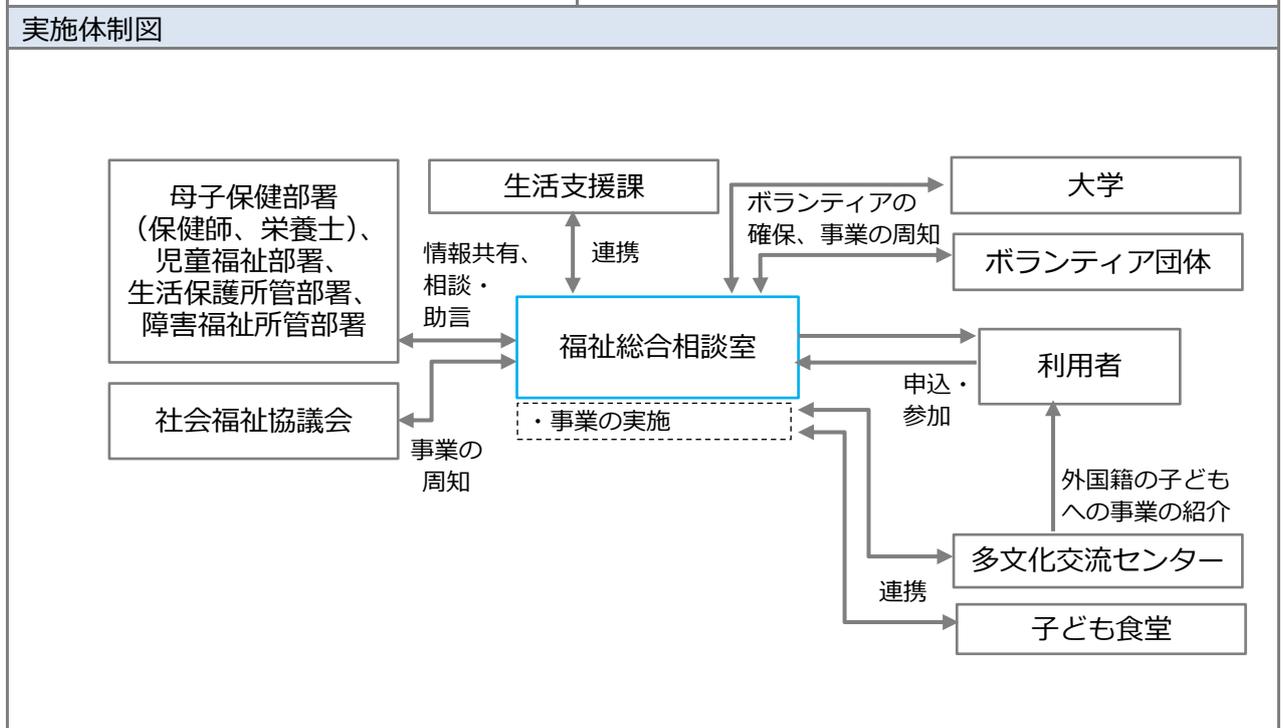


※コロナ禍の4月緊急事態宣言下では集合型での事業開催を中止し、通信教育（郵送によるプリント配布・添削）を行った。学校再開とともに集合型での学習を再開したが、参加は中学3年生に限定した。他は通信教育を継続し、メッセージカードでの状況把握、養育者（親等）との電話連絡等でフォローしている。

実施頻度	毎週火・木 17:00~20:00 実施
利用実数（2020年度）	学習支援：実人数30人（小学校4~6年生：5名、中学生11名、高校生14名）

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉総合相談室
連携先	連携内容
生活支援課	事業に対する職員派遣
母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、障害福祉所管部署	情報共有、相談・助言
社会福祉協議会	事業の周知、事業の担い手（ボランティア）の確保
子ども食堂	子ども食堂の利用、デイキャンプの共催
多文化交流センター	外国籍の子どもへの学習支援事業の紹介
大学	事業の担い手（ボランティア）の確保、事業の周知
ボランティア団体	事業の周知、事業の担い手（ボランティア）の確保
保健師、栄養士	調理実習、歯磨き指導等、相談・助言、レクリエーション



5. 支援の段階における連携のポイント

● 支援の準備段階

連携先	各部署（母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、障害福祉所管部署、教育委員会）	大学	社会福祉協議会
連携理由	情報共有	ボランティアの確保	
連携内容	支援対象となり得る子ども・世帯と関わる部署に、学習支援事業の説明を行い、職員から対象者に声掛け	事業の周知、ボランティア募集の告知	
連携の工夫	各部署の新規採用職員や新たに配属された職員に向けた説明資料を作成し、事業周知の工夫を行っている	大学のガイダンスへ参加するなど、周知機会を設けている	ボランティアセンターへボランティア募集のチラシの配布等をしている

● 支援の実施段階

連携先	子ども食堂	多文化交流センター
連携理由	子ども食堂の利用、イベントの共催	情報共有、事業の紹介
連携内容	支援対象者の子ども食堂の利用。イベントの共催	外国籍の子どもへ相談先の紹介
連携の工夫	支援対象者に子ども食堂を案内している	日本に来たばかりや、日本語での勉強の理解が難しい子どもに対し、別事業を紹介している

連携先	各部署（母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、障害福祉所管部署、教育委員会）
連携理由	情報共有、相談・助言
連携内容	各部署に所属するケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師・栄養士等は、必要に応じて助言、支援。保健師は調理実習や歯磨き実習に参加して助言をしてもらい、生活支援の取り組みを連携して実施。
連携の工夫	情報共有、支援の検討を行っている。支援対象者の情報に個人情報も含まれるため、同意書を受理した上で関係機関と情報共有している

● 支援終了後の段階

連携先	各部署（母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、障害福祉所管部署）、社会福祉協議会
連携理由	状況確認、相談対応
連携内容	進学費用や奨学金制度に関する相談対応や、対応後の継続した状況確認等を実施
連携の工夫	世帯との関わりが継続する場合や子どもから連絡がある場合に、必要に応じて各部署と連携している

6. 連携の効果

学習支援を通じて得た情報（子どもの様子、養育状況等）を各関係機関で共有し必要な個別支援につなげるなど、子どもを通じた世帯の支援が可能となる点で、非常に意味のある事業となっている。

7. 今後の課題・展望

子どもに対する生活支援において、社会的な体験を積むための企業見学や職業体験を実施し、支援内容を充実させていきたいと考えている。また、これまでと同様に、支援を必要とする対象者に対し、関係機関の協力を得ながら支援を継続していく。

事業の運営においては、職員の異動等に対して引継ぎをしていくことが重要となる。そうした事態を想定して、担当者が変わった場合でも同レベルの支援が実施されるよう、平成 31（2019）年 4 月に実施要領を作成しているが、実際に実施要領を活用して継承していくことが今後の課題であると考えている。

学習支援専用パンフレット

若者ゼミナール・どれみふぁ

★子どもたちの学びを応援します★

小学4～6年生・中学生・高校生の皆さん、以下のように読んでいませんか？

「高学年の子供が、今の勉強ややるべきこと、高校や大学のこと、就職のことについて、大人が教えてくれないから、自分から勉強しよう」と思っている人は、ぜひこのパンフレットを読んでください。

勉強って、ちょっと大変なことがあってもできるよ！

特に勉強は、実を返してくれる仲間が大切です。八千代では、そんな学習支援の場を提供しています。

お申込み・お問い合わせ先

八千代市役所 健康福祉課 福祉総合相談室 及び 学習支援課
 電話：0477-483-1151（市庁内対応専用）
 電話：0477-483-1151（市外対応専用）
 電話：0477-483-1151（市外対応専用）
 電話：0477-483-1151（市外対応専用）

- 対象者はどのような人ですか？
以上を指す年齢が4～6年生・中学生・高校生
○ 八千代市内に住む児童・生徒・学生に限定している
○ 住居が市外でも受け入れ可能
○ 住居が市外でも受け入れ可能
○ 住居が市外でも受け入れ可能
- いつどこで開催しているのですか？
【開催日】毎週火曜日・木曜日（いずれかの毎月1日を定めて開催）
【開催時間】17:00～19:30（受付時間）19:45～20:00
【場所】八千代市福祉センター5階（市庁内）
○ 毎月1回開催（月替り）
○ 毎月1回開催（月替り）
○ 毎月1回開催（月替り）
- どのようなスタッフが活躍しているのですか？
お子さんと一緒に学ぶ大学生ボランティアが、優しく教えてくれます★
その他、市内外の企業や市民団体の方々が協力しています。
- 費用はかかりますか？
参加費はかかりません！
※お申し込みの際は、必ずお申し込みください！
※お申し込みの際は、必ずお申し込みください！

学習支援専用パンフレット

5. どうして勉強しているのですか？

お子さんが参加した教材を中心に（皆さんのやる気も尊重します）

スタッフは先生ではなく皆さんの学びを支える「身近な大人」

マンツーマンの個別学習

※会場にも教材や勉強の道具類、高校案内、就職等を用意しています。

★会場までのアクセス

会場：八千代市福祉センター
 八千代市大和田駅前312-5（福祉センターは八千代市役所の隣です）

アクセス
 東バス 【東洋バス】八千代台駅西口西 → 「市役所前」下車
 【片道】IC：178円 / 現金：180円
 東武鉄道 【東武中央線】八千代中央駅 → 「市役所前」下車（徒歩15分）
 京成電鉄 【京成高津線】八千代中央駅 → 「市役所前」下車（徒歩13分）
 【京成電鉄】京成大和田駅 → 「市役所前」下車（徒歩20分）

★小学生・中学生・高校生の支援に興味のある皆さんへ★

八千代市子どもの学習・生活支援事業 ボランティア募集

八千代市の子どもを支援って？

「勉強や生活のことについて、大人が教えてくれないから、自分から勉強しよう」と思っている人は、ぜひこのパンフレットを読んでください。

勉強って、ちょっと大変なことがあってもできるよ！

特に勉強は、実を返してくれる仲間が大切です。八千代では、そんな学習支援の場を提供しています。

お申込み・お問い合わせ先

八千代市役所 健康福祉課 福祉総合相談室 及び 学習支援課
 電話：0477-483-1151（市庁内対応専用）
 電話：0477-483-1151（市外対応専用）
 電話：0477-483-1151（市外対応専用）
 電話：0477-483-1151（市外対応専用）

いつ、どこでやっているの？

【日時】毎週火曜日・木曜日 17:00～20:00
 ⇒（学習）17:00～19:30（読書・振り返り）19:30～20:00
 【場所】八千代市福祉センター（八千代市役所隣）
 ※除業等の都合で途中からの参加、途中での退席になってもらえます。
 ※参加は随時でなくても構いません。毎月30分を形成しています。

その他

★交通費相当分をお支払いしています。（上限あり）

ボランティアをしてみたい場合は？

以下までご連絡ください。見学・体験も大歓迎です★
 八千代市役所 健康福祉課 福祉総合相談室
 【電話】0477-483-1151（月～金曜日 9:30～17:00）
 【担当】常務・安藤
 【Mail】fukushisougou@city.yachiyo.chiba.jp

交通アクセス

会場：八千代市福祉センター5階（市庁内）第6会議室
 八千代市大和田駅前312-5（福祉センターは八千代市役所の隣です）

アクセス
 東バス
 ・【東洋バス】八千代台駅西口西 → 「市役所前」下車
 八千代中央駅西口 → 八千代福祉センター行（徒歩15分）
 【片道】IC：178円 / 現金：180円
 東武鉄道
 ・【東武中央線】八千代中央駅 → 「市役所前」下車（徒歩13分）
 ・【京成電鉄】京成大和田駅 → 「市役所前」下車（徒歩20分）

近隣の小学校周辺の仕事を担当している方、ボランティアについて興味のある方、子どもが大好きな方、ぜひお申し込みください！

小学生（4年～）・中学生・高校生があなたの参加をお待ちしています！

No.4 東京都足立区

キーパーソンをきっかけとした庁内連携・地域での連携が、支援効果の高まりに寄与

0. 連携概要

連携先	連携内容
中学校、高校、教育委員会	情報共有、必要な支援連携、事業周知のきっかけ
子ども食堂、フードバンク	情報共有、食事・食材の提供、継続的な見守り
町内会・自治会・地縁団体、地域企業等	体験活動の支援、食材の提供
児童相談所、児童福祉部署	対象生徒の相互支援、事業利用案内
民生委員・児童委員、関連専門職等	情報共有、必要時の支援

連携による効果

中学校、高校、教育委員会

学校では把握できない放課後の様子や家庭の情報の共有や、学校では対応困難な福祉的な支援を手伝うなど、学校側のメリットを示すことで、学校側に信頼を得ていく

子ども食堂・フードバンク

子ども食堂等が学習に課題を抱える子どもを教室につなぐ、また、教室が食事に課題を抱える子どもに食堂の利用を促すなど、支援のつなぎ先として連携が進む
食堂の運営者が地域の他活動（PTA や町会・子ども会役員）をしていることも多く、運営者が起点となり地域イベントとの連携・協力を得やすくなった
高校生になって子ども食堂のスタッフとして参加する例もあり、学習支援事業に代わり子ども食堂が継続的な見守りの機会にもなっている

町内会・自治会・地縁団体、地域企業等

様々な体験機会の提供に加え、事業に対する地域の理解が進むとともに、地域に子どもたちの様子が理解され、見守りネットワークとなっていく

児童相談所、児童福祉部署

要保護世帯の子どもを教室受入れ、児相・子ども家庭支援センターとの情報共有を通じ、緊急時・必要時の連携が円滑になる

民生委員・児童委員、関連専門職等

世帯の様子が重層的に把握され、必要な支援が円滑に行われる



1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	65.7万人（令和3（2021）年1月1日現在） 53.25 km ² 35.5%（令和2（2020）年12月現在） 
開始時期	平成27（2015）年度（学習支援、生活支援）
対象者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親世帯、生活困窮者自立相談支援を利用し区長が特に認めた世帯
対象年齢	中学生、中学時に事業を利用していた高校生等（未進学者、中退者を含む）
運営形態	直営＋委託
実施形態	集合型＋訪問型
事業内容	個別の学習支援、居場所事業
生活者（対象者）の実態把握方法	学習支援時のやり取り、養育者（親等）支援・コミュニケーション時等
実施場所	中学生向け：区内4拠点（北部・東部・中部・西部） 高校生向け：3分室（北部・東部・西部） ※高齢者施設のため、令和2（2020）年度は4拠点で高校生を支援
事業予算	168,514千円（令和2（2020）年度当初予算）
所管部署	足立区福祉部くらしとしごとの相談センター

2. 事業の背景

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を4つのボトルネック的課題と位置付け、特に貧困については、親・子・孫と世代が変わってもその状態から脱することができない「貧困の連鎖」がより根深い問題であると認識し解決に努めている。

平成26（2014）年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行に伴い、足立区でも同年8月に対策本部を設置した。そして平成27年（2015）年の「生活困窮者自立支援法」施行により、同法の学習支援事業として「居場所を兼ねた学習支援」を開始した。

事業開始当初から、学習支援だけでなく自由に入出入り可能な居場所を併設する施設として提供している。平成27（2015）年に1か所（北部）でスタートし、最初は経済的基準を設けず、家庭で学

習できない子どもを対象とした。

平成 28 (2016) 年に東部と中部に 2 か所追加し、平成 29 (2017) 年に西部に 1 か所追加し、現在 4 か所実施されている。施設が増えるとともに一定の利用者基準を設けようと、実施要綱を設けて利用対象者世帯を限定することとなった。

また、中学生を卒業した利用者が高校進学後も利用を希望するケースが増えたことや、家庭生活や学習環境に課題を抱えている子どもが高校を中退してしまうケースも見られたことから、高校入学後も継続した支援が求められるようになった。そのため、4 拠点とは別に、主に高校生が通う場所として平成 28 (2016) 年に北部に 1 か所、平成 29 (2017) 年に東部に 1 か所、平成 30 (2018) 年に西部に 1 か所、計 3 か所の分室（ランチ）を開設した。

貧困の連鎖を断つための取り組みとして、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）を策定し、子どもの未来を応援する活動団体の交流会（子どもの未来プラットフォーム）等の関係者ネットワークも広がっている。

3. 取組の内容・特徴

● 学習支援

個別指導による学習支援を実施しており、できるだけマンツーマンでの指導をするため、週 1～2 回、利用者によって来所日を決めて対応スタッフを手配している。利用者の学習・生活・コミュニケーション面について日々記録し、教室実施前後でスタッフ間での情報共有を行っている。

● 居場所の提供

利用者から相談を受けてアドバイスする相談対応や、居場所内や居場所以外の場でスポーツやレクリエーションを行っている。原則として中学生・高校生が対象だが、小学生の弟妹がいる場合、申請があれば一緒に受け入れた事例もある。

● 体験活動・リテラシー教育

企業見学・職業体験や農業体験、学校見学、地域の祭り、ボランティア活動等を行っている。地域の町会・自治会、社会奉仕団体、NPO、ボランティア、地元の飲食店やクリエイター等との連携・協力により行っている。

● 個別支援

登録しても参加がない場合は、居場所サポート相談員（区の会計年度任用職員）を派遣して、施設の利用を促している。必要に応じて、担当職員やケースワーカー、委託先支援員が同行することもある。家庭訪問では子どものみならず、養育者（親等）との対面相談等を実施し、学習や家庭の悩みを聞くとともに、必要があれば他の支援機関につなげる。

● 養育者（親等）支援・世帯支援

保護者相談会・連絡会・交流会や、養育者（親等）向けの説明会・講座等を開催している。来往時の対面相談に加え、電話やメールによる個別相談等を随時実施。奨学金等の情報提供・制度紹介、各種制度利用支援（利用勧奨、申請書類作成支援、手続きの同行等）から養育者（親等）・家族の就労支援まで、他の支援機関と連携しながら行う。



	北部		東部		中部		西部	
		ランチ		ランチ				ランチ
設立	H27.8	H28.10	H28.6	H29.10	H28.8	H29.4		H30.7
定員	60名	30名	60名	30名	90名	60名		30名
登録人数 (2月末現在)	46名	32名	44名	22名	85名	54名		31名
実施日	週6日	木曜のみ	週6日	火曜のみ	週6日	週6日		火曜のみ
時間	火水木金 15-21時 土・祝 13-21時 日・長期 休暇 10- 20時	16-20時	火水木金 16-20時 土・祝 13-20時 日・長期 休暇 11- 20時	16-19時 30分	火水木金 15-21時 土・祝 13-21時 日・長期 休暇 10-20時	火水木金 15-20時 土・祝 13-20時 日・長期 休暇 10- 20時		16-19時 30分
委託先	認定 NPO 法人カタリバ		NPO 法人キッズドア		認定 NPO 法人カタ リバ	NPO 法人キッズドア		

※コロナ禍では、学習支援教室は一時休止したが、食事面での懸念が残る世帯が多かったため、弁当の配布や食事場所の提供、子ども食堂や地域飲食店と連携した宅配等を行った。

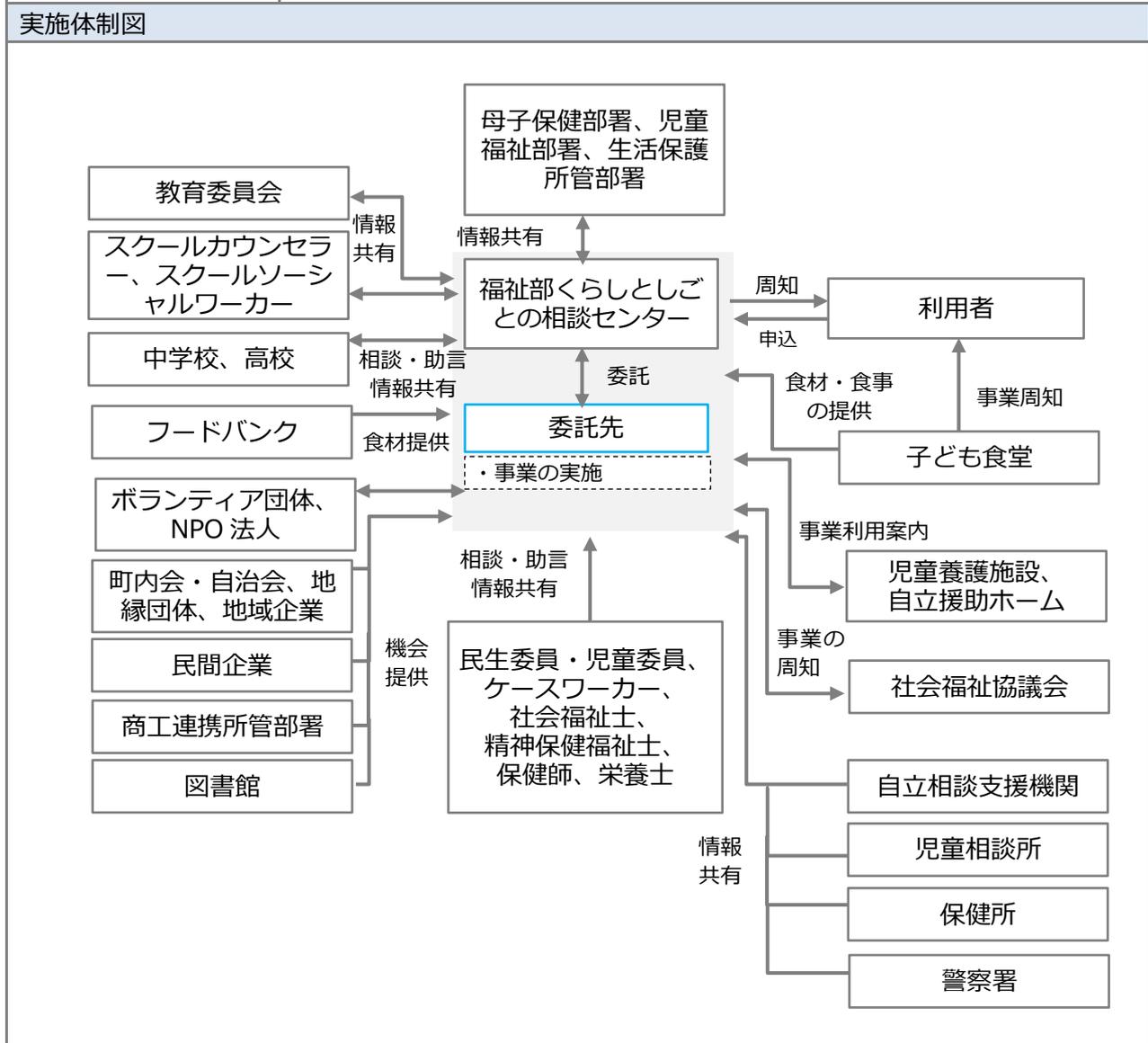
学習支援はオンラインで実施し、10時から18時まで、生活支援の意味も込めて朝の会を行ったり、学習時間、遊び時間等の流れをスタッフが支援する形をとった。コロナ以前よりLINEでの情報発信や相談対応を行っていたが、状況に応じてZoomを活用した。保護者会もZoomで開催し、奨学金や助成についての案内等を行った。

コロナ禍で経済力が落ちる世帯があることを想定し、委託先の事業者が助成金の情報をまとめた冊子を作成して区内の高校に配布するとともに、委託先の事業者同士で共有するなど、活用した。

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉部くらしとしごとの相談センター、NPO 法人
連携先	連携内容
中学校、高校	情報共有、必要な支援連携、事業の周知のきっかけ
教育委員会	情報共有、事業の周知
母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署	情報共有、事業の周知、相談・共有
商工労働所管部署	職場見学、職場体験
子ども食堂	食事活用、事業の周知、情報共有
フードバンク	食材の提供
町内会・自治会・地域団体、地域企業等	体験学習機会の提供、食材の提供、地域活動参画
ボランティア団体、NPO 法人	体験学習機会の提供、食事・食材の提供、職場体験、地域活動参画、情報共有
児童養護施設、自立支援ホーム	対象生徒の相互支援、事業の利用案内
社会福祉協議会	情報共有、事業の周知

自立相談支援機関	情報共有、事業の周知、相談・助言、制度等の情報提供
民間企業	食材提供、体験機会提供、職場見学、職業体験
児童相談所	情報共有、事業の周知、相談・助言
保健所	情報共有、相談・助言
図書館	体験機会提供、図書の貸し出し
警察署	情報共有、相談・助言
民生委員・児童委員	情報共有、事業の周知、必要時の支援、重層的なかかわり実現
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有、事業の周知、相談・助言、
ケースワーカー	情報共有、事業の周知、相談・助言、制度利用支援
社会福祉士	情報共有、事業の周知、食事・食材、体験機会等の提供
精神保健福祉士	情報共有、事業の周知、必要時の支援、重層的なかかわり実現
保健師、栄養士	情報共有、相談・助言



5. 支援の段階における連携のポイント

●支援の準備段階

連携先	中学校	教育委員会	子ども食堂
連携理由	情報共有	情報共有	相互利用
連携内容	支援対象の中で注意が必要な子どもについて、学習面以外の家庭の状況等も情報を共有	必要な情報共有	教室内のイベントとして子ども食堂に出向く、またそれを機に子ども食堂利用の小学生が教室の存在を知って中学で通うなど、相互の利用が進んでいる
連携の工夫	他区から校長が赴任した際等には区担当職員が事業説明に出向く等、事前理解につとめている。区担当職員が学校と委託先の間に入りコーディネートするなどして、スムーズな連携が図られている		区の会議体で支援団体同士がつながったり、地区のキーパーソンがつなげたりなどにより、連携がスムーズに進んだ

連携先	民生委員・児童委員、各町会	不動産協会東京本部、宅建協会	児童養護施設、自立援助ホーム
連携理由	情報共有	物件・場所の情報提供	参加相談
連携内容	民生委員が関係する世帯に事業を案内	事業実施場所を探す際の情報提供。不動産屋による店子世帯の困窮情報が自立相談支援機関に情報提供されることがある	施設に入所している子どもの学習・生活支援事業の利用希望や、居場所としての活用の相談
連携の工夫	事業開始時に、町会の会合や民生委員の集まりに担当職員が参加し、事業説明を行い、理解を得た	区担当課と以前よりやり取りをしていた関係から、事業実施場の選定がスムーズに進んだ	—

連携先	社会福祉協議会	福祉事務所	大学（ボランティアセンター、関連ゼミ等）
連携理由	事業の周知	情報共有	ボランティア告知
連携内容	関係する世帯に本事業を案内	ケースワーカーを通じた世帯情報共有等	ボランティア参加の呼びかけ
連携の工夫	—	—	—

●支援の実施段階

連携先	中学校	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー	高校
連携理由	情報共有	情報共有	情報共有
連携内容	委託先からの報告書をもとに担当職員から学校に定期的に報告共有	支援が必要なケースに関わる情報共有	支援が必要なケースに関わる情報共有。 困窮する生徒の情報が自立相談支援機関につながることもある
連携の工夫	委託先は毎月支援報告書を所管部署に提出し、所管部署がそれを確認して学校との情報共有・支援必要性を判断し、適宜学校に委託先とともに出向く（学習・生活・進路面等）。事業開始当初よりこの仕組みを採用している		職員と教員、スクールソーシャルワーカーとの信頼関係を積み上げていく

連携先	子ども食堂、 フードバンク等	町内会・自治会・ 地縁団体	ライオンズクラブ、 ロータリークラブ
連携理由	情報共有、食材の提供	情報共有・イベント参加・協力	食料支援、体験活動支援
連携内容	教室実施時の食堂活用、必要時の食材活用等。近隣農園や農協から食材提供の支援を受けることもある	地域イベントへの子どものボランティア参加、町・住民の協力を得た体験活動の実施等	食事提供のボランティアとしての参加や、施設の改装支援、イベント提供等
連携の工夫	フードバンクから食材提供を受ける仕組みは、事業開始当初からの設計である	教室見学に来てもらって理解を深めた例もある	委託先への支援実績から、本事業への支援にもつながった

連携先	児童相談所、 児童福祉部署	歯科衛生士（区職員） 栄養士（区職員）	観光交流協会、他部署の 子ども関連事業
連携理由	情報共有、必要時の個別支援	歯科指導、栄養指導	体験プログラムで本来かかる費用免除・枠提供、情報共有等
連携内容	児童相談所から家庭に子を戻すときに、教室参加を組み合わせる場合や、教室参加の状況から児童相談所に相談する相互の連携	生活支援の一環で、歯磨き指導、栄養指導等	海外友好都市訪問の枠の確保や、環境学習のための日帰り旅行の必要費を補助するなどの連携を実施
連携の工夫	子どもの支援をつなぐ先として、学習・生活支援事業を活用している	歯科衛生士と栄養士との連携事業を仕様書に含めている	未来へつなぐあだちプロジェクトで設けられた子どもの貧困関連事業への予算が、こうした企画参加連携につながっている

●支援終了後の段階

連携先	中学校、高校	子ども食堂	関係各部署
連携理由	情報共有	参加先としてのつながり	情報共有
連携内容	弟妹のつながりも含めた状況把握、情報共有	利用者がスタッフとして手伝う例があり、継続的な見守りにもなっている	ケースワーカー等、世帯支援が続く場合に、必要な情報共有を実施
連携の工夫	高校在学中に後追い調査を実施し、連絡をとり状況確認を行っている	—	—

6. 連携の効果

足立区では、区長をはじめとして「子どもたちのため」という機運があり、横串を通した支援を実施していることから、区内での連携も含め地域での連携が進み、支援の効果が高まっている。

事業開始当初は、教育委員会や学校からの理解を得ることから開始し、5年程経過した現在では、教育委員会と行政、委託先においては、スムーズな連携が図られている。校長や副校長、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等のキーパーソンとなると人の動きが重要である。また、学校が知らない情報を提供することが学校側にもメリットとなり、相互の情報共有がよい支援につながっている。人と人との信頼関係の構築が、連携を深めるポイントとなっている。

機関・団体同士の連携については、区の協働担当が行う子どもの未来を応援する活動団体の交流会（子どもの未来プラットフォーム）が、関係者をつなぐ場となっていることも影響している。地域団体の活動内容や手法を共有できる仕組みとなっている。

また、本事業が定着してきたことで、地域住民とのつながりも深まっている。たとえばコロナ禍で食料パントリーという地域コンソーシアムが立ち上がったが、民生委員・児童委員等がこの活動を手伝いにくるなかで、本事業に関する情報が寄せられるなど、連携からの情報収集効果が高まっている。

足立区では2つの事業者に委託して事業を実施しているが、コロナ禍の取組で連携が進み、よりよい成果が出ていることから、今後の連携も模索されている。

7. 今後の課題・展望

中学校入学前から情報把握が可能となれば支援がスムーズになるとの点から、今後、中学入学段階で小学校からの引継ぎを受けられる状況が作られると、支援効果の高まりにつながると考えている。小学校時点での学力状態を養育者（親等）も把握できていない例もあり、そうした課題認識が高まっている。

他方、中学卒業後、高校は都立・私立と区の管轄外になってくるため、情報共有が難しい点が課題として残っている。支援の出口の部分であり、若者のサポートも重要である。

No.5 山梨県中央市

小中学校・教育委員会・NPO 法人との連携により、生活・地域に密着した支援を展開

0. 連携概要

連携先	連携内容
教育委員会	事業の周知、情報共有
小学校、中学校	事業の周知、情報共有
地域団体、関係機関	体験学習やイベントの実施協力等

連携による効果

教育委員会

実施主体と小中学校の教員との橋渡しをすることで対象世帯へ事業の周知がされている。

小学校、中学校

対象世帯への事業の案内がスムーズに実施されている。支援対象の子ども・世帯の情報共有を行うとともに、支援対象者となり得る子どもの把握から支援の利用につながっている。



1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	3.1万人（令和3（2021）年3月1日現在） 31.69 km ² 5.97%（令和3（2021）1月現在） 
開始時期	平成30（2018）年度（学習支援、生活支援）
対象者	就学援助制度利用世帯、生活困窮者世帯等
対象年齢	小学生・中学生
運営形態	委託
実施形態	集合型
事業内容	小学生・中学生対象：学習支援及び居場所づくり、 養育者（親等）向けの相談支援、情報提供
生活者（対象者）の 実態把握方法	養育者（親等）とのメール・電話（学習支援時のやり取りからの派生）
実施場所	市所有施設内
事業予算	2,997千円（令和2（2020）年度）
所管部署	福祉課

2. 事業の背景

市内のボランティア団体や教員OB等が、生活困窮者世帯の子どもに対し、塾の代わりに勉強を教える取組を行っていた中で、中央市としても生活困窮者世帯の把握や関わり方を福祉課、教育委員会で検討していた背景があった。現委託先のフードバンク山梨と食料支援を行っていたことや、フードバンク山梨が独自事業で学習支援教室を平成29年から行っていた経緯から、平成30年から中央市の委託により中央市生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業を開始した。食料支援の実施においては、フードバンク山梨と市長、教育委員会が連携協定を結び、相互に理解し協力していくことが示されている。

中央市は、人口割合に占める外国籍の住民が多い地域特性から、市内数か所の学校に日本語学習支援の教員が配置されている。教員からの相談をきっかけとして、外国籍の子どもに対する支援も行われている。

3. 取組の内容・特徴

●学習支援・居場所づくりと生活支援

教室型で学習支援を行っており、学習習慣の習得を基本的な目的としている。

また、参加する時間を守る等の日常生活に関する支援も実施している。

食事・おやつを共にする等により、礼儀やマナー、生活習慣の習得、コミュニケーションの取り方等を学んでいく場の提供を目的としている。

●委託先のフードバンクの特色を生かした支援

委託先のフードバンク山梨と中央市がこれまで食料支援を行ってきており、実績を積み上げてきた背景から、学習支援に加え、地域のコミュニティとして継続的にある居場所を形成することができ、生活、地域に密着した支援が展開されている。

●ボランティアの確保

支援は、委託先の学習支援員と教員 OB や大学生による講師ボランティアが担っている。ボランティアの募集を地域広報紙に掲載したり、県内のボランティアボードや大学等にチラシを配布している。ボランティア登録時に事前確認、守秘義務ならびに誓約書等のやり取りをするとともに、研修会を開催している。教室終了時に毎回参加ボランティア内でのミーティングを行い、必要な情報を共有している。コロナの影響を受けて今年度は開催できていないが、年に数回意見交換会を開催し、子どもの現状や運営に関して意見交換を行っている。

●外国籍の子どもに対する支援

外国籍の住民が多いという土壌がある。特別な支援を行っているわけではないが、日本の社会生活のルールを学ぶ機会となっている。

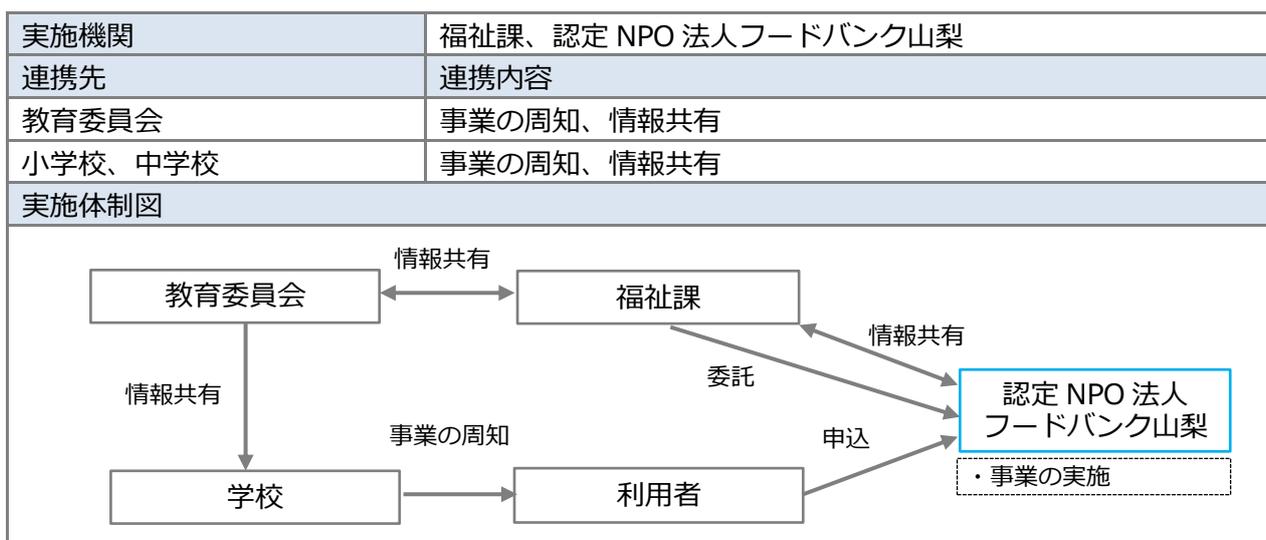
●出欠連絡メールを通じた養育者（親等）支援

子どもの出欠連絡をメールで行う仕組みとしており、教室での子どもの様子の報告等もメールを通じて行っている。出欠連絡のメールやりとりの中で養育者（親等）から相談があったり、子どもに関する提案・アドバイス等も行ったりしている。週 1 回の学習支援に加え、家庭での状況の把握や世帯への支援につながっている。

※一時期学習支援教室を中止していたが、半日に短縮し、予防を徹底して再開している。食事提供は中止している。教室を中止していた期間は、メールで養育者（親等）と連絡をとり子どもの様子を確認していた。

実施頻度	毎週土曜日（年間計 40 回）
利用実数（令和 2（2020）年度）	14 人

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制



5. 支援の段階における連携のポイント

●支援の準備段階

連携先	小学校、中学校	教育委員会
連携理由	事業の周知、情報共有	
連携内容	支援対象世帯についての情報を共有。学校から直接支援対象となる子どもに案内を渡す。学校教員の判断にて支援が必要な世帯の子どもに事業の案内する場合もある	
連携の工夫	学校の日本語担当の教員が、事業の周知を促すケースもある	

●支援の実施段階

連携先	地域団体、関係機関	
連携理由	実施協力	
連携内容	体験学習やイベント等の実施支援	
連携の工夫	委託先のネットワークや、行政を通じた依頼で柔軟に連携を図っている	

●支援終了後の段階

連携先	フードバンク	
連携理由	継続的な見守り・支援	
連携内容	支援が終了した子どもの継続的な見守り・支援を行っている	
連携の工夫	支援が終了した子どもがフードバンクの調理ボランティア等で参加してくることで、つながりが続くことがある	

6. 連携の効果

学校の理解が進んできており、対象世帯への事業案内が行われるとともに、学校から外国籍の子どもの学習支援教室への参加の相談がくることもある。

委託先がフードバンクであることから、生活困窮者世帯に対する学習・生活支援に付随して食料支援が連動した支援が展開され、地域での支援のつながり、広がりにつながっている。

7. 今後の課題・展望

現在教室を開催している曜日の午前中は中学生の部活動と重複することが多く、学習支援の機会が失われている現状があることから、実施曜日や頻度等の再検討が必要となってきた。また、現在は学年を問わず同時期に教室を開催しているが、高校受験を控えた中学生と小学生では学習意欲が違ってくるため、学習に集中できる環境の整備も課題となっている。

展望として拡充する予定はないが、課題に対しての改善に取り組んでいく見込みである。

No.6 石川県金沢市

専門性の高いアドバイザーとの連携による支援

0. 連携概要

連携先	連携内容
関係各課（子育て支援課・生活支援課）	事業周知協力、情報共有
大学（金沢大学・金沢星稜大学）	大学生のボランティア参加（事業周知協力）、大学教員のアドバイザー参加
教育委員会、専門職（公認心理師・臨床心理士）	アドバイザー参加
中学校・高校	必要に応じた情報共有

連携による効果

- 関係各課（子育て支援課・生活支援課）
対象世帯・子どもの実態にあわせ、教室型・派遣型を相互に紹介し、適切な支援が進む
- 大学
教室運営の核となる大学生ボランティアの質・量を継続するうえで、大学との連携が必須となっている。加えて、大学教員がアドバイザーとして参加し、ボランティアのメンタルヘルスケアを行っている
- 教育委員会、専門職（公認心理師・臨床心理士）
学習支援と居場所提供という両面の教室を運営するなかで、運営側及びボランティアへの助言を行い、教育委員会の指導主事（教員）や専門職（公認心理師・臨床心理士）によるアドバイザーが機能している
- 中学校・高校
特に高校は中退・留年が起り得るが、必要時の情報共有で、抑制・防止の可能性もある

中学生・高校生対象
学習支援教室
参加者募集中！参加無料！
1日だけの体験見学もOK！

Q どうやって勉強するの？
学校の宿題やワークも使っています。私たち大学生がみんなのペースに合わせて勉強のお手伝いをしています！「今日はまず1人だけ問題を解きたい」「今日はこのページも全部覚えてほしい」など自分の好きなやり方で進められます。だから、「勉強が苦手も」「大嫌い！」って子どもも安心です😊

Q 金曜日は部活がある...
学習支援は、金曜日だけ、土曜日だけという参加も可能です。もちろん、どちらもお休みにさせていただきます。毎週土曜日だけ今回は無理！今回は土曜日にだけ行こう！なども可能です。

Q どのくらい窮乏なの？
←1夏のBBQイベントの様子です。このように普段は勉強（たまたまおしゃべり？）もしながらもBBQを始めとした他にも楽しいイベントもしています。窮乏を克服するために仲間や見守り隊がいます？お友達にどうせやっています！

開催日時・時間帯
金曜日（毎週）※祝祭日はお休みです
16:00～19:00
自習形式での学習。分からないところがあれば、職員が笑顔です。
土曜日（月2回）
9:00～17:00（1人2時間のみ）
個別指導形式での学習。ペースに合わせてじっくり学習できます。

教室の場所（金沢市松ヶ枝福祉センター）
バスまで送ります（回送あり）

〈お問い合わせ〉
金沢市社会福祉協議会（担当：■■■■） TEL: ■■■-■■■-■■■（学習支援専用電話）
金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉センター（高岡バス停から徒歩3分、武蔵が辻バス停から徒歩5分）

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	451,018人（令和3（2021）年1月1日現在） 468.79km ² 8.75%（令和3（2021）年1月現在）	
開始時期	平成24（2012）年度（学習支援）、令和元（2019）年度（生活支援）	
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯（児童扶養手当受給世帯等）で金沢自立生活サポートセンターが認める者	
対象年齢	中学生・高校生	
運営形態	委託	
実施形態	集合型中心、一部訪問型	
事業内容	中高生の進学に向けた学習支援・居場所づくり	
生活者（対象者）の実態把握方法	教室前後や電話連絡時の会話（本人・養育者（親等））、ケースワーカーや民生委員・児童委員等との連携	
実施場所	金沢市松ヶ枝福祉館	
事業予算	482万円（令和2（2020）年度）	
所管部署	福祉局生活支援課	

2. 事業の背景

平成20（2008）年のリーマンショックの影響により生活困窮者の自立支援事業が進む中、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業の必要性の認識が高まり、平成23（2011）年11月に予算要求を目的とした事業計画が作られた。平成24（2012）年4月から市直営事業として試行し、試行期間は、市職員が学習支援ボランティアスタッフとして土曜日に実施された。並行して平成24（2012）年に関係者による「子どもの学業支援事業関係機関連絡調整会議」が開催され、7月から金沢市社会福祉協議会への委託事業として本格的に開始した。また、6月には学生ボランティアに向けた講習会が行われ、体制が整えられた。

教室型の学習支援は生活支援課の事業であるが、金沢市では他にひとり親世帯を対象とした派遣型の学習支援を子育て支援課の事業として別途実施してきた。2つの事業は令和元（2019）年度に「金沢市子どもの学習総合支援事業」として統合されたが、委託先は別々であり、大学生ボランティア向けの講習等を合同で実施する形式となっている。

また、教室型の対象者は開始当初から中学生中心であったが、高校進学後も新規登録にて参加できるよう令和元（2019）年度から拡大した。中学生は高校進学を主な狙いとし、高校生は中退防止としての意味合いが強い。

3. 取組の内容・特徴

●学習支援教室の開催（学習支援と居場所提供）

月2回土曜日は予約制で1人2時間程度、大学生ボランティアがマンツーマン体制で学習を支援する。毎週金曜はボランティアが3人体制で学習を支援し、自己学習をサポートする。

教室は、学習支援の場であるとともに、子どもの居場所にもなっている。大学生ボランティアが子どもにとって身近に感じられる点が、居場所として利用したいという動機にもなっている。長期休み期間中に交流イベントを開催している。イベント時には弟妹（小学生）の参加も可とし、弟妹が中学生に進学した際に教室に参加したいと思うようなきっかけ作りの工夫をしている。

なお、子どもにはバスの回数券を渡し、負担なく、通室ができるようにしている。



※コロナ禍で一時中止していたが、居場所としての重要性から、徹底的な感染対策の元、再開させている。

●ボランティア・アドバイザー体制

ボランティアは大学生が参加し、ボランティア講習会の受講を必須としている。内容としては、生活困窮や制度に関する講義、留意事項、ボランティアに求めること等であり、アドバイザー等が講師を務める。また、3か月に1回程度開催される企画・運営ミーティングで、アドバイザーからのアドバイスを受ける場を設けている。アドバイザーは、大学教員、教育委員会の指導主事（教員）や専門職（公認心理師・臨床心理士）といった専門性の高いメンバーで構成されている。

ボランティアは現在、金沢大学と金沢星稜大学から受け入れており、登録の際には、各大学所属の教員アドバイザーを通すこととなっている。なお、ボランティアは、継続参加や取り組みに対する責任感を持たせる意味合い等もあり、有償としている。

実施頻度	開催曜日：原則月2回土曜日9～17時（1人2時間程度・予約制） 毎週金曜日16～19時
利用実数（令和2（2020）年度）	登録数：中学生13人、高校生26人

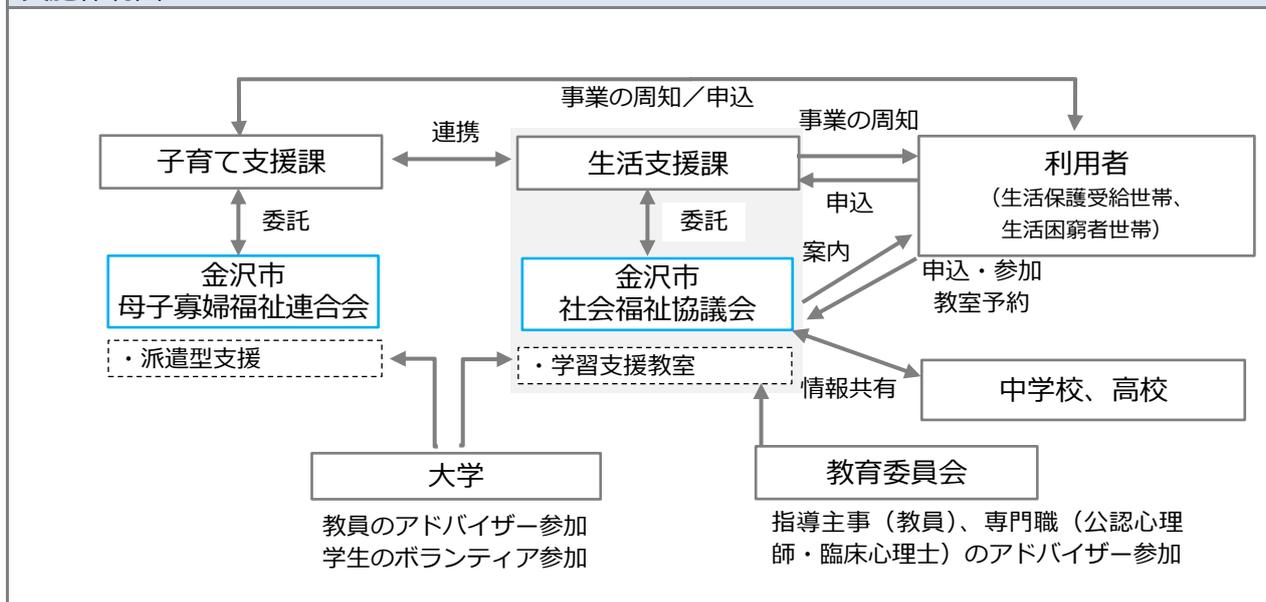
●派遣型による学習支援（※子育て支援課による別事業）

ひとり親世帯等を対象に、大学生ボランティアが家に訪問して勉強を教える事業である。学習支援教室との併用はできない。

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉局生活支援課、金沢市社会福祉協議会
連携先	連携内容
子育て支援課、生活支援課	事業の周知、情報共有
大学（金沢大学・金沢星稜大学）	教員のアドバイザー参加（相談・助言）、大学生のボランティア参加、事業の周知
教育委員会、専門職（公認心理師・臨床心理士）	指導主事（教員）、専門職（公認心理師・臨床心理士）のアドバイザー参加
中学校、高校	必要に応じた情報共有、相談・助言

実施体制図



5. 支援の段階における連携のポイント

●支援の準備段階

連携先	関係各部署（児童福祉部署、生活保護所管部署）	教育委員会	自立支援センター相談支援機関のネットワークの関係機関
連携理由	情報共有	相談・助言	事業の周知
連携内容	チラシ配布の協力、各事業周知による相互案内や情報共有等の連携	アドバイザーとしての助言	自立生活サポートセンターとしての金沢市生活困窮者自立支援連絡協議会会議の場で参加メンバー（児童委員、民生委員・児童委員、司法書士会、弁護士会等）に事業周知、パンフレット配布等
連携の工夫	生活保護受給世帯には各ケースワーカーによる訪問や電話での事業説明や利用勧奨を行っている	—	生活困窮の相談時に対象養育者（親等）へ事業の周知をする

●支援の実施段階

連携先	関係各部署（児童福祉部署、生活保護所管部署、児童相談所）	中学校、高校	大学
連携理由	情報共有	情報共有	アドバイザー参加、担い手（支援員）の確保
連携内容	委託先の企画運営ミーティングに参加し、情報共有、緊急事態の対応の検討（児童相談所で一時保護となった対象者の情報提供等）	対象者に関する必要な連携が生じた際の情報共有（不登校・留年・退学といった場合）	・教員がアドバイザーとして参加、ボランティアを育成・支援 ・市内2つの大学から学生がボランティアとして参加
連携の工夫	生活保護の各ケースワーカーと対象者及び対象養育者（親等）に関する情報共有を行っている	・定時制高校は特に理解が深く、支援がある ・対象者への支援会議等への参加要請があれば必要に応じて参加する	大学生ボランティアの不安や悩みを解消することができている

連携先	教育委員会	フードバンク
連携理由	相談・助言	食材（お菓子）提供
連携内容	アドバイザーとしての助言	委託先である社会福祉協議会がフードバンクに加入しており、お菓子を教室で提供 ※コロナ禍により現在は中止
連携の工夫	学生ボランティアの不安や悩みを解消することができている	在庫補充等、定期的な供給体制を確保している

● 支援終了後の段階

連携先	関係各部署（児童福祉部署、生活保護所管部署、児童相談所）	教育委員会	高校
連携理由	情報共有	相談・助言	情報共有
連携内容	チラシ配布の協力、関係機関への情報提供及び情報共有による連携等	必要な場合があれば、アドバイザーとしての助言	支援対象外となった定時制高校や高等専門学校の生徒に対し、必要時に情報共有等を実施
連携の工夫	支援終了した対象養育者（親等）への相談や奨学金の情報提供に応じる	—	—

6. 連携の効果

生活支援課と子育て支援課では相互に学習支援事業の案内資料を置き、対象者の希望や個別の状況に応じて案内する体制になっている（教室型への通室が難しい不登校の子どもには派遣型を勧めるなど）。

高校生は留年や中退が課題の一つであるが、そのような生徒がいるときに、学習支援を活用していることを認識している高校側が情報共有のために委託先へ相談するケースも増えている。委託先が相談できる先としての認知が高まっている。

大学生ボランティアの活用体制が整っているが、学生の成長上にもメリットがあると捉えられている。将来教員や行政職を目指す学生にとって、対象者との交流は社会経験の一環として学ぶことができ、よい経験の場となっている。

7. 今後の課題・展望

教室運営面では、学習目的、居場所目的という複合的な場である分、勉強に集中できないという意見もある（特に金曜教室）。発達障害の子等の言動や行動が、周囲から理解されにくいこともあるため、アドバイザーに助言を求めながら職員が配慮して運営する状況にある。参加者等に負担がかかりすぎないような運営の工夫が今後も求められる。

教育委員会との連携をより深めたいところだが、現時点では難しい状況である。事業周知について学校の協力を得るのも難しく、現在の丁寧な方針を続けるには現状の方法が現実的だと考えられる。なお、子ども食堂等、子どもへの支援をしている他の団体との連携により、ネットワークの拡大を図り、生活困窮者世帯への学習支援の周知の充実を検討する。

No.7 兵庫県加古川市

直営で細やかな支援と関係機関との連携を実現

0. 連携概要

連携先	連携内容
学校、教育委員会	事業の周知、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
フードバンク	食材の提供
関連各課	事業の周知、情報共有
関係機関、専門職、地縁団体、公民館	事業の周知、事業実施場所の提供、必要時の相談対応連携等
社会福祉協議会	必要な支援先紹介等

連携による効果

- 学校、教育委員会
子どもの問題があったときに、担当課所属の専門職等も含めて迅速な対応
- フードバンク
対象世帯の困難時に必要な食の支援を実施
- 関係各課
事業の周知や、各窓口に来た相談を連携して各世帯に有効な支援を実施
- 関係機関、専門職等、地縁団体、公民館
学習会のフレキシブルな設定、対象世帯の課題に応じた支援を可能に
- 社会福祉協議会
学資の問題や不登校・障害といった事情があっても学習環境ができるだけ整うような支援を可能に



1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	260,934人（令和3（2021）年1月1日現在） 138.48 km ² 8.00%（令和3（2021）年1月現在）	
開始時期	平成29（2017）年度	
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯、その他市長が必要と認めた世帯	
対象年齢	小学1年生～高校生	
運営形態	直営	
実施形態	集合型+訪問型	
事業内容	学習支援、居場所づくり・生活習慣づくり支援、相談対応	
生活者（対象者）の 実態把握方法	居場所、窓口での相談対応、面談時	
実施場所	公民館他	
事業予算	310万円（令和2（2020）年度）	
所管部署	福祉部生活福祉課	

2. 事業の背景

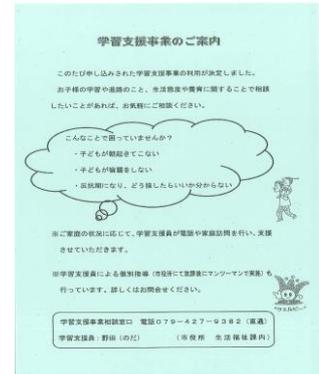
貧困の連鎖防止を目的として立ち上げられた事業。生活環境を整えていくことの必要性から、現在のスタイルを手探りでつくってきた。直営で行っている分、子どもや世帯の情報を直接把握できる特徴がある。

3. 取組の内容・特徴

●学習支援

拠点型・集合型の学習会は、原則市内4か所を拠点とし、1回あたり1～2人参加の形で行っている。担当職員1名が基本的には対応し、夏休み・冬休みは回数を増やして対応する。

※コロナ禍で学習会は中止したが、プリントをつくって郵送したり、状況を電話確認したりしてフォローした。



●居場所での相談・助言、家庭訪問での相談・助言

情報があれば、訪問してフォローアップして状況確認をする。担当職員にケースワーカーが同行する。

●養育者（親等）への相談・助言

市役所の生活福祉課の窓口での対応他、必要時に実施している。

実施頻度	月3～4回、夏休み・冬休み
利用実数（令和元年度）	学習会：109回実施・延べ人数116人 電話支援：618回、訪問128回、来所相談375回

●フードバンクと合意書を締結

地域のNPO法人であるフードバンクと「食品の譲渡に関する合意書」を締結し、1～2か月に1回、食材の提供を受けている。提供された食材は、学習支援や相談対応の際、必要性に応じて市から世帯へ提供している。

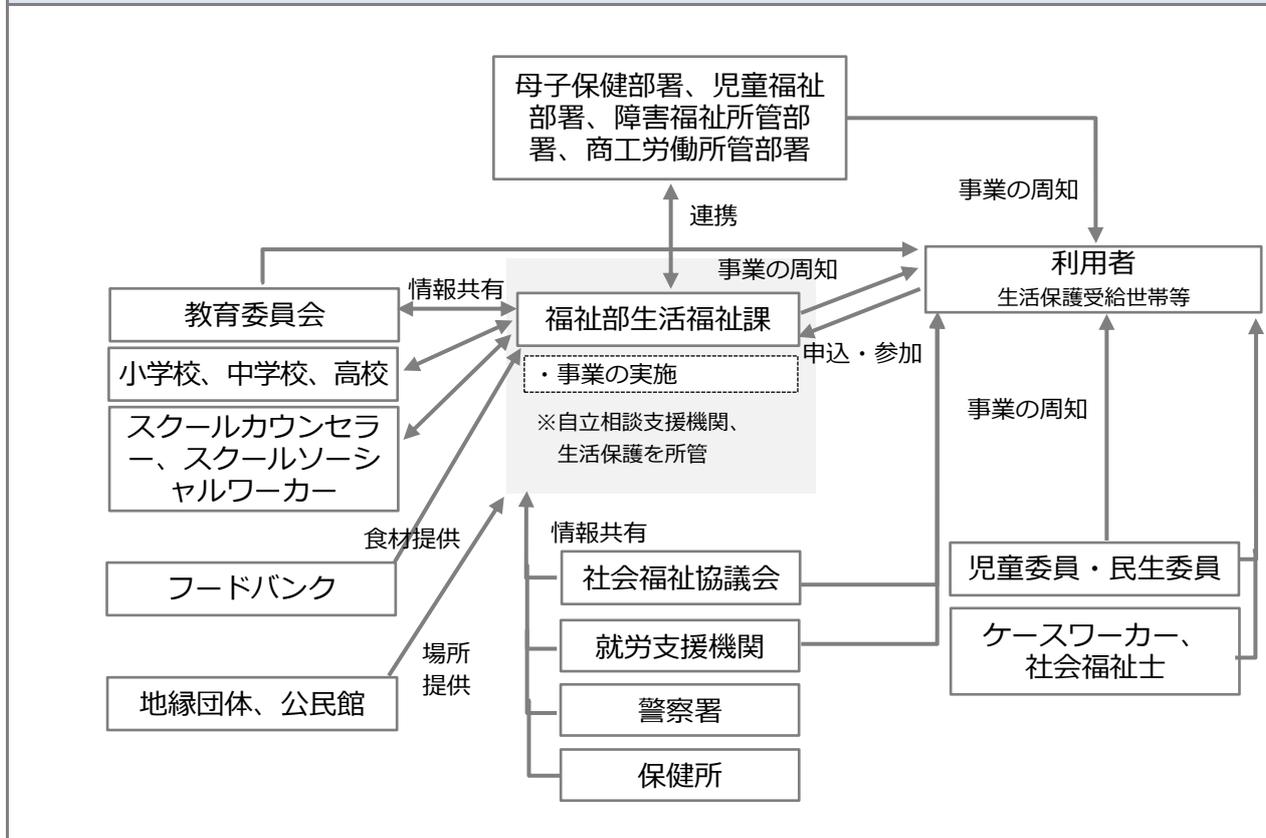
※合意書では、主に以下の事項について定めている。

- フードバンクから市へ提供する食品の品質確保（食品衛生法その他関連法に適合し、消費期限・賞味期限内の食品を提供すること等）に関すること
- 提供された食品について、市での情報記録、市からフードバンクへの利用結果の定期的な報告に関すること
- フードバンクから提供された食品の責任の所在や事故発生時における対応に関すること

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉部生活福祉課
連携先	連携内容
小学校、中学校、高校	情報共有、事業の周知、相談・助言
教育委員会	情報共有、事業の周知、相談・助言
スクールワーカー、 スクールソーシャルワーカー	情報共有、事業の周知、相談・助言
フードバンク	食材の提供
母子保健部署、児童福祉部署、障害福祉所管部署、商工労働所管部署	情報共有、事業の周知、相談・助言、継続支援
地縁団体、公民館	事業の周知、事業実施場所の提供
社会福祉協議会	情報共有、事業の周知、必要な情報・支援先紹介、食材提供、継続支援
就労支援機関	情報共有、事業の周知
警察署、保健所	情報共有
ケースワーカー、社会福祉士	情報共有、事業の周知、相談・助言、食材提供、継続支援
民生委員・児童委員	情報共有、事業の周知、相談・助言、地域活動への参加支援、継続支援

実施体制図



5. 支援の段階における連携のポイント

● 支援の準備段階

連携先	公民館、各施設	児童委員・民生委員	町内会・地縁団体
連携理由	事業の周知、事業実施場所の提供	事業の周知	事業の周知
連携内容	チラシ配布協力、自習支援	チラシ配布協力、世帯情報の共有	チラシ配布協力
連携の工夫	—	生活保護関連の連携から発展して進んだ	—

連携先	教育委員会	学校（小学校、中学校、高校）	関連各課（母子保健部署、児童福祉部署、障害福祉部署、商工労働所管部署）
連携理由	事業の周知、情報共有	情報共有	事業の周知、情報共有
連携内容	チラシ配布連携等	必要時にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに連携	チラシ配布協力、課によっては、生活保護世帯関連の情報共有
連携の工夫	—	支援会議は年1回行われている	—

● 支援の実施段階

連携先	学校（小学校、中学校、高校）	フードバンク	社会福祉協議会
連携理由	情報共有	食材の提供	情報共有、紹介相談
連携内容	必要時にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつなぐ	必要時に世帯に食材を提供	進学時の貸付や不登校対応団体、障害の作業所等の紹介・つなぎの連携
連携の工夫	—	福祉事務所を通じて食材提供の合意書を結んでおり、フードバンクから1～2か月に一回、市に食材が提供される	—

連携先	教育相談センター（教育委員会管轄）	関連各課（母子保健部署、児童福祉部署、障害福祉部署、商工労働所管部署）	就労支援機関
連携理由	情報共有	情報共有	情報共有、事業の周知
連携内容	いじめや不登校の問題を共有して対応	相談対応等で必要時に連携	相談対応等で必要時に連携
連携の工夫	—	—	—

●支援終了後の段階

連携先	社会福祉協議会	関連各課（母子保健部署、児童福祉部署、障害福祉部署、商工労働所管部署）	専門職（ケースワーカー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）
連携理由	情報共有	情報共有	
連携内容	高校中退したときの就職支援や、養育者（親等）の育児支援等、必要な際に対応	必要な際の相談・助言等	
連携の工夫	関係者で日をあわせて世帯訪問するような取り組みも必要時に行う	—	

6. 連携の効果

直営であるため、関係課や教育委員会、学校との情報共有もしやすい。また、支援員が各専門職と協働して動くことも多く、個別ケースの課題に応じた対応が可能となっている。

なお、生活支援課に保健師や警察 OB を専門職としておいている。精神障害が疑われる場合に保健師が支援員に同行したり、トラブルが生じた際に警察との連携をスムーズにしたりという効果がある。

7. 今後の課題・展望

高校との連携はまだ多くなく、通信制高校との連携が多少あるのが現状である。

No.8 佐賀県佐賀市

重層的なネットワークで SOS の声をキャッチ

0. 連携概要

連携先	連携内容
生活自立支援センター	事業の周知、情報共有、支援連携
小学校、中学校、高校、教育委員会	事業の周知、情報共有、支援連携
関係機関、ネットワーク	情報共有、支援連携
就労支援機関	情報共有、支援連携
子ども食堂、フードバンク	食材・食事の提供

連携による効果

- 生活自立支援センター
チラシ作成・配布等で連携し、必要世帯への事業周知を進めている
- 小学校、中学校、高校、教育委員会
学習困難な子ども等の相談が学校や教育委員会から寄せられる。また、アウトリーチにより不登校克服を進める中での連携等もある
- 関係機関・ネットワーク
重層的な支援ネットワークがあり、必要な子・世帯の情報が細かく把握できたり、支援時に複数体制で赴いたり、必要に応じた専門支援先へのつなぎ等が進みやすい
- 就労支援機関
就職促進に向けて、早めの情報・支援連携ができている
- 子ども食堂、フードバンク
世帯支援、生活支援も含めて活用されている

佐賀市在住の保護者の皆さま

「まなび」が拓く、 子どもの未来



佐賀市生活自立支援センター **学習会**

学習の遅れ、勉強の仕方、進路など、お子さまの将来に向けての不安や悩みをサポートします。

この学習会は、お子様が経済的な問題で十分に学習ができずに分らなくなってしまったり不安に思っていたりする学習内容を、支援スタッフと一緒に計画を立てながら、それぞれに合わせたペースで勉強していくところです。進学や仕事などの将来のことを考えたり、勉強以外のことも相談できます。色々な学習方法を組み合わせ、時には話し相手になりながら不安を取り除き、将来に向けて勉強していけるようにサポートします。

佐賀市生活自立支援センターの学習会ができること

参加費 **無料**

学習面のサポート

苦手な科目や、わからない学習内容・勉強の仕方等を具体的に指導して、お子さまの状況に合わせた学習の目標を立てて学習を進めています。

メンタル面のサポート

お子さまと一緒に勉強をしながら、学校のこと・習い事のこと・楽しいこと・辛いこと・不安なことなどを自然な形で受け取り、相談のサポートします。保護者や先生とは違う顔ぶれになることができます。

学習支援スタッフのサポート

お子さまと話すスタッフは、教育現場や心理的サポートができる専門性と経験を持っており、多様な支援を行うことができます。

- ☆個別形式での学習 ☆プリント形式での学習
- ☆個別対応での学習 ☆パソコンを使った学習
- ☆通学に向けた学習 ☆小学校からの送り迎え学習
- ☆苦手な科目・得意な科目の学習 ☆資格取得の学習など

日程

毎週	
月・水曜日	16～18時
金曜日	14～16時



ご希望の方やお話を聞いてみたい方は、お電話(0952-60-6209)ください。

※学習会は臨時休日の「佐賀市生活自立支援センター」で行います。遠くまで来られない場合はご相談ください。

※学習会参加費は無料となります。ご希望の際は事前に予約をお願いします。

※学習会の開催日についてはお問い合わせください。この日に開催の予定はございません。

「佐賀市生活自立支援センター」は、認定特定非営利活動法人 スチューデントサポートフェイスが「佐賀市」から委託を受け、運営しています。

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	231,595 人 (令和 3 (2021) 年 1 月 31 日現在) 431.84 km ² 12.69% (令和 3 (2021) 年 1 月現在)	
開始時期	平成 25 (2013) 年度 (学習支援)、令和元 (2019) 年度 (生活支援)	
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯	
対象年齢	小学 1 年生～高校生世代までの年齢	
運営形態	委託	
実施形態	集合型+訪問型	
事業内容	学習会・居場所づくり・生活支援機会 必要に応じて訪問型で学習支援・生活支援・世帯環境支援まで実施	
生活者 (対象者) の 実態把握方法	面談、家庭訪問、関係先・機関からの情報等	
実施場所	委託先事務所、市青少年センター、家庭	
事業予算	9,914 千円 (令和 2 (2020) 年度)	
所管部署	保健福祉部生活福祉課	

2. 事業の背景

学習支援事業は、現委託先に実績があったことに注目したことによりはじまった。委託先が地域若者サポートステーション事業の受託していた経緯もあり、生活困窮者の推計を出したり、就労支援・就労訓練事業と連携したトータルサポートの形をつくり始めていたことが背景にある。委託先がもともと活動の中で多くのネットワークを構築していたことが、今の情報共有の基盤となっている（「青少年サポートネットワーク in SAGA」他）。

なお佐賀市では別途、不登校対策として「不登校児童生徒支援業務」として ICT を活用した学習支援事業と学校内相談室での学習支援員の配置事業を行っている。また、佐賀県としては全小中高校 300 校を網羅する「訪問支援による学校復帰（社会的自立）サポート事業」という不登校対策、学習支援事業が展開されている。それらとの棲み分けをしたうえで、本事業は行われている。棲み分けについては教育委員会との協議で整理されている。

3. 取組の内容・特徴

● 学習会・居場所づくり・生活支援

「さが・こども未来応援プロジェクト」の構成機関として「入学応援給付金」を活用し、経済困窮家庭の児童生徒へ入学にあたって必要な資金を支援している。

佐賀市の学習・生活支援事業の運営体制としては、原則スタッフ10人が関わり、さらに有償ボランティアも関わる。研修を受けた登録者が約250人おり、マッチングして配置する。スタッフには、教員免許や臨床心理士等、有資格者であることを求めている。もともと委託先が設立時から地元の大学とつながっていると同時に、学生・社会人が継続的に参加しており、ボランティアの層が厚い。



● 訪問支援

他の窓口ではうまくいかなかったようなケースを、専門性をもつスタッフを中心に訪問支援する。家庭環境に課題がある場合は、本人支援・家族支援の両方を並行して行う。不登校の子には別制度のICT活用学習を組み合わせ、支援することもある。

訪問支援については常勤スタッフ3人からはじめ、有償ボランティアも含む22人体制として運用している。

● 総合相談窓口

生活自立支援センター（市）、子ども・若者支援室（市）、若者サポートステーション（県）、子ども・若者総合相談センター（県）、に関わる相談窓口も委託先が受託していることで、本人や家庭の状況に応じたコーディネートも行っている。

実施頻度	週2～3回、1回あたり2時間
利用実数（令和2（2020）年度）	学習会：開催112回、参加人数はのべ564人 訪問支援：393回

● 委託先 NPO 法人が有する外部ネットワークの活用

従来の枠組みを超えた支援を可能とするために目的別に重層的な支援ネットワークを委託先が構成しており、それらのネットワークと広く連携しながら支援を行っている。

- ・ 法制度に基づく行政主導のネットワーク（佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県ひきこもり対策連絡協議会、佐賀県生活困窮者自立支援連絡会議、佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム）
- ・ 直接的支援のためのネットワーク（子供と命を考える会、居住支援ネットワーク、若者の味方隊、少年の立ち直り支援ネットワーク強化に向けた意見交換会、子ども支援の輪、子どもの居場所ネットワーク）
- ・ 研究・情報交換等のネットワーク（思春期ネットワーク佐賀、さが・こども未来応援プロジェクト、佐賀県教育研究ネットワーク、スクーリング・サポートネットワーク、日本アウトリーチ協会）
- ・ 社会的取り組み推進のための全国規模のネットワーク（生活困窮者自立支援全国ネットワーク、コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会、若者協同実践全国フォーラム、全国若者支援ネットワーク機構）
- ・ その他関連機関（若年無業就労支援者ネットワーク）

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	保健福祉部生活福祉課、NPO 法人
連携先	連携内容
生活自立支援センター	事業の周知、情報共有、支援連携
小学校、中学校、高校、教育委員会	事業の周知、情報共有、支援連携
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	事業の周知、情報共有
保育所・幼稚園	事業の周知、情報共有、相談・助言
外部ネットワーク	情報共有、支援連携、多機関協働の合同ケース会議
子ども・若者総合相談センター	情報共有、支援連携
青少年サポートネットワーク in SAGA	各団体・機関との連携支援
市民社会組織、CSO	情報共有、支援連携
佐賀少年鑑別所、少年サポートセンター	情報共有
保健・福祉・医療分野の県関係部署（県中央児童相談所、県精神保健福祉センター、県福祉課、県障害福祉課、県こども家庭課、県発達障害支援センター課）	情報共有、支援連携
国立病院機構肥前精神医療センター、臨床心理相談センター（西九州大学）	情報共有、支援連携
子ども食堂、フードバンク	食材・食事の提供（週1～2回程度）
民間企業、児童相談所、警察署、保健所、児童館・児童遊園、公民館、図書館、コミュニティセンター	情報共有、事業の周知、実施協力
ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員・児童委員、公認心理師・臨床心理士、キャリアコンサルタント、医師、看護師、保健師、栄養士、自治体配置専門職	情報共有、支援連携

5. 支援の段階における連携のポイント

●支援の準備段階

連携先	小学校、中学校、高校	教育委員会	関係機関・ネットワーク (社会福祉協議会、県協議会等)
連携理由	情報共有、事業の周知、支援連携		情報共有、事業の周知
連携内容	トラブルや困難を抱えた子の相談が届くことが多い。中でも、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがつなぐケースが多い		各ネットワークのなかで得た困窮世帯・子に関する情報にアプローチ
連携の工夫	もともと教育委員会との庁内連携が良好に構築されていた		委託先が全国的なネットワークにも関係・参画があり、関係者の全体把握をしながら個別連携を進めてきた

連携先	庁内関係課	生活自立支援センター	保育所・幼稚園
連携理由	情報共有、事業の周知	情報共有、事業の周知	情報共有
連携内容	連携会議での事業の周知等	養育者（親等）向けのチラシ作成、配布	要保護児童対策地域協議会を通じて、対応が必要な情報を入手
連携の工夫	生活困窮者・多重債務者対策会議が設けられており、約 20 課が参画している	—	—

連携先	大学
連携理由	運営支援、担い手（支援員）の確保
連携内容	教育・医療・福祉・労働といった分野の学生がボランティアで参加
連携の工夫	委託先の理事に、地元の大学教員が参画している

●支援の実施段階

連携先	小学校、中学校、高校	教育委員会	NPO 法人、地縁団体、関係機関・ネットワーク
連携理由	情報共有、支援連携		情報共有、支援連携
連携内容	不登校の子を段階的に通学できるようにするなど、関係者が重層的に関わりながら支援		子どもの居場所づくり事業を行っている NPO 法人等と連携
連携の工夫	委託先が学校訪問し、支援要請が入った時の情報共有の基盤をつくっている	—	—

連携先	庁内関係課	子ども食堂	フードバンク
連携理由	情報共有、事業の周知	食事活用の連携	食材提供
連携内容	連携会議での事業の周知等	必要時の活用推進	必要時の食材提供
連携の工夫	生活困窮者・多重債務者対策会議が設けられており、約 20 課が参画している	委託先の NPO 法人が開始した基金が資金となっており、フードバンクに理事・顧問を 1 名ずつ輩出。NPO 法人から定期的にフードバンクに食糧を取りに行き、食料支援が必要な際にすぐに渡せるよう協力関係を構築している。	

連携先	医療機関	就労支援機関	大学
連携理由	情報共有、支援連携	情報共有、支援連携	担い手（支援員）の確保
連携内容	精神疾患の症状がある人等に、必要な連携を行う。アウトリーチ時の同行依頼をすることもある	若者サポートステーション事業やハローワークと連携して就労支援に接続	毎年、学生がボランティアに参画
連携の工夫	医療のソーシャルワーカーからつながる例もある	委託先が就労支援関連の受託もしているため、情報共有が進みやすい	—

連携先	民間企業
連携理由	職場体験、就労支援
連携内容	職場体験機会を提供
連携の工夫	—

● 支援終了後の段階

連携先	就労支援機関	各関係課、関係機関・ネットワーク
連携理由	情報共有、支援連携	情報共有、関連事業の周知、見守り
連携内容	若者サポートステーション事業やハローワークと連携して就労支援に接続	それまでの重層的な支援の延長で、継続的な見守りを実施
連携の工夫	委託先が就労支援関連の受託もしているため、情報共有が進みやすい	—

6. 連携の効果

個人情報の取り扱いについては、厚生労働省、県、市との協議を経て、同意書の取り方を 16 事業一括同意方式とした。それにより、事業連携の際の情報共有が進みやすくなっている。

様々な連携を重層的に行うことと、アウトリーチによる支援を行っていることで、生活困窮者世帯を細かく拾い、働きかけられるようにしている。特に中学校との連携では、不登校の生徒への支援を行うことで学校への復帰を促したり、医療機関等へのつなぎ、家庭問題解決支援等が行われている。

なお、最初に相談を受けた段階では専門職 2 名で対応する。支援の軸ともなる独自の多軸評価アセスメント指標の Five Different Positions が共有されており、見立て、支援の効果確認の際に使える共通視点が構築されている。

7. 今後の課題・展望

多くの事例が他事業との棲み分けについて、その都度整理する必要があるため、最初の手間がかかることになる。また、複数部局で対応する場合は帳票類の不統一が手間を増やしている点もある。帳票類に関しては、委託先が電子カルテシェア No.1 の株式会社と協働し、独自の相談記録システムを進めている。生活環境の評価と学習進度の管理を適正に行うためにも、システムの活用が期待されている。

No.9 沖縄県名護市

大学と連携した学習支援教室を起点に事業を拡大

0. 連携概要

連携先	連携内容
公立大学	事業実施場所の提供（事業の委託）、担い手（支援員）の確保
教育委員会	情報共有
子ども食堂	居場所支援の一部、情報共有
フードドライブ	食品の提供
学校	対象世帯への連絡（スクールソーシャルワーカー）

連携による効果

- 公立大学（委託先）
実施場所を学内に設置し、通うためのバスも支援予算を使って大学が運行している。また、学生ボランティアを組織化し、教室運営を実現している
- 教育委員会
各学区に配置されたスクールソーシャルワーカーが、学校と生活支援課をつなぐ
- 子ども食堂
居場所の一環として実施され、スクールソーシャルワーカーが子どもを連れてきたり、参加している子どもの情報を支援員に伝えるなど、情報共有の場もなっている
- フードドライブ
市内郵便局8局に設置したフードボックスに寄付された食材を回収、学習支援教室等で提供している
- 学校
小中学校は対象世帯への呼びかけを学校経由で封緘封筒渡しにして連絡効果を高めている。高校には生活支援課窓口の存在を周知し、困窮による中退等の未然防止の働きかけを行っている。学校内の会議に、生活保護のケースワーカーや学習支援員が参加することもある

2020年度
名護市学習支援教室「ぴゅあ」
参加者募集案内

こんにちは中学生を大募集！！

宿題でわからないところを聞きたい
 これまでの復習をしたい
 進学に向けて勉強したい などなど！

※新型コロナウイルス感染症の影響により開校時期が遅れる場合があります。
 大学生が一ひとりに合わせて勉強を教えてください！

生徒募集

場 所	名桜大学内	時 間	18:00 ~ 20:00
受講料	無料	バス利用料	無料（参加証提示）
受講日	中1・中2 中3	月曜日 A・C	木曜日 B・A 金曜日 C・B

Aコース：久志中学校、久辺中学校、東江中学校
Bコース：屋部中学校、名護中学校
Cコース：屋我地中学校、羽地中学校、大宮中学校

申込方法 保護者が提出 ⇒ ① 希望調査票 ② 同意書
提出先 ⇒ 名護市役所 生活支援課 生活サポート係（西棟裏プレハブ）
※ 提出時に学習支援員との面談を行う場合があります。
※ 参加には一定の資産収入の要件を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。
※ 多数の申込があった場合は、定員に応じて高学年を優先します。

参加が決定したら... 「参加決定通知」と「参加証」を送付します。
「参加証」を持ってぴゅあに参加しましょう。

申込期間 教室参加日程については、保護者の手続き完了後となります。ご了承下さい。

申込み・問合せ 名護市役所 生活支援課 生活サポート係（西棟裏プレハブ）
TEL：0980-53-1212(内線112) 担当：学習支援係

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	63,727 人（令和 3（2021）年 1 月 31 日現在） 210.90 km ² 24.15%（令和 3（2021）年 1 月現在）	
開始時期	平成 25（2013）年度（学習支援、生活支援） ただし平成 23（2011）年度より実質的に学習支援教室は開始している	
対象者	生活保護受給世帯、準要保護世帯（就学援助制度利用世帯等）	
対象年齢	小学 1 年生～中学 3 年生 高校生は個別支援対象	
運営形態	委託	
実施形態	集合型	
事業内容	学習支援教室、生活支援	
生活者（対象者）の 実態把握方法	支援員による相談・情報共有、スクールソーシャルワーカーや生活保護ケースワーカーとの連携、生活困窮者の相談窓口	
実施場所	大学内、公民館、福祉施設内等	
事業予算	約 700 万円（令和 2（2020）年度）	
所管部署	福祉部生活支援課	

2. 事業の背景

平成 23（2011）年度に、要保護世帯の子どもに対し、学習支援員を配置する学習支援教室をはじめた。公立大学と連携し、学生ボランティアを派遣してもらい、公民館等を活用する形ではじまった。平成 25（2013）年からは、公立大学内に事業実施場所を設け、市内各地の子どもをバス送迎（委託費の中から拠出）している。

公立大学との連携は、大学教員で「学習支援教室ぴゅあ」顧問が困窮者世帯の負の連鎖に課題意識を持ち、市との協力体制で立ち上げたことに由来する。

- ・平成 23（2011）年：学習支援教室ぴゅあ開講（生活保護受給世帯・要保護世帯対象）
- ・平成 25（2013）年：公立大学内での学習支援教室開講（中学生をバス送迎）
（小学生は公民館・福祉施設内継続）
- ・平成 27（2015）年：バス運行費用を生活困窮者自立支援事業の補助金活用
- ・平成 28（2016）年：ぴゅあ第二教室を増設（子どもの貧困対策 PT 所管）、夏休みは 2 か所追加
- ・平成 29（2017）年：ぴゅあ第一・二教室の所管を生活支援課に統合、夏休みは 5 か所追加

3. 取組の内容・特徴

●中学生向け学習支援教室の開催・生活支援対応

中学生向けに「学習支援教室ぴゅあ」を公立大学内で実施。バスを運行し、生徒が通えるようにしている。教室は公立大学に委託して開催し、学習支援員が養育者（親等）や学校との調整等を行っている。また、委託先である公立大学のボランティアが支援を行っている。

生活支援は、学習支援の対象になっている子に、関わりの中で生じた事項に対して適宜対応。（例：病院への付き添い、学校、ケースワーカー及び養育者（親等）への情報提供等）



実施頻度	学習支援教室：月・木・金に開催し、1人につき週2回通う 他に夏休みには別途開設 生活支援は、関わる過程で気づいたことに対して不定期実施
利用実数（令和元年）	学習支援教室：総開催数82回、延べ参加人数890人、登録者数68人（生保8人、準要45人、その他15人）
支援側体制	ボランティア登録数34人、延べ参加人数729人 学習支援員1人
備考	高校入試合格者数：受験者35人中35人合格（二次募集合格者含む） 中学生以上の学習支援総数は令和元年で、中学生172人、高校生91人、その他（高校未入学者等）29人。

●小学生向け居場所づくり・学習支援

小学生向けに食事の提供、共同調理、生活指導、学習支援、職場体験等のキャリア形成支援を実施。「ぴゅあ第二教室『きじむな〜』」ならびに「子ども食堂」等を活用して実施。

居場所開催回数	ぴゅあ第二教室：70回、子ども食堂11回
利用実数（令和元年）	ぴゅあ第二教室：延べ798人、子ども食堂延べ202人
支援側体制	ボランティア人数 ぴゅあ第二教室：延べ548人、子ども食堂延べ47人 子どもの貧困対策支援員（こどもサポーター）：6人
備考	相談後支援につないだ関係機関は、居場所、学校・教育委員会、市町村役場等がある。

●フードドライブの活用

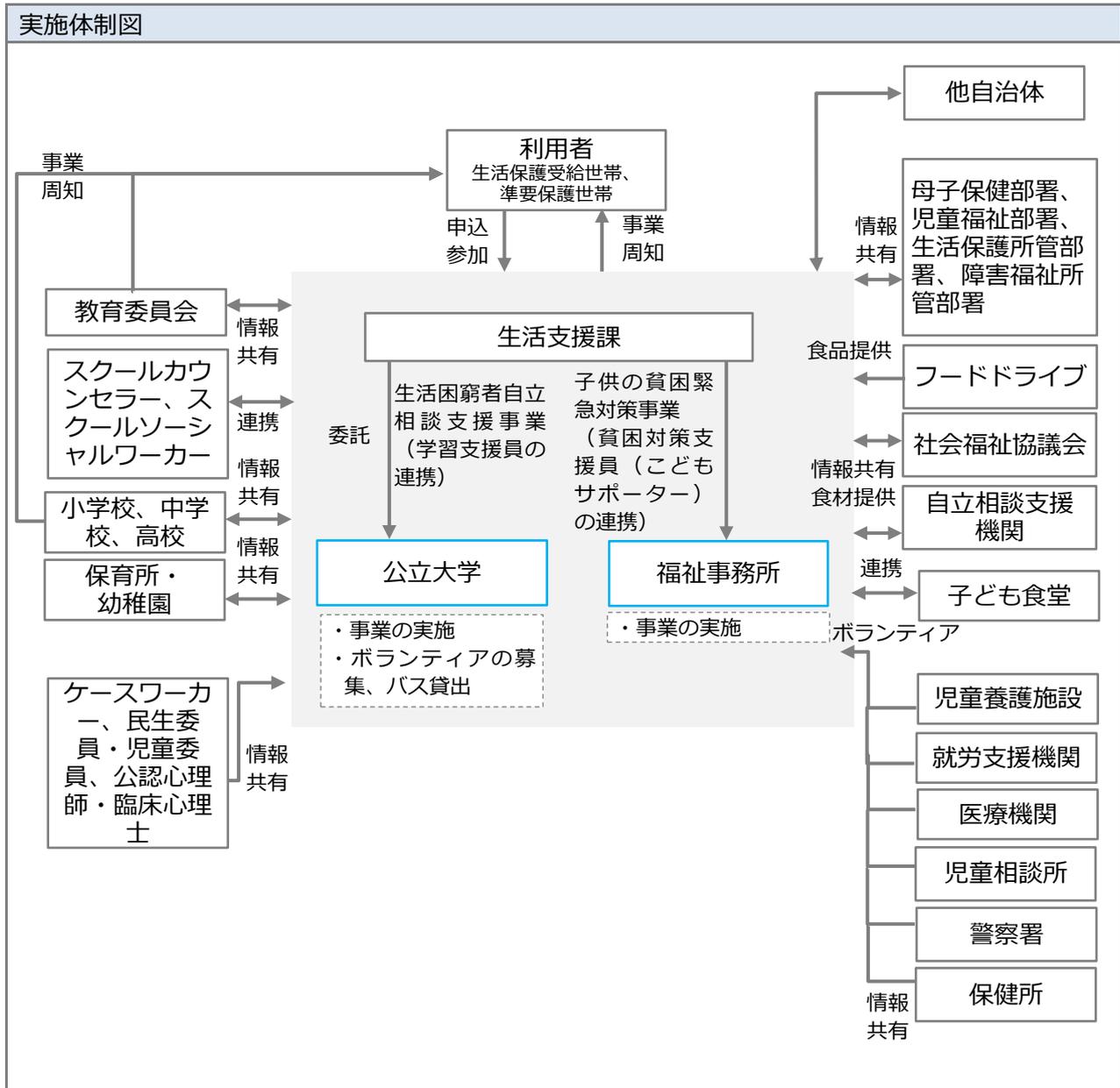
令和2（2020）年12月18日に、名護市と名護市社会福祉協議会、日本郵便株式会社沖縄支社の3者で「名護市における子供の貧困対策に関する協定書」を締結し、フードドライブの取組を開始している。フードドライブとは、家庭から好意による寄付等により食べ物を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動を言う。

市内郵便局8局に設置したフードボックスに個人が寄付を行い、そこに集まった食品を名護市生活支援課や子ども施策の担当者が回収（基本的に週3回）し、名護市社会福祉協議会にて、一時保管リストを作成する。そのリストを名護市内の各子どもの居場所や子ども食堂、放課後児童クラブ等に情報提供を行い、食品を受け取り子どもへ届く流れになっている。

令和3年（2021）年2月末時点で、缶詰やパスタ、お米、レトルト食品、調味料等、約630の品々が寄贈されており、学習支援教室や子ども食堂等で提供している。

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉部生活支援課、公立大学
連携先	連携内容
小学校、中学校、高校	小中学校：情報共有、対象者への案内窓口（封緘封筒を学校経由で渡す） 高校：情報共有・相談呼びかけ
保育所・幼稚園	情報共有、相談・助言
教育委員会	情報共有
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有（学校・教室・養育者（親等）・子ども食堂等をつなぐ）
母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、障害福祉所管部署	情報共有、相談・助言
社会福祉協議会、自立相談支援機関	情報共有、相談・助言、食材提供
児童養護施設、就労支援機関、医療機関、児童相談所、警察署、保健所、民間企業、他自治体	情報共有、相談・助言
子ども食堂	情報共有
フードドライブ	食品の提供
ケースワーカー、民生委員・児童委員、公認心理師・臨床心理士	情報共有、相談・助言



5. 支援の段階における連携のポイント

● 支援の準備段階

連携先	庁内関係課	公民館、介護事業所、役所支所等
連携理由	生活支援課に窓口を一元化	事業実施場所の提供
連携内容	生活保護世帯と準要保護世帯への案内を一括で対応	
連携の工夫	案内の発出時期を理解した上で、スクールソーシャルワーカーが養育者（親等）に適宜フォローしている 公民館・図書館・コンビニ等にチラシ配布協力も依頼している	場所活用は直接相談も行っている

●支援の実施段階

連携先	小学校、中学校、高校	子ども食堂
連携理由	情報のアンテナ・窓口への連絡等	居場所づくり
連携内容	情報共有	情報共有
連携の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーが子ども食堂活用を促したり、情報共有を積極的に行っている ・こどもサポーターも、情報面で子ども食堂と連携している 	

●支援終了後の段階

連携先	高校	学習支援教室
連携理由	困窮による中退防止	高校未入学者の支援
連携内容	高校に相談窓口を周知	
連携の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでの情報把握をしている ・同意を取り、アルバイト先との調整等を直接支援する場合もある 	

6. 連携の効果

市としては、平成29年（2017）度より生活支援課「くらしと仕事の応援センター さぼんちゅ」に窓口を一本化した点で、情報共有がスムーズになった。

教育委員会と市担当課との連携は、初期のころから係長同士で協議しながら進めたため、現在でも現場での情報共有もスムーズにできている。また公立大学でぴゅあ顧問の先生と、市担当課が強い思いをもって連携したことも、現在の形態での継続を可能にした。

7. 今後の課題・展望

学習支援員が1名と限られたリソースのため、貧困対策支援員とのさらなる連携も期待される。

また、学習支援教室は、学生ボランティアが夏休み時期に帰省等で不在になるなどの課題があるため、地域住民との連携強化も望まれている。

No.10 栃木県

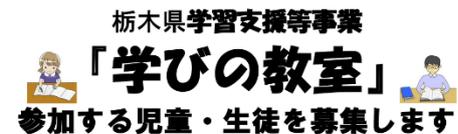
町役場に自立相談支援員を配置し、町と密に連携

0. 連携概要

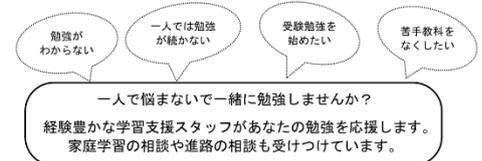
連携先	連携内容
自立相談支援員	県健康福祉センター所属の自立相談支援員が町役場に常駐し、相談対応、学習支援事業の申込窓口
町役場	対象世帯への周知、相談対応、各種調整
町教育委員会	対象世帯への周知、スクールソーシャルワーカー等による情報共有
子ども食堂、フードバンク、NPO 法人	居場所づくりと同じ敷地内での食事提供

連携による効果

- 自立相談支援員
町役場に常駐することで、地域に根差した活動がしやすくなり、各世帯の実態把握、申込支援等も進めやすい
- 町役場（町ごとに対応異なる場合あり）
事業実施場所の調整や、県から届くチラシ等の対象世帯への配布、子ども食堂等との情報共有等で事業に協力。県から町役場に、事業実施フローも事前に示されている
- 町教育委員会（町ごとに対応異なる場合あり）
県から必要な情報提供依頼が事前になされ、学校を通じた準要保護世帯への案内チラシの配布や、研修会等を通じて小中学校の担任やスクールソーシャルワーカー等を通じた情報提供等が行われている
- 子ども食堂、フードバンク、NPO 法人
町役場の補助を受けて子ども食堂等を実施している事業者が、居場所と同じ場所で食事提供を実施している例がある



本事業は、栃木県が実施する事業です。要保護世帯や準要保護世帯などの児童・生徒に対し、学習支援や進学などの支援を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として実施するものです。



- ◇ 教室会場と日時
〇〇〇〇 毎週〇曜日 午後〇時～〇時
初回開催は、5月〇日（〇）予定
- ◇ 対象者
生活にお困りの世帯の保護者から利用申込があり、栃木県〇〇健康福祉センターが利用の承認決定を行った世帯の小学4～6年生、中学生、高校生及び高校生世代（高校中退者等）の児童・生徒
- ◇ 費用
無料 ※費用はかかりません。
- ◇ 申込先
別紙申込書に記入して4月〇〇日（〇）までに〇〇町〇〇課に提出して下さい。（郵送可。郵送先：〇〇町〇〇-〇 〇〇課あて）
- ◇ 申込にあたっての留意事項
①利用申込書の提出後、保護者に対して、町役場に配置されている自立相談支援員との電話相談及び学習支援教室の支援員との面談（児童同席）を行います。
②募集定員は12名程度ですので、面接後、調整させていただくことがあります。（ただし、前年度からの利用者については優先となります。）
③詳しくは、以下にお問い合わせください。
栃木県〇〇健康福祉センター TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
〇〇町〇〇課 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	1,929,999人（令和3（2021）年1月1日現在） 6,408.09 km ² 10.41%（令和2（2020）年12月現在）	
開始時期	平成26（2014）年度（学習支援）、平成28（2016）年度（生活支援）	
対象者	県内11町における生活保護受給世帯、準要保護世帯、その他県健康福祉センターが必要と認める世帯	
対象年齢	小学4年生～高校3年生ならびに高校生世代	
運営形態	委託	
実施形態	集合型、家庭訪問や保護者面談を通じた支援	
事業内容	学習支援（自習形式を基本とし、教室形式も可）、居場所づくり（生活・進路・進学相談・助言支援）	
生活者（対象者）の実態把握方法	県の自立相談支援員が11の町役場に配置されており、町生活困窮者の相談の窓口になっていることから、町役場で実態を把握している	
実施場所	各町の公民館等の公的施設や社会福祉施設等	
事業予算	2,700万円（令和2（2020）年度）	
所管部署	保健福祉部保健福祉課	

2. 事業の背景

平成26（2014）年に学習支援のモデル事業を3～4町で開始し、その後拡大となった。また、生活支援については、平成30（2018）年の法改正以前から国の補助事業のメニュー化に合わせて実施していた。現在は、生活困窮者自立支援事業（学習支援等）という呼称で、事業者をプロポーザル公募する形で委託実施されている。

なお、県から町役場内に配置されている自立相談支援員は、身分は県の健康福祉センターの職員である。センターの所管エリアが広域となっていることから、より住民に寄り添った対応を行うために各町役場の協力を得て役場内に配置する形がとられた。

3. 取組の内容・特徴

●学習支援

小学4年生から高校生世代までを対象としている。高校中退や中卒で高校に進学しなかった高校生世代も対象となる。基本的に教室における集合型で実施しているが、教室が使えない場合や教室まで通うことができない場合の代替策として、通信添削も行うこととしている。

なお、教室における学習は自習学習を基本とし、宿題や予習復習等のサポートが中心である。

通信添削は、課題を与えて返信用封筒で返してもらい、郵送でのやりとりである。

また1つの町につき1つの教室について、モデル的に送迎することを可能としている。広範囲な学区で通うことが難しい場合等が該当し、支援員が家庭訪問を実施する機会に同乗することとしている。

1つの教室が10人前後の登録者で構成され、支援員は1つの教室に、平均3人を配置している。支援員は、元教員や塾講師、学生等で、有給の場合とボランティアの場合とがある。これら支援員を対象として、困窮者世帯の子どもの学習支援に携わる者としての資質向上を図る観点から、受託業者が自主的に研修会を開催している例がある。

なお、コロナ禍におけるオンライン学習機会提供については、Wi-Fi機器の貸し出し等について現在整備を検討している。

●居場所づくり

居場所づくりについては、学習支援の教室に居場所機能を併せ持たせる形態で運営してきたが、各地域の状況により、学習目的の教室と居場所目的の教室を分けて運営することができるように見直し、教室を運営する各委託事業者が教室に通う子どもの状況等に応じていずれ形態を選択することもできることとしている。

また、子ども食堂やフードバンクとの連携により、食事等の提供が行われている地域もある。

●生活支援・対面相談

学習支援教室に通う子どもの全家庭に、各教室の責任者や支援員が年2回以上訪問しており、その機会に養育者（親等）から相談に応じ助言を行っている。生活の困りごと相談等については、内容により、各町の自立相談支援員につなげる流れとなっている。

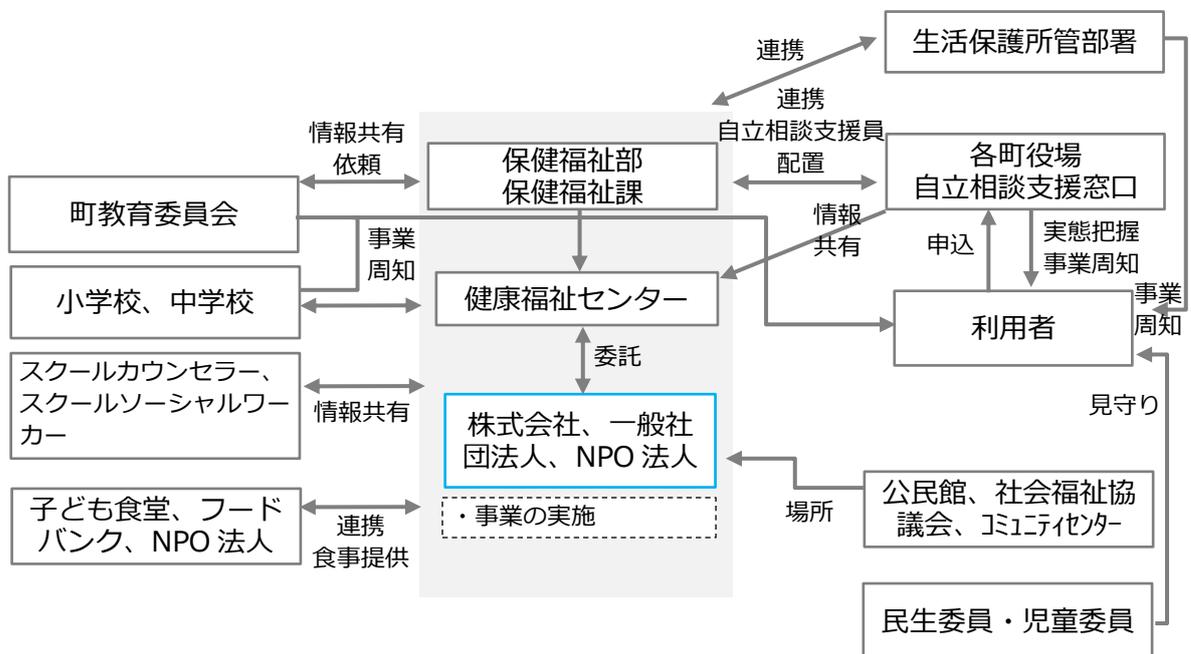
学習支援事業申込書には、養育者（親等）が生活支援相談の希望の有無を記載できる欄もある。同申込書は、各町の自立相談支援員が受け付けをし、必要に応じて養育者（親等）に確認するなどして、自立相談支援のニーズを把握し、必要な支援に結びつけている。

実施頻度（令和2（2020）年度）	・学習支援：15か所20教室で開催されている。各教室週1回～2回。1回当たり2時間程度で開催。（教室数は、学年や目的で分かれる） ・居場所づくり：年間38回程度とし、1回2時間程度。また、長期休みは集中的に開催することも可能。
利用実数（令和2（2020）年度）	・全体で126人

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	保健福祉部保健福祉課、株式会社、一般社団法人、NPO 法人（3つの健康福祉センターごとに異なる委託事業者）
連携先	連携内容
自立相談支援員（自立相談支援機関）	実態把握、申込窓口、内容調整
町役場	事業の周知、相談対応、実施場所の調整
町教育委員会	情報共有、事業の周知、スクールソーシャルワーカーの連携、小中学校との情報共有
小学校、中学校	情報共有、事業の周知
公民館、社会福祉協議会、コミュニティセンター	事業実施場所の提供
子ども食堂、フードバンク、NPO 法人	居場所づくり実施時（週1回程度）の食事の提供 ※町役場の補助を受けている事業者と連携
生活保護所管部署	事業の周知
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有
民生委員・児童委員	継続的な見守り

実施体制図



※事業者は原則3年ごとのプロポーザル。事業者が変わった際に、新旧の事業者で連携し、現場支援員がそのまま移行した例もある。

5. 支援の段階における連携のポイント

● 支援の準備段階

連携先	自立相談支援員 (町役場配置の県職員)	町福祉課	町教育委員会、小学校、 中学校
連携理由	・生活困窮者の実態確認 やニーズ把握 ・事業の申込受付先	自立相談支援員の配置先で あり、事業に協力してもら うため	準要保護世帯の学習課題 の情報について共有
連携内容	・3つの県健康福祉セン ターから11の町役場に分 散配置 ・申込時点できめ細かい 対応ができるよう、この 体制となった	・対象世帯への呼びかけ を、福祉課中心に実施して いる(チラシの手渡しや郵 送等) ・自立相談支援員と一緒に 町役場の担当者が関わって いる	・呼びかけ段階で協力し ている町教育委員会もあ る ・スクールソーシャルワ ーカーとの連携で個別の 課題対応
連携の工夫	県から町役場に、実施フローを示しながら連携方法の話が共有され、町教育委員会 に対しても必要な情報提供依頼が事前になされていることで、連携が進んでいる		

● 支援の実施段階

連携先	自立相談支援員 (町役場配置の県職員)	公民館、社会福祉法人	子ども食堂、フードバン ク、NPO 法人
連携理由	町役場に常駐しているの で細かい相談対応を可能 とするため	事業実施場所の確保	居場所づくり実施時の食 事の提供や居場所の連携
連携内容	実態把握や生活支援に関 連した就労支援事業への 橋渡し等を実施		
連携の工夫	—	町役場経由で連携の協力依 頼を行っている	連携先は町役場の補助を 受けている事業者として いる。また、教室と同じ 敷地内で実施して相互に 行きやすくしている

● 支援終了後の段階

連携先	自立相談支援員 (町役場配置の県職員)	町役場 (生活保護所管部署)	民生委員・児童委員
連携理由	生活相談等に継続的に対 応	生活相談等に継続的に対 応	ひきこもり等で事業に関 わるのが難しくなった 際、地域で見守りを実施
連携内容			見守り強化
連携の工夫	—	—	学習支援でのつながりが 途切れる段階での連携を 想定している

6. 連携の効果

対象世帯への働きかけは、生活保護受給世帯については各福祉事務所から、また、準要保護世帯については、町役場の社会福祉課や町教育委員会を通じて、案内チラシを配布して貰っている。また、自立相談支援員が各町役場に常駐するため、役場内における情報共有はスムーズに行うことができる。また、県から町教育委員会に連携の依頼をするとともに、町福祉課から町教育委員会にも役場内での連携をしているため、現場での情報共有も得られやすくなっている。

誰が参加してどのような内容の支援をしているか毎月全体で情報共有し、事業者を含めた関係機関による定例会を設けて課題を共有するというフローを、県から町等にあらかじめ提示している。そこでは、対象者が何らかのトラブルを抱えている情報を支援員が入手した時には、自立相談支援員を通じて町の教育委員会に情報提供し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにもつながる流れとなっている。

7. 今後の課題・展望

スクールカウンセラー等の学校側と深く連携できているところとできていないところの差が生じている。

また、学校との情報共有等に関しては、本事業に対する理解が浸透していないこともあり、部活動優先という指示により子どもが事業に来られなくなるケースもある。このようなケースを含め、学校側との情報共有を促進すること等により、学校現場における本事業への理解を広げていくための取り組みは、今後とも引き続き必要である。

展望としては、2つの町で、社会福祉法人を会場とすることで食糧提供等の連携が活性化している事例が出てきているので、これが他の町にも横展開できればよいと考えている。活性化とはたとえば、コロナ禍においても場所の確保が柔軟であったり、食事提供の活動と連携があったりという点である。社会福祉法人を対象としたアンケート調査を行い、社会福祉法人の実態把握等を進めている。

No.11 埼玉県

子どもを中心とした世帯全体の支援を、様々な人・機関による支援の輪により実現

0. 連携概要

連携先	連携内容
小学校、中学校、高校、教育委員会	事業の周知、情報共有
大学	事業の担い手（ボランティア）の確保
地縁団体、民間企業	体験学習の場所・機会提供等
NPO 法人	日本語を母語としない子ども・世帯への支援
子ども食堂・フードバンク	食事・食材の提供、事業の担い手（ボランティア）の確保
医師会・医療機関	健口支援、情報共有
関係部署	情報共有、子ども・世帯の状況に応じた個別支援
児童館、公民館、図書館	体験学習支援、事業の担い手（ボランティア）の確保
社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所、児童養護施設、就労支援機関、自立相談支援機関	情報共有、事業の周知
ケースワーカー	世帯の課題共有、共同支援
キャリアコンサルタント	就労体験
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有
各種専門職（社会福祉士、民生委員・児童委員、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士）	子ども・世帯の状況に応じた個別支援

連携による効果

学校、教育委員会

事業に対する理解が進み、教育委員会を通じて就学援助制度利用世帯に対し事業のパンフレットを配布し周知するなど連携体制が構築できている。支援対象の子ども・世帯の情報共有も可能となっている

子ども食堂、フードバンク

食事・食材の提供に加え、子ども食堂のスタッフがボランティアとして定期的に事業に参加して子どもの相談を受けたり、事業の利用者を子ども食堂に連れていくなど、相互の連携が図られている

ケースワーカー

定期訪問への同行による事業周知や事業利用へのつなぎ、情報共有による現状把握が可能となっている

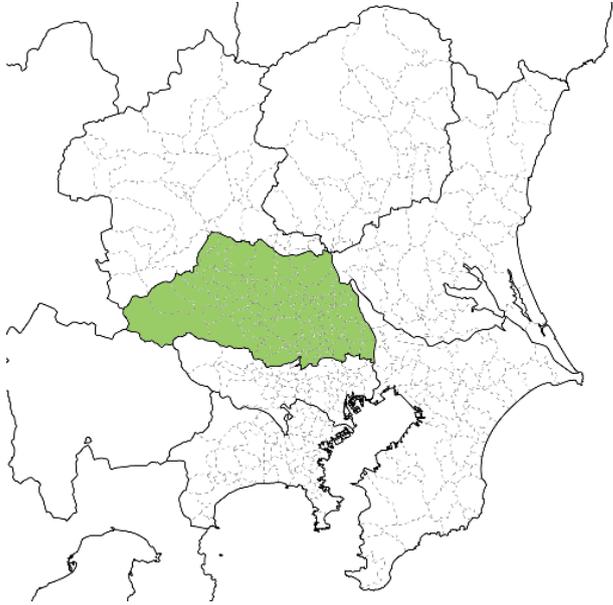
日本語支援団体

日本語を母語としない子ども・世帯への支援や、養育者（親等）への居場所提供等の支援が展開できている

その他連携機関

個別の状況に応じ、必要な機関や専門職が適時に支援できる体制が構築されている

1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	7,342,682 人（令和 2（2020）年 12 月 1 日現在） 3,797.75 km ² 13.2%（令和 2（2020）年 12 月末現在） 
開始時期	平成 22（2010）年度（学習支援、生活支援）
対象者	生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯等
対象年齢	中学・高校生／小学 3～6 年生
運営形態	委託（一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク）
実施形態	集合型＋訪問型
事業内容	中学生：学習支援（平成 22（2010）年～） 高校生：学習支援（平成 25（2013）年～） 小学 3～6 年生：学習支援、生活支援、体験活動、食育（平成 30（2018）年～）
生活者（対象者）の 実態把握方法	家庭訪問時、関係機関との連携による情報共有等
実施場所	中学生：町村部 11 教室、高校生：町村部 14 教室、小学生：モデル事業 7 市町 6 教室、町村部 3 教室（令和 2（2020）年度）
事業予算	中高生：67,481 千円、小学生：105,993 千円（令和 2（2020）年度）
所管部署	福祉部社会福祉課

2. 事業の背景

平成 22（2010）年に、生活保護受給世帯の中学 3 年生の高校進学支援から開始し、平成 25（2013）年には、中退防止を主な目的とした高校生の学習支援を開始した。埼玉県独自の事業として実施していたが、平成 27（2015）年から生活困窮者自立支援法の枠組みを活用して実施している。平成 30（2018）年から、小学生支援も実施している。

事業開始当初は、行政内部においても他部局から事業の理解を得られず、情報共有も難しく、連携が進まない状況にあったが、校長会へ参加し事業の周知を図ったり、教育委員会への協力依頼等を根気強く行ったりして理解を求めたことで、現在は連携が進んできている。

3. 取組の内容・特徴

●小学生を対象にした学習・生活支援事業

「ジュニア・アスポート事業」

学習支援・生活支援を実施しており、学習支援は予習復習と苦手科目の克服、生活支援は整理整頓・身だしなみ等の基本的な生活習慣の改善、キャンプ・工作等の体験活動、食育等を行っている。

また、保健医療部で実施している健口支援（けんこうしえん）事業（歯科医師や歯科衛生士が出向いて歯科保健指導を個別に実施）を、学習支援教室でも実施している。



●中高生を対象にした学習支援事業「アスポート事業」

週 1～2 回の学習支援として、予習復習や受験勉強支援をマンツーマンで行っている。高校の未就学者、中退者も対象としている。

生徒数にあわせて学習支援のスタッフ（学習支援員）やボランティアを配置し、生徒がマンツーマンで学習支援を受けられる体制を確立している。各教室に責任者として核となる学習支援員を置き、生徒やボランティアの管理・指導を行うとともに、生徒にとって居心地の良い学習教室となるよう努めている。

●家庭訪問型支援

教室における学習支援とともに事業の大きな柱となっているのが家庭訪問型支援である。各世帯を定期的に訪問し、世帯全体に関わる課題発見・解決に努めている。また、学習教室に通う児童・生徒のみでなく、教室に来られない児童・生徒に対し家庭訪問による学習支援も行っている。

家庭訪問により養育者（親等）の状態や生活上の困りごとを把握し、学校や行政等と連携して、必要なサポートを行う。具体的には、高校見学への同行や通院支援、奨学金等の制度利用支援、日本語を母語としない子ども・世帯への日本語支援等がある。

●ボランティア活動に向けた整備

子どもの貧困や貧困の連鎖の解消に関する講義を大学で行うことで、現状を周知し、協力の意志がある学生にボランティア登録してもらう形で連携している。大学での講義は、理解ある教授の協力をきっかけに開始されたが、ボランティア参加を単位として認める大学が出てくるなど連携が進み、学生の安定的な参加につながっている。

環境の整備としては、ボランティアと児童・生徒の間でのトラブルが起こらないように、ルールを設けてミーティング等で定期的に確認するとともに、守秘義務の徹底をお願いしている。また、年に数回ボランティアを対象とした研修を行い、学習支援事業の目的や意義、児童・生徒への対応の仕方等を学ぶ場を設けている。

●教育委員会を通じた事業の案内

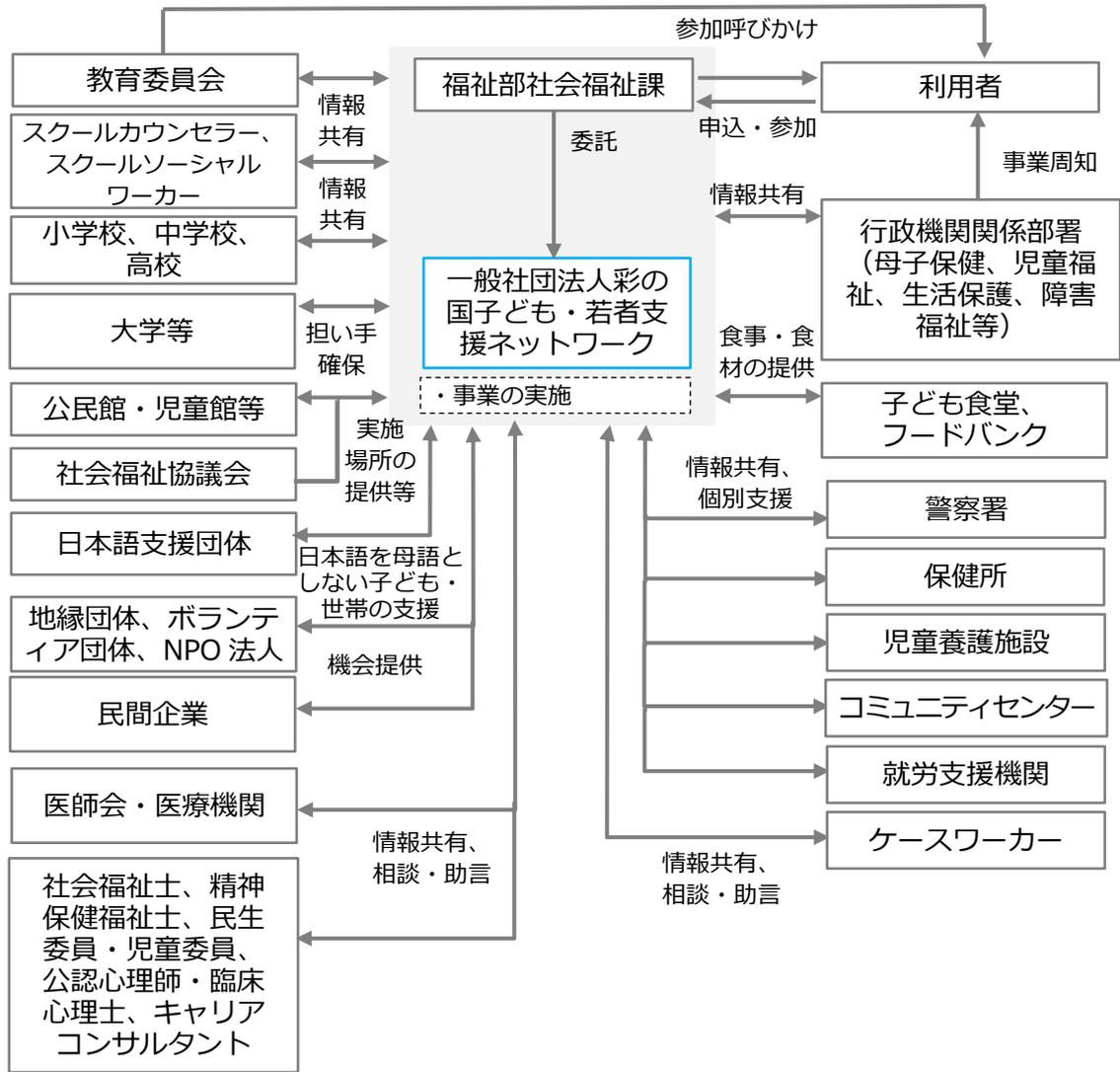
支援対象となる就学援助制度利用世帯に対し、事業のパンフレットを就学援助の決定通知書に同封し、教育委員会を通じて送付する仕組みとしており、支援の準備段階での大きな連携となっている。

実施頻度	中高生：週 1～2 回の支援、小学生：週 3 回の支援
利用実数 (令和元(2019)年度)	中学生 114 教室 1,862 名 (63 市町村) 高校生 59 教室 554 名 (56 市町村) ジュニア・アスポート事業：8 教室 118 名 (5 市 7 町)

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	福祉部社会福祉課、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク
連携先	連携内容
教育委員会	情報共有、事業の周知
小学校、中学校、高校	情報共有、相談・助言、地域活動への参加、制度活用支援
大学	事業の周知、担い手確保、実施場所の提供
地縁団体、ボランティア団体、NPO 法人	事業の周知、担い手確保、相談・助言、食事・食材の提供、調理実習、職場見学、職業体験、地域活動への参加、見守り等
日本語支援団体	日本語を母語としない世帯・子どもへの支援
民間企業	事業の周知、体験機会、食事・食材の提供、職場見学、職業体験
子ども食堂、フードバンク	事業の周知、食事・食材の提供、ボランティア参加
医師会・医療機関	情報共有、事業の周知、相談・助言
行政機関関係部署（母子保健、児童福祉、生活保護、障害福祉等）	情報共有、事業の周知
児童相談所、警察署、保健所	情報共有、子ども・世帯の状況に応じた個別支援
公民館、児童館、図書館等	実施場所の提供
他自治体	情報共有
社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所	実施場所の提供
児童養護施設	情報共有
就労支援機関、自立相談支援機関	情報共有、子ども・世帯の状況に応じた個別支援
ケースワーカー	情報共有、相談・助言
社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員・児童委員、公認心理師・臨床心理士、キャリアコンサルタント	情報共有、事業の周知、相談・助言、レクリエーション、食事・食材の提供、調理実習、職場見学、職業体験、地域活動への参加
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有、事業の周知

実施体制図



5. 支援の段階における連携のポイント

● 支援の準備段階

連携先	小学校、中学校、 教育委員会	高校	大学
連携理由	事業の周知、情報共有	事業の周知	きめ細やかな支援に向けたボランティアの確保
連携内容	校長会等における各学校 への事業周知。教育局主 催のスクールソーシャル ワーカー研修での事業説 明	県立高校への通知による 事業周知。教員の会議や 研修会における事業説明	大学で講義を行い、ボラ ンティアを募集
連携の工夫	教育委員会に働きかけ、 事業のパンフレットを就 学援助の決定通知書に同 封する仕組みを構築して いる	高校のボランティア部・ サークルへの働きかけも 行っている	事業に理解のある大学教 授との連携により、講義 の開催につながった。ボ ランティア活動が単位認 定される大学もある

● 支援の実施段階

連携先	支援団体、ボランティア 団体	子ども食堂、フードバン ク	医療機関
連携理由	さまざまな形で地域の子 どもに関心をもってもら う機会の増加	食事・食材の提供、ボラ ンティア参加	個別支援
連携内容	地域での見守り、食材の 提供、体験活動の実施・ 実施場所の提供、ボラン ティア参加等	小学生教室での食事の提 供。子ども食堂からのボ ランティアの参加、相互 の参加者行き来等。フー ドバンクからの食材の提 供	子ども・世帯と関わる医 療機関の情報や健康状態 等を、ケースワーカー、 訪問看護師等と共有
連携の工夫	委託事業仕様書に、地域 団体への働きかけを要件 として定めている	食材の提供を受ける機関 と食品の授受に関する協 定を結び運用している	子ども・世帯の状況に応 じて個別に連携している

連携先	NPO 法人	歯科医師会、歯科医師、 歯科衛生士	行政機関関係部署（母子 保健、児童福祉、生活保 護、障害福祉等）
連携理由	日本語支援	健口支援事業の実施	子ども・世帯の課題に応 じた必要な連携の実施
連携内容	日本語を母語としない子 ども・世帯の支援、居場 所の提供	同上	同上
連携の工夫	—	保健医療部が行う健口支 援事業を学習支援教室の 利用者に対しても実施し ている	子どもを中心とした支援 に、必要な部署が関わっ ていく形が多い

連携先	児童館、公民館、図書館	保健所・保健センター	福祉関係団体
連携理由	実施場所の提供	個別の世帯ごとのつながり、食事提供時の指導	実施場所の提供、養育者（親等）支援時の連携等
連携内容	小学生の体験活動として児童館のプログラムへ参加したり、図書館で定期的に本を借りる等	保健師が関わっている世帯の情報共有	社会福祉施設の空き部屋を学習教室の場所として利用する等
連携の工夫	各施設でのボランティア参加の声かけ等、社会人ボランティアの興味・関心を促す働きかけも実施している	—	

連携先	ケースワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
連携理由	世帯情報の共有、課題解決支援	子ども・世帯の状況に応じた支援	各学校の困難児童・生徒の情報共有
連携内容	情報共有して世帯内の困りごとを解決したり、ケースワーカーが多忙な場合に学習支援員から入る情報で状況把握できる等の連携	同上	スクールソーシャルワーカーの研修での事業説明や、対象となる子どもの紹介依頼
連携の工夫	学習支援員が家庭訪問した際に作成する支援状況報告書を通じて情報共有する仕組みを確立している	学習支援員が家庭訪問の中で養育者（親等）の困りごとを把握し、専門職へつなげている	—

連携先	民生委員	医療機関
連携理由	食事・食材の提供、ボランティア参加、事業の周知	個別支援
連携内容	学習教室でのボランティアや食材の提供を民生委員の会議で呼びかけ	子ども・世帯と関わる医療機関の情報や健康状態等を、ケースワーカー、訪問看護師等と共有
連携の工夫	—	子ども・世帯の状況に応じて個別に連携している

●支援終了後の段階

連携先	就労支援機関	子ども食堂、NPO、ボランティア団体等
連携理由	—	—
連携内容	養育者（親等）から許可を得て、学習支援員が付き添って訪問したり、リファアする等の連携	高校を中退した子ども等が孤立することのないよう、様々な関係者が見守りを実施
連携の工夫	支援終了後に人・機関との関わりがなくなってしまうことのないよう、就労支援機関等必ずどこかの機関につながっている状態を確認し、支援を終結させている	

6. 連携の効果

事業開始当初は、関係機関の理解が得られず情報共有も難しい状態にあったが、子どもの支援だけでなく、世帯の支援も丁寧に行い、関係機関と連携した結果、信頼関係が構築されてきた。学校をはじめとする関係機関を巻き込んで世帯を支援することが、連携のポイントとなっている。世帯全体の支援という意識で取り組むことが、効果的な支援につながっている。

子どもを支援するにはどの機関とつながればいいのかという視点から関係者が動いてきたことにより、子どもを介して様々な関係機関がスムーズに関わることができている。個人的なつながりをきっかけに組織的な連携に発展するなど、様々な関係者・関係機関がつながって子ども・世帯の支援が可能となっている。

子どもに関わる様々な人・機関が連携して支援をしていくことが理想的であり、関わる人・機関が多くなり支援の輪が広がることで、子どもや世帯が閉じこもることなく社会でいきいきと活躍できると考えている。

7. 今後の課題・展望

事業の拡大に伴い、生活保護受給世帯以外の生活困窮者世帯の子どもが多く参加するようになっているが、生活困窮者世帯は常時関わる支援機関がない場合も多く、世帯の状況を全体的に把握することが困難である。そうした世帯が社会から孤立することのないよう支援機関と情報共有し、地域全体で手厚い支援を実施できるようにしていくことが課題である。

学習支援事業は、単に勉強を教えるということにとどまらず、子どもを中心とした世帯丸ごとの支援であり、様々な人・機関を巻き込んだ重要な事業となってきている。最終的には、誰一人取り残されることのないよう、地域で子どもたちを見守る体制が作られていくことが望ましい。

No.12 神奈川県

子ども支援員を中心とした、関係機関との連携による重層的な関わりが支援効果を向上

0. 連携概要

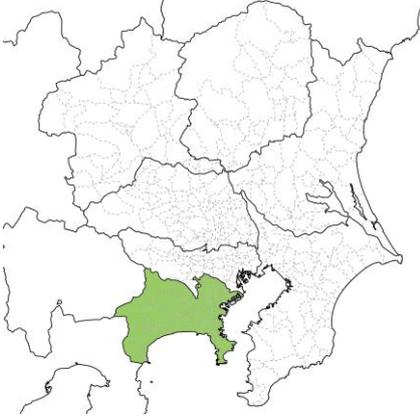
連携先	連携内容
学校、教育委員会	情報共有、課題に応じた支援連携
関係各部署（母子保健部署、児童福祉部署、障害福祉部署、生活保護所管部署等）	情報共有、課題に応じた支援連携
自立相談支援機関	情報共有、申込受付
社会福祉協議会、地域協力機関	情報共有、食材提供、体験学習機会・素材提供等
ケースワーカー、民生委員・児童委員	情報共有、重層的支援の実施

連携による効果

- 学校、教育委員会
学校教員との連携で学習効果の増進や対象者の把握、本語を母語としない世帯とのコミュニケーション支援につながっている
- ケースワーカー・民生委員・児童委員
対象世帯を身近に見守り、適時・適切な支援を進める
- 自立相談支援機関
対象世帯への切れ目のない重層的な支援、町村との細かな連携促進
- 社会福祉協議会、地域協力機関
地域資源を生かした連携・活動機会の拡大に寄与
- その他の関係各部署
対象児童・生徒や対象世帯の状況に応じた支援が広がる



1. 事業概要

人口 面積 保護率 位置	922万人（県全域）、29万人（郡部保健福祉事務所） 2,416 km ² （県全域）、606 km ² （郡部保健福祉事務所） 16.65%（県全域）、12.60%（郡部保健福祉事務所） 
開始時期	平成 22（2010）年度（学習支援、生活支援）
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮者世帯
対象年齢	0歳～20歳
運営形態	直営＋委託
実施形態	集合型＋訪問型
事業内容	個別指導型学習支援、居場所事業
生活者（対象者）の 実態把握方法	子ども支援員及び委託先による家庭訪問
実施場所	公共施設の一部
事業予算	35,121千円（令和2（2020）年度当初）
所管部署	生活援護課

2. 事業の背景

本事業は、生活保護受給世帯の増加や世代の格差が子ども世代に引き継がれる「子どもの貧困」が大きな社会問題となったことを受け、子ども一人ひとりの主体性や意欲形成を大事にし、きめ細かな支援を行うことで、子どもが夢や希望を持ち、将来の担い手となるよう、子ども自身の「生きる力」が育まれることを目指し、平成 22（2010）年度からスタートした。

平成 22（2010）年度から平成 25（2013）年度まで、生活保護受給世帯の子どもと子育てを支援する「子どもの健全育成プログラム作成推進事業」として実施し、平成 26 年（2014）年度も国庫補助により継続し、平成 27（2015）年度から、生活困窮者自立支援法の任意事業として実施している。

事業は、子ども支援員によるアウトリーチ支援、子どもの学習支援や居場所づくり、子どもの健全育成プログラム策定の 3 本柱で実施している。

アウトリーチ支援は、平成 22（2010）年度から町村の生活保護を所管する郡部保健福祉事務所（センター、支所）6 か所に、生活保護制度と子育てについての専門知識を持つ子ども支援員を配置している。子ども支援員が家庭や関係機関等に出向き、子どもや養育者（親等）の個別相談にのるなど、寄り添い型で実施している。

子どもの健全育成プログラムについては、福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で活用するための手順や留意点、関連情報を集めた手引き書「子どもの健全育成プログラム」を平成 22（2010）年度より策定し、毎年情報を更新して改訂版を発行している。

3. 取組の内容・特徴

●学習支援の実施

学習支援は直営型又は委託型により、集合型と訪問型で実施している。大学生や教員 OB によるボランティアの協力を得て実施しており、福祉事務所や委託先のネットワークを通じてボランティアの参加を呼びかけている。また、個人情報の基本的な取扱いや、子どもとのコミュニケーション等の配慮に関するルールを周知するために、一部の福祉事務所ではガイドラインを作成し、子どもとボランティアの双方が不安を感じないような工夫をしている。

●生活支援の実施

各郡部保健福祉事務所に 1～2 名配置されている子ども支援員は、対象の世帯の自立支援について、子どもの健全育成の視点から携わる役割があり、直接的・継続的に家庭訪問や来所相談等を行い、その知見を活かした寄り添い型の支援を実施している。ケースワーカーの業務を質的に補完する形となり、支援の効果を高めている。

●地域資源を活用した居場所づくりの実施

学校・家庭以外の居場所づくりとして、クリスマス会、遠足、富士登山、福祉フェスティバルへの参加等、様々な経験を積む機会を提供するとともに、生活習慣の改善支援、養育者（親等）への養育支援を通じた世帯全体への支援を展開している。各種イベントは、郡部保健福祉事務所や委託先が有する資源等を活用し、各地域で独自に開催されている。



●日本語を母語としない子ども・世帯への支援

日本語を母語としない人が多く住む地域では、母国との文化、習慣の違いによる様々な生活のしづらさを抱えている現状がある。こうした、外国につながる世帯には、子どもだけではなく、養育者（親等）を含む世帯全体への支援が必要であり、世帯が日常的に困っていることを丁寧に聞き取り、寄り添った支援を実施している。子どもへの支援としては、第 2 言語である日本語学習に対応できる委託先の選定や、視聴覚教材等を活用することで、楽しみながら学べる仕組みを作っている。また、必要に応じて、学校や地域との連携を積極的に行うことで、個々の生活全般に渡る丁寧な支援を実施することができている。

※第 1 回目の緊急事態宣言時期は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、家庭訪問等、面前での支援が制限され、更に、会場である公民館が閉館となったため、集合型の学習支援は中止を余儀なくされた。しかしながら、緊急性の高いケースについては、ケースワーカーと連携し、状況に応じて訪問支援等を継続している。

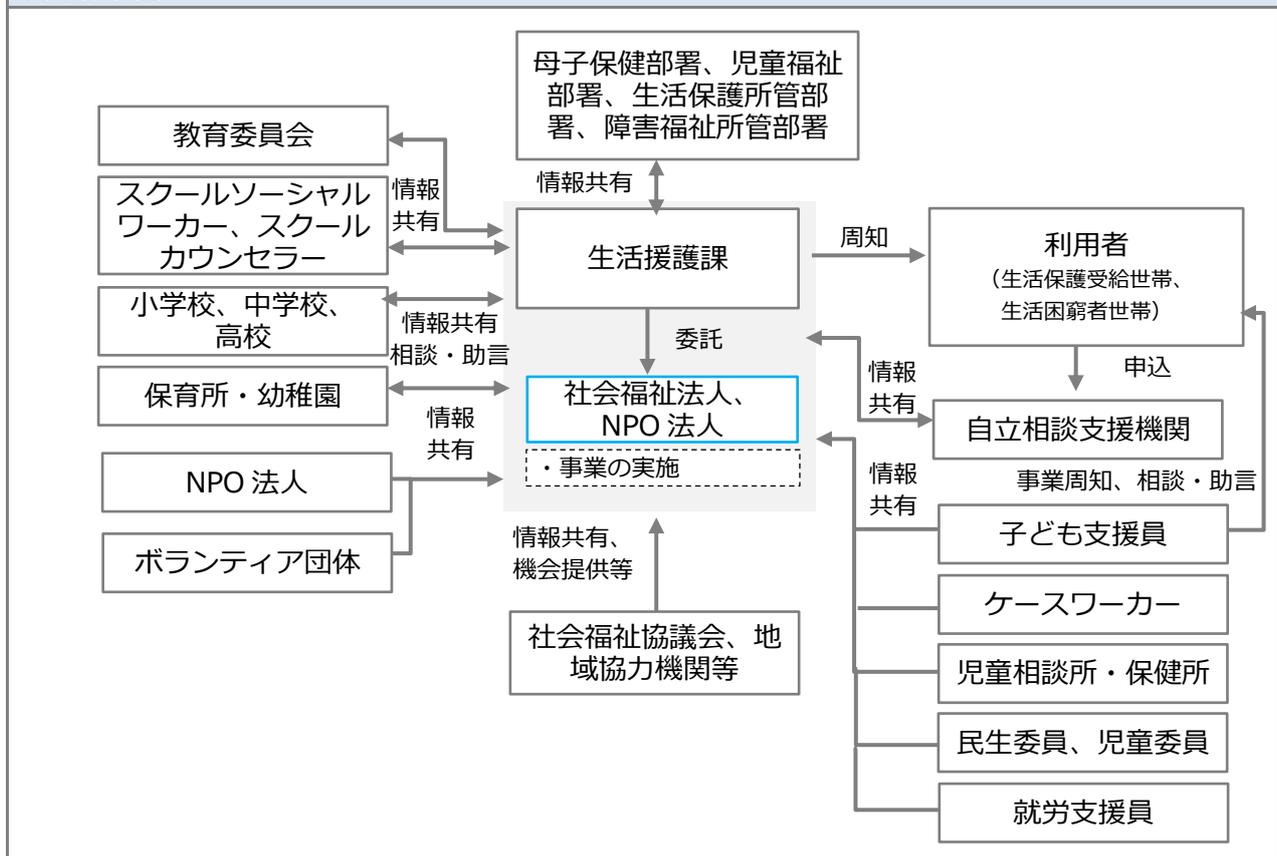
なお、学習支援については、集合を必要としない効果的な支援方法を模索し、子どもの学習進度に合わせた参考書の配布や、子どもの課題に応じたプリントの作成を行った。また、ZOOM によるオンラインでの支援を導入することにより、電話での状況把握に止まらず、顔の見える会話を通じ、細かな子どもの状況が把握でき、学習支援に一定の効果を挙げる事ができた。オンラインでの支援は、高校受験対策が必要な子どもを中心に実施し、自粛期間中の学習面の遅れを防ぐことができた。

利用実数 (令和元(2019)年度)	学習支援 訪問型：実人数 3 人、延べ 4 人、訪問回数 4 回 集合型：実人数 88 人、延べ 1,538 人、開催回数 155 回 生活支援 訪問型：実人数 1 人、延べ 1 人、訪問回数 702 回 集合型：実人数 62 人、延べ 146 人、開催回数 17 回
-----------------------	---

4. 子どもの学習・生活支援事業の実施体制

実施機関	郡部保健福祉事務所、社会福祉法人、NPO 法人
連携先	連携内容
保育所・幼稚園	情報共有、相談・助言
小学校、中学校、高校	情報共有、相談・助言
ボランティア団体、NPO 法人	情報共有、相談・助言、レクリエーション、調理実習
母子保健部署、児童福祉部署、生活保護所管部署、障害福祉所管部署	情報共有、個別の状況に応じた支援の実施
教育委員会	情報共有、相談・助言
児童相談所、保健所	情報共有、相談・助言
社会福祉協議会、地域協力機関等	情報共有、相談・助言、食材提供、体験学習機会提供等
自立相談支援機関	情報共有、相談・助言、申込受付
子ども支援員	情報共有、相談・助言
ケースワーカー	情報共有、相談・助言、事業の周知、継続的な支援の実施
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	情報共有、相談・助言
民生委員・児童委員	情報共有、相談・助言
就労支援員	情報共有、相談・助言

実施体制図



5. 支援の段階における連携のポイント

●支援の準備段階

連携先	生活保護所管部署	ケースワーカー (保健福祉事務所)	自立相談支援機関
連携理由	情報共有、個別の状況に応じた支援の実施及び事業の周知。 子ども支援員が保健福祉事務所に配置されており、日々、情報の連携が必要		
連携内容	支援が必要な子ども・世帯の情報を共有し、支援の実施や事業の周知を行う	子どもの情報を世帯全体の支援につなげ、子ども支援員と連携した重層的な支援を行う	情報共有、支援対象者の発見
連携の工夫	子どもだけでなく、世帯全体の状況に応じて、個々のケースに合わせた包括的な支援を実施している	ケースワーカーの本来業務から子どもに係る部分を切り分けるのではなく、重層的に関わることにより、ケースワーカーの業務を質的に補強する形となり、支援効果を高めている	家庭訪問の際に子ども支援員が同行し、自立相談支援機関の事業説明等を行い、需要のある世帯に必要な情報を提供している。 逆に、生活保護の必要な世帯についての情報を得ることもあり、重層的に支援を実施している

●支援の実施段階

連携先	子ども支援員
連携理由	子ども・世帯の情報を関係機関と共有し、支援を実施
連携内容	ケースワーカーが指導的な介入を余儀なくされた場合であっても、子ども支援員が寄り添った姿勢で支援することで、子どもの育ちや生活を守ることに繋がっている。また、ケースの状況に応じて、関係機関との調整役やつなぎ役を担うことにより、連携支援をより円滑に進めることができている
連携の工夫	業務連絡会を年5回開催し、困難事例の報告や支援方法の共有を行っている

連携先	母子保健部署、児童福祉部署、障害福祉部署、生活保護所管部署等	小学校、中学校、高校、教育委員会	保育所・幼稚園
連携理由	情報共有、個別の状況に応じた支援の実施及び事業の周知		
連携内容	子ども支援員が定期的に訪問及び電話連絡等を行い、支援が必要な子どもの情報を得ている。また、支援対象の子どもの状況に応じて、必要な関係機関・部署が連携して支援を実施している		
連携の工夫	子どもの健全育成プログラム策定・改訂にかかる推進会議・推進部会が年1回ずつ開催している	生活援護課が学校に対し事業の周知を図り、子ども支援員が学校と情報共有しやすくなっている。校長会での協力依頼、スクールソーシャルワーカーの研修会等に参加し、顔の見える関係づくりの強化を図っている	子ども支援員が保育所・幼稚園等を訪問し、支援対象者の状況把握や支援対象となりうる子どもの情報を得ている

連携先	民生委員・児童委員	社会福祉協議会、 地域協力機関	就労支援員
連携理由	情報共有、個別の状況に応じた支援の実施及び事業の周知		
連携内容	地域課題の把握・共有、緊急時の連携	おやつ等の食材提供や、体験学習機会・素材の提供等	就労につながる支援ができるよう、継続的支援を実施
連携の工夫	地域の状況を良く把握している民生委員・児童委員と連携することにより、子どもの普段の様子や変化を知ることができ、リスクの回避や支援の質的な向上を図っている	食材の提供により子どもの気持ちを和らげたり、調理体験によりよい学びの場を提供している	子どもへの支援と養育者（親等）への就労支援を、各専門職が役割分担することで、それぞれの強みを活かした包括的な支援を実施している

●支援終了後の段階

連携先	生活保護所管部署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ケースワーカー		
連携理由	継続支援の関係先として必要な機関		
連携内容	就労準備につながるような支援等を実施		
連携の工夫	—	—	—

6. 連携の効果

子ども支援員の業務は、個別支援が中心であるが、子どもが健全に育成される環境を整備するために、地域の社会資源の把握や関係機関との連携が不可欠である。

子ども支援員が配置されてから、子どもに関わる関係機関等と「顔の見える関係づくり」の強化を図り、情報共有を中心とした連携を図ってきた。本事業の支援をきっかけとして、子どもの学習の課題に限らず、世帯全体の課題が顕在化し、必要な時に必要な関係機関が関わられるような包括的な支援が可能となっている。また、関係機関との情報交換やカンファレンス等を通じ、それぞれの機能や役割について、共通理解を深めていくため、地域における支援体制を構築する役割も果たしている。

こうした地道な活動や関係機関との連携の積み重ねにより、多様化・複雑化する課題に対して、分野の壁を超えた切れ目のない支援を展開することができている。

7. 今後の課題・展望

特に大きな課題と認識しているのは、義務教育を修了後、高校を中退した子ども、卒業したものの就労等に繋がらなかった子ども、引きこもりの子ども等、「社会的に孤立した子ども」への支援である。所属のない子どもの支援は、社会資源が乏しく、関係機関間で連携した包括的な支援の展開が難しい。課題に合わせた継続的な自立支援をしていくためには、連携先や資源の発掘が大きな課題となっている。

また、支援対象となりうる子どもの早期発見と迅速な対応も課題の一つと言える。子どもや世帯の課題が表面化するまでには、多少のタイムラグがあり、大きな問題となってから関わることも少なくないことから、問題が表面化する前に察知する仕組みが必要である。そのためには、地域において未就学の段階から保育所、幼稚園等と情報を共有し、敏感に察知する多くの目が必要である。

集合型の学習支援では、地域により課題が異なるため、地域の状況に合わせ、支援する必要がある。特に、生活保護受給世帯の学習支援場面においては、学習教室までの移動手段が、通常、公共

交通機関以外無い場合、参加の移動手段や、帰宅時間が夜間帯となる場合に、安全面確保等の課題がある。

また、所管域の学習教室への参加については、生活圏内に知人が多く、生活保護受給世帯であることがわかってしまうことを理由に、参加に繋がらないケースも少なくない。他自治体の協力や共同実施等により、子どもの選択肢が増えていくことが理想的である。



R2年度版
神奈川県生活保護課

生活困窮世帯の子どもの健全育成について

経済的な困難によって、子どもの健全な成長や自立が妨げられることがないよう、本県では、生活困窮世帯の子どもの健全育成に取り組んでいます。

(平成22年度から平成25年度まで、生活保護世帯のお子さんと子育てを支援する「子どもの健全育成プログラム(特定発達モデル事業)」を実施していました。平成27年度からは生活困窮者自立支援法の任意事業として実施しています。)

1 子ども支援員によるアウトリーチ支援

平成22年度から生活保護を所管する郡部保健福祉事務所(センター、支所)6箇所に、生活保護制度と子育てについての専門的知識を持つ子ども支援員を配置、家庭訪問や個別相談など、積極的なアウトリーチによる寄り添い型の支援を実施しています。

効果(利用者から)
相談しやすくなった
ケースワーカーには話しにくい子育て相談も子どもの専門知識豊富なので話しやすくなったと声をいただいています。

効果(関係機関から)
連携しやすくなった
生活保護世帯の子どもについて窓口がわかりやすくなったの意見が寄せられています。

	H29	H30	R元
家庭訪問	849	731	702
電話相談	945	1,066	1,275
関係機関調整	2,786	2,744	2,564
カンファレンス	474	563	630
同行・来所面接他	243	253	250
その他	3,378	3,376	4,257
計	8,672	8,733	9,678

2 子どもの学習支援や居場所づくり

(平成23年度～)

子どもの家庭学習を補完するため、学生ボランティア等のサポートを受け、個々の力に見合った学習や、社会性を育むため、季節のイベントを中心とした居場所づくりを実施しています。

学習の課題全般に対応する総合的支援
日々の学習の習慣付けや授業のフォローアップ、高校進学支援や中絶防止支援を展開しています。

生活習慣・育成環境の改善に向けた取り組み
学校・家庭以外の居場所づくりや生活習慣の改善支援、必要に応じて、親への養育支援を通じた家庭全体への変革を促します。

	H29	H30	R元
学習支援実施回数	169回	170回	155回
参加人数	76人	82人	88人
居場所づくりの実施回数	20回	20回	17回
参加人数	57人	52人	62人

教育及び就労(進路選択等)に関する支援を充実
進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供や、多様な進路の選択に向けた助言を実施しています。

3 子どもの健全育成プログラムの作成

(平成22年度～)

福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で活用するため手順や留意点、関連する情報を集めた支援の手引き書にある子どもの健全育成プログラムを作成し、毎年バージョンアップしています。

6つの健全育成プログラム

- I 子どもの育ち支援プログラム
- II 高校進学等支援プログラム※
- III 高校生支援プログラム※
- IV 中学卒業後の社会生活支援プログラム
- V 関係機関との連携構築支援プログラム
- VI 学習支援等居場所づくり企画支援プログラム

※H22年先行作成

特徴
全年齢を対応に
進学や就職のときだけでなく、0歳の育ち支援から高校卒業後の進路支援まで総合的に支援できるように作成しました。

特徴
関係機関も使えるように
教育・労働・青少年など関係部局とともに作成し、子どもの支援に関する機関が連携して参考にできるようにしました。

特徴
新任でも使えるように
子どもの支援に不慣れな新任ケースワーカーでも活用できる多様な支援ツールを掲載しました。

特徴
支援基盤づくりに
関係機関の協議会、学習会等の企画/ノウハウなどケースワーカーだけでなく組織的な支援基盤づくりのノウハウを盛り込みました。

特徴
プログラム自体を改善しています
平成24年度、このプログラムを試用。毎年、情報を更新し内容の改善をした改訂版を発行しています。

【子どもの健全育成に関するホームページ】

- 生活困窮世帯の子どもの健全育成について
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html>
- 高校生のみなさんへー高校卒業後の進路と生活保護についてー
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/koukouisei1.html>

第4章 子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める効果的な連携に向けて

改正生活困窮者自立支援法の附帯決議において、教育関係者等との緊密な連携、食事や教材の提供等、支援の効果を高めるための方策の検討等について指摘されているところ、教育機関やフードバンク等支援団体、その他民間企業や専門家等との連携について、連携先の分類別や支援の段階別に現状と課題、連携に向けて自治体が取っている手法、効果を委員会での議論も含め、整理します。

第1節 分類別の連携先との連携について

(1) 教育関係の連携先

① アンケート調査・ヒアリング調査結果からみる現状と課題

- 教育関係の連携先は、他の関係部署・機関と比較すると、多くの自治体が連携を行っています。
- 連携先の多くは「小学校」「中学校」が多く、支援対象者が通所（通園）・通学する「保育所・幼稚園」や「高校」と連携している自治体は少なくなっています。
- また、支援終了後の段階において教育関係の連携先と連携している自治体も、支援の準備段階・支援の実施段階において連携している自治体数と比較すると大きく減少します。
- 2019（令和元）年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する調査研究事業」（弊社実施）（以下、「昨年度調査研究事業」）においても、2割を超える自治体が「教育機関との連携体制を構築するのが難しい」を課題として挙げていました。
- 一方で、利用者の確保方法や早期発見・早期支援の工夫として、「学校の教職員等からの声掛け」「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が挙げられており、事業の実施にあたり、関係機関・関係者との連携が必須であり、中でも学校や教育委員会との連携が重要であることが伺えました。
- 今後連携が必要と考えている関係部署・機関として、教育関係の連携先を挙げる自治体は多く、教育関係との連携による支援効果の向上を望む自治体が多くあることが推察されます。

②連携に向けて

【小学校・中学校：スクールソーシャルワーカーの活躍がポイント】

- 千葉県松戸市においては、事業実施場所の学区にスクールソーシャルワーカーが配置されたことから、小学校・中学校との連携が始まりました。課題を抱える子どもへの対応を検討するにあたり、現場同士での連携が必要となり、連携が深まりました。また、委託事業者ではなく、公務員同士となる自治体担当者から事業実施場所周辺の学校の教頭や校長に対して事業の周知を行うことも、必要に応じて実施していました。
- 栃木県では、子どもの学習・生活支援事業の場を土日や 18 時、19 時といった中学校の部活終了後でも参加できるような時間帯に開設することで、学童保育クラブ等の場とのすみ分けを行い、教育関係の連携先と協力関係を築いています。
- 福島県いわき市では、地区小中学校長連絡会議に行政担当課の職員が出席し、事業の周知と協力依頼を行った上で、支援対象者が通学する中学校の担任教諭、教頭、校長を個別に訪問し、支援対象者及び世帯の情報を共有しています。また、スクールソーシャルワーカーと、支援が必要な子どもの情報を共有し事業の利用を促したり、学校に対して保健室登校の整備を依頼し、長期欠席や不登校状態の子どもの改善に努めるなどの連携を展開しています。
- 昨年度調査研究事業で、静岡県静岡市においては、学校との連携にスクールソーシャルワーカーが活躍しています。スクールソーシャルワーカーが学校の先生に事業内容を説明するとともに、学校側の意見をスクールソーシャルワーカーに伝えるなど、コーディネーターの役割を担うことで比較的スムーズに連携が進んだとの声がありました。

【高校：教員の困りごとの解消が連携拡大に寄与】

- 沖縄県名護市では、教育委員会での研修中の教員に対し、「子どもの学習・生活支援事業」の事業説明をしたことで連携が開始しました。高校教員も養育者（親等）が高校授業料の無償化等の手続きをしないこと等に困っており、そのような養育者（親等）が支援対象であることを説明していました。高校教員の困りごとの解消の一助になることが教員間に広まったことにより、事業との連携も拡大していきました。

【大学・短大・専門学校等の高等教育機関：事業の担い手（支援員）の確保に寄与】

- 沖縄県名護市や石川県金沢市では、地域の大学と連携・協働することで、事業の担い手となる大学生ボランティアを確保しています。
- 市内に大学が無い千葉県八千代市では、近郊の大学訪問を行い、大学生ボランティアの募集の依頼を行っています。

— 委員会での意見 —

○居場所型・拠点型の場合、学校との連携は非常に重要である。近隣の学校に居場所の責任者が挨拶に行き、事業の説明を校長・副校長先生等に行くと、対象となる子どもの紹介につながることもある。学校とのその後のやり取りがスムーズになり、有効な手法である。スクールソーシャルワーカーとの連携も非常に有効なため、より進んでいくことが望ましい。

③連携の効果

- 千葉県松戸市においては、スクールソーシャルワーカーや学校との連携の深化により、「子どもの学習・生活支援事業」の主管課や委託事業者間の連絡会議（毎月開催）への教育研究所所長（教育委員会）参加に繋がり、子どもの情報共有・情報交換が可能となりました。また、学校で見られない子どもの様子が「子どもの学習・生活支援事業」で見られることや、学校には行けないが事業には参加できる子どももあり、双方の情報交換だけでなく、学校の先生が学習支援事業の拠点に来て子どもと面談することもあります。
- 栃木県では、管内町立小中学校の教職員から「子どもの学習・生活支援事業」の対象となる子どもや養育者（親等）に声がけすることにより、事業利用者数の増加につながりました。
- 学校と学習支援事業での子どもの状況や、学校で把握できない世帯の状況を、教育関係の連携先と互いに共有することで、より良い支援につながっています。また、事業の担い手の確保のため、地域や周辺に大学等の高等教育機関がある地域では、高等教育機関との連携が効果的と考えられます。

(2) -1 子ども食堂・フードバンク

① アンケート調査・ヒアリング調査結果からみる現状と課題

- 社会福祉六法外の民間の連携先において、「子ども食堂」「フードバンク」は他の連携先と比較して、支援のすべての段階において、連携している割合が高くなっています。
- 支援の準備・実施・終了後の全ての段階において、子どもや養育者（親等）、世帯員・世帯全体の情報共有を行っている自治体が多く、食事や食材の提供という団体本来の役割に加え、取組を行っていることが伺えます。
- 子ども食堂やフードバンクとの連携により効果が高まっていると回答した割合も高くなっています。
- 沖縄県名護市では、子ども食堂が居場所の一環として実施されており、スクールソーシャルワーカーが子どもを連れてきたり、参加している子どもの情報を事業の担い手（支援員）に伝えたりするなど、情報連携の場ともなっています。

② 連携に向けて

- 埼玉県では、子ども食堂からボランティアの参加があったり、学習支援の利用者を子ども食堂に連れていくなどの連携が図られています。また、子ども食堂から寄せられる学習支援に取り組みたいという相談に対し、委託先が答える体制が整えられています。
- 山梨県中央市では、事業実施以前からフードバンクと市長、教育委員会が連携協定を結び、食糧支援を実施してきたことを背景に、生活困窮の実態を熟知した上で、食糧支援を含めた生活支援・学習支援が展開されています。連携協定の締結においては、学校の先生からの夏休み中にお腹を空かせて学校に来た子どもたちを何とかしたいという依頼を受けて活動を始めた経緯があり、活動を始めるにあたり市長へ相談したことから、連携協定の締結に至っています。連携協定には、相互に理解し協力していくことが示されています。
- また、沖縄県名護市においては、名護市社会福祉協議会及び日本郵便株式会社沖縄支社と連携し、名護市内の郵便局において子どもの居場所づくりを行う団体への食品の支援を行う「フードドライブ」の取組を行っています。フードドライブとは、食品を収集する方法の一つで、食品関連企業や農家から集めるのではなく、一般家庭から集める活動を言います。フードドライブの拠点として郵便局の窓口を活用し、窓口を設置したフードボックスに地域の住民が家庭で余っている食品等を寄付し、名護市役所内の子どもに関わる部署の職員が連携して回収し、名護市内の子どもの居場所へ配布しています。

— 委員会での意見 —

- 子ども食堂、フードバンクは、専門にしている事業や活動での貢献に加え、子どもの情報共有、様子の把握、相談等多様なかわり方をしていることが把握できた。
- 子ども食堂やフードバンクとの連携は、食生活の面で非常に効果を発揮している。コロナ禍で食事の提供が難しい中、学習支援に加えパンやお菓子、その他主食となる食品を提供することが可能である。
- 勉強したくない子どもや勉強が苦手な子どもも、ご飯が食べられるということで学習支援に来ることにつながり、効果として高いと感じる。また、孤食が多い中、皆で一緒にご飯を食べるといった楽しい食体験ができることから、栄養を取れるということ以外の成果も大きい。コロナ禍においては、弁当の提供が最低限の栄養確保となるとともに、保護者に大変喜ばれている。弁当の配送・受け取りの際に安全確認を行うこともできる。
- 勉強は教えられないがご飯は作ることができる、食品を届けることならできるという理由から、地域住民がボランティアとして参加しやすいというメリットもある。そうしたことから、貧困や困窮する子育て家庭の実態等が地域の中で理解され、温かい支援の輪になると感じている。
- 食の支援と学習生活支援を一緒に行うことは非常に効果が高いため、よい形で加速していくことが望まれる。コロナ禍においては、行政との連携や学校の理解が子どもの貧困に関しては特に重要である。
- 一方で、フードバンクは食品ロスを削減する役割を担いながら、貧困問題にも大きく貢献できる団体として世界的には多くの国で活躍しているが、日本ではそこまでの活躍ができていない現状がある。市民からの食料の寄付は多くなってきており、そういう意味では社会の温度は上がってきているが、法律や政策的な後押しがない中で、企業による寄贈等も進んでいない現状もある。地域の中でフードバンクの活動がロス削減や生活困窮者貧困問題に寄与できるという大きな流れができてくればよいが、この点はこれからの大きな課題である。

③連携の効果

- 子ども食堂やフードバンクが抱えている、支援を必要としている人へ食事・食材が届かないという課題に対し、フードバンクとの連携も含めた子どもの学習・生活支援事業を積み重ねてきたことにより、委託先へ問い合わせが来るようになり、支援のつながりが生まれています。食事・食材を渡すことを通じて人と人とのつながりをつくり、支援の輪が広がっています。
- 山梨県中央市では、教育委員会を通じて就学援助世帯に対し事業の参加を呼び掛けていることから、学習・生活支援と食料支援、就学援助が連動した支援が提供

されています。また、支援が終了した子どもがフードバンクの調理ボランティアとして参加するなど、支援終了後のつながりの場ともなっています。東京都足立区においても、支援対象者が高校生になり子ども食堂のスタッフとして手伝う例もあり、継続的な見守りにもつながっています。

- 食事・食材の提供等に加え、支援が必要な子ども・世帯の情報を共有し、継続的な見守り・支援等も行う子ども食堂やフードバンクの多様な関わり方が、地域での支援につながり、支援の効果を高めることに寄与しています。

(2) -2 子ども食堂・フードバンク以外の社会福祉六法外の民間の連携先

① アンケート調査・ヒアリング調査結果からみる現状と課題

- 社会福祉六法外の民間の連携先と連携している自治体の割合は、支援のすべての段階において、他の連携先と比較して一番低くなっています。
- 一方で、社会福祉六法外の民間の連携先との連携による支援効果の変化を見ると、約8割の自治体が、効果が「高まっている」「やや高まっている」と回答しており、連携している自治体の満足度が高いことが伺えます。
- 社会福祉六法外の民間の連携先と連携することにより、事業の周知やレクリエーションの実施、世帯の情報共有等の「子どもの学習・生活支援事業」の取組が拡充している様子が見られます。
- しかし、今後連携が必要と考えている関係部署・機関として、社会福祉六法外の民間の連携先、特に子ども食堂やフードバンク以外を挙げる自治体は少なく、民間の連携先の有用性の普及啓発が望まれます。

② 連携に向けて

- 沖縄県名護市においては、要保護児童対策地域協議会の場に医療機関が出席しています。子どもの学習・生活支援事業の支援対象と同じケースを会議で扱うことから連携が深まり、支援員が病院への同行支援・同行受診が行われています。
- また、同じく沖縄県名護市や兵庫県加古川市では、自治会・町内会やスーパーマーケット等の民間企業等に事業の周知の依頼をしていました。
- 佐賀県佐賀市においては、連携先となりうる関係機関に対し、支援を希望する子どもや養育者（親等）が持っている相談ニーズに直結する内容を伝え、段階的に生活困窮者自立支援制度について理解してもらう工夫を行っていました。
- 埼玉県においては、昨今SDGsやCSRに関心を持っている民間企業が多く、民間企業側から社会貢献の形として連携が開始されていました。
- 東京都足立区では、事業開始時に町会の会合や民生委員の集まりに担当職員が出席し事業の説明を行うことで、協力を呼び掛け、連携につながっています。また、委託先のNPO法人のネットワークを通じて、ライオンズクラブ、ロータリークラブより、食事提供のボランティアや体験活動の支援等の協力を得ています。
- ヒアリング先の多くの自治体は、社会福祉六法外の民間の連携先の選定にあたって、事業の担い手が既に活動に関わっている団体や庁内関連部署から紹介された団体を基本としており、健全性が確認された団体と連携を行っていました。

— 委員会での意見 —

- 町内会、町会長等をはじめとした地域住民の理解が得られると、地域のお祭りに参加できたり、地域の方でも若い人の参加につながり喜ばれたりするなど、よい連携が生まれることがある。
- 企業は社会貢献や CSR の取組を行っていることから、キャンプやバーベキュー等の体験学習に関するサポートを非常に得やすい面があり、そうした連携は非常に重要である。
- 大学や専門学校等との連携が進むと、ボランティア等の担い手として学生が活躍している自治体が多くある。そうした連携が広がることが重要である。

③連携の効果

- 沖縄県名護市においては、支援員が子どもの医療機関へ同行受診を行うことで、療育手帳取得に向けて養育者（親等）に代わり、子どもの学校や家庭での様子を医師に連絡したり、定期的な受診の管理をしたりすることが可能になっています。また、支援対象の子どものアルバイト先（ガソリンスタンド等）と連携し、世帯の状況や支援対象の子どもの特性をアルバイト先と情報共有することで、トラブル時の対応や子どもの金銭管理能力を身につけることにつながっていました。
- 千葉県松戸市では、ガス会社と連携し、ガス検針票の裏面に松戸市自立相談支援センター（子どもの学習・生活支援事業の受付窓口）の案内を掲載しています。

広告欄

<松戸市からののお知らせ>

経済的な不安や心配事はありませんか？
そんなときは、ひとりで悩まず、
松戸市自立相談支援センターに
ご相談下さい。
相談支援員があなたのお話を聞いて、
寄り添いながら支援を行います。

失業 借金 就労
生活 住居 将来

松戸市自立相談支援センター

住所：松戸市根本 387 番地の5 松戸市役所本館 3階
問合せ先（電話）：047-366-0077 受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

- 町内会や民生委員・児童委員、民間企業等に周知の依頼をしている沖縄県名護市では、あらゆる場所で事業の情報に触れた周囲の人が、インターネットや広報誌等の市役所の情報が届いていない生活困窮者世帯に情報を伝達し、支援につながることもありました。

- その他社会福祉六法外の民間の連携先は、その取組内容によって連携の内容や効果が大きく異なり、アンケート調査結果からは以下のような取組と効果が見られました。

連携先	連携内容	連携の効果
町内会・自治会等の地縁団体	自治会内の施設の提供	子どもが自力で通える場の開設だけでなく、地域住民としての意識向上や地域づくりにつながった。
NPO 法人・認定 NPO 法人	支援員の研修	行動に特徴のある子どもの接し方、支援方法に関する助言を受けられた。
ボランティア団体	イベント・レクリエーションの開催	参加率や満足度が向上した。
地元の民間企業	職場見学・体験	自尊心・自己有用感の向上や就労意欲の向上、就労開始につながった。

- 社会福祉六法外の民間の連携先は、「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果を高める上で非常に有用ですが、その団体が子どもや養育者（親等）に悪影響を及ぼす恐れが無いことを確認した上での連携が望まれます。

(3) 行政の連携先

① アンケート調査・ヒアリング調査結果からみる現状と課題

- 行政の連携先と連携している自治体の割合は、支援のすべての段階において、他の連携先と比較して最も高くなっています。
- 連携先の多くは、「子どもの学習・生活支援事業」と密接に関連する「生活保護所管部署」、「教育委員会」、「児童福祉部署」となっています。
- 「コミュニティセンター」「公民館」「図書館」等の庁舎外に拠点を持つ行政の連携先と連携することで、事業実施場所の確保が可能となっている自治体も見られました。
- 一方で、行政の関係部署・機関との情報共有の手法や「子どもの学習・生活支援事業」の周知や理解等の面で苦慮している自治体が多く見られました。

② 連携に向けて

- 支援会議や要保護児童対策地域協議会出席者を通じたネットワークにより、関係機関・部署間の連携が深まっている自治体が多く見られました。

【教育委員会：現場レベルからの連携開始と、庁舎内での連携開始のパターン有り】

- 支援に携わる支援員とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー同士の連携が基となり、福祉部門と教育委員会の連携の必要性が見出されたことにより、「教育委員会」等の行政の連携先と連携が深まっている自治体が見られました。
- 栃木県においては、町の教育委員会と連携するにあたり、県の教育委員会から町の教育委員会、町の福祉課から町の教育委員会へと双方向からアプローチすることにより、スムーズな連携が図られていました。
- 昨年度調査研究事業で、奈良県においては、県の福祉関係部署が県教育委員会と連携し、県教育委員会から管内小中学校等の教育機関に事業に関する通知を発出していました。

【その他行政の連携先：事業へのつなぎや、支援効果を高めることに寄与】

- 兵庫県加古川市や沖縄県名護市では、税務関係部署や水道関係部署にも事業のチラシを配架するだけでなく、関係部署の窓口を利用した生活困窮者が事業につながるよう、関係部署職員から事業に誘導するような体制を取っています。
- 千葉県八千代市では、日本語を母語としない子どもを、多文化交流センターを通じて大学が行う学習支援につなぐ連携を図っています。また、新任のケースワーカーや担当課の新規採用職員に対し、事業の説明資料を作成して配布し、支援対象となる子どもへの声掛けを行っています。加えて、支援対象となる世帯が他の

制度・事業に関連する場合は、相互に情報を共有し、利用できる事業の案内を行っています。支援終了後の段階においても、関係部署と世帯との関わりが継続している場合に、世帯の状況確認や相談対応を行っています。

- 千葉県松戸市では、事業実施場所を選定する段階において、住宅政策部局と連携を行い、市内の空き家を活用することを検討していました。

③連携の効果

- 本事業と密接に関係する「母子保健部署」や「児童福祉部署」、「生活保護所管部署」との連携により、事業の周知だけでなく、子どもや養育者（親等）、世帯全体の情報がきめ細やかに把握できている自治体が多くありました。
- 教育委員会と連携することで、教育委員会から就学援助制度利用世帯へ事業の周知を行っている自治体が多く見られました。また、校長会での周知等を通じて各学校に「子どもの学習・生活支援事業」の内容が浸透することで、支援員と子どもの担任の先生との間の情報共有・情報交換が促進されたという自治体もありました。
- 石川県金沢市では、アドバイザーとして「子どもの学習・生活支援事業」へ教育委員会と連携する体制を取っています。事業を利用する子どもから進路相談があった場合に速やかに教育委員会につなげることができています。
- 沖縄県名護市や兵庫県加古川市では、「公民館」等の市役所庁舎以外の拠点を持つ行政の連携先と連携することで、事業実施場所の確保につながっています。
- 行政の連携先は、支援対象となる子どもや養育者（親等）の情報だけでなく、事業の担い手となりうる NPO 法人の情報、支援効果を高める可能性を秘めている民間企業等の情報が集まることから、公務員法に規定された個人情報の目的外使用の規定に反しないよう留意しながら、積極的な連携、情報共有・情報交換が望まれます。

(4) 福祉関係の連携先

① アンケート調査・ヒアリング調査結果からみる現状と課題

- 福祉関係等の連携先においては、支援のすべての段階で「社会福祉協議会」「自立相談支援機関」と連携している割合が高い一方、「社会福祉施設・事務所」「児童養護施設」「就労支援機関」「その他の福祉関係等の連携先」は少なくなっています。
- 福祉関係等の連携先との取組内容としては、支援のすべての段階で子ども・養育者（親等）・世帯員・世帯全体の情報共有を行うとともに、事業の準備段階では事業の周知、支援の実施段階では子ども・養育者（親等）に対する相談・助言、支援の終了後の段階では継続的な見守り・支援の実施が多くなっています。
- 支援対象の世帯や子どもの状況に応じて、必要な連携先と情報を共有し、支援が実施されています。

② 連携に向けて

- 栃木県では、自立相談支援員を 11 の町役場に配置し、学習支援の申し込みを受け付けるとともに、支援の必要があるかどうか各家庭の環境や生活状況等、ニーズ把握を行っています。必要に応じて教育委員会からの情報提供を受け、学習支援の委託先と情報を共有しながら、子どもたちに適した学習環境を整えられるよう、申し込み段階から調整を行う役割を担っています。神奈川県でも、同様に、生活困窮世帯からの事業の申し込みを自立相談支援機関が受け付ける体制となっています。
- 福島県いわき市では、課題のある家庭の訪問・相談を行う家庭相談員が関わりを持つ中で得た情報と、学習支援の面から得られる情報を合わせて課題の洗い出しができ、密に連携をとることで事業の効果の向上につなげています。また、家庭相談員が日頃訪問する中で、生活保護には至らないが不登校や生活困窮となっている世帯の情報を有しており、そこから支援につながるなど潜在的なニーズの把握につながっています。
- 千葉県松戸市では、児童養護施設に入所している子どもの利用や、退所後の居場所の一つとしての利用等のつながりがあります。
- 埼玉県では、学校を卒業した後も、どこかの機関や人が子どもと関わりを持ち、支援が途切れることがないように、社会福祉施設、児童養護施設、就労支援機関、自立相談支援機関等と連携を図っています。

— 委員会での意見 —

- 母子生活支援施設が地域の拠点としてより活用されるとよい。施設退所後もつながりが保たれていると、生活の状況が分かり生活の安定につながることから、非常に有効である。

③連携の効果

- 福祉関係の連携先においては、支援対象者である子ども・世帯が抱える課題に対してそれぞれの領域で支援を行いますが、各機関が個別に各対象者・世帯と関わるのではなく、連携機関で情報を共有し、相互に連携を図りながら、総合的な支援を行うことが重要となっています。
- そうしたさまざまな機関・人が連携し、いつどのタイミングにおいても支援が行われているという、支援の輪がつながることが、効果として期待されています。

(5) 専門職等の連携先

① アンケート調査・ヒアリング調査結果からみる現状と課題

- 専門職等の連携先と連携している自治体の割合は、支援のすべての段階において、他の連携先と比較して「行政の連携先」に次いで高くなっています。
- 連携先の多くは、「子どもの学習・生活支援事業」と密接に関連する「ケースワーカー」「スクールソーシャルワーカー」が多くなっています。
- 専門職等の連携先は、専門職の資格や役割に応じて、多種多様な効果を「子どもの学習・生活支援事業」にもたらしており、「専門職等の連携先」との連携により効果が高まっていると回答した自治体の割合は、他の連携先より高くなっています。

② 連携に向けて

- 専門職等の多くは、行政の連携先に所属する専門職等であるため、行政の連携先との連携によって、専門職等との連携が深まっています。

【民生委員・児童委員：地域での潜在的な支援対象者への周知や見守りに寄与】

- 兵庫県加古川市においては、民生委員・児童委員と連携し、事業を周知しています。
- 専門職等との連携は、子どもや世帯等の状況に応じて、必要な支援を行う自治体が多くなっています。

【臨床心理士・公認心理師、精神科医師、歯科衛生士：事業利用者だけでなく、事業の担い手（支援員）もサポート】

- 東京都足立区においては、生活支援の一環として歯科衛生士による歯磨き指導を実施しており、その実施を仕様で定めています。
- 千葉県松戸市においては、「子どもの学習・生活支援事業」の事業の三本柱を「学習支援」「居場所の提供」「心理カウンセリング」と定め、事業実施場所に「臨床心理士」や「精神科医」等の専門職を配置することを仕様で定めています。

【自治体独自の専門職等を配置】

- 専門職を事業所管課に配置することも実施されており、沖縄県名護市では「保健師」「看護師」、兵庫県加古川市では「警察OB」が配置されています。
- 神奈川県では、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識や経験を有する「子ども支援員」という自治体独自の支援員が、各郡部保健福祉事務所に配置されています。

— 委員会での意見 —

○継続した支援においては、個人的なつながりがとても重要である。必ずしも組織的な連携につながる事がよいわけではなく、地域性や利用者の状況、事業の運営方法等によって連携の仕方が異なり、個別の関係でつながっていくからこそ活用や支援につながっていくと思われる。

③連携の効果

- 松戸市において、「臨床心理士」や「精神科医」等の専門職の配置を定めることで、子どもや養育者（親等）が抱える不安やストレスへの対応ができるだけでなく、事業の担い手の子どもへの接し方や関わり方のアドバイスを行うことができます。
- 石川県金沢市では、事業の担い手となっている大学生ボランティアが抱える事業に関する悩みごとに対して、教育委員会に所属する臨床心理士がカウンセリングを行っています。
- 佐賀県佐賀市では、利用者が受診中の医師と共にアウトリーチを行うことにより、他の機関の支援をことごとく拒否する過程にあってもアウトリーチを継続することができます。
- 専門職を事業所管課に配置することにより、専門職の知見を事業に活かすことができます。保健師や看護師を配置している沖縄県名護市では、体調が悪いにも関わらず病院に行けない子どもや養育者（親等）の状態を確認したり、相談に乗ったりすることができるとともに、病状把握のためにケースワーカーと同行することが可能になっています。
- 神奈川県に配置されている「子どもの支援員」は、ケースワーカー業務となっている世帯の自立支援に子どもの健全育成の視点から携わっており、ケースワーカーの業務を質的に補強する形となり、重層的な支援が実施されています。
- その他専門職等の連携先は、その取組内容によって連携の内容や効果が大きく異なり、アンケート調査結果からは以下のような取組と効果が見られました。

連携先	連携内容	連携の効果
ケースワーカー	生活保護受給世帯への事業の周知や世帯の情報共有	ケースワーカーから事業を周知することで参加率が向上した。また、常に世帯の状況を把握しているため、最新の情報を得ることができる。
社会福祉士	専門的知見からの助言	他自治体等のケース等も紹介を受けながら、新たな解決方法の提案を受けることができている。

民生委員・児童委員	潜在的な支援対象者の発見や状況の把握	事業の周知協力や、普段の見守り活動や日常生活圏域での支援協力が得られている。
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	支援対象となる子どもの紹介や事業へのつなぎ、情報共有	庁内では発掘できていない対象者の把握ができ、支援が必要な生徒の事業への参加へと繋がられている。また、子どもの学校での様子と事業での様子の情報交換ができてい

- 「ケースワーカー」や「スクールソーシャルワーカー」といった既に多くの自治体が連携している専門職等以外であっても、連携を実施している自治体の多くで「子どもの学習・生活支援事業」の支援効果の高まりが見られています。支援対象となる子どもや養育者（親等）のニーズを把握するとともに自治体の課題を検討し、支援方針にあった知見を有する専門職等との積極的な連携が望まれます。

第2節 支援の段階別における連携について

(1) 支援の準備段階における連携先

- 本調査研究事業においては、支援の準備段階を「利用者の発見や事業の周知、ボランティアの募集等、支援の実施に向けた準備の段階のこと」と定義しています。

【情報共有】

- 子どもや養育者（親等）、世帯員・世帯全体の情報共有については、連携先と回答されている多くの連携先の取組内容として挙げられています。
- 「子どもの学習・生活支援事業」主管課だけでは把握できない、潜在的に支援を必要としている子どもや養育者（親等）の情報を収集し、より多くの方に支援を届けるためには、子どもの学習・生活支援事業の意義や目的、事業内容を積極的に多くの関係機関・部署に周知することが必要です。
- 周知を行う上では、何らかの課題を抱えた子どもや養育者（親等）に対して生活習慣や環境改善に関する支援も行うことが理解されることが重要です。例えば、児童福祉法に規定された放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）は、養育者（親等）が労働等により日中家庭に居ない子どもに対して遊びや生活の場を与える事業であり、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」とはその目的が異なります。同じ学校の子どもが利用しているために引け目を感じて、不登校や生活困窮者の子どもが放課後児童健全育成事業を利用できていないという例も多くあることに留意して、事業の必要性を普及啓発することが重要です。

【事業の担い手（支援員）の確保】

- 事業の担い手（支援員）の確保については、ボランティア募集のために地域や周辺の大学と連携をする自治体や、町内会・自治会等の地縁団体と連携する自治体が多く見られました。
- また、事業の担い手（支援員）の質の確保に向けて、責任感を生じさせるために有償ボランティアとし、事業概要や子どもの接し方についての研修を実施している自治体も見られました。加えて、担い手（支援員）の定着のため、担い手（支援員）が抱える不安や悩みを解消するため、それらを共有するミーティングを設定し、カウンセラーによるカウンセリングを実施している自治体も見られました。
- 事業の担い手（支援員）の確保だけでなく、その定着のためにも関係部署・機関との連携が望まれます。

【事業実施場所の確保】

- 昨年度調査研究事業において、「事業実施場所の確保」について多くの自治体が課題として挙げていました。本年度のアンケート調査結果では、「コミュニティセンター」「公民館」「図書館」といった庁舎外に場を持つ行政の連携先や、「社会福祉施設・事業所」と連携して解決している自治体が見られました。
- 庁内関係部署との連携により、事業実施場所の確保ができていた自治体がある一方で、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下で公共施設の利用が制限され、事業実施場所の確保に苦慮していた自治体もあります。事業実施場所の確保においても、多様な関係機関との連携が望まれます。

(2) 支援の実施段階における連携先

- 本調査研究事業においては、支援の実施段階を「子どもや養育者（親等）に対して学習支援・生活支援を実施している段階のこと」と定義しています。
- 子どもや養育者（親等）に対する相談・助言については、連携先と回答されている多くの連携先の取組内容として挙げられています。

【主に子どもに対する取組】

- 相談・助言の他の主に子どもに対する取組をみると、連携先によって多種多様な取組が行われている様子が見られました。地域の課題や自治体の支援方針に適った連携先と連携することが望まれます。
- 子どもに対する取組の多くは、社会福祉六法外の民間の連携先によって行われています。連携先となる地域資源を発掘するために、「市民協働課」といった市民活動や地域コミュニティ活動の推進担当部署や商工労働部署と連携し、地域資源の全容を把握することがまず必要となります。
- 佐賀県佐賀市においては、教育委員会が実施する市内の企業・団体に対する学生インターンシップ受入可否調査において、「生活困窮者の受入は可能か」という設問を1問加えることで、民間の連携先候補を把握していました。
- 地域資源を把握し、事業にふさわしい社会福祉六法外の民間の連携先との連携を拡充していくことが望まれます。

【主に養育者（親等）に対する取組】

- 養育者（親等）に対する取組の多くは、行政の連携先や福祉関係等の連携先によって行われています。養育者（親等）や世帯が置かれている状況を把握し、支援が可能な適切な部署につなげる（もしくは所管課で対応する）必要があります。そのため、関係各課と日頃から密な連携を行い、支援対象者の情報を共有・交換することが必要となります。

【主に支援対象者の支援の充実のための取組】

- 主に支援対象者の支援の充実のための取組として、子どもや養育者（親等）の情報共有については、連携先として挙げられている多くの連携先の取組内容として挙げられていました。
- 「子ども食堂」や「フードバンク」において、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」の取組を行っている自治体があり、団体本来の役割外の取組ですが、「子どもの学習・生活支援事業」にもたらしている影響が確認できます。
- 多様な連携先と連携することは、子どもや養育者（親等）の状況を様々な側面から把握できることで、より良い支援方策の検討につながり、子どもの学習・生活支援状況の支援効果を高めることになると考えられます。

（3）支援終了後の段階における連携先

- 本調査研究事業においては、支援終了後の段階のことを「高校や大学等への進学、就職等により、子どもの学習・生活支援事業による支援が終了した子どもや養育者（親等）世帯への対応の段階のこと」と定義しています。
- 支援終了後の段階において、「連携していない」と回答した自治体は全体の1割を超え、他の支援の段階と比較して最も高くなっています。
- 一方で、連携を行っている自治体においては、子どもや養育者（親等）の情報共有について、連携先と回答されている多くの連携先の取組内容として挙げられています。
- 「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」は専門職等の連携先を回答する自治体が多くなっています。「継続的な見守り・支援の実施」については、社会福祉六法外の民間の連携先のうち、「町内会・自治会等の地縁団体」「ボランティア団体」「NPO法人・認定NPO法人」といった地域資源の割合が高く見られます。
- 「子どもの学習・生活支援事業」の支援終了後の段階において地域資源を活用することは、地域全体で支援が必要な子どもや養育者（親等）、世帯を支える機運を醸成し、必要なタイミングで必要な事業につなげることが可能になると考えられます。
- また、高校や大学等へ進学した子どもが、事業の担い手（支援員）として事業に携わり続ける自治体も見られます。支援対象の子どもにとって年齢も近い身近な存在であり、将来のロールモデルとなるため、子どもの自己肯定感や自尊心の獲得につながっています。

- 「子どもの学習・生活支援事業」の支援対象者の多くが生活保護受給世帯でもあることから、「子どもの学習・生活支援事業」の支援対象から外れたとしても、生活保護受給世帯としてケースワーカー等が支援を続けるケースが多く想定されますが、支援終了後の段階も継続して子どもや養育者（親等）、世帯を見守り、支援するための連携体制が望まれます。

第3節 連携体制を構築するにあたっての留意点等について

(1) 連携体制の構築に向けて

- 「子どもの学習・生活支援事業」を自治体を実施するにあたって、支援の効果を高めるためには関係部署・関係機関と連携し、支援対象者の利益を考え、人・モノ・カネ・情報のやり取りを行うことが必要です。一方で、アンケート調査では関係部署・関係機関との連携に課題を感じている自治体が多く見られました。
- 関係機関等との連携体制の構築に向けて、①連携の開始、②連携の継続の2点について、本事業において収集した事例から見られた取組を記します。

①連携の開始にあたって

- 関係機関等が「子どもの学習・生活支援事業」の事業内容を理解することが、連携の第一歩となります。
- 千葉県松戸市においては、民生委員・児童委員や地域の町会長が集まる会議体において、事業の紹介を行い、協力を依頼したことが連携のきっかけでした。当初の事業紹介以後も、民生委員の代表者等が集まる会議においても継続して協力を依頼したことにより、民生委員間に事業が周知され、生活困窮者が民生委員経由で事業につながった事例もありました。
- 特定非営利活動法人キッズドア（東京都足立区他、多数の自治体から「子どもの学習・生活支援事業」を受託）においては、事業を担当する職員が町内会に出向いて事業の紹介をしています。町内会と連絡を取り続けることや、お祭りに利用者を連れて行くことで、利用者に対する理解や関係性の構築につながり、それまで支援を受けていなかった子どもが事業につながった事例もありました。
- 栃木県においては、町の教育委員会と連携するために、県の教育委員会からも連絡することにより連携を行っていました。また、事業の担い手（支援員）とスクールソーシャルワーカーといった、現場で支援対象者と密に接する個人同士の連携が、福祉部局と教育委員会の組織間の連携に発展した自治体や、教育委員会から連携の必要性に迫られたことにより連携が開始した自治体もありました。
- 「子どもの学習・生活支援事業」において、関係機関等と連携するには、既に有している関係性やノウハウを活かし、行政内外を問わず、地道に事業の周知をする「種まき」をすることが必要です。地域性や利用者の状況、事業の運営の方法に応じて、種をまく先は異なると考えますが、地道な活動により、連携の開始や支援対象者の発見・相談・支援につながることとなります。

②連携の持続にあたって

- 自治体では、人事異動や担当変更により、事業の経緯や状況の理解が継承されないことが課題となっています。自治体や連携先の担当者が変更になった場合であっても、連携を継続させるための工夫を紹介します。
- 山梨県内でフードバンク事業を中心に、事業を実施している認定特定非営利活動法人フードバンク山梨においては、「連携協定」を締結したことが、連携の継続につながっています。(155 ページ掲載)
食糧支援を行う場合、学校とも連携し、学校で申請書を配布したほうが効率的であったことから、市長・教育長・法人の三者間の連携協定を締結し、相互に子どもの貧困対策支援に取り組むこととしています。
- 埼玉県においては、食材の提供を受けるフードバンクや農協、企業等の連携先と、食材の受け渡し場所や配送方法等の食品の授受に関する協定を結び運用しています。
- 佐賀県佐賀市においては、民生委員向けの研修や、教育委員会における教員向けの研修を「子どもの学習・生活支援事業」の委託事業者が実施しています。地域や学校の現場に携わる人と事業者間で顔の見える関係を作ることで、新任の民生委員や教員であっても継続的な連携体制を構築できるような工夫がされています。
- 一方で、事業の担い手（支援員）とスクールソーシャルワーカー間といった、個人的な連携が、組織的な連携につながった自治体もあります。地域性や利用者の状況によって、必ずしも組織的な連携が良いわけではなく、地域の状況に応じて、連携の手法を検討することも必要です。
- 協定の締結や書面の取り交わしを行うことにより、リスクを回避しながら連携を継続させ、より発展させることが可能となります。

(2) 個人情報の取り扱い

- 関係機関等との連携のもと、効果的に支援対象者の課題を解決するためには、必要十分な個人の情報を有効活用することが重要です。
- 「子どもの学習・生活支援事業」を実施する上で、多くの自治体が個人情報の取り扱いについて苦慮していることが伺えます。
- 個人情報保護法において個人情報の定義やその取り扱いに関する義務が定められているほか、公的分野においては行政機関個人情報保護法、各自治体においては個人情報保護条例が定められています。
- また、社会福祉分野においては、社会福祉士及び介護福祉士法第 46 条や精神保健福祉士法第 40 条等の資格法や各資格の倫理綱領、民生委員法第 15 条や地方

公務員法第 34 条、国家公務員法第 100 条等の各種法律によって、守秘義務が規定されています。

- 加えて、改正生活困窮者自立支援法では「支援会議」が法定され、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みが新設されました。これまで、支援における他の関係機関等との情報共有は本人同意が原則であったのに対し、支援会議であれば、本人同意無しで、会議体の構成員間の情報共有が可能となりました。
- なお、支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」等の既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えないとされています。
- 資格や身分によって規定される守秘義務と、会議体によって規定される守秘義務を理解した上で、支援会議等で共有された情報を活用することにより、構成員がそれぞれの役割を担って対象となる世帯へアウトリーチ等を行うことができ、生活困窮者等を早期に発見、早期に支援できるようになると考えます。
- 一方で、支援会議で得られた情報は、本人の同意を得ていないことを十分に認識し、生活困窮者が負担感や抵抗感を感じないようなアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築するプロセスも重要になることを、留意する必要があります。

- 千葉県松戸市においては、「事業利用申込書兼同意書」（156 ページ掲載）として、事業利用時に利用者が提出しています。「事業利用申込書兼同意書」は利用者が市役所窓口に出しますが、その場でコピーを利用者に返し、子どもと養育者（親等）と委託事業者の三者で実施する面談の際に利用者から委託事業者に手渡しすることにしてあります。利用者本人から委託事業者に個人情報を手渡しする形をとることで、利用者本人の抵抗感を軽減する工夫をしています。
- また、事業所管課、子育て支援課、「子どもの学習・生活支援事業」委託事業者計 3 社、自立相談支援機関、教育委員会で事業の連絡会議を開催しています。開催にあたっては、会議の場で個人が特定されるようなことは一切せず、支援に関わる者同士が個別に情報共有することとしていますが、これらは「事業利用申込書兼同意書」の記載範囲内（「必要となる関係機関（学校等）が情報共有すること」）のこととなります。
- 佐賀県佐賀市においては、生活困窮者が関わる可能性がある事業について、利用希望者が申込書や同意書を複数回記載する煩雑さを軽減させるため、国、県、市、関係各課と連携し、「一括同意方式」を実現しています。（157 ページ掲載）

- 個人情報保護に関する法令を踏まえた取り扱いの規定を設けるとともに、個人情報を支援に活用するためのルール作りが必要です。行政以外の連携においては、協定や契約等に個人情報の取り扱いについて規定を盛り込むほか、行政内部においても対応方法を明確にすることが求められます。

(3) 日本語を母語としない子ども・養育者（親等）への支援

- 「子どもの学習・生活支援事業」を行う中で、現在、日本語を母語としない子ども・養育者（親等）への支援を行っている自治体は、アンケート調査結果からみると少数ですが、外国人労働者の増加に伴い、ますます増えてくることが予測されます。
- 埼玉県においては、日本を母語としない世帯に対し学校の3者面談に委託事業者が同行したり、委託事業者が有するネットワークのNPO（日本語を母語としない子どもの支援団体）や夜間中学校、国際交流センターと連携し、子どもや養育者（親等）が情報入手や話をするのできる場所を提供したりするなどの支援を行っています。千葉県八千代市においても、日本語が話せない外国籍の子どもを大学が行う学習支援につなぐ、横のつながりでの支援を行っています。
- 山梨県中央市では、外国人の人口割合が高い地域であり、対象者に占める外国人の割合も高くなっていることから、通訳を介して養育者（親等）と連絡をとり情報共有をするなどの支援を行っていますが、外国人が多いという土壌があることから特別な支援を行っているという認識ではなく、通常の支援として実施されています。
- 学校に子どもたちがつながっている段階とつながる前の段階で連携の方法・手法が異なり、ニーズも異なると想定されるため、学校につながる前の段階にいる子どもに対しては、入国管理や住民登録の段階における関係機関との連携や情報のやり取りが重要であり、学校につながった後は学校ベースで連携していくことが重要と考えられます。
- 養育者（親等）や家族に対する支援として、母語できちんと情報を理解することに加え、日本語に慣れていくための支援が連携として必要と考えられます。また、言語の支援や就学の支援に加え、子どもの背景にある世帯や家族に情報や資源をどう提供していくかという点が重要であることから、生活支援や親子支援での連携先が今後重要になってくると考えられます。
- 日本語を母語としない子ども・養育者（親等）への支援においては、地域の特性に応じて、対象者のもつルーツや文化等の背景を踏まえ、一人ひとりと信頼関係を構築するとともに、多様な連携により支援を積み重ねていくことが重要と考えられます。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 2020（令和2）年度の「子どもの学習・生活支援事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、レクリエーションや調理実習等のイベントが開催できず、当初予定していた取組を実施できていない自治体も見られました。そうした中で、各自治体において実施していた取組を紹介します。
- 千葉県松戸市では、休校期間中は事業が実施できなかったため、勉強を続けるとともに、精神的な苦痛を緩和するため、「LINE 公式アカウント」を活用（一部会場限定）して、委託先と子ども・養育者（親等）でつながりを保ちました。
「LINE 公式アカウント」は管理者から登録者に対して一斉に情報を発信できますが、登録者からの発信は管理者のみが閲覧可能です。そのため、登録者から管理者に対して、事業の実施有無や子どもの状況について、いつでも、他の登録者には見えない環境で相談が可能となります。
養育者（親等）は忙しく、なかなか会う機会はありませんが、日常的なこと、緊急的なことを含めて、「LINE 公式アカウント」で常につながることができています。
※松戸市では、事業利用者と事業の担い手（支援員）が個人的に連絡先のやり取りをすることを禁止しています。
- アンケート調査において、オンラインでの学習支援を実施していると回答があった愛知県大府市では、事業利用世帯がインターネット環境やパソコン、スマートフォン等の情報端末を保有していたことから、オンラインでの学習支援の機会を提供しています。委託先のNPO 法人が集合型の会場と並行してオンラインの会場を設け、Zoom ミーティング上で大学生のサポーターが子どもへ学習の支援をするとともに、上級生が下級生に勉強を教えるというような従来の会場と遜色のない環境づくりを行っています。
※委託先にタブレット端末等を貸与する自治体もありました。
- コロナ禍において、オンラインの学習支援の環境を整えることができたことから、After コロナの取組として、不登校等で集合型の会場に通うことが出来ない子どもへのアプローチの方法として、オンラインの学習支援を活用することを検討しています。
- 栃木県においては、事業実施要領に「遠隔地である等の理由のために公民館等の参加が困難な児童等は、通信添削による利用を可能」と定めていることにより、事業実施場所が使用できない期間は通信添削で事業を実施していました。子どもへ課題を与え、返信用封筒で委託先に送付してもらい、丸付け等を行い子どもへ返送する形で行っていました。通信環境やインターネット環境が整っていない家庭であっても対応できることが特徴です。なお、今後は、厚生労働省の補正予算

を用い、インターネット環境が整っていない世帯に対して Wi-Fi 等の無償貸出を行い、オンラインで学習機会等の提供ができる体制づくりを進めています。

- また、緊急事態宣言下では公共施設が閉鎖されたため、「子どもの学習・生活支援事業」が実施できなくなりました。しかし、社会福祉法人との連携により、社会福祉施設利用者との接触がない場所を確保できれば事業が継続することができていました。事業実施場所の確保といった面でも、多様な連携先を確保することが必要といえます。

【連携協定書】（認定特定非営利活動法人フードバンク山梨）

〇〇市、〇〇市教育委員会、認定 NPO 法人フードバンク山梨
との子どもの貧困対策連携協定書

〇〇市、〇〇市教育委員会、認定 NPO 法人フードバンク山梨（以下「三者」という。）は、相互の連携により、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が連携のもと、地域の課題である子どもの貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していくことができる地域づくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携して協力する。

- （1）三者が共同で実施・連携する子どもの貧困対策に関すること。
- （2）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 三者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た個人情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間終了の日の1カ月前までにいずれからも格段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

（細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、三者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

〇〇市

市長

㊟

〇〇市教育委員会

教育長

㊟

認定 NPO 法人フードバンク山梨

理事長

㊟

【子どもの学習支援事業利用申込書兼同意書】（松戸市）

（様式1-1）

子どもの学習支援事業利用申込書兼同意書（新規）

松戸市長 宛

申込日：令和 年 月 日

子どもの学習支援事業について、次のことに同意のうえ申し込みます。

- 1 子どもの学習支援事業の利用について審査するため、市職員が私の世帯の住民基本台帳、市県民税課税台帳、児童扶養手当、生活保護、就学援助の受給状況を確認すること。
- 2 学習支援の実施にあたり、必要となる関係機関（学校等）が情報共有すること。
- 3 会場と自宅などとの間の事故などについて、松戸市は責任を負わないこと。
- 4 他の利用者に迷惑をかける等の理由で、利用が困難となる場合があること。

ふりがな		学校
利用者氏名 (児童・生徒)	年 月 日生	
ふりがな		電話番号
保護者氏名	Ⓜ	
住所	〒	
希望会場	松戸 新松戸 常盤平 六実 小金原 東部	
希望曜日	() 曜日コース	
受給している 手当等	児童扶養手当 生活保護 就学援助 ※当てはまるもの 全てに○をして下さい。	
子どもの状況（できるだけ詳しくご記入下さい）		
心身の状態 持病・発達面		
学校の成績 苦手(得意)科目		
自宅での 学習時間・意欲		
学習支援に期待す ること・目標		

※提供いただいた個人情報は、子どもの学習支援事業の目的以外には使用いたしません。 (R2.6.11 改訂)

申込み後記入欄

三者面談実施日時	月	日	時	分～
----------	---	---	---	----

【相談支援サービス申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書】（表）（佐賀市）

本相談窓口をご利用頂くに当たってのお願い

本相談窓口は、ワンストップ型の相談サービスを提供するため、国、県、市、行政からの委託事業を集約する形で運営されています。本書裏面にてご説明させて頂く各相談支援事業の内容についてご理解頂き、受託・運営団体である「認定特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス（以下、「S.S.F.」と略記。）」より、ご提案させて頂く支援プランの内容にご同意頂ける場合は、下記様式にて、お申込み下さい。

本申込書は、各相談支援事業で必要となる申請書類とS.S.F.が皆様からお預かりする大切な個人情報の取り扱いに関する同意書を兼ねています。別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」を基にS.S.F.よりご説明させて頂く各事業における運用方針について併せてご了解頂いた場合にご署名下さい。なお、支援プランの変更等については、随時、相談員が承りますのでお申し付けください。

相談支援サービス利用申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、本書裏面「事業内容一覧」に記載する事業内容についての説明を受け、S.S.F.より提案された支援プランについて同意します。その際、各事業において必要となる利用申込書及び同意書については、本書にて代替し一括で申し込みを行います。また、別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」について、説明を受けた上で、連携が必要となる関係機関（者）との情報共有に関して同意します。

申込者 (ご署名)	フリガナ		利用申込日	年	月	日
生年月日	年	月	日 (歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
住所	〒 -					
連絡先	固定電話		E-mail等			
	携帯電話					
相談者	フリガナ		相談者との関係	<input type="checkbox"/> ご本人		
	氏名			<input type="checkbox"/> ご家族（続柄 ())		
生年月日	年	月	日 (歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
住所	〒 -					
連絡先	固定電話		F-mail等			
	携帯電話					
緊急連絡先	氏名		相談者との関係	<input type="checkbox"/> ご家族（続柄 ())		
	連絡先			<input type="checkbox"/> その他 ()		
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的にご記入下さい。						
個人情報の取り扱いについての留意点がございましたらご記入下さい。						
① 就職決定の際の証明となる「就職決定届出書」等の作成・提出に関しては、手続負担の軽減のため、S.S.F.に委任することができます。S.S.F.への委任を望まない方は、右側の□に✓を入れて下さい。（□希望しない） ② 行政からの委託事業に関しては、次年度以降にS.S.F.以外の団体が受託した場合、当該団体に個人情報の提供を求められることがあります。当該団体への引き継ぎを希望される方は、右側の□に✓を入れて下さい。（□希望する） ③ 上記②にて個人情報の引き継ぎを希望された方は、どの範囲までの情報を当該団体へ提供されますか？ 右側の□に✓を入れて下さい。（□氏名、連絡先等の基本情報、□相談内容を含む全ての情報、□その他： ()						
備考欄						

【相談支援サービス申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書】（裏）（佐賀市）

事業内容一覧	除外希望
① 佐賀県子ども・若者総合相談センター事業 （委託者：佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課） 平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく取組として、佐賀県が実施している相談支援事業で、総合相談窓口である「佐賀県子ども・若者総合相談センター(法第13条)」において、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えた子ども・若者やそのご家族に対する相談を受け付け、「佐賀県子ども・若者支援地域協議会(調整機関：県こども未来課)」構成機関との連携の下、「指定支援機関(法第22条)」であるS.S.F.が伴走型の自立支援を実施します。	<input type="checkbox"/>
② 地域若者サポートステーション事業・就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラム (委託者：佐賀労働局) 通称サポステは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳（就職氷河期世代に関しては40代まで）の若年無業者等に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業での就労体験など、働き出す力を引き出す支援を実施し、職場定着するまでを全面的にバックアップしています。※本事業の運営上の必要性から厚生労働省及び若者自立支援中央センターとの情報共有が行われます。	<input type="checkbox"/>
③ 地域若者サポートステーションとの連携による子ども・若者寄り添い支援事業 (委託者：佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課) 平成25年度以降継続している②の事業スキーム変更に伴い新設された佐賀県独自の支援事業で、申請手続きができない若者や就労支援と並行して就学支援が必要な若者等、現行のサポステの運用ルールでは支援対象とならない子ども・若者に対して、アウトリーチ等による自立支援を実施しています。	<input type="checkbox"/>
④ 地域若者サポートステーション公認心理師・臨床心理士カウンセリング事業 (委託者：佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課) 県内2カ所（佐賀市、武雄市）に設置されているサポステにおいて、心理面でのサポートが必要な支援対象者に対し、公認心理師・臨床心理士による心理カウンセリングを行うことにより、若者の効果的な自立を支援します。※武雄市は常設サテライトです。	<input type="checkbox"/>
⑤ 訪問支援による学校復帰(社会的自立)サポート事業 (委託者：佐賀県教育庁学校教育課) 「不登校対策総合推進事業」の一環として実施される事業で、各教育事務所・支所にコーディネーターとなる専任職員を配置すると共に、学校や教育委員会からの支援要請を受け、訪問支援員が学校復帰が困難な不登校児童生徒の自宅等を計画的・継続的に訪問し、カウンセリングや学習支援等を実施します。	<input type="checkbox"/>
⑥ 佐賀県ひきこもり地域支援センター事業 （委託者：佐賀県健康福祉部障害福祉課） ひきこもり状態にあるご本人及びご家族等の福祉の増進を図ることを目的に平成29年度から実施されている委託事業で、「佐賀県ひきこもり対策連絡協議会(事務局S.S.F.)」構成機関との連携の下、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として年齢に関係なく総合的に相談をお受けします。	<input type="checkbox"/>
⑦ 佐賀市生活困窮者自立支援事業 (委託者：佐賀市) 平成27年度に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」では、様々な理由で経済的な問題を抱えている方等の総合相談を担っています。専門の相談員が問題の解決に向けて一緒に考え、就労支援や生活改善等のプランを作成し、自立に向けた活動を支援しています。	<input type="checkbox"/>
⑧ 生活困窮者就労準備支援事業 (委託者：佐賀市) 直ちに就労が困難な方に関しては、6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については変更のご希望がない場合は利用申込書にて代替ができます。	<input type="checkbox"/>
⑨ 生活困窮者学習支援事業 (委託者：佐賀市) 生活困窮世帯に所属する子ども・若者の学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出合い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子ども・若者とご家族の双方に必要な支援を行います。佐賀市では生活保護受給家庭に關しても支援の機会を提供しています。	<input type="checkbox"/>
⑩ 佐賀市青少年センター子ども・若者相談支援委託業務 (委託者：佐賀市) 佐賀市青少年センター内に開設された相談窓口で、ニート・ひきこもりなど自立した生活が送れないことに悩む39歳以下の方やそのご家族の相談を受け付けています。面接相談に加え、必要に応じたアウトリーチを実施しています。また、青少年を対象とした自立支援に係る講座、教室等を開催しています。	<input type="checkbox"/>
⑪ 佐賀市発達障がい者等相談支援委託業務 (委託者：佐賀市) 佐賀市子ども・若者支援室の相談者のうち、発達障がいに関連する相談を受け付け、外部機関と連携しながら就労・就学に向けた支援、生活全般に関わる支援等を提供し、社会的に自立した生活が可能になることを目指しています。支援対象は診断を受けていない、その特性がある子ども・若者を含んでいます。	<input type="checkbox"/>
⑫ 不登校児童生徒支援業務 （委託者：佐賀市） 不登校児童生徒を支援対象とした佐賀市独自の自立支援事業で、小中学校に常勤の学習支援員を配置し、相談支援を実施します。また、完全不登校の状態にある児童生徒等に対しては、ICTを活用した遠隔での学習支援に加え、S.S.F.の職員が訪問支援を実施し従来の枠組みを超えた自立支援を実施しています。	<input type="checkbox"/>
関連して利用可能な相談支援事業	
⑬ 「ユメタネ」（「ジョブカフェSAGA」「ヤングハローワークSAGA」「さが若者サポートステーション」） (実施主体：佐賀県産業人材課、佐賀労働局) ※ジョブカフェ及びハローワークご利用の際には、別途「求職申込書」の記入が必要です 佐賀県と厚労省では、「ハローワーク特区」事業において、「ジョブカフェSAGA」「ヤングハローワークSAGA」「さが若者サポートステーション」の3つの施設を親しみを持って利用していただけるよう、「ユメタネ」という愛称で総称し、特区事業終了後も積極的な連携の下で就労支援を実施しています。	<input type="checkbox"/>
⑭ 生活保護受給者等就労自立促進事業（自立サポート事業）及び「佐賀市福祉・就労支援事業」 (実施主体：佐賀労働局・佐賀公共職業安定所・佐賀市) 自立サポート事業とは、厚生労働省が取り組んでいる「生活保護受給者等就労自立促進事業」の佐賀労働局独自の愛称です。佐賀市では、佐賀労働局・佐賀公共職業安定所と佐賀市が協働で市役所庁舎内に佐賀市福祉・就労支援コーナー【愛称：「えびすワークさがし」】を開設し、一体的支援を実施しています。	<input type="checkbox"/>
⑮ 佐賀市生活困窮者家計相談支援事業（実施主体：佐賀市、グリーンコープ生活協同組合さが） 本事業は、生活保護法第60条に基づいて実施する「被保護者家計相談支援事業」、生活困窮者自立支援法第3条第5項に規定する「生活困窮者家計改善支援事業」を実施することにより、生活保護受給者や生活困窮者の自立の促進及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ることを目的としています。	<input type="checkbox"/>
⑯ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「指定支援機関(法第22条)」として実施する各種相談支援事業(実施主体：S.S.F.) 県内唯一の「指定支援機関」であるS.S.F.は、平成15年に設立されたNPO法人で、アウトリーチノウハウと重層的な支援ネットワークをバックボーンに、複数分野の専門職によるチーム支援、家庭教師方式のアウトリーチ、専門家が常駐し適応訓練を行うコネクションズ・スペースの運営、心理療法等を組み込んだオーダーメイド型の体験活動、認知行動療法及び職観制度を活用した就労支援等、社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な自立支援を展開しています。 ※「委託者」及び「実施主体」は、「相談支援サービス利用申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書」における契約対象です。 ※除外を希望される場合は各事業名の右端にある□に✓を付けてください。なお、ご相談頂いた内容に関係のない事業は自動的に除外されます。 ※年度によって、各事業名や事業内容に関しては、一部変更になる場合があります。大幅な変更でない限り、本書にて代替の申し込みが可能です。 ※お預かりする個人情報をご相談頂いた内容の解決に必要な範囲を超えて関係機関（者）と共有されることはありません。	<input type="checkbox"/>

おわりに—子どもの学習・生活支援事業の今後に向けて—

平成30（2018）年10月に施行された改正生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者の自立に向けた制度・事業の仕組みや内容の整備・促進が図られたほか、生活困窮者自立支援の目指す「共生」「つながり」の内容が基本理念として示されています。また、改正法第2条第2項には「生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅、その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。」と規定され、支援が包括的・早期に行われることを再確認するとともに、連携を図った支援体制の整備の必要性が強調されています。

加えて、改正法施行にあたっての附帯決議において、教育関係者等との緊密な連携、食事や教材の提供等、支援の効果を高めるための方策の検討等について指摘されています。

特に、子どもの学習・生活支援事業の支援対象については、単に経済的な困窮だけでなく、子どもは不登校やひきこもり、発達障害等、世帯全体をみると虐待や保護者の就労、精神疾患や衛生環境等、複合的な課題を抱えている場合があります。子どもの課題、世帯全体の課題を踏まえると、生活困窮者自立支援事業担当部署のみで対応することは困難であると推察します。地域の実情に応じて、行政内、福祉六法内、福祉六法を超えた関連領域や地域の関係機関から解決に資する適切な連携先を見つけ、支援の目的や方向性を共有、役割分担をしながら、支援を継続していくことが望まれます。

一方で、連携を拡充するとともに、支援対象者となる生活困窮者の個人情報の保護には十分に配慮しなければいけません。事業に関わる様々な主体が、デリケートな個人情報を取り扱うことの認識を十分に持つ必要があります。また、社会福祉士や精神保健福祉士、民生委員等の資格法によって守秘義務が規定されている専門職等や、支援会議や要保護児童対策地域協議会等の守秘義務が法定されている会議体の構成員以外と連携する場合には、情報のやり取りに十分気をつける他、個人情報の取り扱いの規定を設けること、自治体間であっても対応方針を明確にすることが必要です。

また、連携先の選定にあたっては、その機関等のガバナンスにも着目し、決して生活困窮者が不利益を被ることの無いようにしなければいけません。

新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中、生活が急変し、多種多様な背景を抱える生活困窮者が急増していると推察します。多くの自治体が本事業の支援対象としている小学生以降の支援に加え、乳幼児期からの支援も検討の余地があります。課題を抱える子ども、養育者（親等）、世帯の孤独・孤立を防ぐため、それぞれの家庭環境に応じた支援が出来るよう、多くの機関が緊密に連携し、支援対象者を早期に発見し、できるだけ早く支援することが望まれます。

参考資料

1. アンケート調査票

令和2年10月

厚生労働省社会・援護局 社会福祉推進事業

「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業」

子どもの学習・生活支援事業における関係機関等との連携状況に係るアンケート調査（市区町村調査票）

【本調査の目的】

福祉事務所設置自治体のうち、約半数の自治体が子どもの学習・生活支援事業を未実施の状況から、昨年度（令和元年度）、自治体における生活習慣・環境改善に資する支援の取組内容を集約するとともに、先進的な取組事例の分析・整理を通じて、自治体への生活習慣・環境改善支援の普及啓発、及び支援の導入や支援内容の充実を図るため「子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の状況に係るアンケート調査」を実施しました。

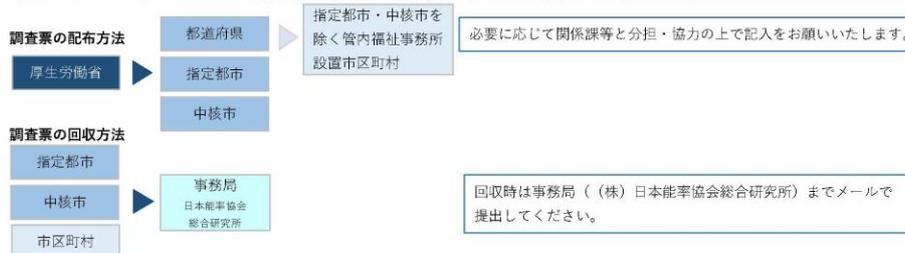
改正生活困窮者自立支援法の附帯決議において、教育関係者等との緊密な連携、食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策の検討等について指摘されています。今年度実施する本アンケート調査は、改正法により強化された生活習慣・環境改善に関する支援について、特に支援の効果を高めるために実施している学校等教育機関やフードバンク等支援団体、心理カウンセラー等の専門家といった関係機関等との連携状況について、事業実施自治体へ実態を調査し、子どもの学習・生活支援事業の効果をより高める連携先や連携手法について普及啓発を図り、事業未実施自治体に対する事業開始、事業実施自治体等に対する支援内容の充実の促進に資することを目的として実施します。

【本調査の対象】

福祉事務所設置自治体

【ご回答にあたりまして】

- 本調査は都道府県を通じて、各市区町村のご担当課にメール配布されています。調査票はシートの構成を崩さずに記入いただき、1つの市区町村につき1つのエクセルファイルで提出用メールアドレス（k_policy@jmar.co.jp）まで送付ください。



- 1 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業主管部署の方が回答してください。
各事業や取組の記載にあたっては、必要に応じ、関係部署や委託先と分担・協力の上、取りまとめたのご提出をお願いいたします。
- 2 特別に指定がない場合は、**令和2年9月末日**における実態でお答えください。
なお、新型コロナウイルス感染症等の影響で取組等が実施できていない場合は、当初予定されていた取組をお答えください。
- 3 「子どもの学習・生活支援事業」は生活困窮者自立支援法の任意事業を指します。

【回答期限】

11月11日（水）17時までに 回答してください

【調査票の取扱いに関しまして】

- ご回答いただきました内容につきましては、次のように取扱います。
- ・ 調査結果については取りまとめを行い、厚生労働省に提出させていただきます。
 - ・ アンケート調査の集約後、先進的な取組事例についてヒアリング調査のご協力をお願いすることがございます。

【提出・調査に関する問合せ先】

<事務局>
〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5階
株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部
担当：笠原、河西、田中
TEL：0120-506-713（フリーダイヤル）（平日10：00～17：00）FAX：03-3432-1837
Mail：k_policy@jmar.co.jp
※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、在宅勤務・テレワークを活用しております。
お問い合わせの際は可能な限りメールにてご連絡いただくよう、お願いいたします。

【社会福祉推進事業に関する問合せ先】

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
担当：濱島、中村
TEL：03-3595-2615（内2858、2876）

次のシートにお進みください

<事業の実施状況について伺います>

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
■ 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には○を表示させてください。
■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の主管部署（部課名）、担当者の連絡先等を教えてください。

F1 自治体名

1. リストから選択

2. 都道府県を選択後、選択

本アンケートの取りまとめご担当者についてお答えください。

F2 主管部署（部課）名 (直接入力)

F3 担当者氏名 (直接入力)

F4 連絡先電話番号 (直接入力) ※「-（ハイフン付き）」でご入力ください（例）0120-506-713

F5 連絡先E-mail (直接入力)

問1 貴自治体では、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を実施していますか。（いずれかを選択）

実施している場合は開始年度を教えてください。

なお、「学習支援」とは日々の学習の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業のこと、「生活支援」とは生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供や助言を行う事業のことを指します。

回答欄

1 「学習支援」のみ実施している

→ 年（西暦）度開始

2 「学習支援」「生活支援」ともに実施している

→ 学習支援： 年（西暦）度開始

→ 生活支援： 年（西暦）度開始

3 いずれも実施していない

1 および2を選択した方は問2～問13までお答えください ⇒ シート「2 実施」

3を選択した方は問14～問15までお答えください ⇒ シート「3 未実施」

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
 ■ 複数回答の設問です。真横の選択限にあってはまる箇所には表示させてください。
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

問2 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の運営形態を教えてください。（いずれかを選択）

(学習支援)	回答欄
1 直営	<input type="checkbox"/>
2 委託	<input type="checkbox"/>
3 直営+委託	<input type="checkbox"/>
(生活支援)	回答欄
1 直営	<input type="checkbox"/>
2 委託	<input type="checkbox"/>
3 直営+委託	<input type="checkbox"/>

問2-1 <問2-1は問2で「2. 委託」「3. 直営+委託」（子どもの学習・生活支援事業を委託している）を選択した自治体に伺います>

問2-1. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の委託先を教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

	(学習支援)	(生活支援)
	回答欄	回答欄
1 社会福祉協議会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 NPO法人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 任意団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 株式会社	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 1～6以外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↳具体的に	<input type="text"/>	

問3 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法を教えてください。

（あてはまるものすべてを選択）

	回答欄
1 「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している	<input type="checkbox"/>
2 「ひとり親家庭等生活向上事業」（厚生労働省子ども家庭局事業）と一体実施している	<input type="checkbox"/>
3 「地域学校協働活動」（文部科学省事業）と一体実施している	<input type="checkbox"/>
4 「ひとり親家庭等生活向上事業」「地域学校協働活動」以外の事業	<input type="checkbox"/>
↳具体的に	<input type="text"/> と一体実施している

※一体実施とは、他の事業と財源を按分して、事業を実施することを指します。

※「ひとり親家庭等生活向上事業」と「地域学校協働活動」の両者と一体実施している場合は、「2.」「3.」を選択してください。

単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。

 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。

 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

問4 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の取組内容を教えてください。
(あてはまるものすべてを選択)

(主に子どもに対する取組)

- 1 学習支援
- 2 居場所（事業実施場所）の開放
- 3 居場所（事業実施場所）での相談・助言
- 4 家庭訪問での相談・助言
- 5 居場所（事業実施場所）でのレクリエーション
- 6 居場所（事業実施場所）以外の場でのレクリエーション
- 7 宿泊を伴うレクリエーション
- 8 調理実習
- 9 企業見学・職業体験
- 10 農業体験
- 11 大学等学校見学
- 12 福祉施設等見学
- 13 地域の祭りやボランティア活動への参加
- 14 1～13以外の取組

 ↳ 具体的に

(主に養育者（親等）に対する取組)

- 15 相談会・連絡会・交流会の開催
- 16 説明会・講座等の開催
- 17 随時の対面相談の実施
- 18 電話やメールによる個別相談
- 19 連絡帳等のやりとり
- 20 家庭訪問による対面相談
- 21 子どもの送迎時における対面相談
- 22 奨学金等の情報提供
- 23 制度利用の支援（利用助奨、提出資料の作成支援、同行支援等）
- 24 15～23以外の取組

 ↳ 具体的に

※選択肢1、学習支援：学習支援の取組

※選択肢2、居場所（事業実施場所）の開放～24、15～23以外の取組：生活支援の取組

回答欄

※ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
 ※ 複数回答の設問です。最後の選択肢に「その他」を選択してください。
 ※ 数値または自由回答の場合は、セルに数値入力してください。自由回答は文字数の制限はありません。

問6 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の連携施設」における連携先の取組内容をお答えください。ただし、主として連携先が行っている取組をお答えください。（各々あてはまるものすべてを選択）

貴市の範囲のみで回答ください。複数回答の設問です。最後の選択肢には「その他」を選択してください。

(教育関係の連携先)

1. 保育所 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. 大学・短大・専門学校等の高等教育機関 6. 学習塾 7. 1～6以外の教育関係の連携先

回答欄						
回答欄						
回答欄						
回答欄						
回答欄						
回答欄						
回答欄						

1. 子どもの情報共有
2. 養育者（親等）の情報共有
3. 世帯員・世帯全体の情報共有
4. 事業の周知
5. 事業の担い手（支援員）の確保
6. 事業実施場所の確保
7. その他
→ 具体的に _____

(社会福祉六法外の民間の連携先)

8. 町内会・自治会等の組織団体 9. ボランティア団体 10. NPO法人 11. 民間企業・認定NPO法人 12. 子ども食堂 13. フードバンク 14. シルバー人材センター 15. 医師会 16. 医療機関 17. 8～16以外の社会福祉六法外の民間の連携先

回答欄									
回答欄									
回答欄									
回答欄									
回答欄									
回答欄									
回答欄									

1. 子どもの情報共有
2. 養育者（親等）の情報共有
3. 世帯員・世帯全体の情報共有
4. 事業の周知
5. 事業の担い手（支援員）の確保
6. 事業実施場所の確保
7. その他
→ 具体的に _____

(行政の連携先)

18. 母子保健課 19. 児童福祉課 20. 教育委員会 21. 生活保護課 22. 障害福祉課 23. 労働保健課 24. 児童相談所 25. 警察署 26. 保健所 27. 児童福祉センター 28. 図書館 29. 公民館 30. コミュニティセンター 31. 自治会館 32. 18～31以外の行政の連携先

回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														

1. 子どもの情報共有
2. 養育者（親等）の情報共有
3. 世帯員・世帯全体の情報共有
4. 事業の周知
5. 事業の担い手（支援員）の確保
6. 事業実施場所の確保
7. その他
→ 具体的に _____

(福祉関係等の連携先)

33. 社会福祉協議会 34. 社会福祉協議会 35. 児童福祉協議会 36. 民生活動支援センター 37. 自立支援センター 38. 33～37以外の福祉関係等の連携先

回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄

1. 子どもの情報共有
2. 養育者（親等）の情報共有
3. 世帯員・世帯全体の情報共有
4. 事業の周知
5. 事業の担い手（支援員）の確保
6. 事業実施場所の確保
7. その他
→ 具体的に _____

(専門職等の連携先)

39. ワーカー 40. 社会福祉士 41. 精神保健委員 42. 民生委員 43. 公認心理師 44. スクールソーシャルワーカー 45. スクールソーシャルワーカー 46. キャリアコンサルタント 47. 医師 48. 看護師 49. 保健師 50. 栄養士 51. 自治体独自の専門職 52. 39～51以外の専門職の連携先

回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														
回答欄														

1. 子どもの情報共有
2. 養育者（親等）の情報共有
3. 世帯員・世帯全体の情報共有
4. 事業の周知
5. 事業の担い手（支援員）の確保
6. 事業実施場所の確保
7. その他
→ 具体的に _____

- 第一回編の資料です。フラグから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答が可能です。真偽の両方に当てはまる選択肢には両方とも表示させてください。
- 数値は必ず自由回答の欄です。セルに数値入力しないでください。自由回答には文字数制限はありません。

問6-1 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の数値内容を入れてください。ただし、主として連携先が行っている取組をお答えください。（各々あてはまるものすべてを選択）

黄色の箇所のみご回答ください。複数回答の取組です。真偽の両方に当てはまる箇所には両方とも表示させてください。

		【教育関係の連携先】												
		1. 保育園・幼稚園	2. 小学校	3. 中学校	4. 高校	5. 大学・短大・専門学校等の高等教育機関	6. 学習塾	7. 1～6以外の教育関係の連携先						
		回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄						
(主に子どもに対する取組) 1 相談・助言 2 レクリエーション 3 食材の提供 4 食事の提供 5 調理実習 6 子ども食堂の利用 7 職業見学 8 職業体験 9 学校等の教育機関見学 10 地域活動への参加（祭りや清掃活動等） 11 1～10以外の取組 → 具体的に <input type="text"/>														
	(主に養育者（親等）に対する取組) 12 説明会・講座等の開催 13 相談・助言 14 奨学金紹介等の情報提供 15 制度利用の支援（利用助長、提出資料の作成支援、同行支援等） 16 食材の配付 17 12～16以外の取組 → 具体的に <input type="text"/>													
		(主に支援対象者の支援の実施のための取組) 18 子どもの情報共有 19 養育者（親等）の情報共有 20 世帯員・世帯全体の情報共有 21 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の告知 22 日本語の教育（日本語を母語としない子ども・養育者（親等）等を対象） 23 支援対象者の母語での支援 24 18～23以外の取組 → 具体的に <input type="text"/>												
										【社会福祉法以外の民間の連携先】				
					8. 町内会	9. ボランティア団体等の組織体	10. NPO・NNG・社団法人	11. 地産地消推進協議会	12. 子ども食堂	13. フードバンク	14. シェアセンター	15. 医師会	16. 医療機関	17. 8～16以外の社会福祉法以外の民間の連携先
					回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
			(主に子どもに対する取組) 1 相談・助言 2 レクリエーション 3 食材の提供 4 食事の提供 5 調理実習 6 子ども食堂の利用 7 職業見学 8 職業体験 9 学校等の教育機関見学 10 地域活動への参加（祭りや清掃活動等） 11 1～10以外の取組 → 具体的に <input type="text"/>											
	(主に養育者（親等）に対する取組) 12 説明会・講座等の開催 13 相談・助言 14 奨学金紹介等の情報提供 15 制度利用の支援（利用助長、提出資料の作成支援、同行支援等） 16 食材の配付 17 12～16以外の取組 → 具体的に <input type="text"/>													
		(主に支援対象者の支援の実施のための取組) 18 子どもの情報共有 19 養育者（親等）の情報共有 20 世帯員・世帯全体の情報共有 21 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の告知 22 日本語の教育（日本語を母語としない子ども・養育者（親等）等を対象） 23 支援対象者の母語での支援 24 18～23以外の取組 → 具体的に <input type="text"/>												

■ 第一回編の資料です。フラグから選択肢を編んで表示して下さい。
 ■ 複数回答が可能です。真価の欄には是非回答の中心を明示して下さい。
 ■ 数値は必ず自由回答の欄です。セルに直接入力して下さい。自由回答には文字数の制限はありません。

		(行政の連携先)														
		18.母子保健部署	19.児童福祉委員会	20.教育委員会	21.生活保護課	22.障害福祉課	23.商工労働課	24.児童福祉所	25.警察署	26.保健所	27.児童相談所	28.図書館	29.公民館	30.コミュニティセンター	31.自治会	32.18歳以上の行政の連携先
(主に子どもに対する取組)	1 相談・助言	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	2 レクリエーション	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	3 食料の提供	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	4 食事の提供	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	5 調理実習	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	6 子ども食堂の利用	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	7 職場見学	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	8 職業体験	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	9 学校等の教育機関見学	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	10 地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	11 11～16以外の取組	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に																
(主に養育者(親等)に対する取組)	12 説明会・講座等の開催	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	13 相談・助言	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	14 奨学金紹介等の情報提供	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	15 制度利用の支援(利用助談、提出資料の作成支援、同行支援等)	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	16 食料の配付	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	17 17～18以外の取組	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に																
(主に支援対象者の支援の充実のための取組)	18 子ども情報共有	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	19 養育者(親等)の情報共有	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	20 児童養育・児童養育施設の情報共有	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	21 子ども学習・生活支援事業以外の事業の展開	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	22 日本語の教育(日本語を母語としない子ども・養育者(親等)等を対象)	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	23 支援対象者の母語での支援	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	24 18～23以外の取組	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に																

		(福祉関係等の連携先)					
		33.社会福祉協議会	34.社会福祉法人	35.児童福祉施設	36.就労支援機関	37.自立支援機関	38.33～37以外の福祉関係等の連携先
(主に子どもに対する取組)	1 相談・助言	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	2 レクリエーション	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	3 食料の提供	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	4 食事の提供	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	5 調理実習	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	6 子ども食堂の利用	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	7 職場見学	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	8 職業体験	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	9 学校等の教育機関見学	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	10 地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	11 11～16以外の取組	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に							
(主に養育者(親等)に対する取組)	12 説明会・講座等の開催	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	13 相談・助言	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	14 奨学金紹介等の情報提供	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	15 制度利用の支援(利用助談、提出資料の作成支援、同行支援等)	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	16 食料の配付	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	17 17～18以外の取組	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に							
(主に支援対象者の支援の充実のための取組)	18 子ども情報共有	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	19 養育者(親等)の情報共有	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	20 児童養育・児童養育施設の情報共有	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	21 子ども学習・生活支援事業以外の事業の展開	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	22 日本語の教育(日本語を母語としない子ども・養育者(親等)等を対象)	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	23 支援対象者の母語での支援	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	24 18～23以外の取組	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に							

■ 第一志願の志願です。プルダウンから選択項目を選んで表示させてください。
 ■ 複数志願の志願です。真価の選択項目には必ず選択項目を表示させてください。
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

		(専門職等の選択先)													
		39.ケース ワーカー	40.社会 福祉士	41.精神 保健 福祉士	42.更生 委員	43.公認 心理士	44.スクール カウンセラー	45.スクール ソーシャル ワーカー	46.キャリア コンサルタント	47.講師	48.看護士	49.保健師	50.栄養士	51.自治体 独自に 配置して いる専門職 の選択先	52.53-54 以外の 専門職等 の選択先
		回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
(主に子どもに対する取組)															
1 相談・助言															
2 レクリエーション															
3 教材の提供															
4 食事の提供															
5 調理実習															
6 子ども食堂の利用															
7 職場見学															
8 職業体験															
9 学校等の教育機関見学															
10 地域活動への参加 (祭りや清掃活動等)															
11 11～16以外の取組															
→ 具体的に															
(主に養育者 (親等) に対する取組)															
12 説明会・講座等の開催															
13 相談・助言															
14 学習金額等の情報提供															
15 制度利用の支援 (利用簡易、提出資料の作成支援、同行支援等)															
16 食料の配給															
17 17～18以外の取組															
→ 具体的に															
(主に支援対象者の支援の充実のための取組)															
18 子ども情報共有															
19 養育者 (親等) の情報共有															
20 児童養育・児童福祉施設の情報共有															
21 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の再開															
22 日本語の教育 (日本語を母語としない子ども・養育者 (親等) 等を対象)															
23 支援対象者の母語での支援															
24 19～23以外の取組															
→ 具体的に															

■ 第一回答の欄です。フラグから選択肢を選んで表示させてください。
 ■ 複数回答が可能です。真珠の欄には必ず3桁以内の数字を記入してください。
 ■ 数値は必ず自由回答の欄です。必ず記入してください。自由回答には文字数の制限はありません。

問6-2 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の役割」における連携先の数値内容をお答えください。
 ただし、主として連携先が行っている取組をお答えください。(各々あてはまるものすべてを選択)

黄色の箇所のみご回答のみにご回答ください。複数回答の欄です。真珠の欄にはあてはまる箇所のみを表示してください。

		【教育関係の連携先】								
		1. 保育園 ・幼稚園	2. 小学校	3. 中学校	4. 高校	5. 大学・ 短大・ 専門学校 等の高等 教育機関	6. 学習塾	7. 1～6 以外の 教育関係 の連携先		
1. 子どもの情報共有 2. 養育者（親等）の情報共有 3. 世帯員・世帯全体の情報共有 4. 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知 5. 継続的な見守り・支援の家族 6. 関係団員・関係機関への連絡 → 連絡先 7. その他 → 具体的に	→ 連絡先	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄		
	→ 具体的に									
	1. 子どもの情報共有 2. 養育者（親等）の情報共有 3. 世帯員・世帯全体の情報共有 4. 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知 5. 継続的な見守り・支援の家族 6. 関係団員・関係機関への連絡 → 連絡先 7. その他 → 具体的に	→ 連絡先	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	
		→ 具体的に								
		1. 子どもの情報共有 2. 養育者（親等）の情報共有 3. 世帯員・世帯全体の情報共有 4. 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知 5. 継続的な見守り・支援の家族 6. 関係団員・関係機関への連絡 → 連絡先 7. その他 → 具体的に	→ 連絡先	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
			→ 具体的に							
			1. 子どもの情報共有 2. 養育者（親等）の情報共有 3. 世帯員・世帯全体の情報共有 4. 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知 5. 継続的な見守り・支援の家族 6. 関係団員・関係機関への連絡 → 連絡先 7. その他 → 具体的に	→ 連絡先	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
→ 具体的に										
1. 子どもの情報共有 2. 養育者（親等）の情報共有 3. 世帯員・世帯全体の情報共有 4. 子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知 5. 継続的な見守り・支援の家族 6. 関係団員・関係機関への連絡 → 連絡先 7. その他 → 具体的に				→ 連絡先	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄	回答欄
	→ 具体的に									

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
 ■ 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には○を表示させてください。
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

問7 貴自治体では、連携先との連携により、「子どもの学習・生活支援事業」の支援の効果はどのように変化しましたか。連携先ごとに教えてください。
 (各々いづれかを選択)

■ 水色の箇所のみ

(教育関係の連携先)

- 1 保育所・幼稚園
- 2 小学校
- 3 中学校
- 4 高校
- 5 大学・短大・専門学校等の高等教育機関
- 6 学習塾
- 7 1～6以外の教育関係の連携先

回答欄

- 1.高まっている
- 2.やや高まっている
- 3.あまり高まっていない
- 4.高まっていない

(社会福祉六法外の民間の連携先)

- 8 町内会・自治会等の地縁団体
- 9 ボランティア団体
- 10 NPO法人・認定NPO法人
- 11 民間企業
- 12 子ども食堂
- 13 フードバンク
- 14 シルバー人材センター
- 15 医師会
- 16 医療機関
- 17 8～16以外の社会福祉六法外の民間の連携先

- 1.高まっている
- 2.やや高まっている
- 3.あまり高まっていない
- 4.高まっていない

(行政の連携先)

- 18 母子保健部署
- 19 児童福祉部署
- 20 教育委員会
- 21 生活保護所管部署
- 22 障害福祉所管部署
- 23 商工労働所管部署
- 24 児童相談所
- 25 警察署
- 26 保健所
- 27 児童館・児童遊園
- 28 図書館
- 29 公民館
- 30 コミュニティセンター
- 31 他自治体
- 32 18～31以外の行政の連携先

- 1.高まっている
- 2.やや高まっている
- 3.あまり高まっていない
- 4.高まっていない

(福祉関係等の連携先)

- 33 社会福祉協議会
- 34 社会福祉施設・事業所
- 35 児童養護施設
- 36 就労支援機関
- 37 自立相談支援機関
- 38 33～37以外の福祉関係等の連携先

回答欄

- 1.高まっている
- 2.やや高まっている
- 3.あまり高まっていない
- 4.高まっていない

(専門職等の連携先)

- 39 ケースワーカー
- 40 社会福祉士
- 41 精神保健福祉士
- 42 民生委員・児童委員
- 43 公認心理師・臨床心理士
- 44 スクールカウンセラー
- 45 スクールソーシャルワーカー
- 46 キャリアコンサルタント
- 47 医師
- 48 看護師
- 49 保健師
- 50 栄養士
- 51 自治体独自に配置している専門職
- 52 39～51以外の専門職等の連携先

- 1.高まっている
- 2.やや高まっている
- 3.あまり高まっていない
- 4.高まっていない

単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
 複数回答の設問です。真横の選択肢に対してはまる箇所には○を表示させてください。
 数値もしくは自由回答の項です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

問8 貴自治体では、「子どもの学習・生活支援事業」における連携の効果を測定していますか。測定に関する指標（測定方法や基準としている指標等）がある場合は、具体的な内容と設定した理由について教えてください。（いずれかを選択 内容・理由は自由記述）

1 測定している	回答欄
→	指標の具体的な内容
	設定した理由
2 測定していない	

問9 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組について、その取組の連携先、具体的な目的、連携理由、連携を開始した時期、連携内容、効果、連携の工夫・留意点を教えてください。なお、問5の「教育関係の連携先」、「社会福祉六法外の民間の連携先」、「行政の連携先・福祉関係等の連携先」「専門職等の連絡先」の分類につき、それぞれ1つずつ教えてください。（自由記述）

「教育関係の連携先」

連携先	
連携先の具体的な名称	
目的	
連携理由	
連携を開始した時期	
連携内容	
効果	
連携の工夫・留意点	

「社会福祉六法外の民間の連携先」

連携先	
連携先の具体的な名称	
目的	
連携理由	
連携を開始した時期	
連携内容	
効果	
連携の工夫・留意点	

「行政・福祉関係の連携先」

連携先	
連携先の具体的な名称	
目的	
連携理由	
連携を開始した時期	
連携内容	
効果	
連携の工夫・留意点	

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させていただきます。
 ■ 複数回答の設問です。良候の選択肢にあてはまる箇所には○も表示させていただきます。
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

「専門職等との連携先」

連携先	
連携先の具体的な名称	
目的	
連携理由	
連携を開始した時期	
連携内容	
効果	
連携の工夫・留意点	

問10 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」で、現在の連携先との連携にあたっての課題を教えてください。（自由記述）

問11 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」において、今後連携が必要と考えている関係部署・機関とその理由、現在連携できていない理由を教えてください。（自由回答）

連携先	
連携先の具体的な名称	
理由	
現在連携できていない理由	

問11-1 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」において、今後連携が必要と考えている関係部署・機関とその理由、現在連携できていない理由を教えてください。（自由回答）

連携先	
連携先の具体的な名称	
理由	
現在連携できていない理由	

問11-2 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」において、今後連携が必要と考えている関係部署・機関とその理由、現在連携できていない理由を教えてください。（自由回答）

連携先	
連携先の具体的な名称	
理由	
現在連携できていない理由	

問12 新型コロナウイルス感染症等の影響で、貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」で実施できていない取組等があれば、その理由とともに教えてください。（自由記述）

実施できていない取組等	
実施できていない理由	

問13 「子どもの学習・生活支援事業」についてご意見をお聞かせください。（自由記述）

自由意見

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。

2. アンケート調査単純集計結果（第2章未掲載部分）

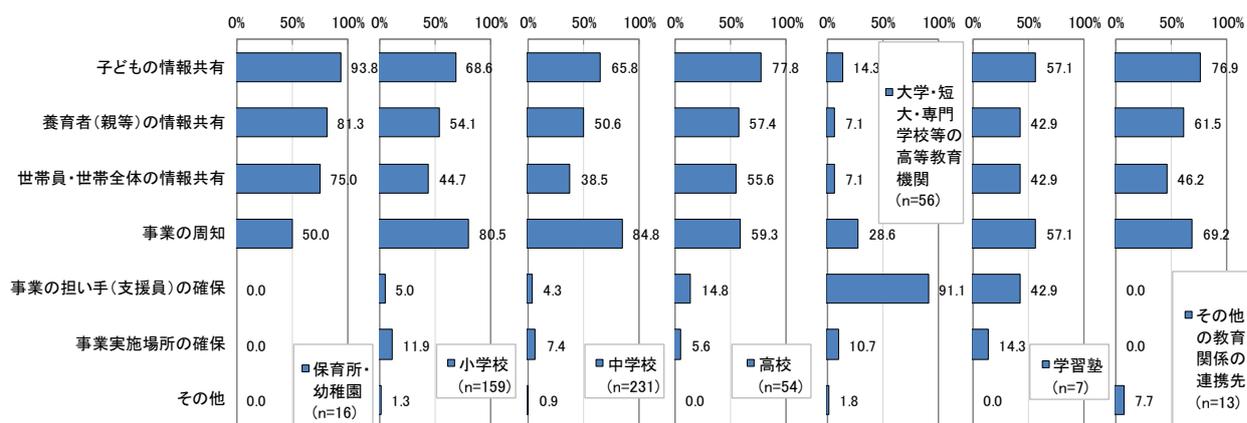
本編の分量の都合上、第2章から除いたアンケート調査の単純集計結果を掲載します。

<問6、問8、問9は「子どもの学習・生活支援事業」を実施している自治体が対象>

問6 I 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「教育関係の連携先」（複数選択）

- ✓ 保育所・幼稚園は、「子どもの情報共有」が93.8%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が81.3%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が75.0%と続いています。
- ✓ 小学校は、「事業の周知」が80.5%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が68.6%、そして「養育者（親等）の情報共有」が54.1%と続いています。
- ✓ 中学校は、「事業の周知」が84.8%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が65.8%、そして「養育者（親等）の情報共有」が50.6%と続いています。
- ✓ 高校は、「子どもの情報共有」が77.8%と最も高く、次いで「事業の周知」が59.3%、そして「養育者（親等）の情報共有」が57.4%と続いています。
- ✓ 大学・短大・専門学校等の高等教育機関は、「事業の担い手（支援員）の確保」が91.1%と最も高く、次いで「事業の周知」が28.6%、そして「子どもの情報共有」が14.3%と続いています。
- ✓ 学習塾は、「子どもの情報共有」「事業の周知」が4件と最も多く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の担い手（支援員）の確保」が3件、そして「事業実施場所の確保」が1件と続いています。
- ✓ その他の教育関係の連携先は、「子どもの情報共有」が76.9%と最も高く、次いで「事業の周知」が69.2%、そして「養育者（親等）の情報共有」が61.5%と続いています。

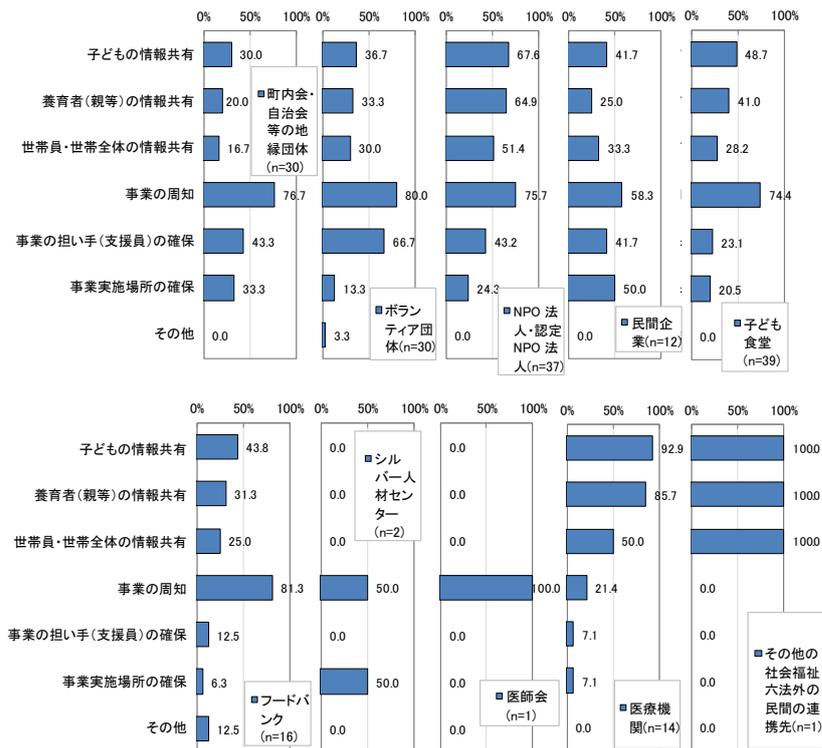
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6Ⅱ 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「社会福祉六法外の民間の連携先」(複数選択)

- ✓ 町内会・自治会等の地縁団体は、「事業の周知」が76.7%と最も高く、次いで「事業の担い手(支援員)の確保」が43.3%、そして「事業実施場所の確保」が33.3%、と続いています。
- ✓ ボランティア団体は、「事業の周知」が80.0%と最も高く、次いで「事業の担い手(支援員)の確保」が66.7%、そして「子どもの情報共有」が36.7%と続いています。
- ✓ NPO法人・認定NPO法人は、「事業の周知」が75.7%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が67.6%、そして「養育者(親等)の情報共有」が64.9%と続いています。
- ✓ 民間企業は、「事業の周知」が58.3%と最も高く、次いで「事業実施場所の確保」が50.0%、そして「子どもの情報共有」「事業の担い手(支援員)の確保」が41.7%と続いています。
- ✓ 子ども食堂は、「事業の周知」が74.4%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が48.7%、そして「養育者(親等)の情報共有」が41.0%と続いています。
- ✓ フードバンクは、「事業の周知」が81.3%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が43.8%、そして「養育者(親等)の情報共有」が31.3%と続いています。
- ✓ シルバー人材センターは、「事業の周知」と「事業実施場所の確保」が1件ずつとなっています。
- ✓ 医師会は、「事業の周知」が1件となっています。
- ✓ 医療機関は、「子どもの情報共有」が92.9%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が85.7%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が50.0%と続いています。
- ✓ その他の社会福祉六法外の民間の連携先は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が1件ずつです。

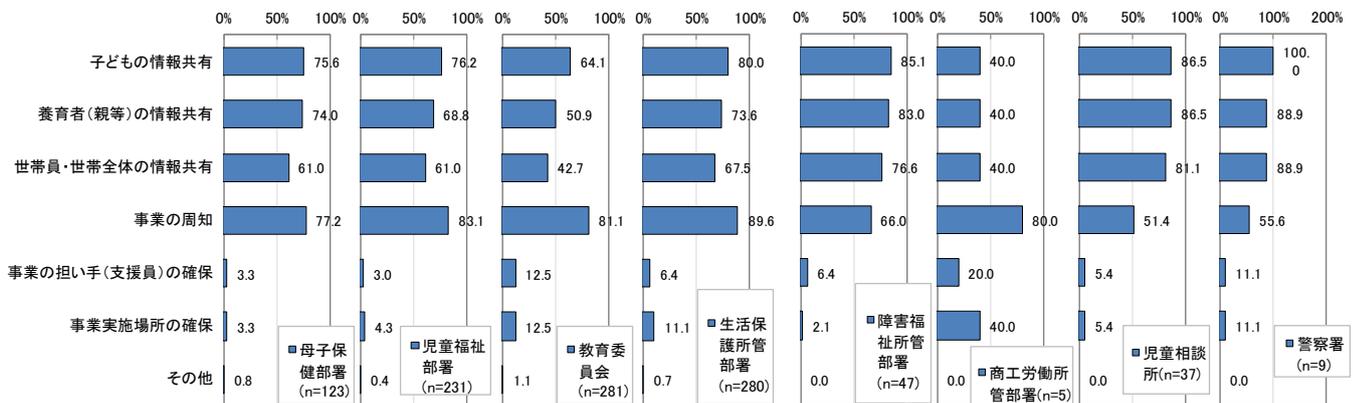
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6Ⅲ-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 母子保健部署は、「事業の周知」が77.2%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が75.6%、そして「養育者(親等)の情報共有」が74.0%と続いています。
- ✓ 児童福祉部署は、「事業の周知」が83.1%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が76.2%、そして「養育者(親等)の情報共有」が68.8%と続いています。
- ✓ 教育委員会は、「事業の周知」が81.1%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が64.1%、そして「養育者(親等)の情報共有」が50.9%と続いています。
- ✓ 生活保護所管部署は、「事業の周知」が89.6%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が80.0%、そして「養育者(親等)の情報共有」が73.6%と続いています。
- ✓ 障害福祉所管部署は、「子どもの情報共有」が85.1%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が83.0%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が76.6%と続いています。
- ✓ 商工労働所管部署は、「事業の周知」が4件で最も多く、次いで「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業実施場所の確保」が2件、そして「事業の担い手(支援員)の確保」が1件と続いています。
- ✓ 児童相談所は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が86.5%と最も高く、次いで「世帯員・世帯全体の情報共有」が81.1%、そして「事業の周知」が51.4%と続いています。
- ✓ 警察署は、「子どもの情報共有」が9件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が8件、そして「事業の周知」が5件と続いています。

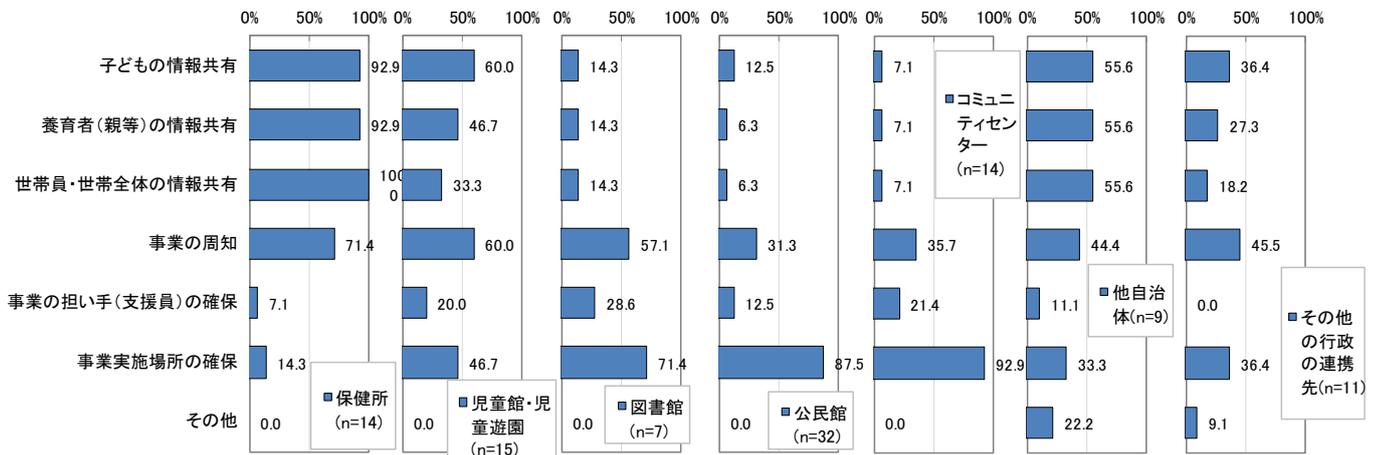
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6Ⅲ-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 保健所は、「世帯員・世帯全体の情報共有」が100.0%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が92.9%、そして「事業の周知」が71.4%と続いています。
- ✓ 児童館・児童遊園は、「子どもの情報共有」「事業の周知」が60.0%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」「事業実施場所の確保」が46.7%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が33.3%と続いています。
- ✓ 図書館は、「事業実施場所の確保」が5件で最も多く、次いで「事業の周知」が4件、そして「事業の担い手(支援員)の確保」が2件と続いています。
- ✓ 公民館は、「事業実施場所の確保」が87.5%と最も高く、次いで「事業の周知」が31.3%、そして「子どもの情報共有」「事業の担い手(支援員)の確保」が12.5%と続いています。
- ✓ コミュニティセンターは、「事業実施場所の確保」が92.9%と最も高く、次いで「事業の周知」が35.7%、そして「事業の担い手(支援員)の確保」が21.4%と続いています。
- ✓ 他自治体は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が5件で最も多く、次いで「事業の周知」が4件、そして「事業実施場所の確保」が3件と続いています。
- ✓ その他の行政の連携先は、「事業の周知」が45.5%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」「事業実施場所の確保」が36.4%、そして「養育者(親等)の情報共有」が27.3%と続いています。

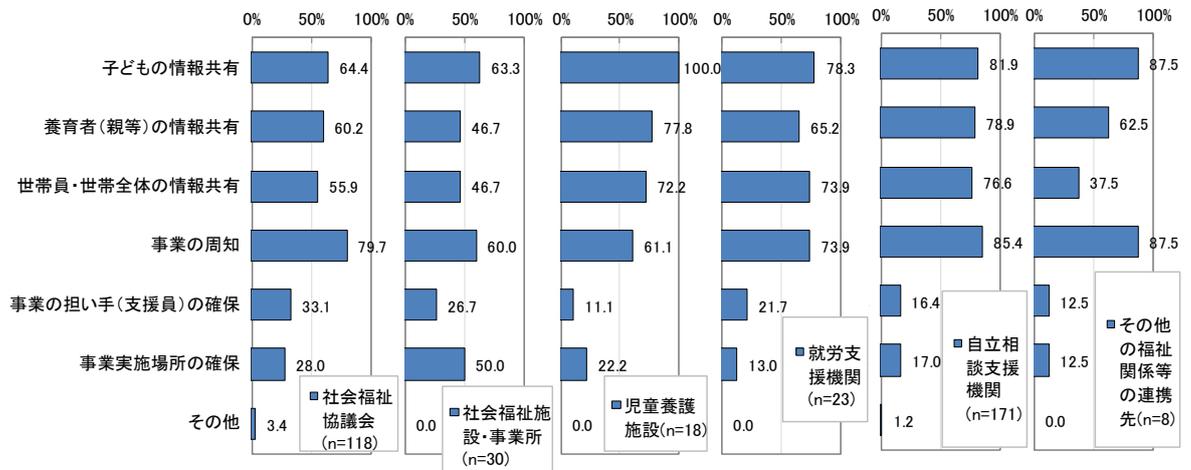
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6Ⅳ 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「福祉関係等の連携先」(複数選択)

- ✓ 社会福祉協議会は、「事業の周知」が79.7%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が64.4%、そして「養育者(親等)の情報共有」が60.2%と続いています。
- ✓ 社会福祉施設・事業所は、「子どもの情報共有」が63.3%と最も高く、次いで「事業の周知」が60.0%、そして「事業実施場所の確保」が50.0%と続いています。
- ✓ 児童養護施設は、「子どもの情報共有」が100.0%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が77.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が72.2%と続いています。
- ✓ 就労支援機関は、「子どもの情報共有」が78.3%と最も高く、次いで「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の周知」が73.9%、そして「養育者(親等)の情報共有」が65.2%と続いています。
- ✓ 自立相談支援機関は、「事業の周知」が85.4%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が81.9%、そして「養育者(親等)の情報共有」が78.9%と続いています。
- ✓ その他の福祉関係等の連携先は、「子どもの情報共有」「事業の周知」が7件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が5件、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が3件と続いています。

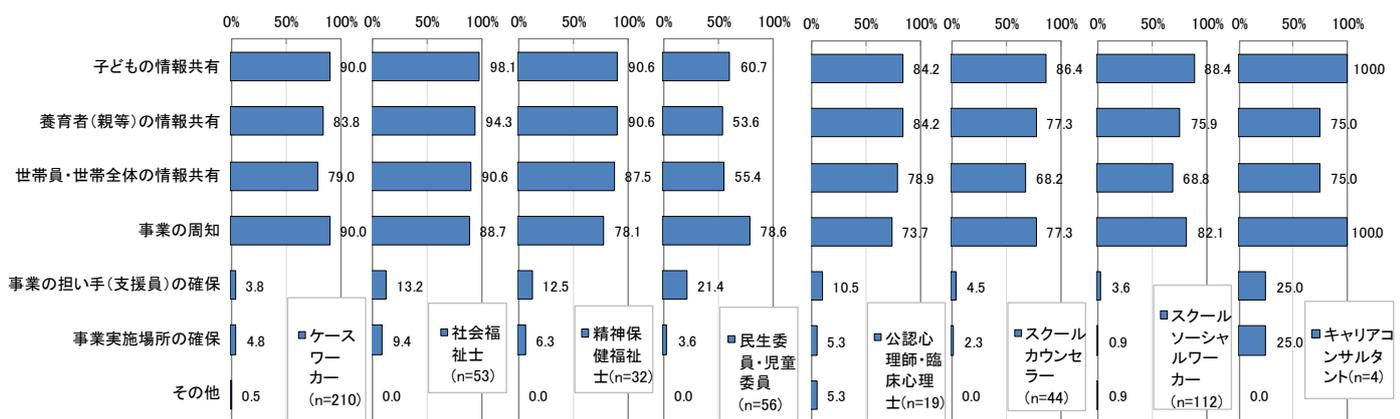
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6 V-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「専門職等の連絡先」(複数選択)

- ✓ ケースワーカーは、「子どもの情報共有」「事業の周知」が90.0%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が83.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が79.0%と続いています。
- ✓ 社会福祉士は、「子どもの情報共有」が98.1%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が94.3%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が90.6%と続いています。
- ✓ 精神保健福祉士は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が90.6%と最も高く、次いで「世帯員・世帯全体の情報共有」が87.5%、そして「事業の周知」が78.1%と続いています。
- ✓ 民生委員・児童委員は、「事業の周知」が78.6%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が60.7%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が55.4%と続いています。
- ✓ 公認心理師・臨床心理士は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が84.2%と最も高く、次いで「世帯員・世帯全体の情報共有」が78.9%、そして「事業の周知」が73.7%と続いています。
- ✓ スクールカウンセラーは、「子どもの情報共有」が86.4%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」「事業の周知」が77.3%と続いています。
- ✓ スクールソーシャルワーカーは、「子どもの情報共有」が88.4%と最も高く、次いで「事業の周知」が82.1%、そして「養育者(親等)の情報共有」が75.9%と続いています。
- ✓ キャリアコンサルタントは、「子どもの情報共有」「事業の周知」が4件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が3件と続いています。

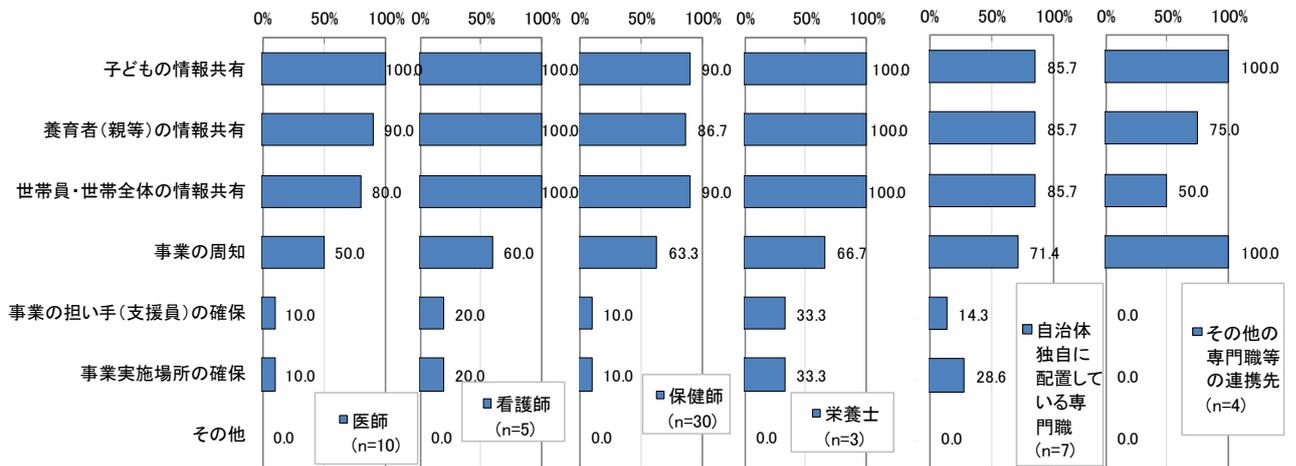
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6 V-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容_「専門職等の連絡先」(複数選択)

- ✓ 医師は、「子どもの情報共有」が10件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が9件、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が8件と続いています。
- ✓ 看護師は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が5件で最も多くなっています。
- ✓ 保健師は、「子どもの情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が90.0%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が86.7%、そして「事業の周知」が63.3%と続いています。
- ✓ 栄養士は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が3件で最も多くなっています。
- ✓ 自治体独自に配置している専門職は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が6件で最も多く、次いで「事業の周知」が5件、そして「事業実施場所の確保」が2件と続いています。
- ✓ その他の専門職等の連携先は、「子どもの情報共有」「事業の周知」が4件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が3件と続いています。
- ✓ 自治体独自に配置している専門職は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が6件で最も多く、次いで「事業の周知」が5件、そして「事業実施場所の確保」が2件と続いています。
- ✓ その他の専門職等の連携先は、「子どもの情報共有」「事業の周知」が4件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が3件と続いています。

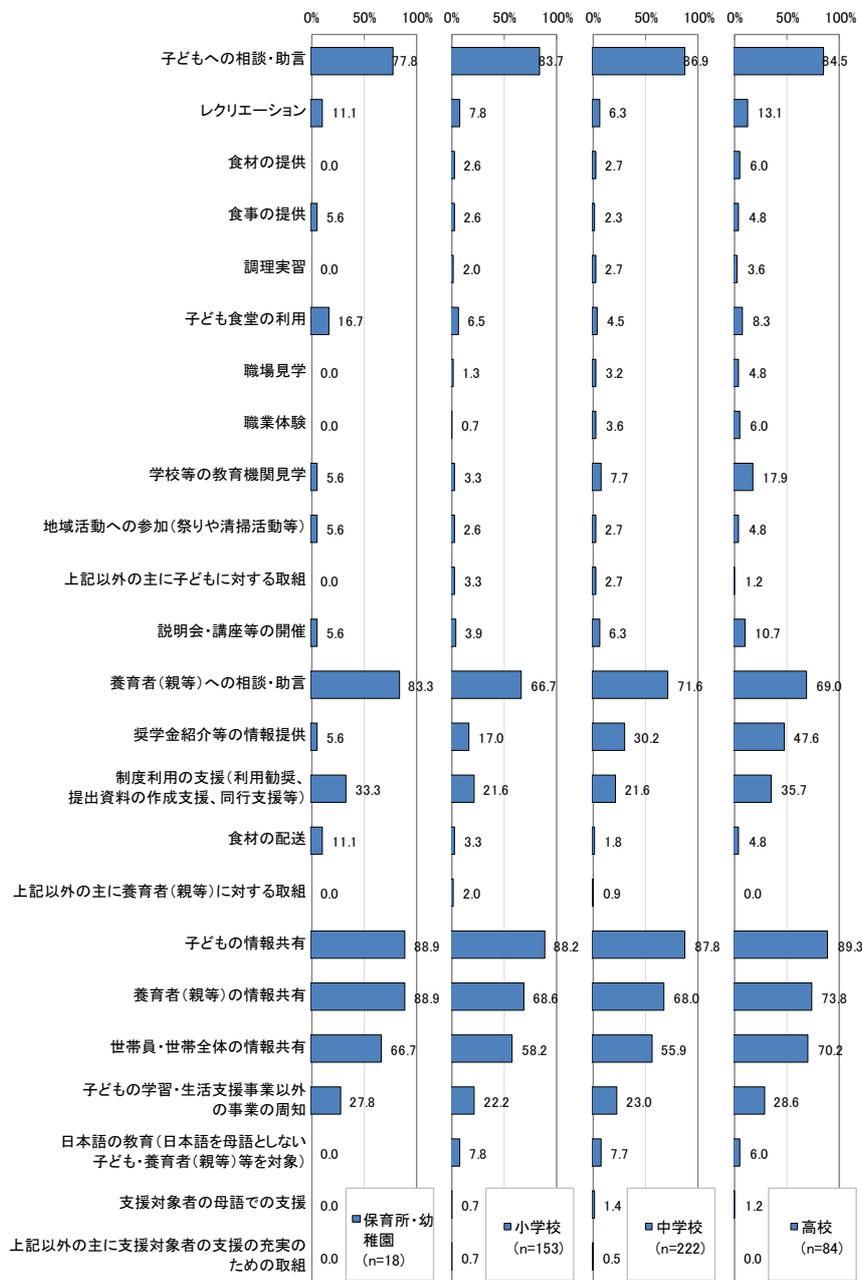
問6. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の準備段階」における取組内容



問6-1 I-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「教育関係の連携先」(複数選択)

- ✓ 保育所・幼稚園は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が88.9%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が83.3%、そして「子どもへの相談・助言」が77.8%と続いています。
- ✓ 小学校は、「子どもの情報共有」が88.2%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が83.7%、そして「養育者(親等)の情報共有」が68.6%と続いています。
- ✓ 中学校は、「子どもの情報共有」が87.8%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が86.9%、そして「相談・助言」が71.6%と続いています。
- ✓ 高校は、「子どもの情報共有」が89.3%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が84.5%、そして「養育者(親等)の情報共有」が73.8%と続いています。

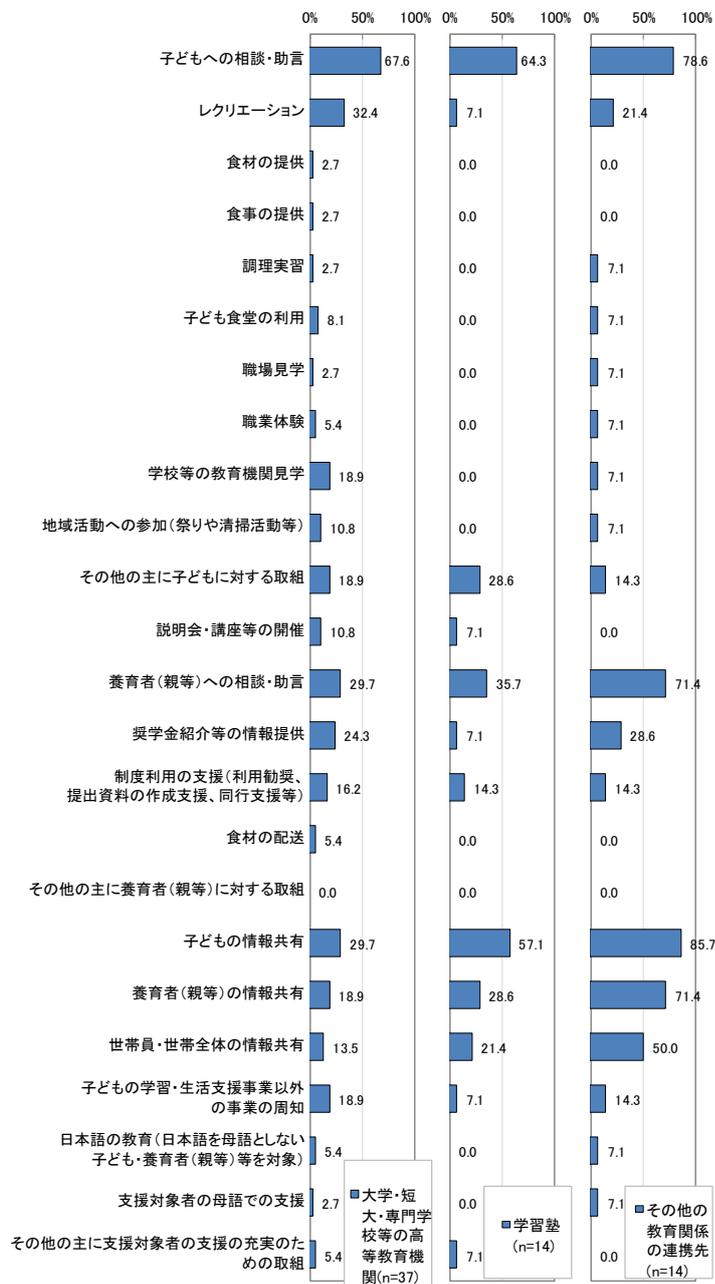
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1 I-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「教育関係の連携先」(複数選択)

- ✓ 大学・短大・専門学校等の高等教育機関は、「子どもへの相談・助言」が67.6%と最も高く、次いで「レクリエーション」が32.4%、そして「養育者（親等）への相談・助言」「子どもの情報共有」が29.7%と続いています。
- ✓ 学習塾は、「子どもへの相談・助言」が64.3%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が57.1%、そして「養育者（親等）への相談・助言」が35.7%と続いています。
- ✓ その他の教育関係の連携先は、「子どもの情報共有」が85.7%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が78.6%、そして「養育者（親等）への相談・助言」「養育者（親等）の情報共有」が71.4%と続いています。

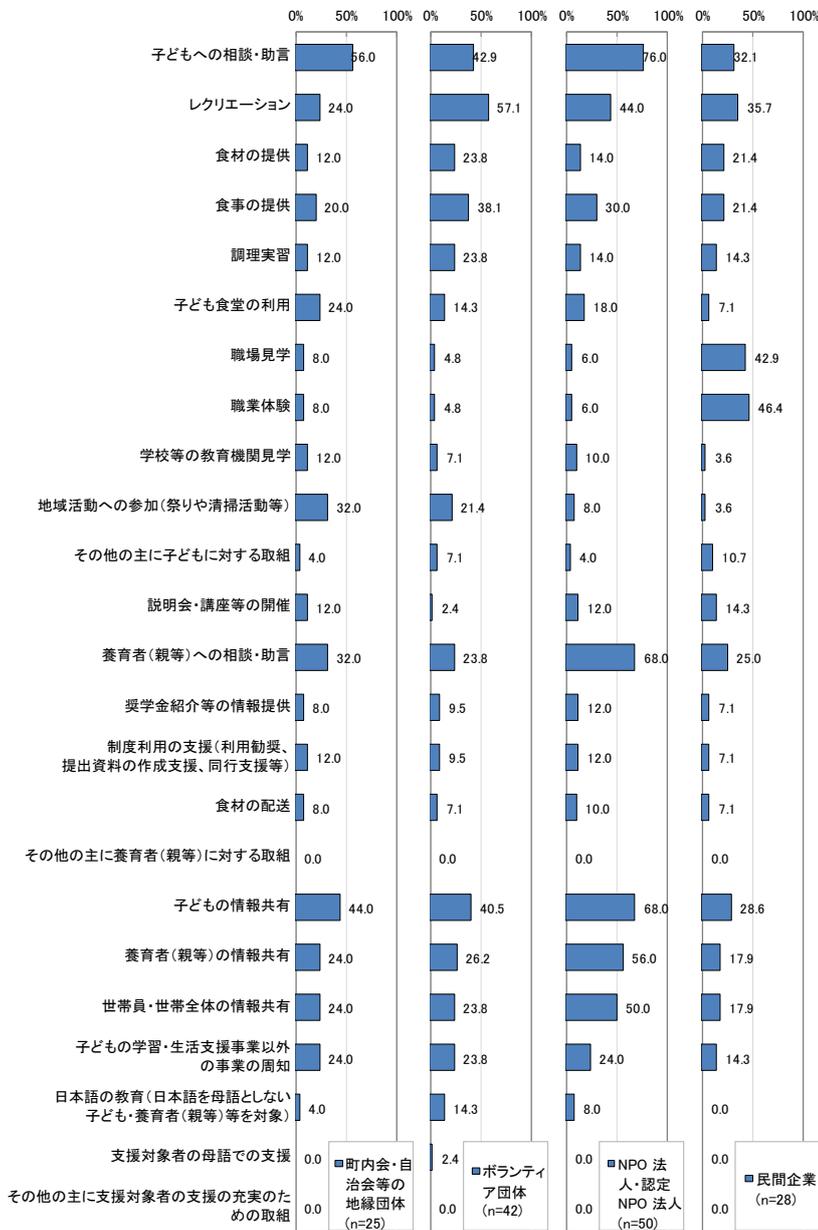
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1 II-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「社会福祉六法外の民間の連携先」(複数選択)

- ✓ 町内会・自治会等の地縁団体は、「子どもへの相談・助言」が56.0%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が44.0%、そして「地域活動への参加(祭りや清掃活動等)」「養育者(親等)への相談・助言」が32.0%と続いています。
- ✓ ボランティア団体は、「レクリエーション」が57.1%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が42.9%、そして「子どもの情報共有」が40.5%と続いています。
- ✓ NPO法人・認定NPO法人は、「子どもへの相談・助言」が76.0%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」「子どもの情報共有」が68.0%、そして「養育者(親等)の情報共有」が56.0%と続いています。
- ✓ 民間企業は、「職業体験」が46.4%と最も高く、次いで「職場見学」が42.9%、そして「レクリエーション」が35.7%と続いています。

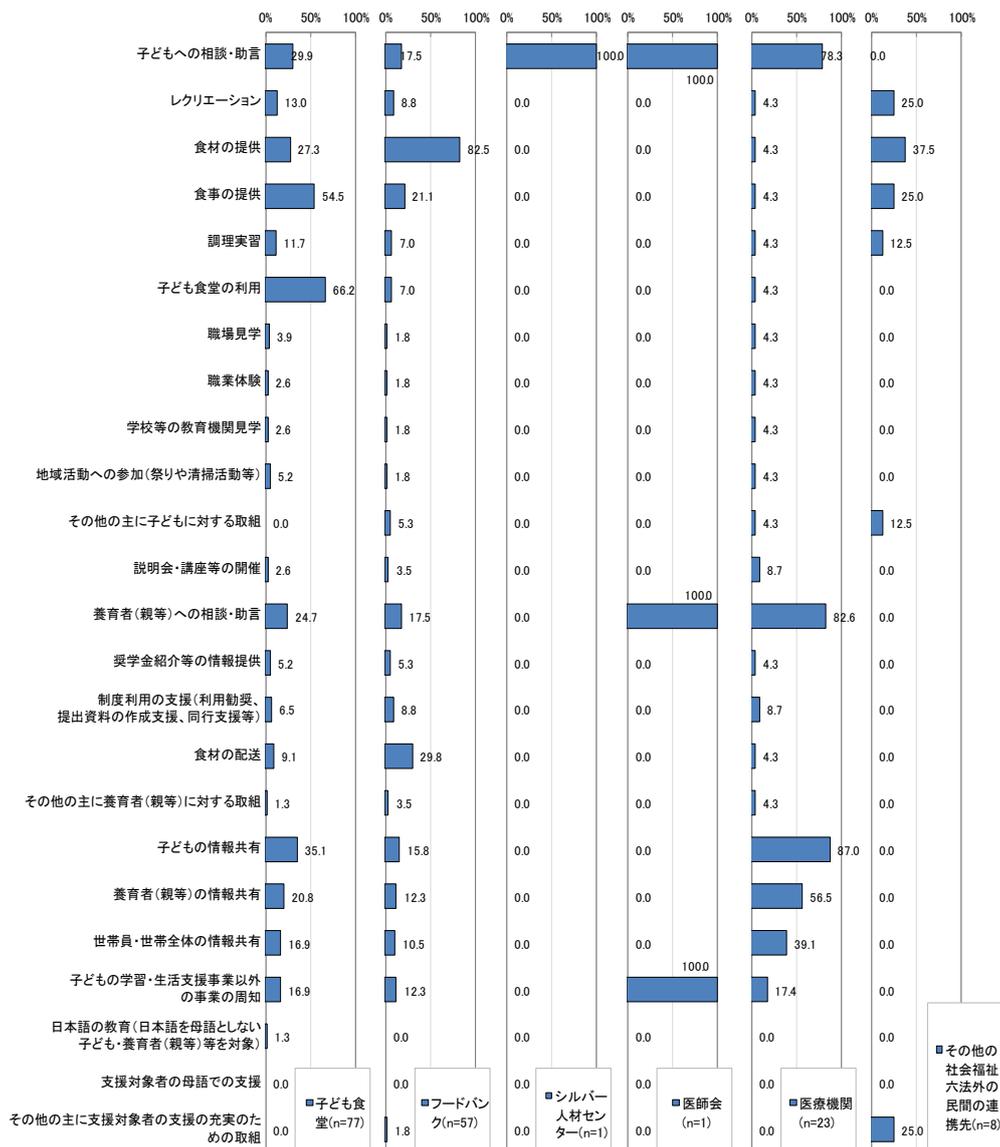
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1 II-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容
「社会福祉六法外の民間の連携先」（複数選択）

- ✓ 子ども食堂は、「子ども食堂の利用」が66.2%と最も高く、次いで「食事の提供」が54.5%、そして「子どもの情報共有」が35.1%と続いています。
- ✓ フードバンクは、「食材の提供」が82.5%と最も高く、次いで「食材の配送」が29.8%、そして「食事の提供」が21.1%と続いています。
- ✓ シルバー人材センターは、「子どもへの相談・助言」が1件となっています。
- ✓ 医師会は、「子どもへの相談・助言」「養育者（親等）への相談・助言」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」がそれぞれ1件となっています。
- ✓ 医療機関は、「子どもの情報共有」が87.0%と最も高く、次いで「養育者（親等）への相談・助言」が82.6%、そして「子どもへの相談・助言」が78.3%と続いています。
- ✓ その他の社会福祉六法外の民間の連携先は、「食材の提供」が3件で最も多く、次いで「レクリエーション」「食事の提供」「その他の主に支援対象者の支援の充実のための取組」が2件、そして「調理実習」「その他の主に子どもに対する取組」が1件と続いています。

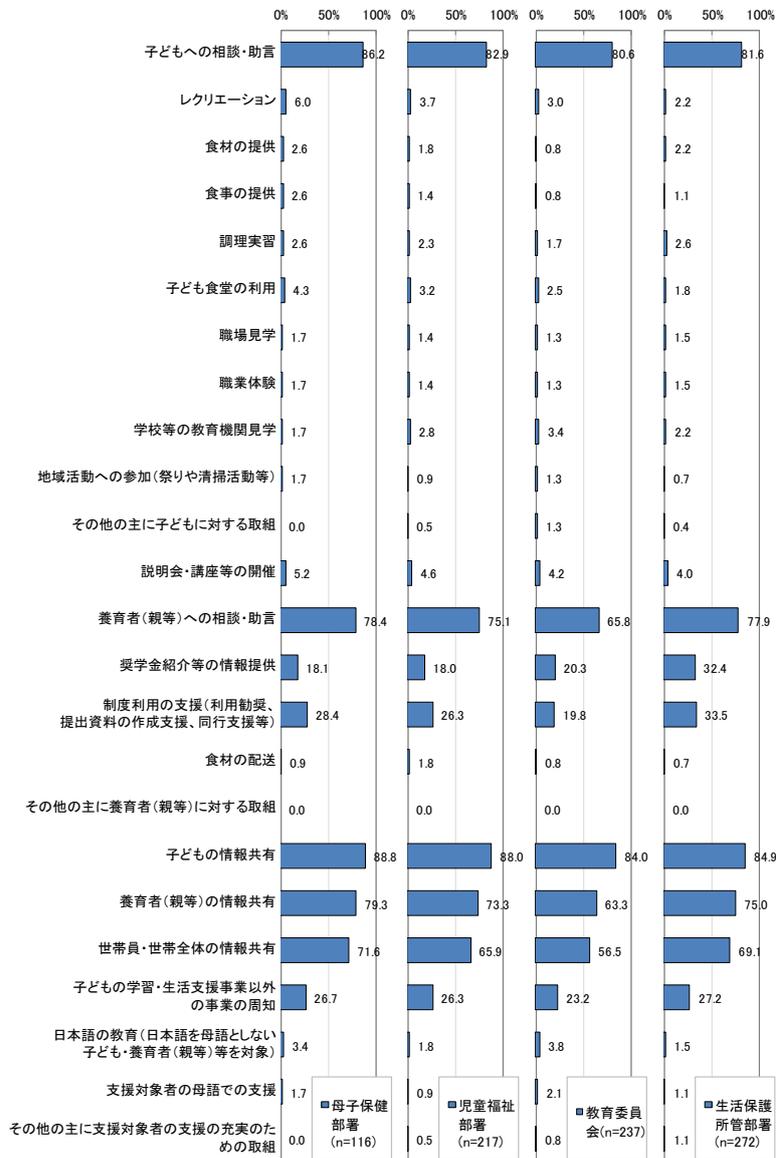
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1Ⅲ-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 母子保健部署は、「子どもの情報共有」が88.8%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が86.2%、そして「養育者(親等)の情報共有」が79.3%と続いています。
- ✓ 児童福祉部署は、「子どもの情報共有」が88.0%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が82.9%、そして「養育者(親等)相談・助言」が75.1%と続いています。
- ✓ 教育委員会は、「子どもの情報共有」が84.0%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が80.6%、そして「養育者(親等)相談・助言」が65.8%と続いています。
- ✓ 生活保護所管部署は、「子どもの情報共有」が84.9%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が81.6%、そして「養育者(親等)相談・助言」が77.9%と続いています。

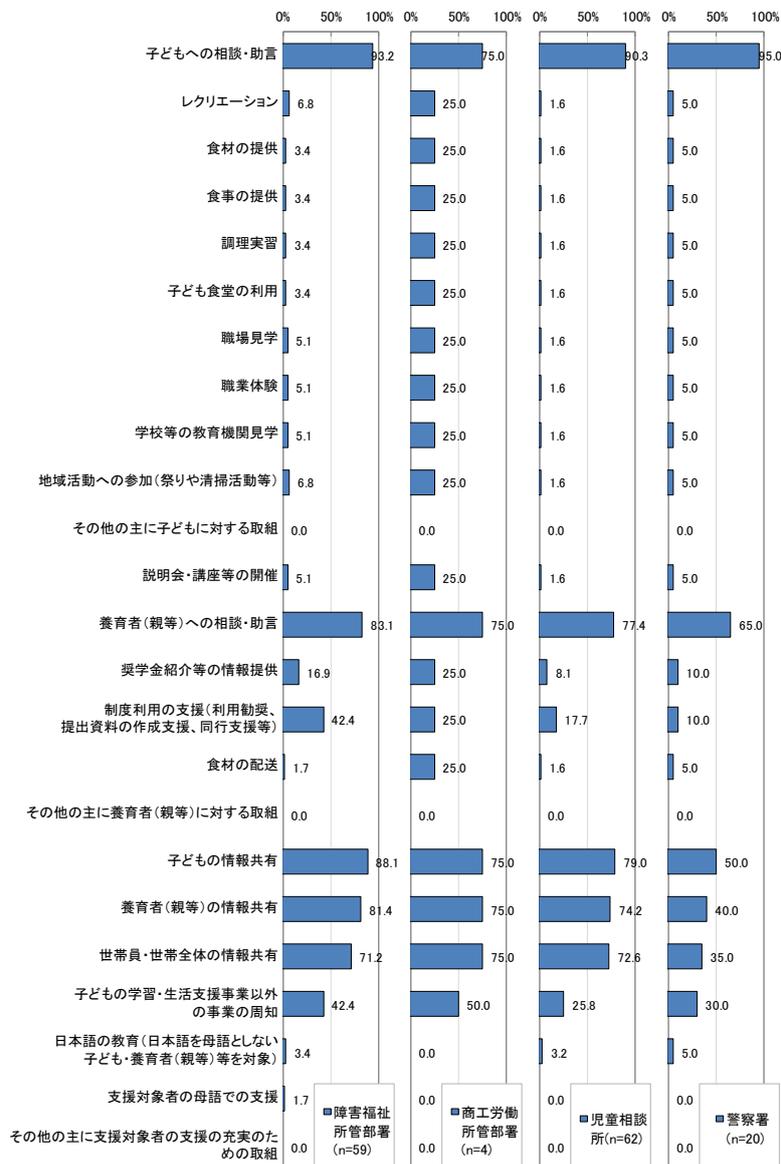
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1Ⅲ-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 障害福祉所管部署は、「子どもへの相談・助言」が93.2%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が88.1%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が83.1%と続いています。
- ✓ 商工労働所管部署は、「子どもへの相談・助言」「養育者(親等)への相談・助言」「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が3件で最も高くなっています。
- ✓ 児童相談所は、「子どもへの相談・助言」が90.3%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が79.0%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が77.4%と続いています。
- ✓ 警察署は、「子どもへの相談・助言」が95.0%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が65.0%、そして「子どもの情報共有」が50.0%と続いています。

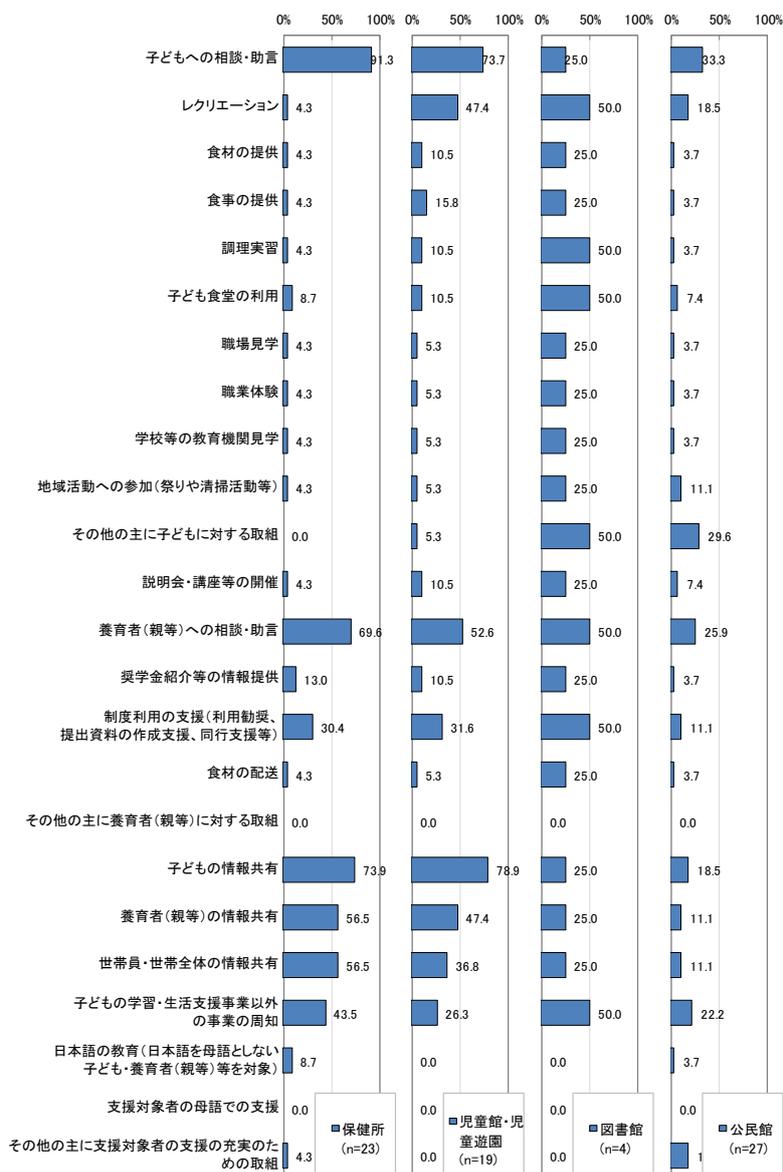
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1Ⅲ-3 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 保健所は、「子どもへの相談・助言」が91.3%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が73.9%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が69.6%と続いています。
- ✓ 児童館・児童遊園は、「子どもの情報共有」が78.9%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が73.7%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が52.6%と続いています。
- ✓ 図書館は、「レクリエーション」「調理実習」「子ども食堂の利用」「その他の主に子どもに対する取組」「養育者(親等)への相談・助言」「制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が2件で最も多くなっています。
- ✓ 公民館は、「子どもへの相談・助言」が33.3%と最も高く、次いで「その他主に子どもに対する取組」が29.6%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が25.9%と続いています。

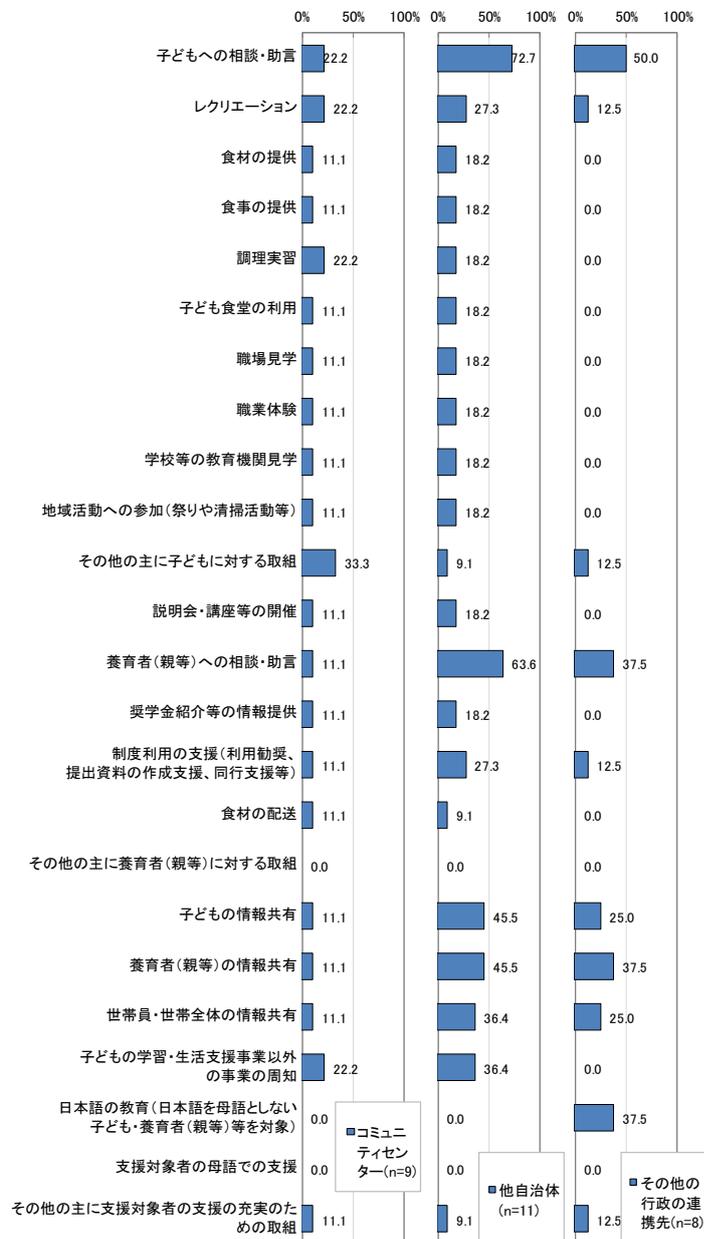
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1Ⅲ-4 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ コミュニティセンターは、「その他の主に子どもに対する取組」が3件で最も多く、次いで「子どもへの相談・助言」「レクリエーション」「調理実習」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が2件と続いています。
- ✓ 他自治体は、「子どもへの相談・助言」が72.7%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が63.6%、そして「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が45.5%と続いています。
- ✓ その他の行政の連携先は、「子どもへの相談・助言」が4件で最も多く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」「養育者(親等)の情報共有」「日本語の教育(日本語を母語としない子ども・養育者(親等)等を対象)」が3件と続いています。

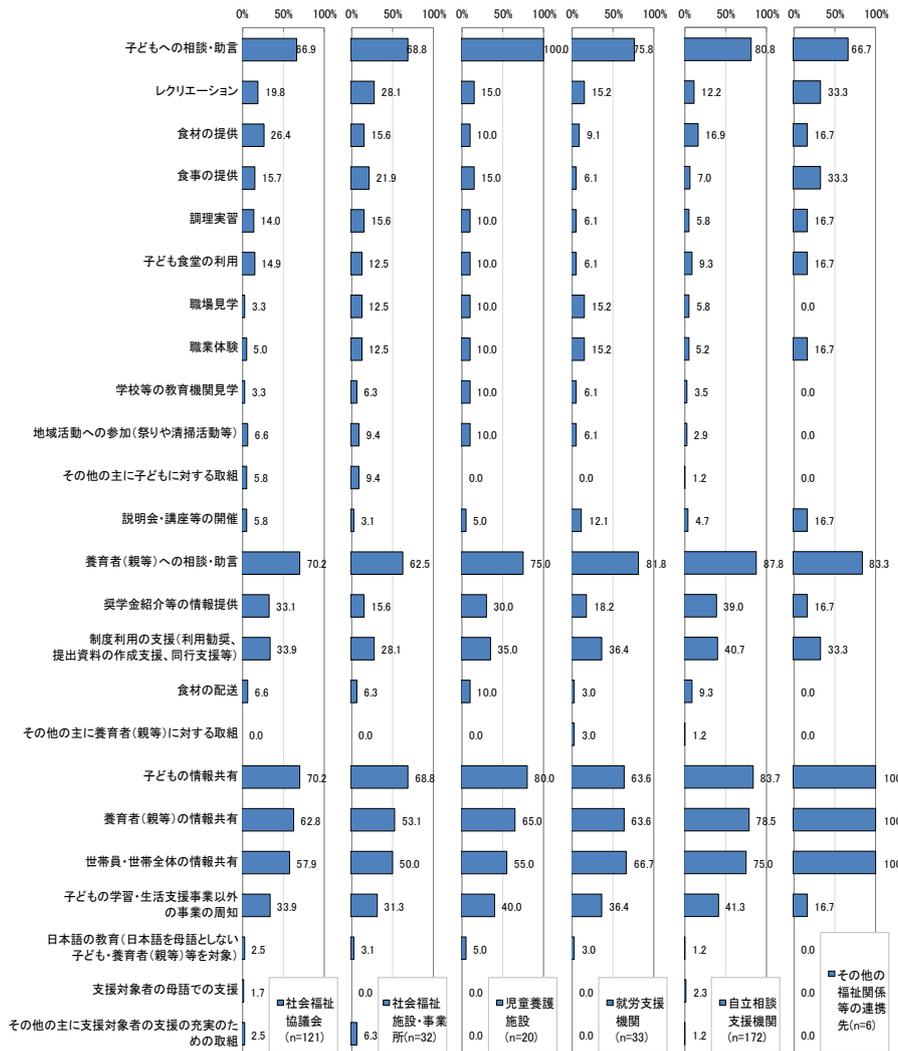
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1Ⅳ 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「福祉関係等の連携先」(複数選択)

- ✓ 社会福祉協議会は、「養育者(親等)への相談・助言」「子どもの情報共有」が70.2%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が66.9%と続いています。
- ✓ 社会福祉施設・事業所は、「子どもへの相談・助言」「子どもの情報共有」が68.8%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が62.5%と続いています。
- ✓ 児童養護施設は、「子どもへの相談・助言」が100.0%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が80.0%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が75.0%と続いています。
- ✓ 就労支援機関は、「養育者(親等)への相談・助言」が81.8%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」が75.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が66.7%と続いています。
- ✓ 自立相談支援機関は、「養育者(親等)への相談・助言」が87.8%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が83.7%、そして「子どもへの相談・助言」が80.8%と続いています。
- ✓ その他の福祉関係等の連携先は、「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が6件で最も多くなっています。

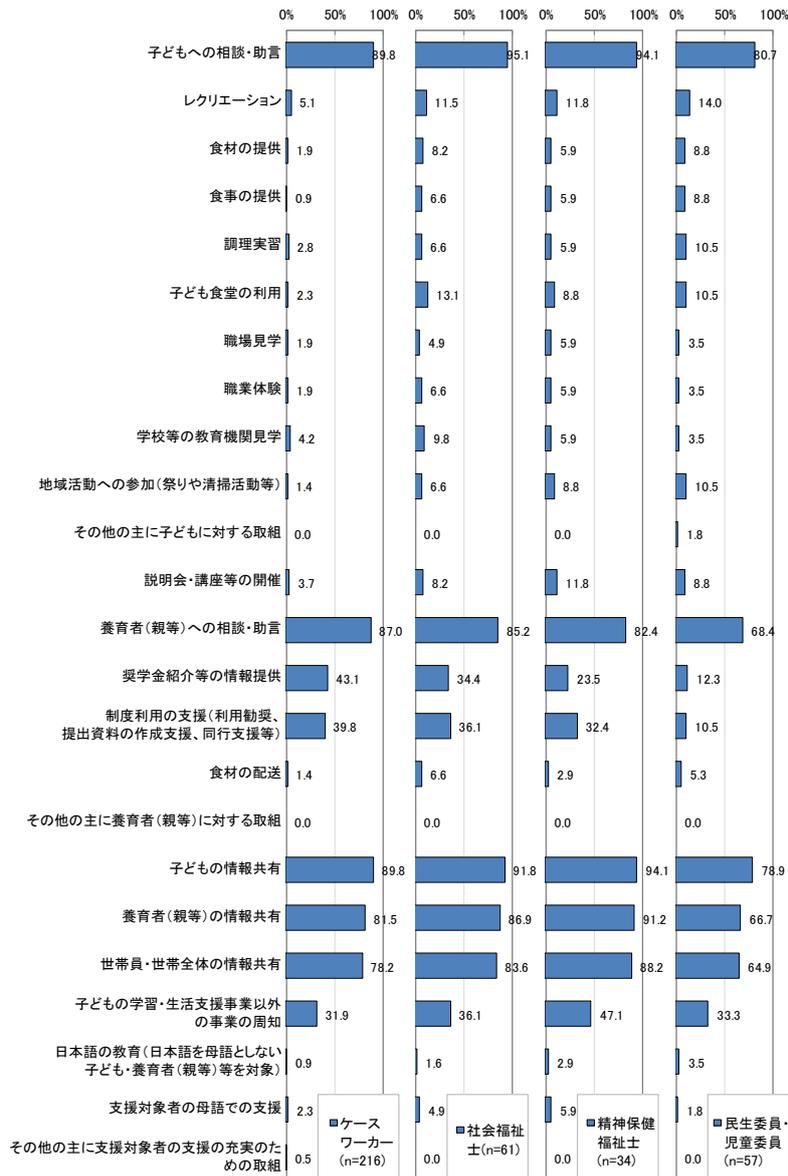
問6-1.「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1 V-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「専門職等の連絡先」(複数選択)

- ✓ ケースワーカーは、「子どもへの相談・助言」「子どもの情報共有」が89.8%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が87.0%、そして「養育者(親等)の情報共有」が81.5%と続いています。
- ✓ 社会福祉士は、「子どもへの相談・助言」が95.1%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が91.8%、そして「養育者(親等)の情報共有」が86.9%と続いています。
- ✓ 精神保健福祉士は、「子どもへの相談・助言」「子どもの情報共有」が94.1%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が91.2%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が88.2%と続いています。
- ✓ 民生委員・児童委員は、「子どもへの相談・助言」が80.7%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が78.9%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が68.4%と続いています。

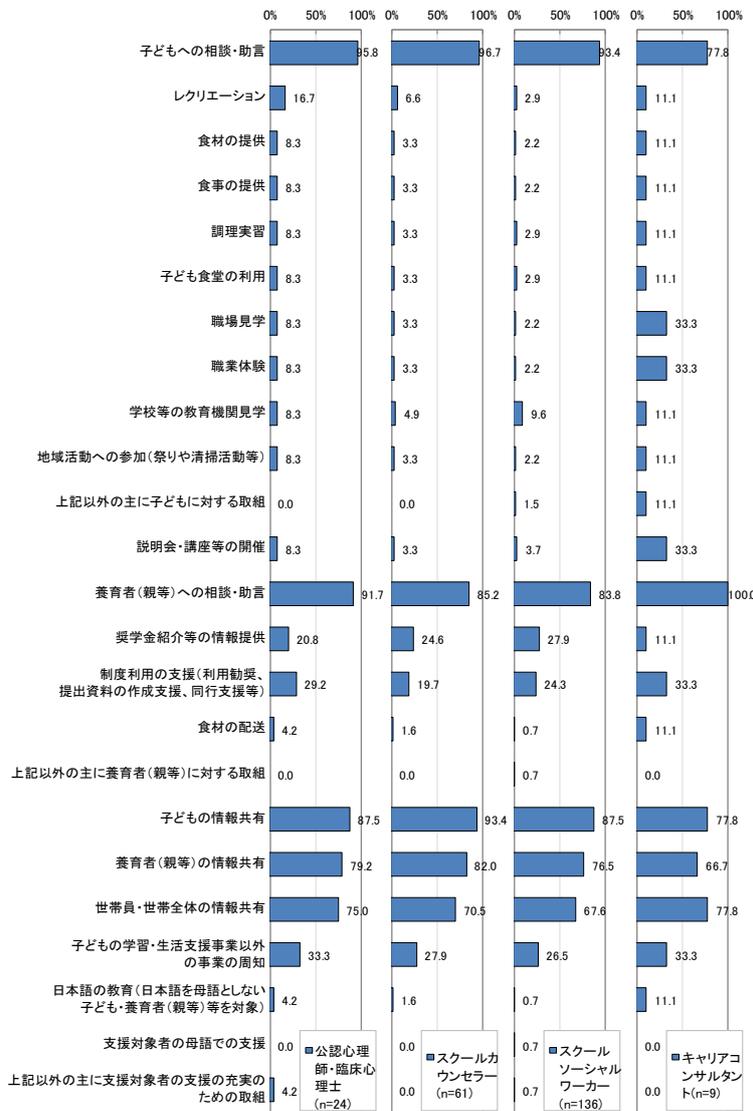
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1 V-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「専門職等の連携先」(複数選択)

- ✓ 公認心理師・臨床心理士は、「子どもへの相談・助言」が95.8%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が91.7%、そして「子どもの情報共有」が87.5%と続いています。
- ✓ スクールカウンセラーは、「子どもへの相談・助言」が96.7%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が93.4%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が85.2%と続いています。
- ✓ スクールソーシャルワーカーは、「子どもへの相談・助言」が93.4%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」が87.5%、そして「養育者(親等)への相談・助言」が83.8%と続いています。
- ✓ キャリアコンサルタントは、「養育者(親等)への相談・助言」が9件で最も多く、次いで「子どもへの相談・助言」「子どもの情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が7件と続いています。

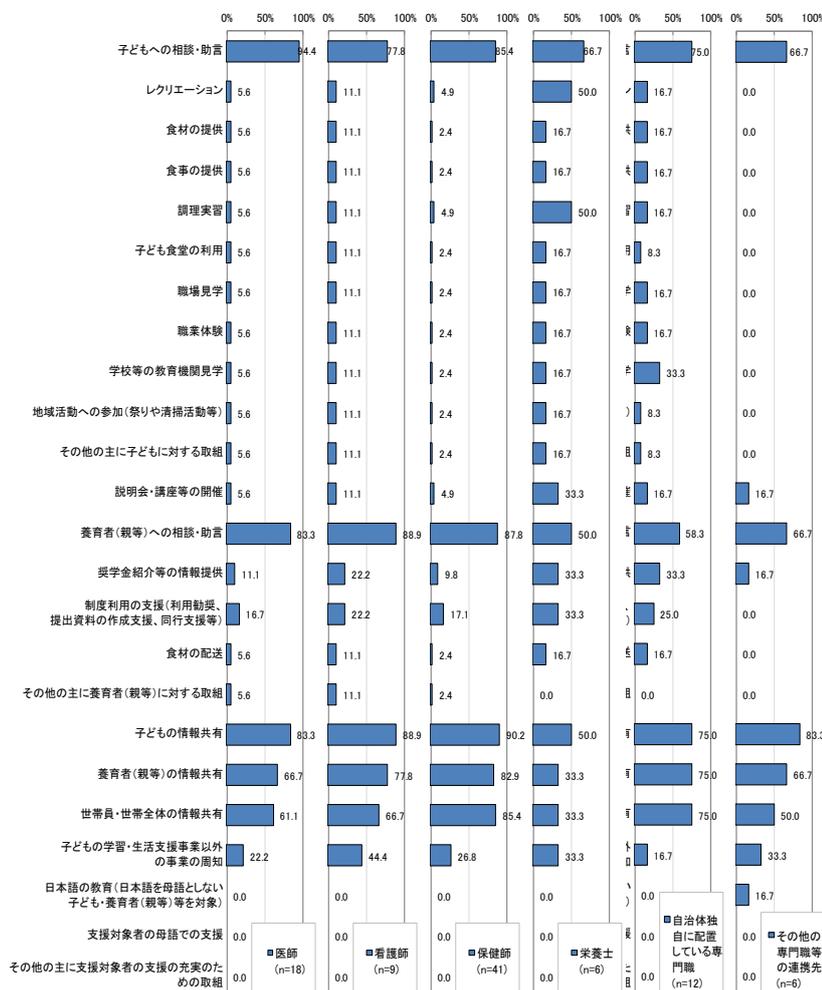
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-1 V-3 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容_「専門職等の連携先」(複数選択)

- ✓ 医師は、「子どもへの相談・助言」が94.4%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」「子どもの情報共有」が83.3%と続いています。
- ✓ 看護師は、「養育者(親等)への相談・助言」「子どもの情報共有」が8件で最も多く、次いで「子どもへの相談・助言」「養育者(親等)の情報共有」が7件と続いています。
- ✓ 保健師は、「子どもの情報共有」が90.2%と最も高く、次いで「養育者(親等)への相談・助言」が87.8%、そして「子どもへの相談・助言」が85.4%と続いています。
- ✓ 栄養士は、「子どもへの相談・助言」が4件で最も多く、次いで「レクリエーション」「調理実習」「養育者(親等)への相談・助言」「子どもの情報共有」が3件と続いています。
- ✓ 自治体独自に配置している専門職は、「子どもへの相談・助言」「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が75.0%と最も高くなっています。
- ✓ その他の専門職等の連携先は、「子どもの情報共有」が83.3%と最も高く、次いで「子どもへの相談・助言」「養育者(親等)への相談・助言」「養育者(親等)の情報共有」が66.7%と続いています。

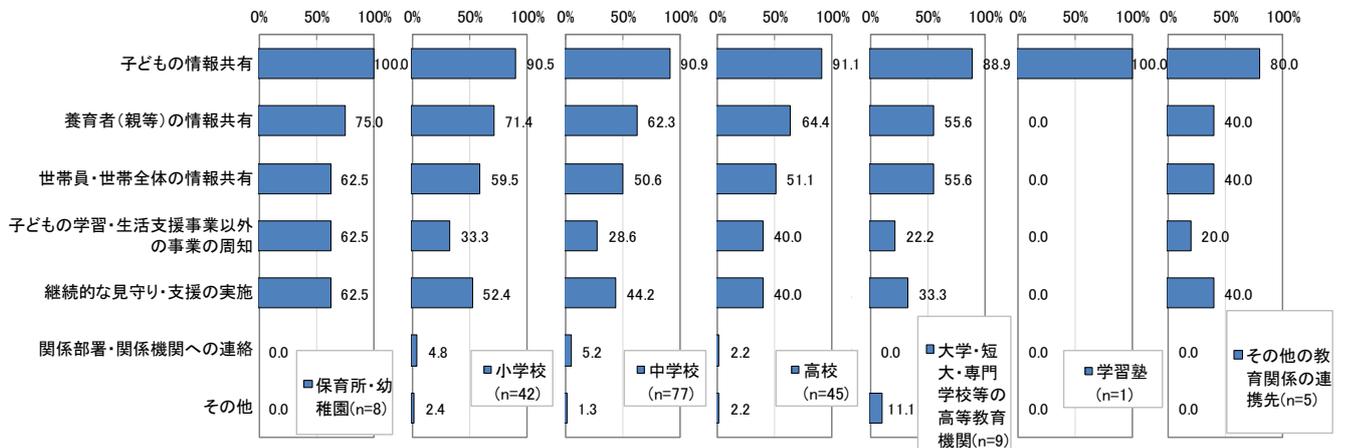
問6-1. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援の実施段階」における連携先の取組内容



問6-2 I 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容_「教育関係の連携先」(複数選択)

- ✓ 保育所・幼稚園は、「子どもの情報共有」が8件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が6件、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」が5件と続いています。
- ✓ 小学校は、「子どもの情報共有」が90.5%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が71.4%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が59.5%と続いています。
- ✓ 中学校は、「子どもの情報共有」が90.9%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が62.3%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が50.6%と続いています。
- ✓ 高校は、「子どもの情報共有」が91.1%と最も高く、次いで「養育者(親等)の情報共有」が64.4%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が51.1%と続いています。
- ✓ 大学・短大・専門学校等の高等教育機関は、「子どもの情報共有」が8件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が5件と続いています。
- ✓ 学習塾は、「子どもの情報共有」が1件となっています。
- ✓ その他の教育関係の連携先は、「子どもの情報共有」が4件で最も多く、次いで「養育者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が2件と続いています。

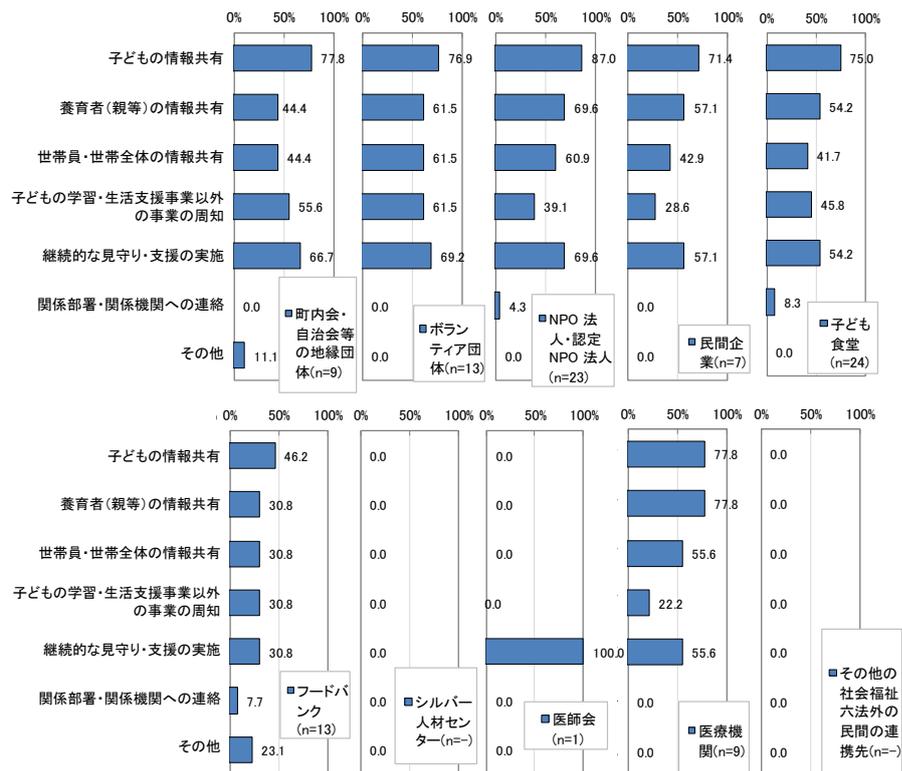
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問6-2 II 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容
「社会福祉六法外の民間の連携先」（複数選択）

- ✓ 町内会・自治会等の地縁団体は、「子どもの情報共有」が7件で最も多く、次いで「継続的な見守り・支援の実施」が6件、そして「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が5件と続いています。
- ✓ ボランティア団体は、「子どもの情報共有」が76.9%と最も高く、次いで「継続的な見守り・支援の実施」が69.2%、そして「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が61.5%と続いています。
- ✓ NPO法人・認定NPO法人は、「子どもの情報共有」が87.0%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が69.6%と続いています。
- ✓ 民間企業は、「子どもの情報共有」が5件で最も多く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が4件と続いています。
- ✓ 子ども食堂は、「子どもの情報共有」が75.0%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が54.2%、そして「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が45.8%と続いています。
- ✓ フードバンクは、「子どもの情報共有」が46.2%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が30.8%と続いています。
- ✓ シルバー人材センターは、ありません。
- ✓ 医師会は、「継続的な見守り・支援の実施」が1件となっています。
- ✓ 医療機関は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」が7件で最も多く、次いで「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が5件と続いています。
- ✓ その他の社会福祉六法外の民間の連携先は、ありません。

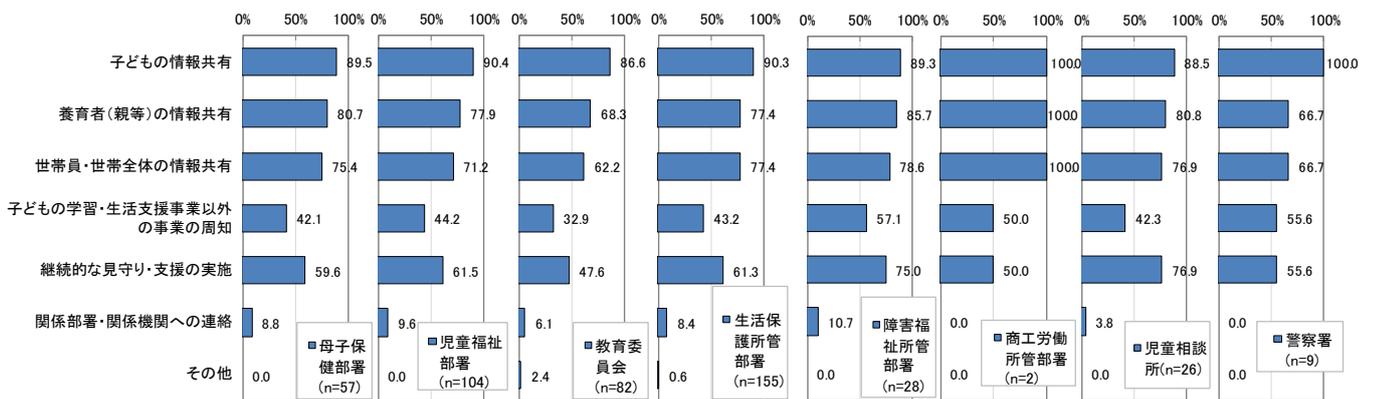
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問6-2Ⅲ-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容
 _「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 母子保健部署は、「子どもの情報共有」が89.5%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が80.7%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が75.4%と続いています。
- ✓ 児童福祉部署は、「子どもの情報共有」が90.4%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が77.9%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が71.2%と続いています。
- ✓ 教育委員会は、「子どもの情報共有」が86.6%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が68.3%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が62.2%と続いています。
- ✓ 生活保護所管部署は、「子どもの情報共有」が90.3%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が77.4%と続いています。
- ✓ 障害福祉所管部署は、「子どもの情報共有」が89.3%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が85.7%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が78.6%と続いています。
- ✓ 商工労働所管部署は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が2件で最も多くなっています。
- ✓ 児童相談所は、「子どもの情報共有」が88.5%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が80.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が76.9%と続いています。
- ✓ 警察署は、「子どもの情報共有」が9件で最も多く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が6件と続いています。

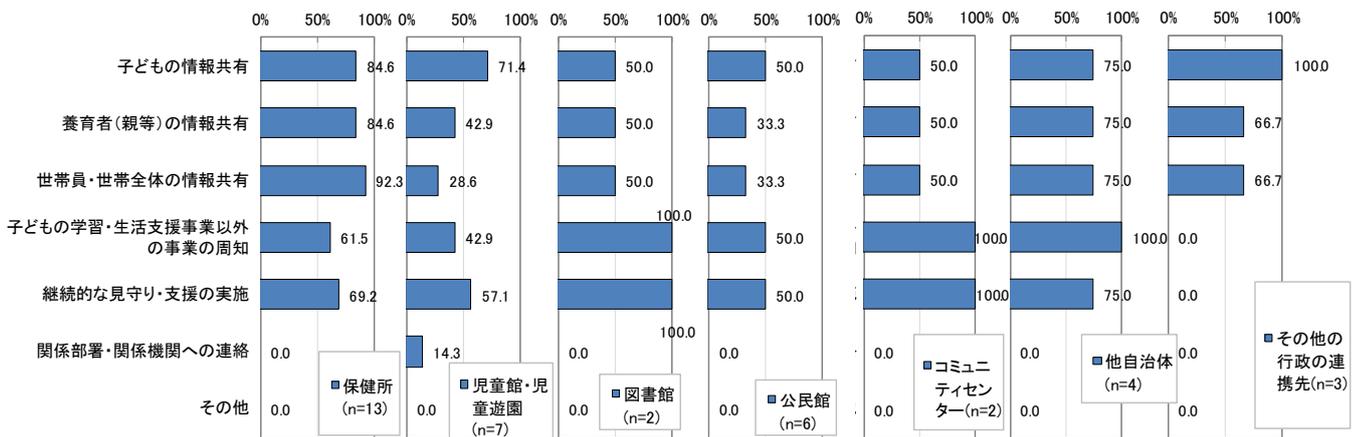
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問6-2Ⅲ-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容
 _「行政の連携先」(複数選択)

- ✓ 保健所は、「世帯員・世帯全体の情報共有」が92.3%と最も高く、次いで「子どもの情報共有」「養育者(親等)の情報共有」が84.6%と続いています。
- ✓ 児童館・児童遊園は、「子どもの情報共有」が5件で最も多く、次いで「継続的な見守り・支援の実施」が4件、そして「養育者(親等)の情報共有」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が3件と続いています。
- ✓ 図書館は、「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」が2件となっています。
- ✓ 公民館は、「子どもの情報共有」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」が3件となっています。
- ✓ コミュニティセンターは、「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」が2件となっています。
- ✓ 他自治体は、「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が4件となっています。
- ✓ その他の行政の連携先は、「子どもの情報共有」が3件となっています。

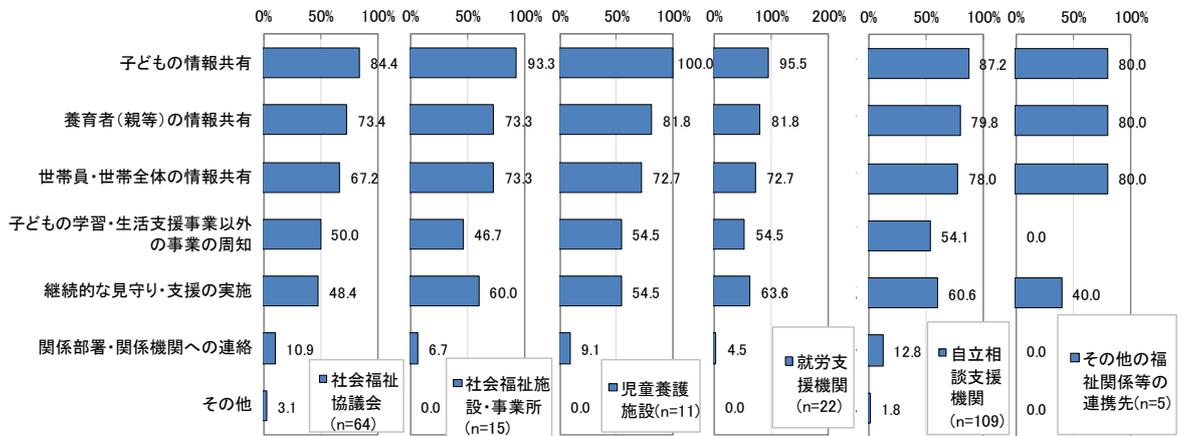
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問6-2Ⅳ 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容_「福祉関係等の連携先」(複数選択)

- ✓ 社会福祉協議会は、「子どもの情報共有」が84.4%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が73.4%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が67.2%と続いています。
- ✓ 社会福祉施設・事業所は、「子どもの情報共有」が93.3%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が73.3%、そして「継続的な見守り・支援の実施」が60.0%と続いています。
- ✓ 児童養護施設は、「子どもの情報共有」が100.0%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が81.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が72.7%と続いています。
- ✓ 就労支援機関は、「子どもの情報共有」が95.5%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が81.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が72.7%と続いています。
- ✓ 自立相談支援機関は、「子どもの情報共有」が87.2%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が79.8%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が78.0%と続いています。
- ✓ その他の福祉関係等の連携先は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が4件となっています。

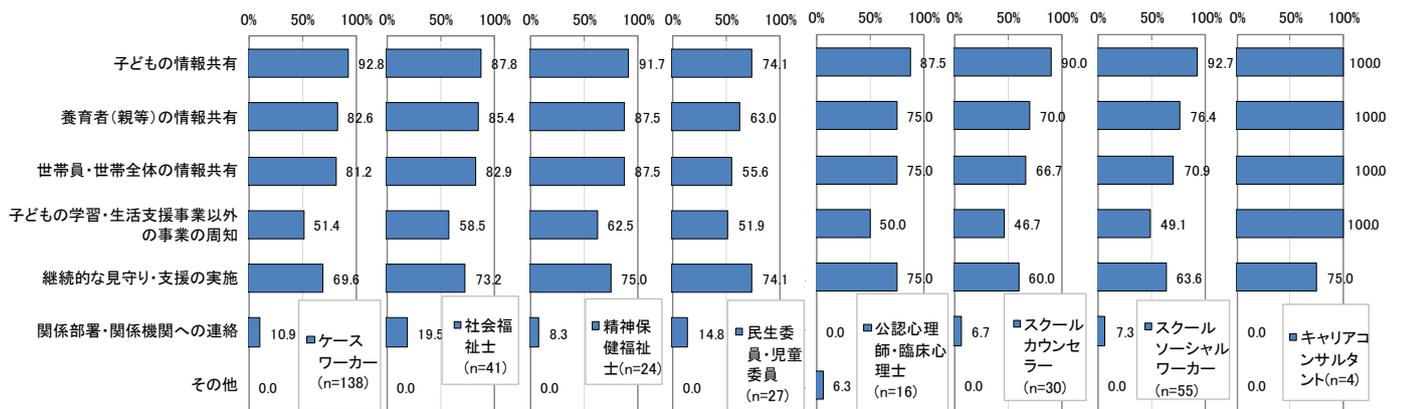
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問6-2 V-1 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容
 _「専門職等の連絡先」(複数選択)

- ✓ ケースワーカーは、「子どもの情報共有」が92.8%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が82.6%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が81.2%と続いています。
- ✓ 社会福祉士は、「子どもの情報共有」が87.8%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が85.4%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が82.9%と続いています。
- ✓ 精神保健福祉士は、「子どもの情報共有」が91.7%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が87.5%と続いています。
- ✓ 民生委員・児童委員は、「子どもの情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が74.1%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が63.0%と続いています。
- ✓ 公認心理師・臨床心理士は、「子どもの情報共有」が87.5%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が75.0%と続いています。
- ✓ スクールカウンセラーは、「子どもの情報共有」が90.0%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が70.0%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が66.7%と続いています。
- ✓ スクールソーシャルワーカーは、「子どもの情報共有」が92.7%と最も高く、次いで「養育者（親等）の情報共有」が76.4%、そして「世帯員・世帯全体の情報共有」が70.9%と続いています。
- ✓ キャリアコンサルタントは、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」が「世帯員・世帯全体の情報共有」「子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知」が4件となっています。

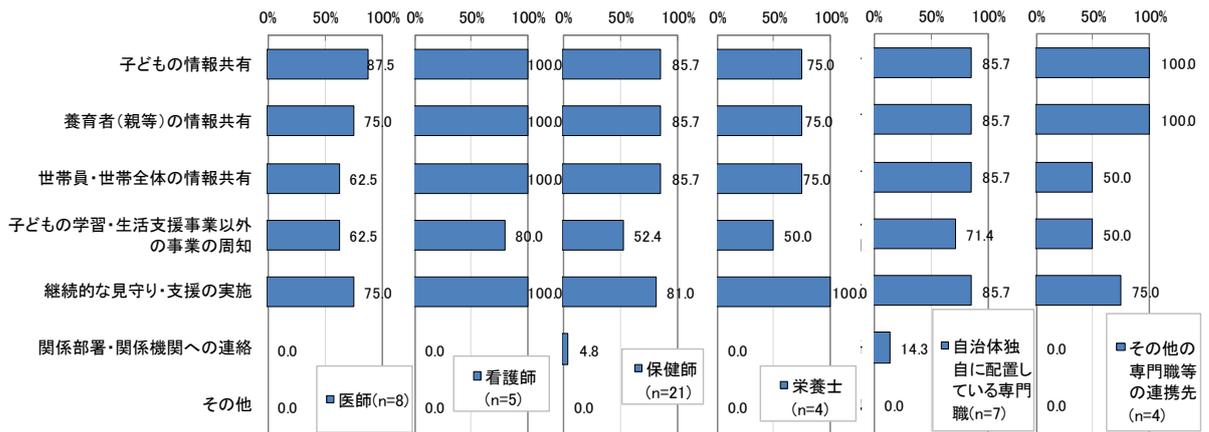
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問6-2 V-2 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容
 _「専門職等の連絡先」(複数選択)

- ✓ 医師は、「子どもの情報共有」が7件で最も多く、次いで「養育者（親等）の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が6件と続いています。
- ✓ 看護師は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が5件となっています。
- ✓ 保健師は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が85.7%と最も高くなっています。
- ✓ 栄養士は、「継続的な見守り・支援の実施」が4件で最も多く、次いで「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」が3件と続いています。
- ✓ 自治体独自に配置している専門職は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が6件となっています。
- ✓ その他の専門職等の連携先は、「子どもの情報共有」「養育者（親等）の情報共有」が4件で、次いで「継続的な見守り・支援の実施」が3件で続いています。

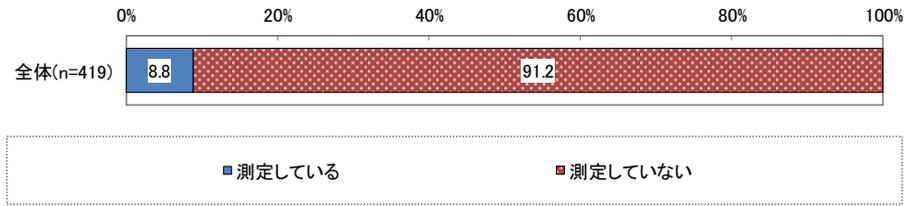
問6-2. 「子どもの学習・生活支援事業」の「支援終了後の段階」における連携先の取組内容



問8① 「子どもの学習・生活支援事業」における連携の効果測定の状況

✓ 「測定している」(8.8%)、「測定していない」(91.2%)となっています。

問8. 「子どもの学習・生活支援事業」における連携の効果測定の状況 (n=419)



問8②-1 「子どもの学習・生活支援事業」における連携の効果測定のための指標の内容

項目	件数	具体的な内容
1 高校進学、中退、未入学、就職率	20	・申込のあった中学3年生の進路希望にそった進学や就職の達成状況。 ・テストの得点
2 学力、学習意欲の向上	5	・自己肯定感、委託先から毎月提出してもらう支援状況報告書による学習・生活状況の推移。
3 参加人数 (内訳)	7	・対象者 (当該年度に対象となる者) のうち学習支援教室参加者の割合 ・参加人数の増減
4 参加者・関係者へのアンケート、ヒアリング	9	・子どもの生活・学習支援事業アンケート (第1回: 開始時、第2回: 半年後) ・参加者及び参加者の養育者へのアンケートによる満足度調査 ・面接時等に事業の内容を知った経路等について聴取している。
5 情報共有、連携	4	・地域団体等との連携 (協議、ケース会議、情報共有、活動の実施、食材提供、ボランティア参加等) に関する統計。 ・学習支援ネットワークへの参加委員数 ・4か月毎に「支援状況 (成果)」を支援員の主観で市へ提出してもらっている。その中の項目の一つに「支援員と関係機関との連携が構築できた」があり、できたと思った件数を出してもらっている。
6 その他	3	・参加者が設定した目標の達成度、事業実施者が設定した目標の達成度 ・高校進学率等、量的指標には現れない、子どもや親の質的な変化

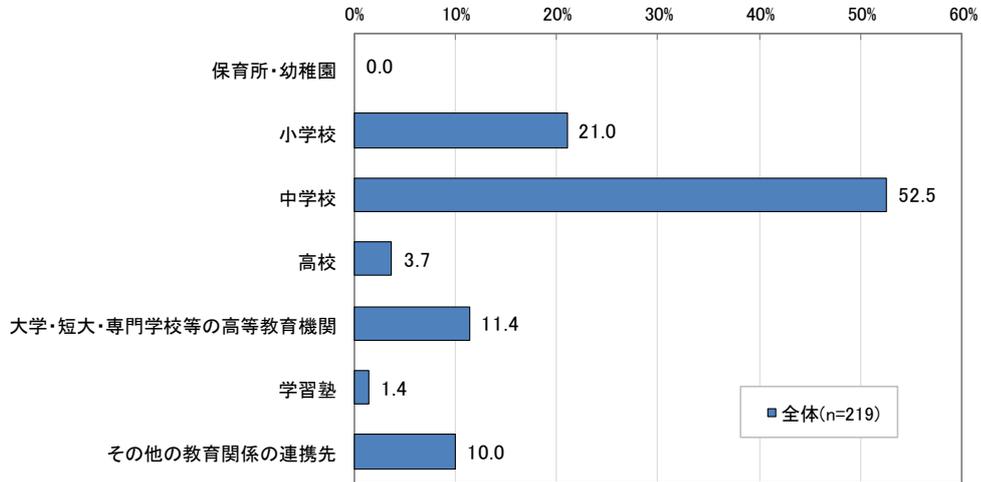
問8②-2 「子どもの学習・生活支援事業」における連携の効果測定のための指標を設定した理由

	項目	件数	具体的な内容
1	支援の効果をわかりやすくする、評価するため	9	<ul style="list-style-type: none"> ・どの程度の効果が見られたか評価して今後の支援に活かすことが必要であるため。 ・就学援助の手紙を教育委員会から発送する際に同梱してもらっているチラシの周知状況を把握しなかったため。
2	学力、学習意欲の向上のため	2	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の向上を図り高等学校進学や進路選択補幅を広げ、将来、自立した成果を送れるようにすることを事業目的としているため
3	進学等の進路選択肢を広げるため	10	<ul style="list-style-type: none"> ・高校への入学が、生活保護・生活困窮者世帯の連鎖から離脱できる要因の一つであると判断している
4	運営改善のため	3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの支援の実施業況報告や関係部署間で情報を共有することで、事業の内容について見直し、事業の利用対象者となる子どもたちに対して、より効果的な学習支援を実施するため。
5	地域連携が不可欠のため	2	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の支援対象者（世帯）は、多くが複合的な課題を抱えており、本事業のみの支援での課題解決は困難であるため、関係機関との連携の構築状況を測定している。 ・学習・生活支援事業の実施にあたって、子どもや世帯を支援するためには、地域の様々な団体との連携が不可欠であると考えられるため。
6	その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の効果については数値化しにくいいため、調査は満足度のみとした。

問9① 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「教育関係の連携先」

✓ 「中学校」が52.5%と最も高く、次いで「小学校」が21.0%、そして「大学・短大・専門学校等の高等教育機関」が11.4%と続いています。

問9.「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「教育関係の連携先」(n=219)



■目的 (自由回答)

		調査数	高校進学、中退、未入学、就職率	学力、学習意欲の向上	事業への参加・利用促進	対象児童の心と体のケア	情報共有、連携
教育関係の連携先	全体	203	8.9	26.1	7.9	1.0	36.0
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-
	小学校	42	-	19.0	11.9	4.8	45.2
	中学校	106	12.3	16.0	8.5	-	41.5
	高校	7	14.3	28.6	14.3	-	42.9
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	24	8.3	95.8	-	-	4.2
	学習塾	3	33.3	66.7	-	-	-
その他の教育関係の連携先	21	4.8	4.8	4.8	-	28.6	

		調査数	支援事業の周知	支援の運営方法、支援の充実	平等な居場所づくり	いじめ、不登校対策	貧困、生活困窮家庭の支援	その他
教育関係の連携先	全体	203	22.7	10.8	1.5	2.5	3.0	0.5
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	42	23.8	11.9	-	2.4	2.4	-
	中学校	106	31.1	10.4	0.9	1.9	1.9	0.9
	高校	7	-	-	-	-	-	-
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	24	-	-	-	-	-	-
	学習塾	3	-	33.3	-	-	-	-
その他の教育関係の連携先	21	14.3	23.8	9.5	9.5	14.3	-	

■連携理由（自由回答）

		調査数	高校進学、中退予防、就職	学力、学習意欲の向上	事業への参加・利用促進	対象児童の心と体のケア	情報共有、連携
教育関係の連携先	全体	199	6.0	15.6	8.0	0.5	45.2
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-
	小学校	42	-	9.5	9.5	-	54.8
	中学校	102	6.9	8.8	8.8	1.0	51.0
	高校	8	37.5	25.0	-	-	25.0
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	23	-	52.2	-	-	21.7
	学習塾	3	33.3	33.3	33.3	-	-
	その他の教育関係の連携先	21	4.8	14.3	9.5	-	38.1

		調査数	支援事業の周知	支援の運営方法、支援の充実	こどもの地域とのつながり、居場所づくり	学校生活の充実	貧困、生活困窮家庭の支援	その他
教育関係の連携先	全体	199	13.6	5.5	4.0	2.0	9.5	7.0
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	42	14.3	14.3	4.8	2.4	2.4	2.4
	中学校	102	15.7	4.9	2.0	2.0	12.7	7.8
	高校	8	-	-	-	-	-	12.5
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	23	4.3	-	13.0	-	-	13.0
	学習塾	3	-	-	-	-	-	-
	その他の教育関係の連携先	21	19.0	-	4.8	4.8	23.8	4.8

■連携を開始した時期（自由回答）

		調査数	事業開始時	事業開始前	事業実施後	不明	その他
教育関係の連携先	全体	199	57.3	4.5	34.2	1.0	3.0
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-
	小学校	41	63.4	-	26.8	2.4	7.3
	中学校	105	59.0	5.7	31.4	1.0	2.9
	高校	6	-	16.7	83.3	-	-
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	24	62.5	-	37.5	-	-
	学習塾	3	66.7	-	33.3	-	-
	その他の教育関係の連携先	20	45.0	10.0	45.0	-	-

■連携内容（自由回答）

		調査数	高校進学	学力、学習意欲の向上	事業への参加・利用促進	対象児童の心と体のケア	情報共有、連携	支援事業の周知
教育関係の連携先	全体	202	3.0	18.8	6.9	0.5	54.0	24.8
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	41	2.4	7.3	12.2	-	65.9	19.5
	中学校	105	3.8	8.6	7.6	1.0	59.0	34.3
	高校	8	-	25.0	-	-	75.0	-
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	25	-	72.0	-	-	8.0	8.0
	学習塾	3	-	66.7	-	-	66.7	33.3
	その他の教育関係の連携先	20	5.0	20.0	5.0	-	50.0	15.0

		調査数	支援の運営方法、支援の充実	こどもの地域とのつながり、居場所づくり	学校生活の充実	貧困、生活困窮家庭の支援	いじめ、不登校への支援	大学との連携、学生ボランティア募集	その他
教育関係の連携先	全体	202	4.5	3.5	-	3.5	1.0	3.5	1.0
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	41	7.3	2.4	-	4.9	-	-	2.4
	中学校	105	4.8	1.9	-	2.9	1.0	-	1.0
	高校	8	-	-	-	-	-	-	-
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	25	-	12.0	-	4.0	-	28.0	-
	学習塾	3	-	-	-	-	-	-	-
	その他の教育関係の連携先	20	5.0	5.0	-	5.0	5.0	-	-

■効果（自由回答）

		調査数	進路についての支援ができた	学力、学習意欲の向上	事業への参加・利用者が増えた	子ども・保護者の前向きな変化	情報共有、連携の強化	支援事業の周知ができた	適切な支援の運営ができた
教育関係の連携先	全体	199	9.5	14.1	16.1	4.0	30.7	9.5	24.1
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	41	-	24.4	22.0	4.9	39.0	9.8	31.7
	中学校	105	11.4	7.6	20.0	4.8	30.5	12.4	26.7
	高校	8	25.0	12.5	-	-	50.0	-	25.0
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	23	13.0	26.1	-	-	4.3	4.3	4.3
	学習塾	3	-	66.7	-	-	-	-	33.3
	その他の教育関係の連携先	19	10.5	5.3	10.5	5.3	42.1	5.3	15.8

		調査数	学生ボランティアとの交流の効果	居場所を作ることができた	貧困、生活困窮家庭の支援利用が増えた	不登校の子どもが前向きになった	ボランティアの応募・参加者が増えた	外部の協力	なし、特に効果はない	その他
教育関係の連携先	全体	199	5.0	1.0	3.0	7.0	3.0	0.5	1.0	1.0
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	41	-	-	-	4.9	-	-	-	2.4
	中学校	105	-	1.0	4.8	7.6	1.0	-	1.9	-
	高校	8	-	-	-	12.5	-	-	-	-
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	23	43.5	4.3	-	-	21.7	4.3	-	4.3
	学習塾	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の教育関係の連携先	19	-	-	5.3	15.8	-	-	-	-

■工夫・留意点（自由回答）

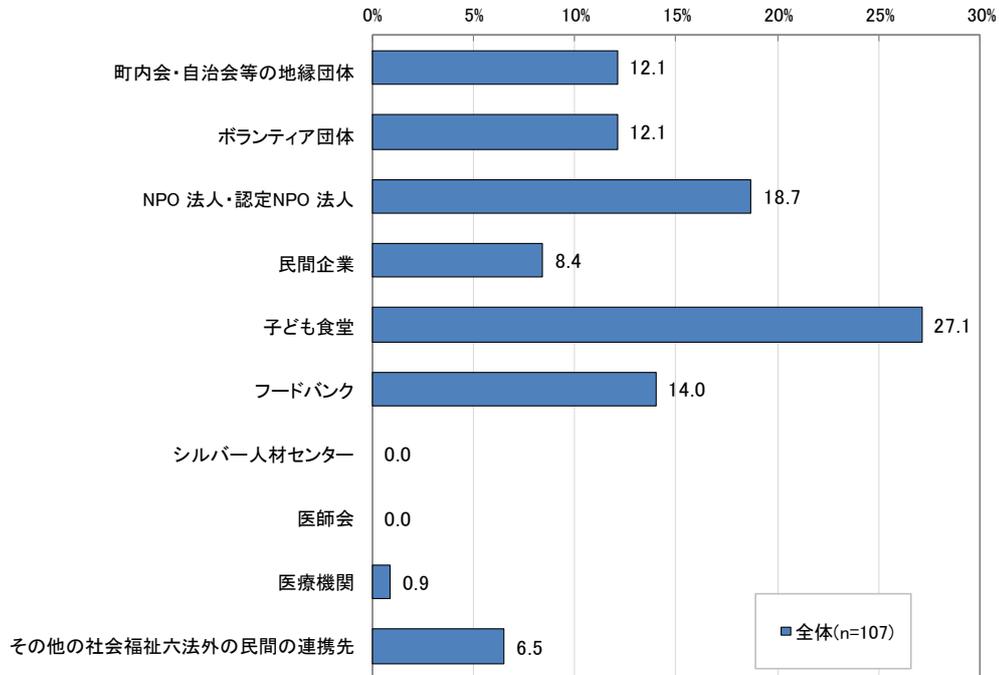
		調査数	進路についての支援	学習支援教室について	事業への参加・利用促進	貧困、生活困窮家庭の支援	情報共有、連携
教育関係の連携先	全体	154	1.3	5.2	1.9	3.2	50.6
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-
	小学校	34	-	-	5.9	2.9	64.7
	中学校	79	1.3	6.3	1.3	3.8	54.4
	高校	6	-	-	-	-	33.3
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	20	-	15.0	-	-	10.0
	学習塾	2	-	-	-	-	-
	その他の教育関係の連携先	13	7.7	-	-	7.7	69.2

		調査数	支援事業の周知	適切な支援の運営	大学、学生ボランティアとの連携	本人・保護者との信頼関係	特になし	その他
教育関係の連携先	全体	154	11.0	11.7	8.4	11.7	5.8	1.3
	保育所・幼稚園	-	-	-	-	-	-	-
	小学校	34	5.9	20.6	-	2.9	8.8	2.9
	中学校	79	16.5	5.1	-	16.5	7.6	1.3
	高校	6	16.7	33.3	-	33.3	-	-
	大学・短大・専門学校等の高等教育機関	20	5.0	10.0	65.0	-	-	-
	学習塾	2	-	100.0	-	-	-	-
	その他の教育関係の連携先	13	-	7.7	-	15.4	-	-

問9② 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「社会福祉六法外の民間の連携先」

✓ 「子ども食堂」が27.1%と最も高く、次いで「NPO法人・認定NPO法人」が18.7%、そして「フードバンク」が14.0%となっています。

問9.「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「社会福祉六法外の民間の連携先」(n=107)



■目的（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援 教室	事業への 参加・利用 促進	対象者の 能力向上 への支援	情報共 有、連携
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	101	36.6	19.8	3.0	5.9	2.0
	町内会・自治会等の地縁団体	10	20.0	40.0	-	-	-
	ボランティア団体	13	15.4	30.8	-	7.7	-
	NPO法人・認定NPO法人	19	10.5	21.1	5.3	5.3	5.3
	民間企業	9	11.1	33.3	-	44.4	-
	子ども食堂	27	59.3	7.4	7.4	-	-
	フードバンク	15	86.7	13.3	-	-	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	100.0
その他の社会福祉六法外の民間の連携先	7	14.3	14.3	-	-	-	

		調査数	支援事業の周知	支援の充実	安全な居場所づくり	貧困、生活困窮家庭の支援	その他
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	101	5.0	19.8	7.9	4.0	4.0
	町内会・自治会等の地縁団体	10	-	40.0	10.0	-	-
	ボランティア団体	13	-	23.1	15.4	-	7.7
	NPO 法人・認定NPO 法人	19	5.3	15.8	15.8	15.8	-
	民間企業	9	-	22.2	-	-	-
	子ども食堂	27	11.1	22.2	7.4	3.7	-
	フードバンク	15	-	-	-	-	6.7
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	-
	その他の社会福祉六法外の民間の連携先	7	14.3	28.6	-	-	28.6

■連携理由（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援 教室	ボランティ ア確保	対象者の 能力向上 への支援	情報共 有、連携
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	93	37.6	19.4	4.3	5.4	2.2
	町内会・自治会等の地縁団体	10	10.0	40.0	-	-	-
	ボランティア団体	11	9.1	27.3	27.3	9.1	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	18	11.1	33.3	-	11.1	-
	民間企業	7	-	14.3	-	28.6	-
	子ども食堂	25	80.0	4.0	4.0	-	-
	フードバンク	14	71.4	-	-	-	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	100.0
	その他の社会福祉六法外の民間の連携先	7	14.3	42.9	-	-	14.3

		調査数	貧困、生 活困窮家 庭の支援	支援の充 実	安全な居 場所づくり	その他
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	93	9.7	8.6	9.7	10.8
	町内会・自治会等の地縁団体	10	10.0	10.0	20.0	10.0
	ボランティア団体	11	-	-	9.1	18.2
	NPO 法人・認定NPO 法人	18	16.7	22.2	11.1	5.6
	民間企業	7	-	-	-	57.1
	子ども食堂	25	4.0	8.0	8.0	-
	フードバンク	14	14.3	7.1	7.1	14.3
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-
	その他の社会福祉六法外の民間の連携先	7	28.6	-	14.3	-

■連携を開始した時期（自由回答）

		調査数	事業開始 時	事業開始 前	事業実施 後	不明	その他
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	94	41.5	5.3	51.1	1.1	1.1
	町内会・自治会等の地縁団体	8	37.5	12.5	50.0	-	-
	ボランティア団体	13	76.9	-	23.1	-	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	19	36.8	15.8	42.1	-	5.3
	民間企業	9	44.4	-	55.6	-	-
	子ども食堂	23	21.7	4.3	69.6	-	4.3
	フードバンク	14	50.0	-	50.0	-	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	100.0	-	-	-	-
	その他の社会福祉六法外の民間の連携先	7	28.6	-	71.4	-	-

■連携内容（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援 教室	ボランティ ア確保	体験教室 やイベン ト、レクリ エーション 等	情報共 有、連携
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	99	42.4	21.2	2.0	9.1	16.2
	町内会・自治会等の地縁団体	10	20.0	30.0	-	-	10.0
	ボランティア団体	13	23.1	30.8	7.7	23.1	23.1
	NPO 法人・認定NPO 法人	19	10.5	26.3	-	-	31.6
	民間企業	9	22.2	22.2	-	33.3	11.1
	子ども食堂	26	69.2	11.5	3.8	7.7	15.4
	フードバンク	14	92.9	7.1	-	-	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	100.0
その他の社会福祉六法外の民間の連携先		7	28.6	42.9	-	14.3	-

		調査数	貧困、生 活困窮家 庭の支援	支援の充 実	安全な居 場所づく り	支援の周 知	その他
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	99	2.0	11.1	6.1	4.0	2.0
	町内会・自治会等の地縁団体	10	-	20.0	20.0	10.0	-
	ボランティア団体	13	-	7.7	7.7	-	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	19	10.5	21.1	15.8	5.3	-
	民間企業	9	-	11.1	-	-	-
	子ども食堂	26	-	7.7	-	7.7	-
	フードバンク	14	-	7.1	-	-	7.1
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	-
その他の社会福祉六法外の民間の連携先		7	-	-	-	-	14.3

■効果（自由回答）

		調査数	食育や交 流を通じた 意欲の向 上	学力、学 習意欲の 向上	支援事業 への参加・ 利用者が 増えた	子ども・保 護者の前 向きな変 化	情報共 有、連携 の強化	支援事業 の周知が できた
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	95	32.6	35.8	6.3	5.3	12.6	2.1
	町内会・自治会等の地縁団体	9	11.1	55.6	-	-	11.1	-
	ボランティア団体	12	16.7	41.7	16.7	16.7	8.3	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	19	5.3	31.6	15.8	5.3	21.1	-
	民間企業	9	11.1	44.4	-	22.2	11.1	-
	子ども食堂	25	64.0	32.0	-	-	8.0	4.0
	フードバンク	13	76.9	15.4	-	-	7.7	7.7
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	100.0	-
その他の社会福祉六法外の民間の連携先		7	-	57.1	14.3	-	14.3	-

		調査数	適切な支 援の運営 ができた	本人・保護 者との信 頼関係	居場所を 作ることが できた	貧困、生 活困窮家 庭への支 援	不登校の 子どもへ の支援	ボランティ アの応募・ 参加者が 増えた	なし、特に 効果はない
社会福祉 六法外の 民間の連 携先	全体	95	5.3	1.1	15.8	5.3	1.1	2.1	1.1
	町内会・自治会等の地縁団体	9	-	-	33.3	-	-	11.1	-
	ボランティア団体	12	-	-	25.0	8.3	-	-	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	19	15.8	-	15.8	15.8	-	-	5.3
	民間企業	9	11.1	-	-	-	11.1	-	-
	子ども食堂	25	-	-	20.0	4.0	-	4.0	-
	フードバンク	13	-	7.7	7.7	-	-	-	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	-	-	-
その他の社会福祉六法外の民間の連携先		7	14.3	-	-	-	-	-	-

■連携の工夫・留意点（自由回答）

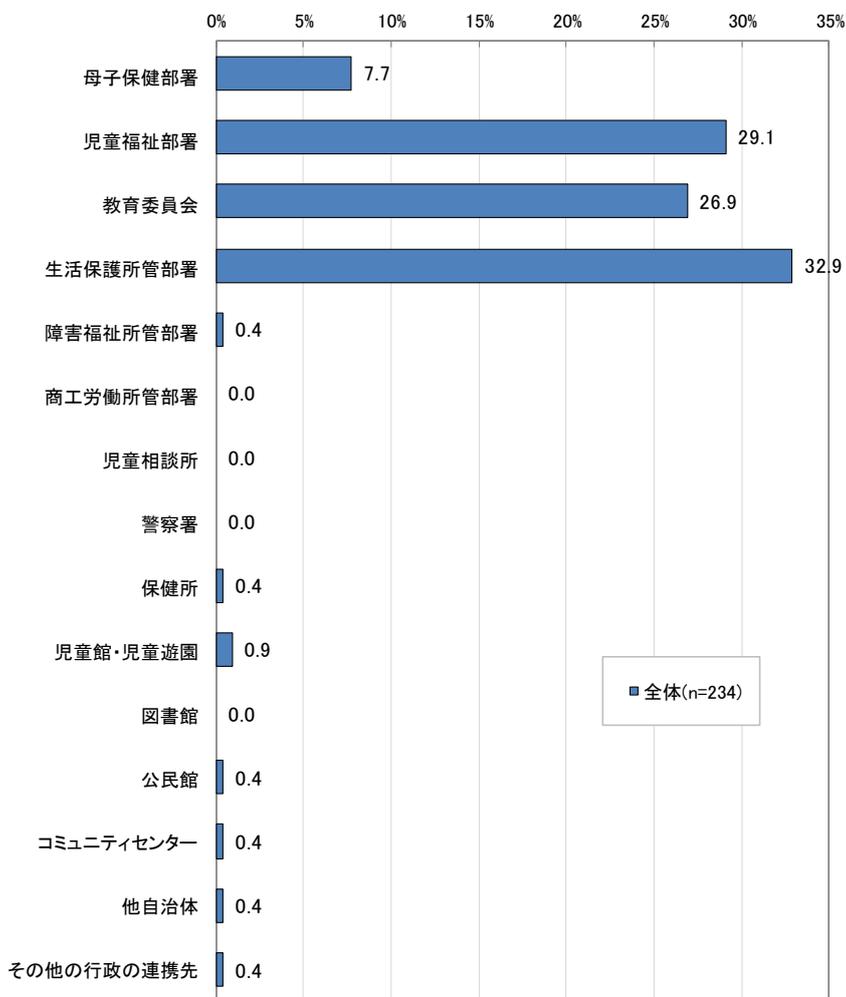
		調査数	子ども食堂に、フードバンク等について	学習支援教室について	コロナ禍における活動への配慮、影響	貧困、生活困窮家庭の支援	情報共有、連携	支援事業の周知
社会福祉六法外の民間の連携先	全体	78	26.9	20.5	3.8	5.1	30.8	2.6
	町内会・自治会等の地縁団体	7	28.6	42.9	28.6	14.3	14.3	-
	ボランティア団体	10	-	40.0	-	10.0	40.0	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	17	5.9	17.6	-	5.9	35.3	5.9
	民間企業	5	20.0	20.0	-	-	40.0	-
	子ども食堂	21	47.6	14.3	-	4.8	28.6	4.8
	フードバンク	12	50.0	16.7	8.3	-	8.3	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	100.0	-
その他の社会福祉六法外の民間の連携先		5	20.0	-	-	-	60.0	-

		調査数	適切な支援の運営	ボランティアとの交流	本人・保護者との信頼関係	不登校、ひきこもりの子どもへの支援	居場所を作ることができた	特になし	その他
社会福祉六法外の民間の連携先	全体	78	1.3	2.6	2.6	5.1	5.1	5.1	1.3
	町内会・自治会等の地縁団体	7	-	-	-	-	-	-	-
	ボランティア団体	10	-	10.0	-	10.0	-	20.0	-
	NPO 法人・認定NPO 法人	17	5.9	-	5.9	11.8	5.9	-	5.9
	民間企業	5	-	-	-	20.0	-	-	-
	子ども食堂	21	-	4.8	4.8	-	9.5	-	-
	フードバンク	12	-	-	-	-	-	16.7	-
	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-	-	-
	医師会	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療機関	1	-	-	-	-	-	-	-
その他の社会福祉六法外の民間の連携先		5	-	-	-	-	20.0	-	-

問9③ 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「行政の連携先」

✓ 「生活保護所管部署」が32.9%と最も高く、次いで「児童福祉部署」が29.1%、そして「教育委員会」が26.9%と続いています。

問9. 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「行政の連携先」(n=234)



■目的（自由回答）

		調査数	貧困、生活困窮家庭の支援	学習支援教室	事業への参加・利用促進	対象者の能力向上支援
行政の連携先	全体	218	22.5	21.1	12.4	0.5
	母子保健部署	17	17.6	11.8	5.9	-
	児童福祉部署	62	12.9	22.6	8.1	-
	教育委員会	59	6.8	25.4	10.2	-
	生活保護所管部署	72	44.4	19.4	18.1	1.4
	障害福祉所管部署	1	100.0	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	100.0	-
	児童館・児童遊園	2	-	50.0	-	-
	図書館	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	100.0	-	-	-
	他自治体	1	-	-	-	-
その他の行政の連携先	1	-	-	100.0	-	

		調査数	情報共有、連携	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	安全な居場所づくり	その他
行政の連携先	全体	218	35.8	24.3	12.4	1.8	1.4
	母子保健部署	17	52.9	17.6	17.6	5.9	-
	児童福祉部署	62	38.7	22.6	19.4	1.6	1.6
	教育委員会	59	44.1	25.4	8.5	1.7	3.4
	生活保護所管部署	72	26.4	27.8	8.3	-	-
	障害福祉所管部署	1	-	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	-	-	50.0	-
	図書館	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	100.0	-	-
	コミュニティセンター	1	-	-	-	-	-
	他自治体	1	-	100.0	-	-	-
その他の行政の連携先	1	-	-	-	-	-	

■連携理由（自由回答）

		調査数	事業への参加・利用促進	学習支援教室	支援事業の周知	対象者の能力向上への支援
行政の連携先	全体	208	6.7	12.0	13.9	-
	母子保健部署	16	6.3	12.5	18.8	-
	児童福祉部署	61	4.9	9.8	14.8	-
	教育委員会	57	7.0	8.8	17.5	-
	生活保護所管部署	66	9.1	13.6	9.1	-
	障害福祉所管部署	1	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	100.0	-	-
	図書館	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	100.0	-	-
	コミュニティセンター	1	-	-	-	-
	他自治体	1	-	-	100.0	-
その他の行政の連携先	1	-	-	-	-	

		調査数	情報共有、連携	貧困、生活困窮家庭の支援	支援の充実	その他
行政の連携先	全体	208	54.3	27.9	11.1	0.5
	母子保健部署	16	50.0	12.5	12.5	6.3
	児童福祉部署	61	57.4	19.7	23.0	-
	教育委員会	57	71.9	10.5	5.3	-
	生活保護所管部署	66	40.9	54.5	4.5	-
	障害福祉所管部署	1	-	100.0	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-
	保健所	1	100.0	100.0	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	-	-	-
	図書館	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	100.0	-	-	-
	他自治体	1	-	-	-	-
その他の行政の連携先	1	-	-	100.0	-	

■連携を開始した時期（自由回答）

		調査数	事業開始時	事業開始前	事業実施後	不明	その他
行政の連携先	全体	212	70.3	1.4	24.5	0.5	3.3
	母子保健部署	15	80.0	-	13.3	-	6.7
	児童福祉部署	59	61.0	-	33.9	1.7	3.4
	教育委員会	60	60.0	3.3	35.0	-	1.7
	生活保護所管部署	70	85.7	1.4	8.6	-	4.3
	障害福祉所管部署	1	100.0	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	100.0	-	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	50.0	-	50.0	-	-
	図書館	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	100.0	-	-
	コミュニティセンター	1	100.0	-	-	-	-
	他自治体	1	-	-	100.0	-	-
その他の行政の連携先	1	100.0	-	-	-	-	

■連携内容（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援	対象者の 能力向上 への支援	体験教室 やイベン ト、リク リエーシ ョン 等	情報共 有、連携
行政の連 携先	全体	215	0.0	15.3	-	-	54.4
	母子保健部署	16	-	6.3	-	-	81.3
	児童福祉部署	61	-	16.4	-	-	59.0
	教育委員会	59	-	27.1	-	-	42.4
	生活保護所管部署	71	-	5.6	-	-	57.7
	障害福祉所管部署	1	-	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	50.0	-	-	-
	図書館	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	-	100.0	-	-	100.0
	他自治体	1	-	-	-	-	-
その他の行政の連携先	1	-	-	-	-	100.0	

		調査数	貧困、生 活困窮家 庭の支援	支援の充 実	安全な居 場所づくり	支援の周 知	事業への 参加・利用 促進	その他
行政の連 携先	全体	215	5.6	12.1	1.9	34.9	12.6	0.9
	母子保健部署	16	6.3	12.5	-	18.8	12.5	-
	児童福祉部署	61	3.3	19.7	1.6	34.4	3.3	-
	教育委員会	59	3.4	6.8	3.4	37.3	10.2	3.4
	生活保護所管部署	71	8.5	8.5	-	39.4	23.9	-
	障害福祉所管部署	1	100.0	-	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	100.0	-	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	-	50.0	-	-	-
	図書館	-	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	100.0	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	-	-	-	-	-	-
	他自治体	1	-	-	-	100.0	-	-
その他の行政の連携先	1	-	-	-	-	-	-	

■ 効果（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援	事業への 参加・利用 促進	対象者の 能力の向 上	情報共 有、連携	支援事業 の周知
行政の連 携先	全体	207	0.5	20.8	13.0	-	27.1	15.0
	母子保健部署	15	-	6.7	-	-	53.3	13.3
	児童福祉部署	61	1.6	18.0	18.0	-	19.7	18.0
	教育委員会	58	-	27.6	6.9	-	36.2	20.7
	生活保護所管部署	66	-	18.2	15.2	-	22.7	9.1
	障害福祉所管部署	1	-	-	100.0	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	100.0	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	100.0	-	-	-	-
	図書館	-	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	-	100.0	-	-	-	-
	他自治体	1	-	-	-	-	-	-
その他の行政の連携先	-	-	-	-	-	-	-	

		調査数	適切な支 援、支援 の充実	居場所づく り	支援への 申し込み が増えた	貧困、生 活困窮家 庭への支 援	なし、特に 効果はな い	その他
行政の連 携先	全体	207	26.6	2.9	18.4	8.7	1.9	1.0
	母子保健部署	15	33.3	-	13.3	13.3	-	-
	児童福祉部署	61	34.4	1.6	24.6	1.6	-	1.6
	教育委員会	58	13.8	1.7	15.5	5.2	5.2	-
	生活保護所管部署	66	30.3	4.5	16.7	16.7	1.5	-
	障害福祉所管部署	1	-	-	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	-	100.0	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	50.0	-	-	-	-
	図書館	-	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	100.0	-	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	-	-	-	-	-	100.0
	他自治体	1	-	-	100.0	-	-	-
その他の行政の連携先	-	-	-	-	-	-	-	

■連携の工夫・留意点（自由回答）

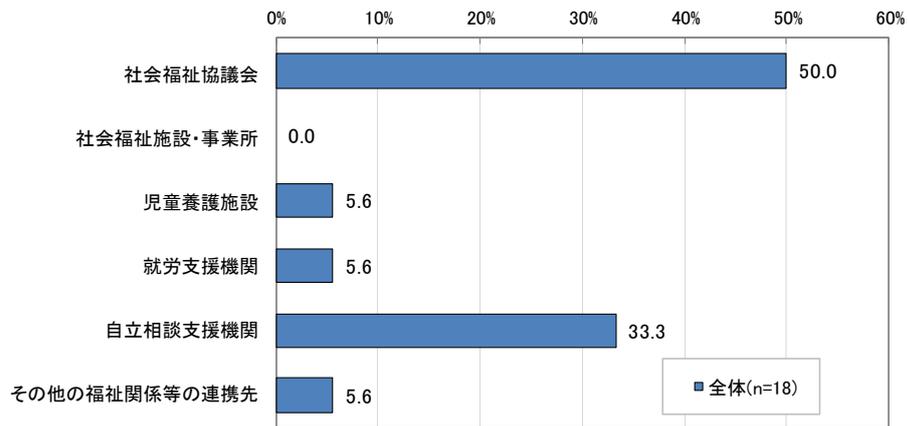
		調査数	本人・保護者との信頼関係	学習支援	事業への参加・利用促進	貧困、生活困窮家庭の支援	情報共有、連携
行政の連携先	全体	142	3.5	1.4	1.4	2.8	62.7
	母子保健部署	9	-	11.1	-	-	66.7
	児童福祉部署	45	4.4	-	-	4.4	73.3
	教育委員会	37	2.7	-	-	-	62.2
	生活保護所管部署	44	2.3	2.3	4.5	2.3	54.5
	障害福祉所管部署	1	100.0	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	-	-	100.0
	児童館・児童遊園	2	-	-	-	-	50.0
	図書館	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	-	100.0	-
	コミュニティセンター	1	-	-	-	-	100.0
	他自治体	1	-	-	-	-	-
その他の行政の連携先	-	-	-	-	-	-	

		調査数	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	新型コロナ対策	特になし	その他
行政の連携先	全体	142	16.2	7.7	2.1	8.5	2.8
	母子保健部署	9	11.1	22.2	-	11.1	-
	児童福祉部署	45	6.7	13.3	-	6.7	2.2
	教育委員会	37	13.5	2.7	-	13.5	5.4
	生活保護所管部署	44	29.5	4.5	4.5	6.8	2.3
	障害福祉所管部署	1	-	-	-	-	-
	商工労働所管部署	-	-	-	-	-	-
	児童相談所	-	-	-	-	-	-
	警察署	-	-	-	-	-	-
	保健所	1	-	-	-	-	-
	児童館・児童遊園	2	-	-	50.0	-	-
	図書館	-	-	-	-	-	-
	公民館	1	-	-	-	-	-
	コミュニティセンター	1	-	-	-	-	-
	他自治体	1	100.0	-	-	-	-
その他の行政の連携先	-	-	-	-	-	-	

問9④ 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「福祉関係等の連携先」

✓ 「社会福祉協議会」が50.0%と最も高く、次いで「自立相談支援機関」が33.3%、そして「児童養護施設」「就労支援機関」「その他の福祉関係等の連携先」が5.6%と続いています。

問9.「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「福祉関係等の連携先」(n=18)



■目的 (自由回答)

		調査数	貧困、生活困窮家庭の支援	学習支援教室	事業への参加・利用促進	対象者の能力向上支援
福祉関係の連携先	全体	17	41.2	35.3	-	11.8
	社会福祉協議会	9	33.3	44.4	-	22.2
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	100.0	100.0	-	-
	就労支援機関	1	-	-	-	-
	自立相談支援機関	5	40.0	20.0	-	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	100.0	-	-	-

		調査数	情報共有、連携	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	安全な居場所づくり	その他
福祉関係の連携先	全体	17	5.9	5.9	17.6	11.8	-
	社会福祉協議会	9	-	11.1	11.1	11.1	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	-	-	-	-
	就労支援機関	1	-	-	100.0	-	-
	自立相談支援機関	5	20.0	-	20.0	20.0	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	-	-	-	-

■連携理由（自由回答）

		調査数	事業への参加・利用促進	学習支援教室	支援事業の周知	対象者の能力向上への支援
福祉関係の連携先	全体	17	-	29.4	-	5.9
	社会福祉協議会	9	-	44.4	-	11.1
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	100.0	-	-
	就労支援機関	1	-	-	-	-
	自立相談支援機関	5	-	-	-	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	-	-	-

		調査数	情報共有、連携	貧困、生活困窮家庭の支援	支援の充実	その他
福祉関係の連携先	全体	17	11.8	52.9	11.8	-
	社会福祉協議会	9	11.1	33.3	11.1	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	100.0	-	-
	就労支援機関	1	-	100.0	-	-
	自立相談支援機関	5	20.0	60.0	20.0	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	100.0	-	-

■連携を開始した時期（自由回答）

		調査数	事業開始時	事業開始前	事業実施後	不明	その他
福祉関係の連携先	全体	15	66.7	6.7	26.7	-	-
	社会福祉協議会	7	71.4	-	28.6	-	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	100.0	-	-	-	-
	就労支援機関	1	100.0	-	-	-	-
	自立相談支援機関	5	60.0	20.0	20.0	-	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	-	100.0	-	-

■連携内容（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援	対象者の 能力向上 への支援	体験教室 やイベン ト、レク レーション 等	情報共 有、連携
福祉関係 の連携先	全体	16	12.5	25.0	6.3	6.3	25.0
	社会福祉協議会	8	12.5	25.0	12.5	12.5	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	100.0	-	-	-
	就労支援機関	1	-	-	-	-	-
	自立相談支援機関	5	-	20.0	-	-	80.0
	その他の福祉関係等の連携先	1	100.0	-	-	-	-

		調査数	貧困、生 活困窮家 庭の支援	支援の充 実	安全な居 場所づくり	支援の周 知	事業への 参加・利用 促進	その他
福祉関係 の連携先	全体	16	43.8	12.5	-	6.3	6.3	-
	社会福祉協議会	8	50.0	12.5	-	12.5	-	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	-	-	-	-	-
	就労支援機関	1	100.0	-	-	-	-	-
	自立相談支援機関	5	20.0	20.0	-	-	20.0	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	100.0	-	-	-	-	-

■効果（自由回答）

		調査数	食事・食 材、場の 提供	学習支援	事業への 参加・利用 促進	対象者の 能力の向 上	情報共 有、連携	支援事業 の周知
福祉関係 の連携先	全体	17	5.9	29.4	5.9	11.8	11.8	-
	社会福祉協議会	8	12.5	25.0	-	12.5	12.5	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	100.0	-	-	-	-
	就労支援機関	1	-	-	-	-	-	-
	自立相談支援機関	6	-	16.7	16.7	16.7	-	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	100.0	-	-	100.0	-

		調査数	適切な支 援、支援 の充実	居場所づ くり	支援への 申し込み が増えた	貧困、生 活困窮家 庭への支 援	なし、特 に効果は ない	その他
福祉関係 の連携先	全体	17	17.6	5.9	5.9	23.5	5.9	-
	社会福祉協議会	8	25.0	-	12.5	25.0	-	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	100.0	-	-	-	-
	就労支援機関	1	-	-	-	100.0	-	-
	自立相談支援機関	6	16.7	-	-	16.7	16.7	-
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	-	-	-	-	-

■連携の工夫・留意点（自由回答）

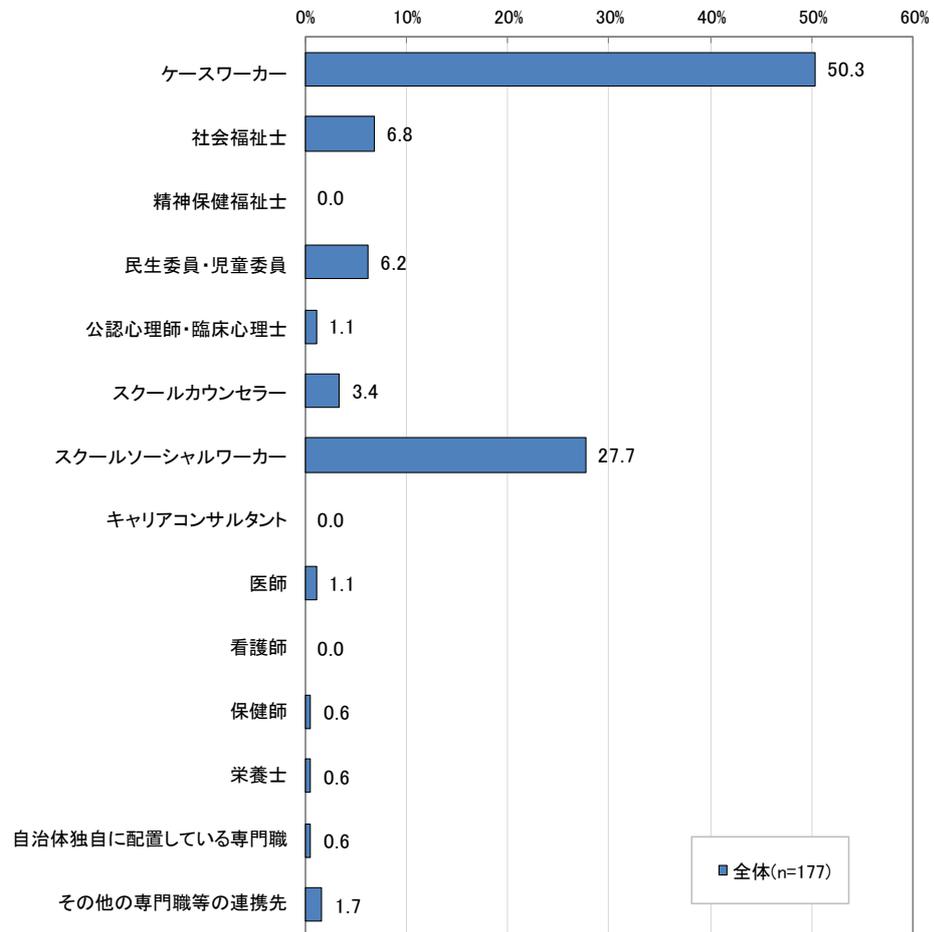
		調査数	本人・保護者との信頼関係	学習支援	事業への参加・利用促進	貧困、生活困窮家庭の支援	情報共有、連携
福祉関係の連携先	全体	14	-	14.3	14.3	7.1	35.7
	社会福祉協議会	6	-	16.7	16.7	16.7	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	100.0	-	-	100.0
	就労支援機関	1	-	-	-	-	100.0
	自立相談支援機関	5	-	-	-	-	60.0
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	-	100.0	-	-

		調査数	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	新型コロナ対策	特になし	その他
福祉関係の連携先	全体	14	21.4	14.3	7.1	7.1	7.1
	社会福祉協議会	6	50.0	-	16.7	-	-
	社会福祉施設・事業所	-	-	-	-	-	-
	児童養護施設	1	-	-	-	-	-
	就労支援機関	1	-	100.0	-	-	-
	自立相談支援機関	5	-	20.0	-	20.0	20.0
	その他の福祉関係等の連携先	1	-	-	-	-	-

問9⑤ 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「専門職等の連携先」

✓ 「ケースワーカー」が50.3%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が27.7%、そして「社会福祉士」が6.8%と続いています。

問9. 「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組の連携先_「専門職等の連携先」(n=177)



■目的（自由回答）

		調査数	学習支援	事業への参加・利用促進	対象者の能力向上支援	情報共有、連携
専門職等との連携先	全体	166	17.5	18.1	0.6	36.7
	ケースワーカー	83	18.1	12.0	1.2	32.5
	社会福祉士	11	18.2	9.1	-	36.4
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	10	10.0	50.0	-	40.0
	公認心理師・臨床心理士	2	50.0	-	-	-
	スクールカウンセラー	6	-	16.7	-	66.7
	スクールソーシャルワーカー	46	21.7	23.9	-	43.5
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-
	医師	2	-	50.0	-	-
	看護師	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	100.0
	栄養士	1	-	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	-	-	-	100.0
その他の専門職等の連携先	3	-	33.3	-	-	

		調査数	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	安全な居場所づくり	貧困、生活困窮家庭の支援	その他
専門職等との連携先	全体	166	14.5	14.5	2.4	24.7	2.4
	ケースワーカー	83	20.5	9.6	-	41.0	2.4
	社会福祉士	11	9.1	9.1	-	27.3	9.1
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	10	20.0	-	10.0	-	-
	公認心理師・臨床心理士	2	-	-	-	-	50.0
	スクールカウンセラー	6	-	33.3	-	-	-
	スクールソーシャルワーカー	46	6.5	23.9	6.5	6.5	-
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-
	医師	2	-	50.0	-	-	-
	看護師	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	-	-
	栄養士	1	-	100.0	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	-	-	-	-	-
その他の専門職等の連携先	3	33.3	-	-	33.3	-	

■連携理由（自由回答）

		調査数	学習支援	事業への参加・利用促進	居場所づくり	情報共有、連携
専門職等との連携先	全体	157	5.7	10.8	0.6	58.6
	ケースワーカー	78	6.4	7.7	-	43.6
	社会福祉士	11	-	9.1	-	72.7
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	9	-	33.3	-	77.8
	公認心理師・臨床心理士	2	-	-	-	-
	スクールカウンセラー	6	16.7	-	-	66.7
	スクールソーシャルワーカー	43	7.0	11.6	2.3	72.1
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-
	医師	2	-	50.0	-	100.0
	看護師	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	100.0	-	100.0
	栄養士	1	-	-	-	100.0
	自治体独自に配置している専門職 その他の専門職等の連携先	1 3	- -	- -	- -	- -

		調査数	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	貧困、生活困窮家庭の支援	その他
専門職等との連携先	全体	157	8.3	12.1	29.9	4.5
	ケースワーカー	78	12.8	7.7	51.3	5.1
	社会福祉士	11	-	9.1	27.3	-
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	9	-	11.1	-	-
	公認心理師・臨床心理士	2	-	50.0	-	50.0
	スクールカウンセラー	6	-	16.7	16.7	-
	スクールソーシャルワーカー	43	7.0	18.6	4.7	4.6
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-
	医師	2	-	-	-	-
	看護師	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	-
	栄養士	1	-	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職 その他の専門職等の連携先	1 3	- -	100.0 -	- 33.3	- -

■連携を開始した時期

		調査数	事業開始時	事業開始前	事業実施後	不明	その他
専門職等との連携先	全体	153	71.2	2.6	22.9	2.0	1.3
	ケースワーカー	77	81.8	3.9	13.0	1.3	-
	社会福祉士	11	72.7	-	9.1	9.1	9.1
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	8	87.5	-	12.5	-	-
	公認心理師・臨床心理士	2	100.0	-	-	-	-
	スクールカウンセラー	6	66.7	-	33.3	-	-
	スクールソーシャルワーカー	43	46.5	2.3	46.5	2.3	2.3
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-
	医師	1	100.0	-	-	-	-
	看護師	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	100.0	-	-
	栄養士	-	-	-	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職 その他の専門職等の連携先	1 3	100.0 100.0	- -	- -	- -	- -

■連携内容（自由回答）

		調査数	学習支援	事業への参加・利用促進	対象者の意欲、能力の向上	情報共有、連携
専門職等との連携先	全体	160	15.6	23.8	1.3	66.9
	ケースワーカー	80	12.5	31.3	1.3	63.8
	社会福祉士	10	10.0	10.0	-	80.0
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	9	44.4	-	-	22.2
	公認心理師・臨床心理士	2	-	-	50.0	50.0
	スクールカウンセラー	6	-	-	-	100.0
	スクールソーシャルワーカー	45	20.0	24.4	-	73.3
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-
	医師	2	-	-	-	100.0
	看護師	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	100.0
	栄養士	1	-	-	-	100.0
	自治体独自に配置している専門職	1	-	-	-	100.0
その他の専門職等の連携先	3	33.3	33.3	-	33.3	

		調査数	支援事業の周知	適切な支援、支援の充実	居場所づくり	貧困、生活困窮家庭への支援	その他
専門職等との連携先	全体	160	18.1	16.3	1.3	6.9	1.3
	ケースワーカー	80	25.0	12.5	1.3	12.5	2.5
	社会福祉士	10	20.0	20.0	-	-	-
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	9	22.2	22.2	11.1	-	-
	公認心理師・臨床心理士	2	-	-	-	-	-
	スクールカウンセラー	6	-	16.7	-	-	-
	スクールソーシャルワーカー	45	11.1	17.8	-	-	-
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-
	医師	2	-	-	-	-	-
	看護師	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	-	-
	栄養士	1	-	100.0	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	-	100.0	-	-	-
その他の専門職等の連携先	3	-	33.3	-	33.3	-	

■ 効果（自由回答）

		調査数	学習支援	事業への参加・利用促進	対象者の能力向上、保護者との信頼関係構築	情報共有、連携	支援事業の周知
専門職等との連携先	全体	151	15.9	19.2	6.0	37.1	4.0
	ケースワーカー	76	14.5	15.8	5.3	30.3	6.6
	社会福祉士	10	10.0	20.0	-	30.0	-
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	8	25.0	-	-	50.0	12.5
	公認心理師・臨床心理士	2	50.0	-	-	-	-
	スクールカウンセラー	5	20.0	40.0	-	60.0	-
	スクールソーシャルワーカー	42	16.7	26.2	9.5	47.6	-
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-
	医師	2	-	50.0	-	50.0	-
	看護師	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	100.0	-
	栄養士	1	-	-	100.0	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	100.0	-	-	-	-
その他の専門職等の連携先	3	-	33.3	-	33.3	-	

		調査数	適切な支援、支援の充実	居場所づくり	支援への申し込みが増えた	貧困、生活困窮家庭への支援	なし、特に効果はない、わからない	その他
専門職等との連携先	全体	151	28.5	2.0	11.3	11.3	1.3	2.6
	ケースワーカー	76	22.4	3.9	18.4	14.5	2.6	5.2
	社会福祉士	10	50.0	-	-	30.0	-	-
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	8	12.5	-	12.5	12.5	-	-
	公認心理師・臨床心理士	2	50.0	-	-	-	-	-
	スクールカウンセラー	5	40.0	-	-	-	-	-
	スクールソーシャルワーカー	42	33.3	-	2.4	4.8	-	-
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-	-
	医師	2	-	-	-	-	-	-
	看護師	-	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	100.0	-	-	-	-	-
	栄養士	1	-	-	-	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	100.0	-	-	-	-	-
その他の専門職等の連携先	3	33.3	-	33.3	-	-	-	

■連携の工夫・留意点（自由回答）

		調査数	学習支援	事業への参加・利用促進	対象者・保護者との信頼関係構築	情報共有、連携	支援事業の周知
専門職等との連携先	全体	104	5.8	7.7	6.7	72.1	6.7
	ケースワーカー	51	-	9.8	3.9	66.7	9.8
	社会福祉士	8	25.0	12.5	-	50.0	12.5
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	5	40.0	-	-	100.0	20.0
	公認心理師・臨床心理士	2	-	-	50.0	50.0	-
	スクールカウンセラー	5	20.0	-	-	80.0	-
	スクールソーシャルワーカー	28	3.6	3.6	10.7	82.1	-
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-
	医師	1	-	-	-	100.0	-
	看護師	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	100.0	-
	栄養士	-	-	-	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	-	-	-	100.0	-
その他の専門職等の連携先	2	-	50.0	50.0	50.0	-	

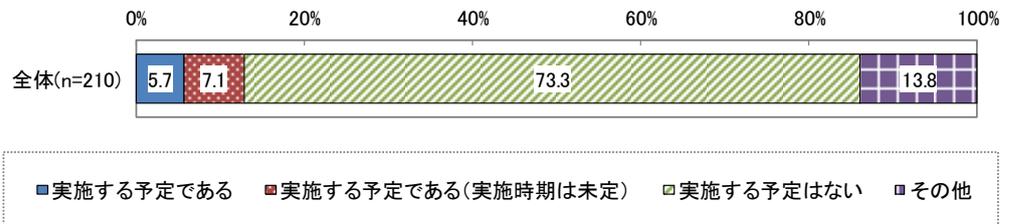
		調査数	適切な支援、支援の充実	新型コロナの影響	支援への申し込みが増えた	貧困、生活困窮家庭への支援	特になし	その他
専門職等との連携先	全体	104	2.9	1.0	1.0	2.9	5.8	1.9
	ケースワーカー	51	2.0	2.0	2.0	5.9	5.9	3.9
	社会福祉士	8	-	-	-	-	12.5	-
	精神保健福祉士	-	-	-	-	-	-	-
	民生委員・児童委員	5	-	-	-	-	-	-
	公認心理師・臨床心理士	2	-	-	-	-	-	-
	スクールカウンセラー	5	-	-	-	-	-	-
	スクールソーシャルワーカー	28	3.6	-	-	-	7.1	-
	キャリアコンサルタント	-	-	-	-	-	-	-
	医師	1	-	-	-	-	-	-
	看護師	-	-	-	-	-	-	-
	保健師	1	-	-	-	-	-	-
	栄養士	-	-	-	-	-	-	-
	自治体独自に配置している専門職	1	100.0	-	-	-	-	-
その他の専門職等の連携先	2	-	-	-	-	-	-	

<問 14、問 14-1 は「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない自治体が対象>

問 14 「子どもの学習・生活支援事業」の今後の実施予定

✓ 「実施する予定である」(5.7%)、「実施する予定である(実施時期は未定)」(7.1%)、「実施する予定はない」(73.3%)となっています。

問14.「子どもの学習・生活支援事業」の今後の実施予定 (n=210)



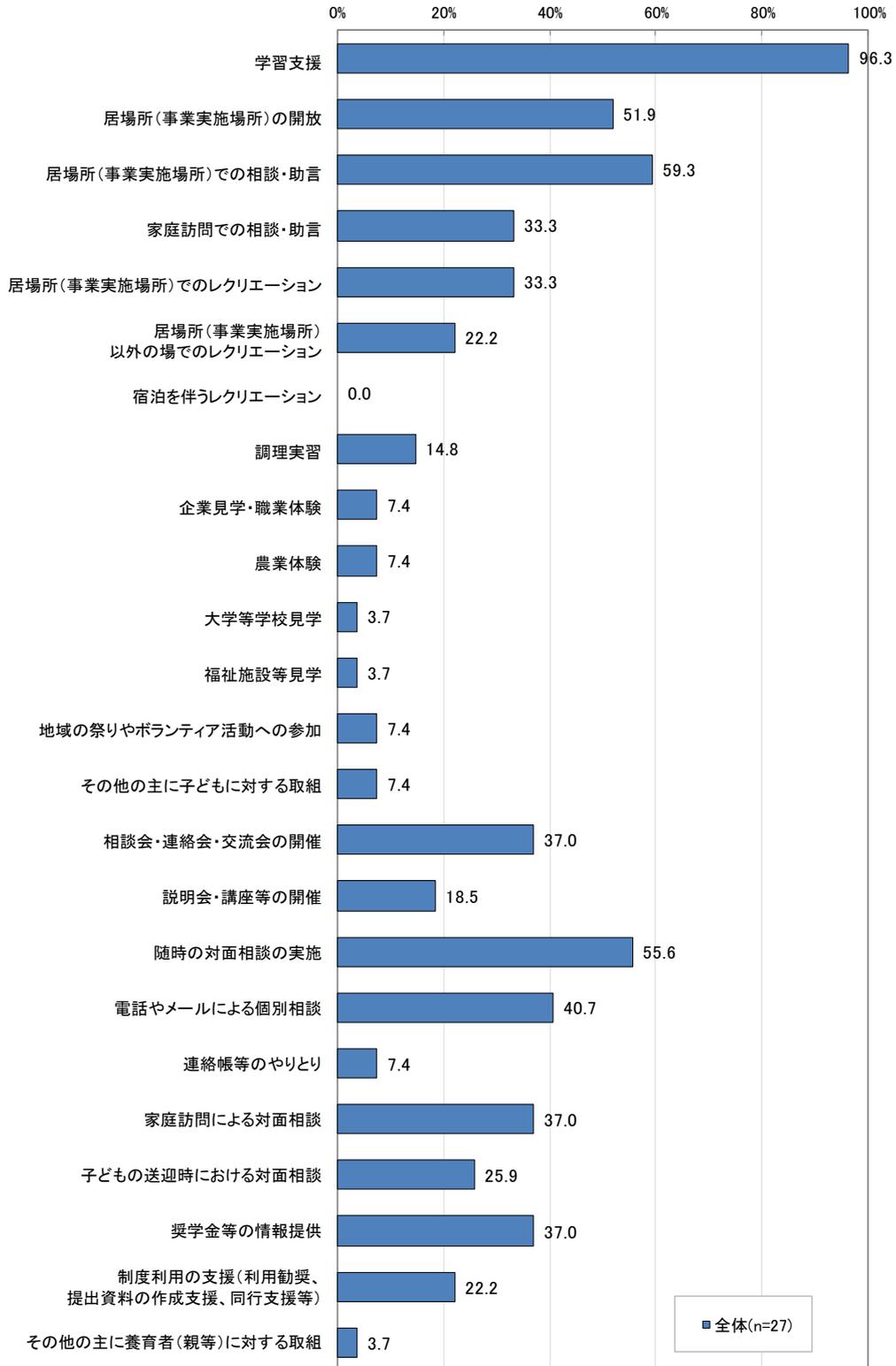
その他の内訳

項目	件数	具体的な内容
1 他事業、他部署の事業で実施している、重複している	19	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで市独自で類似事業を実施していたが、今後の事業継続については未定となっている。(関東地方) ・平成 31 年 4 月から、他部署において「子どもの学習支援」を実施している。(中国・四国地方) ・教育委員会で子どもの学習・生活支援を実施しているため。(近畿地方)
2 検討中、今後検討したい	8	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における困窮世帯に属する子どもの実態(対象者数・関係機関の支援状況・ニーズ)等を踏まえ、実施可否を検討中。(中国・四国地方) ・事業実施については、取組事例等を参考に今後検討する。(北海道・東北地方)
3 予定なし、未定	5	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で実施する予定はない。(北海道・東北地方)
4 その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮家庭を把握することが困難なため。(中部地方) ・平成 31 年度までは NPO 法人(1カ所)に業務委託し実施していたが、子どもの貧困対策事業との関係から終了している。(九州地方)

問 14- 1 <問 14で「1か2」(実施する予定である)を選択した自治体>実施を予定している「子どもの学習・生活支援事業」の取組(複数選択)

✓ 「学習支援」が96.3%と最も高く、次いで「居場所(事業実施場所)での相談・助言」が59.3%、そして「随時の対面相談の実施」が55.6%と続いています。

問 14- 1. <問 14で「1か2」(実施する予定である)を選択した自治体>実施を予定している「子どもの学習・生活支援事業」の取組(複数選択)(n=27)



厚生労働省 令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業
子どもの学習・生活支援事業の
支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業
報告書

令和3（2021）年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所
〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22
TEL 03-3434-6282
FAX 03-3578-7547
<https://www.jmar.co.jp/>
